

# 環境影響評価調査計画書

－墨田清掃工場リニューアル事業－

令和 7 年 12 月

東京二十三区清掃一部事務組合



## 目 次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 .....	1
2 対象事業の名称及び種類 .....	1
3 対象事業の内容の概略 .....	1
4 対象事業の目的及び内容 .....	2
4.1 事業の目的 .....	2
4.2 事業の内容 .....	2
4.2.1 位置及び区域 .....	2
4.2.2 計画の内容 .....	6
4.3 施工計画及び供用の計画 .....	21
4.3.1 施工計画 .....	21
4.3.2 供用の計画 .....	26
5 事業計画の策定に至った経過 .....	30
5.1 事業計画の策定 .....	30
5.2 地域住民との取組 .....	30
6 地域の概況 .....	31
6.1 一般項目 .....	33
6.1.1 人口 .....	33
6.1.2 産業 .....	36
6.1.3 交通 .....	37
6.1.4 土地利用 .....	42
6.1.5 水域利用 .....	69
6.1.6 気象 .....	72
6.1.7 関係法令の指定・規制等 .....	77
6.1.8 環境保全に関する計画等 .....	79
6.1.9 公害に関する苦情件数 .....	86
6.2 環境項目 .....	88
6.2.1 大気汚染 .....	88
6.2.2 悪臭 .....	105
6.2.3 騒音・振動 .....	105
6.2.4 水質汚濁 .....	110
6.2.5 土壌汚染 .....	120
6.2.6 地盤 .....	124
6.2.7 地形・地質 .....	125
6.2.8 水循環 .....	131
6.2.9 生物・生態系 .....	134
6.2.10 日影 .....	145
6.2.11 電波障害 .....	146
6.2.12 風環境 .....	146
6.2.13 景観 .....	146

6.2.14 史跡・文化財 .....	146
6.2.15 自然との触れ合い活動の場 .....	148
6.2.16 廃棄物.....	148
6.2.17 温室効果ガス .....	151
7 環境影響評価の項目 .....	153
7.1 選定した項目及びその理由 .....	153
7.1.1 選定した項目.....	153
7.1.2 選定した理由.....	156
7.2 選定しなかった項目及びその理由 .....	159
7.2.1 選定しなかった項目 .....	159
7.2.2 選定しなかった理由 .....	159
8 調査等の方法 .....	162
8.1 調査等の概要 .....	162
8.2 項目別の調査等の方法 .....	168
8.2.1 大気汚染.....	168
8.2.2 悪臭.....	174
8.2.3 騒音・振動.....	177
8.2.4 土壤汚染.....	183
8.2.5 地盤.....	186
8.2.6 水循環.....	189
8.2.7 廃棄物.....	192
8.2.8 温室効果ガス.....	194
9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する 特別区の名称及びその地域の町名 .....	196
10 その他 .....	198
10.1 対象事業に必要な許認可及び根拠法令 .....	198
10.2 調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 .....	198
10.3 調査計画書を作成するにあたって参考とした資料の目録 .....	199

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合  
代表者 : 管理者 吉住 健一  
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

## 2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 墨田清掃工場リニューアル事業  
事業の種類 : 廃棄物処理施設の変更

## 3 対象事業の内容の概略

墨田清掃工場リニューアル事業（以下「本事業」という。）は、東京都墨田区東墨田一丁目 10 番 23 号に位置する既存の墨田清掃工場（平成 10 年 1 月しゅん工、処理能力 600 トン/日（600 トン/日・炉×1 炉））のリニューアルを行うものである。

対象事業の内容の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地	東京都墨田区東墨田一丁目 10 番 23 号	
敷 地 面 積	約 18,211m <sup>2</sup>	
工 事 期 間	プラント工事：令和 11 年度から令和 14 年度（予定） 飛灰処理設備棟建設工事：令和 14 年度から令和 15 年度（予定）	
工 場 稼 働 年 度	令和 14 年度（予定）	
処 理 能 力	可燃ごみ 500 トン/日 (500 トン/日・炉×1 炉)	
主な建築物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ：約 31m
	煙 突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約 150m
	飛灰処理設備棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 高さ：約 22m

## 4 対象事業の目的及び内容

### 4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

本事業は、「一般廃棄物処理基本計画」（以下「一廃計画」という。）に基づき、安定的な全量処理体制を確保するための施設整備の一環として、リニューアル工事<sup>注</sup>を行うものである。

清掃工場の施設規模は、熱回収設備の大型化等により、敷地面積等を考慮して500トン/日とする。清掃一組の所管する23区全体の清掃工場によるごみ処理能力を基に一廃計画を策定しているため、施設規模を500トン/日とすることによる23区全体のごみ処理計画に影響はない。

### 4.2 事業の内容

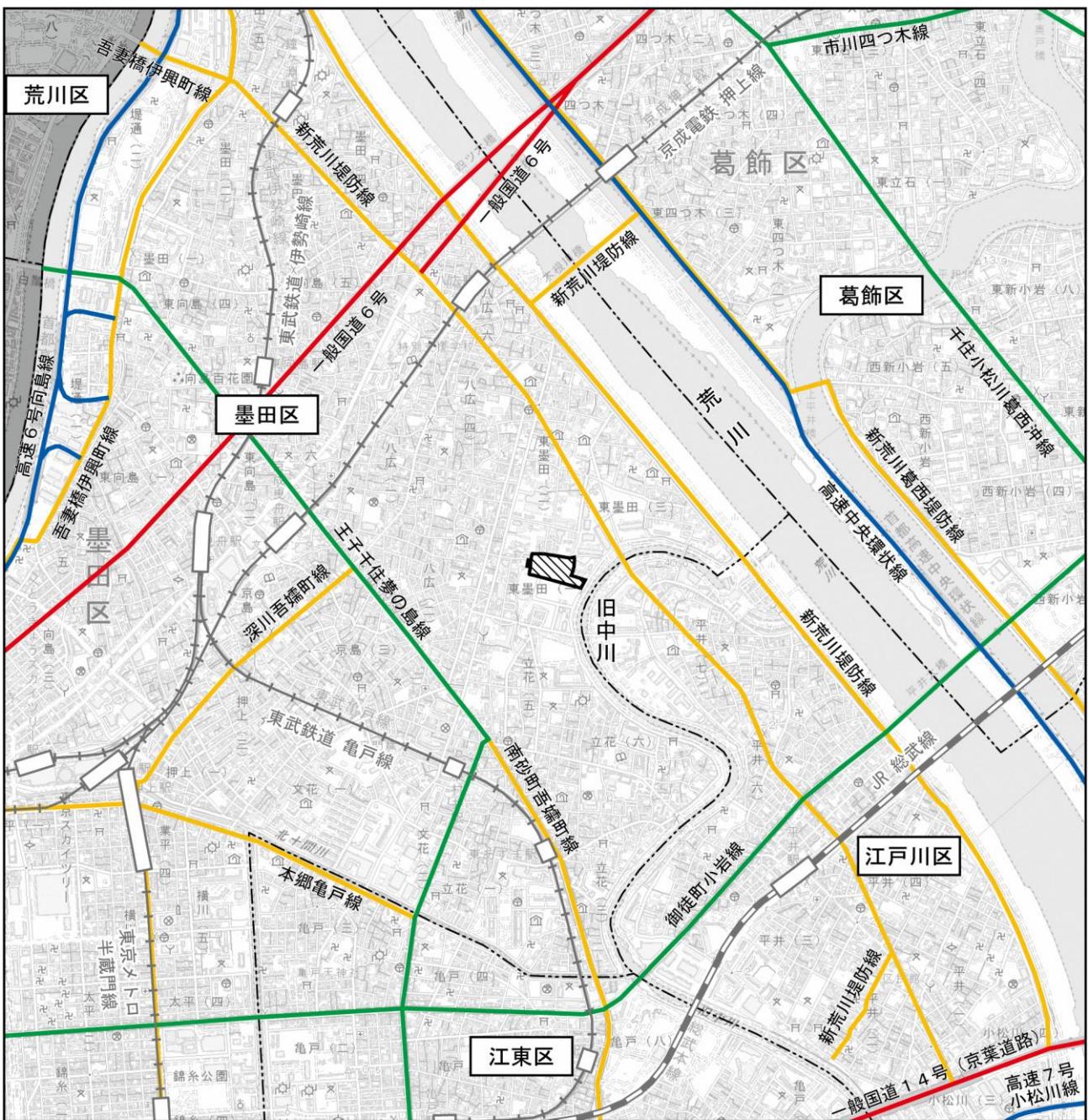
#### 4.2.1 位置及び区域

対象事業の対象となる区域（以下「計画地」という。）は図4-1、図4-2及び図4-3に示すとおりである。

計画地は、墨田区東墨田に位置しており、敷地面積約18,211m<sup>2</sup>の区域である。

---

注）既存工場の建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する工事



## 凡例

- |  |           |  |           |
|--|-----------|--|-----------|
|  | : 計画地     |  | : 高速自動車国道 |
|  | : 行政界     |  | : 一般国道    |
|  | : JR線     |  | : 主要地方道   |
|  | : 私鉄・地下鉄線 |  | : 特例都道    |

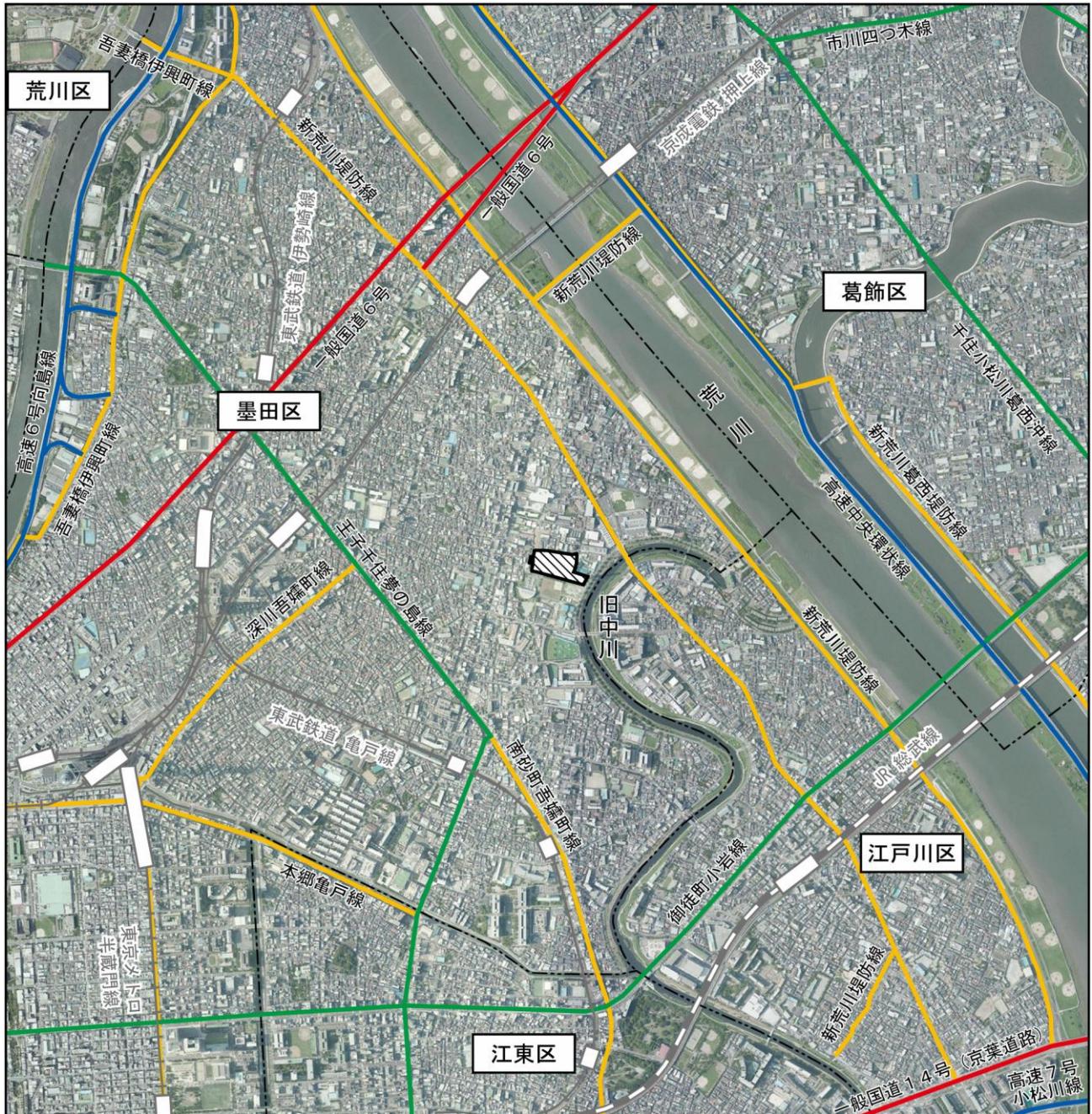


1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 4-1 計画地の位置



## 凡例

- |  |           |  |           |
|--|-----------|--|-----------|
|  | : 計画地     |  | : 高速自動車国道 |
|  | : 行政界     |  | : 一般国道    |
|  | : JR線     |  | : 主要地方道   |
|  | : 私鉄・地下鉄線 |  | : 特例都道    |

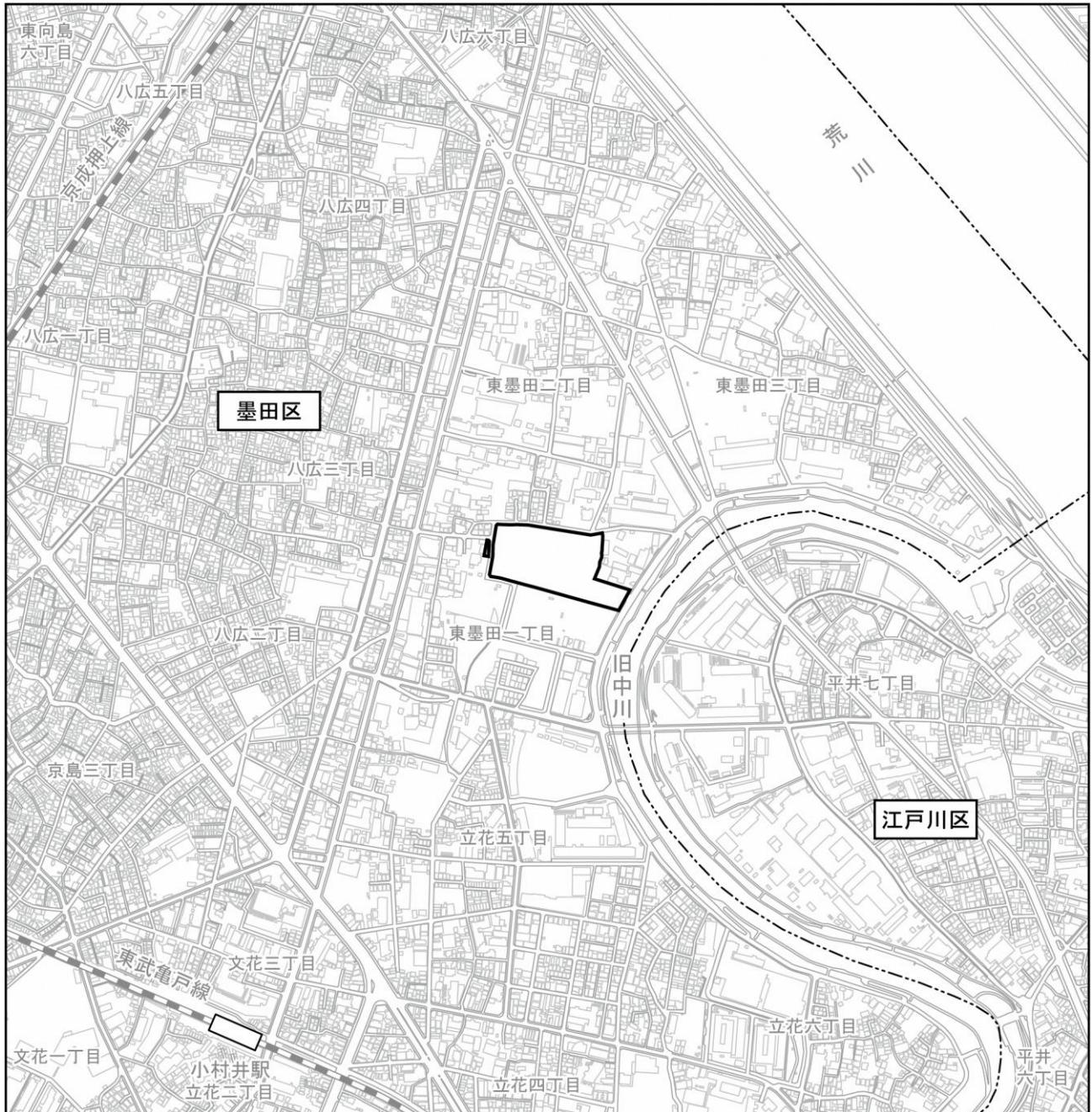


1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、地理院タイル(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 4-2 計画地周辺の写真



## 凡例

■ : 計画地

---- : 行政界

--- : 線路



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 4-3 計画地の区域

## 4.2.2 計画の内容

本事業は、既存工場棟の設備・機器を撤去し、最新の設備・機器に更新するものである。

リニューアル後の主な施設としては、工場棟、付属施設及び煙突がある。

### (1) リニューアル工事

工事後の耐用年数は建替工事と同様に 25~30 年であり、リニューアル工事では既存の建屋や煙突等を可能な限り再使用するため、費用削減、工期短縮、建設廃棄物の削減を図ることができる。

本事業では、既存の建屋と煙突外筒を補修の上再使用し、内部のプラント設備や煙突内筒等を更新する。併せて、渋谷清掃工場及び千歳清掃工場で発生した飛灰を受入れ、薬剤処理を行うための飛灰処理設備棟を新たに建設する。

### (2) 施設計画

既存及びリニューアル後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2 に示すとおりである。

リニューアル後の工場棟に変更はなく、リニューアル後の煙突は内筒を更新しステンレス製の内筒を収めるものとする。

表 4-1 既存及びリニューアル後の施設概要：構造等

施設区分	既存		リニューアル後
敷地地盤 (GL)	A.P. 約 +2.1m		A.P. 約 +2.1m
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート及び鉄骨造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート及び鉄骨造)
	高さ	31m(屋上)	約 31m(屋上)
	深さ	-23.8m(A.P. 約 -21.7m)	-23.8m(A.P. 約 -21.7m)
付属施設	洗車棟、飛灰搬出設備棟ほか		洗車棟、飛灰処理設備棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：ステンレス製
	高さ	150m	約 150m

建築面積については、既存が約 8,396m<sup>2</sup>、リニューアル後が約 8,470m<sup>2</sup>となる。

既存施設配置は図 4-4、施設計画は図 4-5、設備配置計画は図 4-6 に示すとおりである。

また、計画建築物の計画立面は図 4-7、完成予想図は図 4-8 に示すとおりである。なお、計画地西側区道を跨いだ緑地には設備等を配置していない。

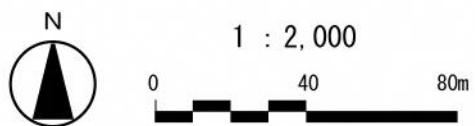
表 4-2 既存及びリニューアル後の施設概要：建築面積

施設区分	既存	リニューアル後
工場棟	約 8,106m <sup>2</sup>	約 8,106m <sup>2</sup>
付属施設	約 290m <sup>2</sup>	約 364m <sup>2</sup>
合計面積	約 8,396m <sup>2</sup>	約 8,470m <sup>2</sup>



## 凡例

- |   |       |   |                 |
|---|-------|---|-----------------|
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>                                     | : 計画地 | <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></span> | : 工場棟           |
| <span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; padding: 2px;"> </span> | : 行政界 | <span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></span> | : 飛灰搬出設備棟、廃材置場等 |
| <span style="background-color: pink; border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></span> | : 煙突  | <span style="background-color: green; border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></span>  | : 緑地            |



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 4-4 既存施設配置図



## 凡例

- |  |                               |   |             |
|--|-------------------------------|---|-------------|
| <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>   | : 計画地                         | <span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 工場棟       |
| <span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 行政界                         | <span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 洗車棟、屋外待機所 |
| <span style="background-color: lightblue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>                                   | : 飛灰処理設備棟(建替)、油庫(建替)、廃材置場(建替) |   |             |
| <span style="background-color: pink; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>  | : 煙突                          |   |             |
| <span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>                                       | : 緑地                          |   |             |



1 : 2,000

0 40 80m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 4-5 施設計画図

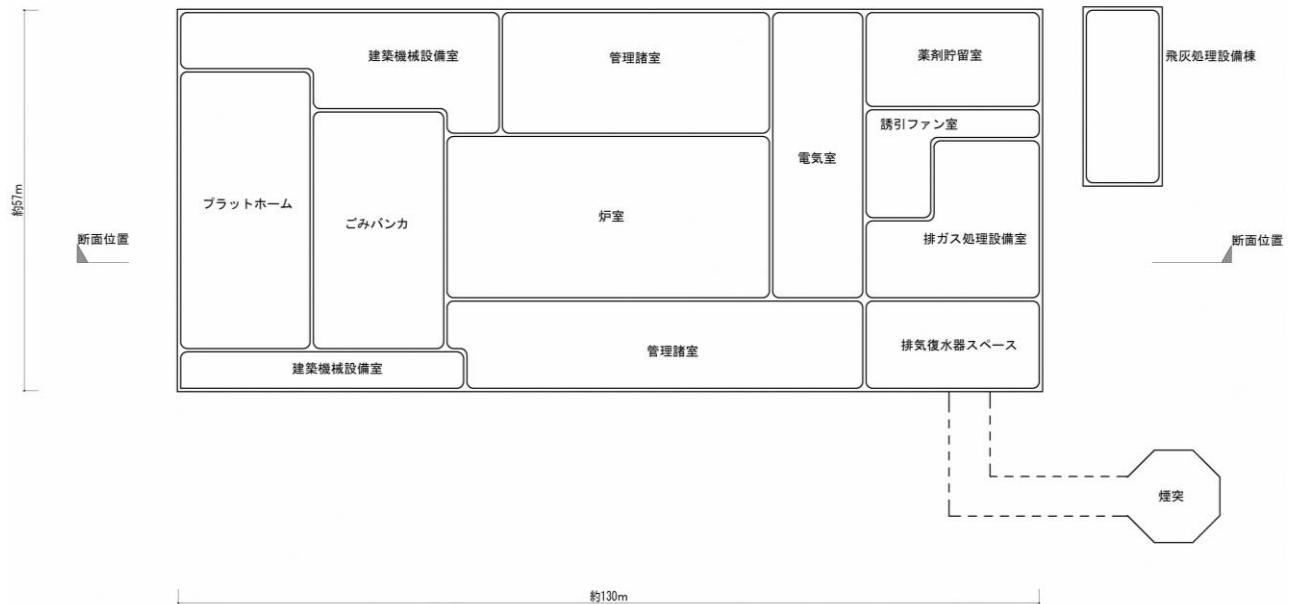
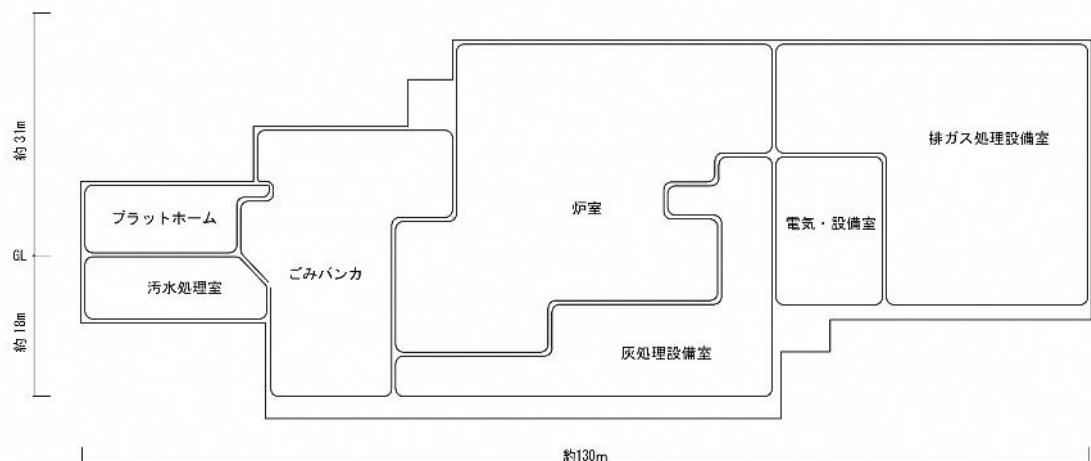


図 4-6(1) 設備配置計画図(計画平面図)

工場棟



飛灰処理設備棟

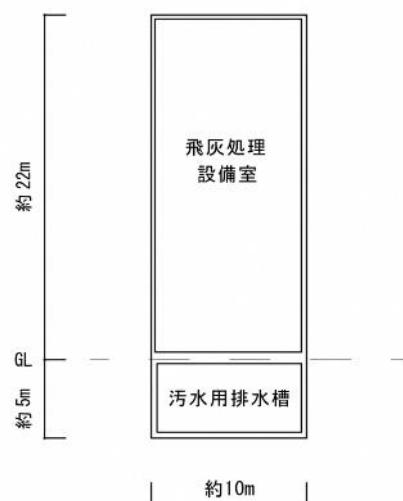
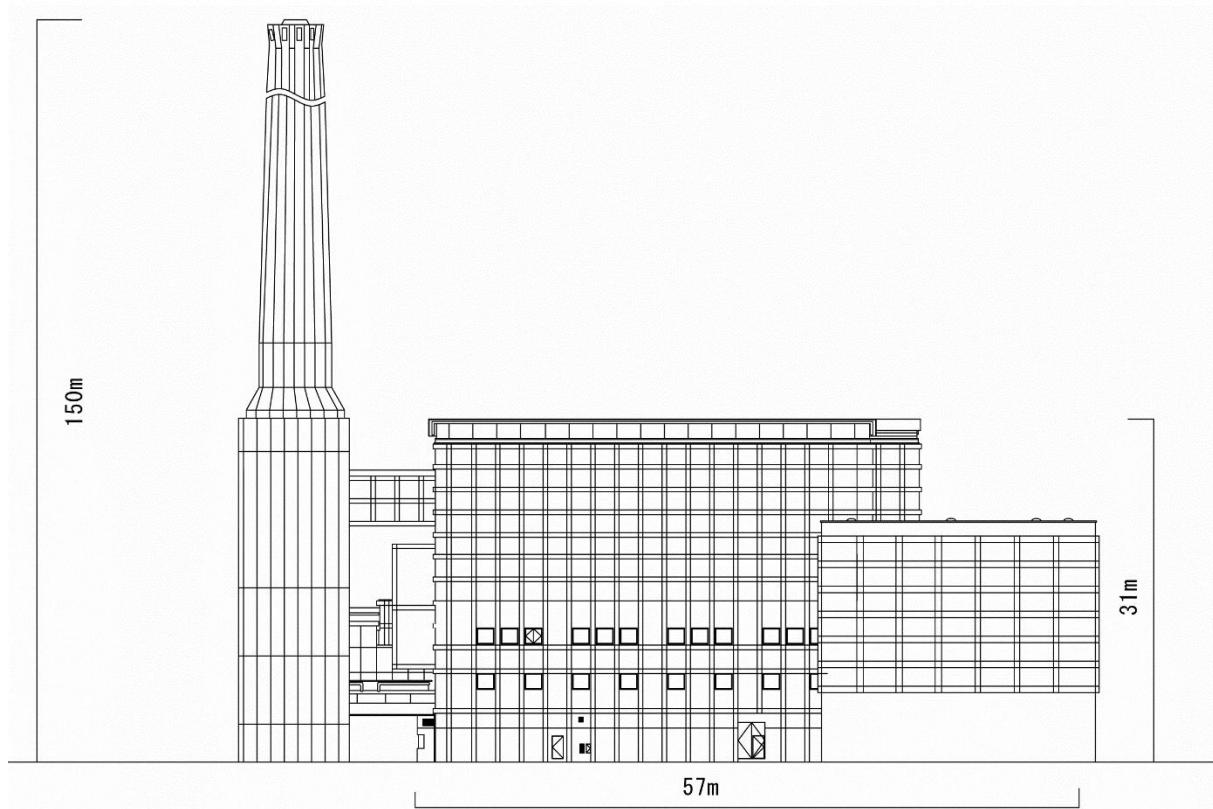


図 4-6(2) 設備配置計画図(計画断面図)

東側立面図



西側立面図

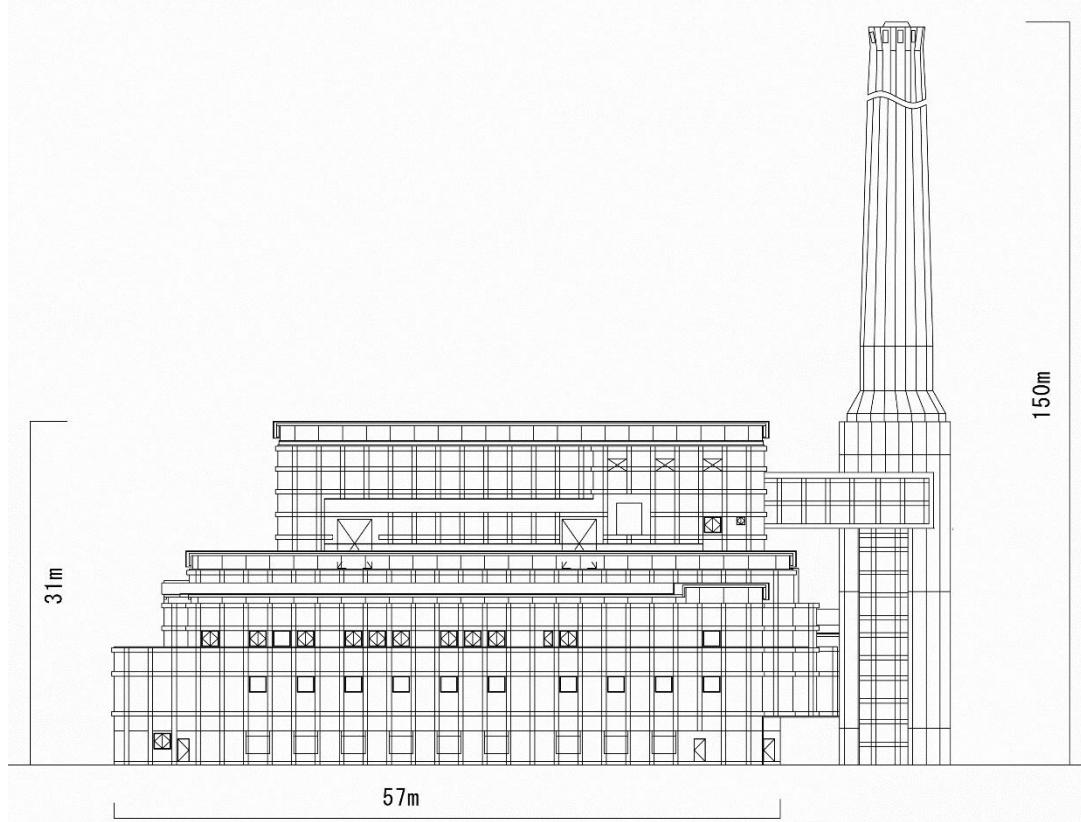
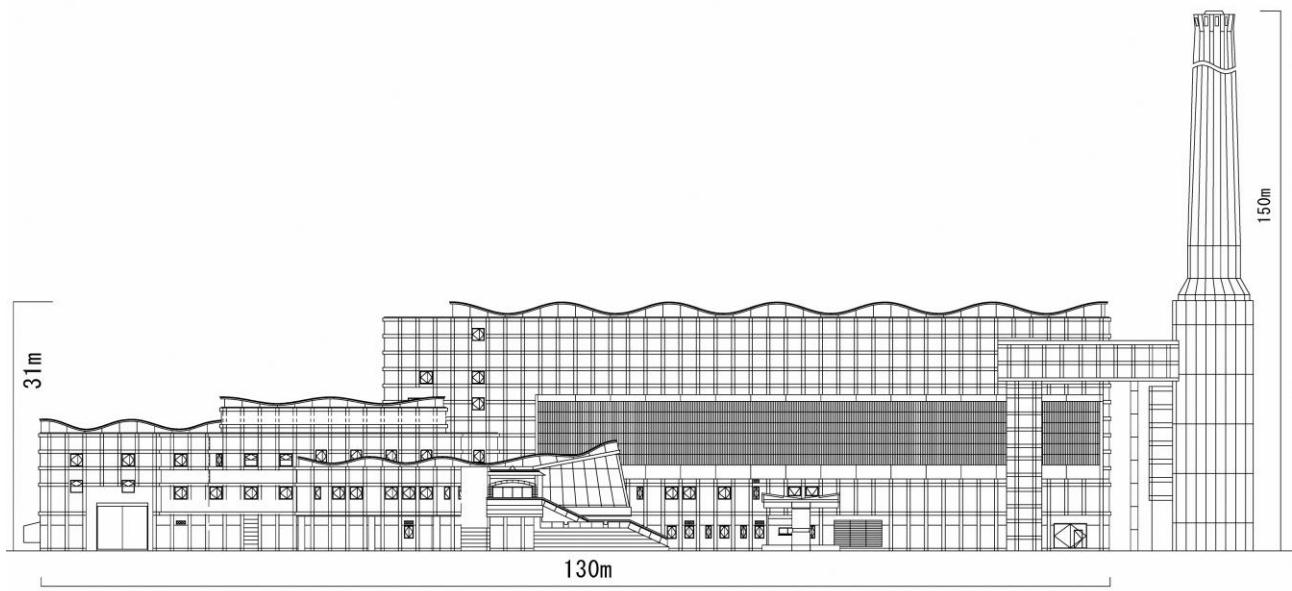


図 4-7(1) 計画立面図(1)

南側立面図



北側立面図

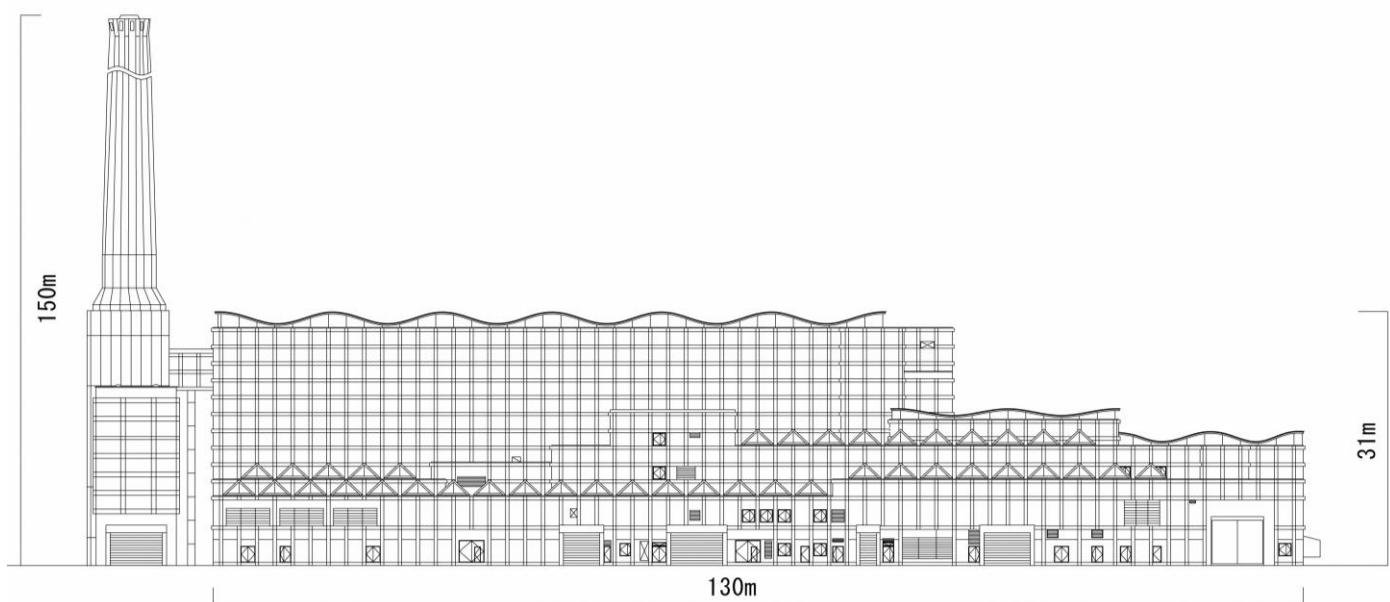


図 4-7 (2) 計画立面図(2)

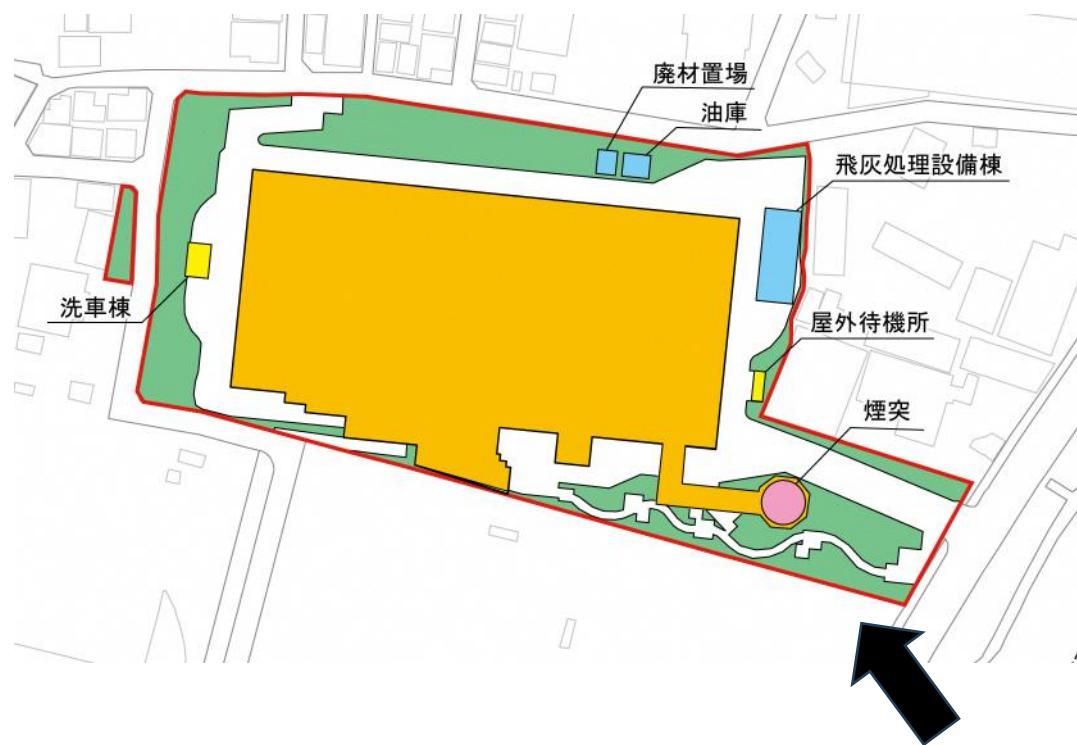


図 4-8 完成予想図（南東側）

### (3) 設備計画

#### ア 設備概要

既存及びリニューアル後の各設備概要は、表 4-3 に示すとおりである。リニューアル後の排ガス処理を乾式処理とするため、洗煙設備は設置しない。

表 4-3 設備概要（既存・リニューアル後）

項目		既存	リニューアル後
施設規模		600 トン/日 (600 トン/日・炉×1 炉)	500 トン/日 (500 トン/日・炉×1 炉)
処理能力		600 トン/日	500 トン/日
ごみ 処理	処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート製 内筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転
付属施設		洗車棟、飛灰搬出設備棟ほか	洗車棟、飛灰処理設備棟ほか

## イ 処理フロー

ごみ及び飛灰を受け入れてから、搬出するまでの全体処理フローは図 4-9 及び図 4-10 に示すとおりである。

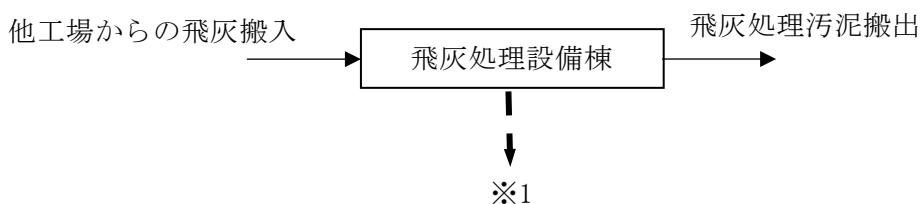
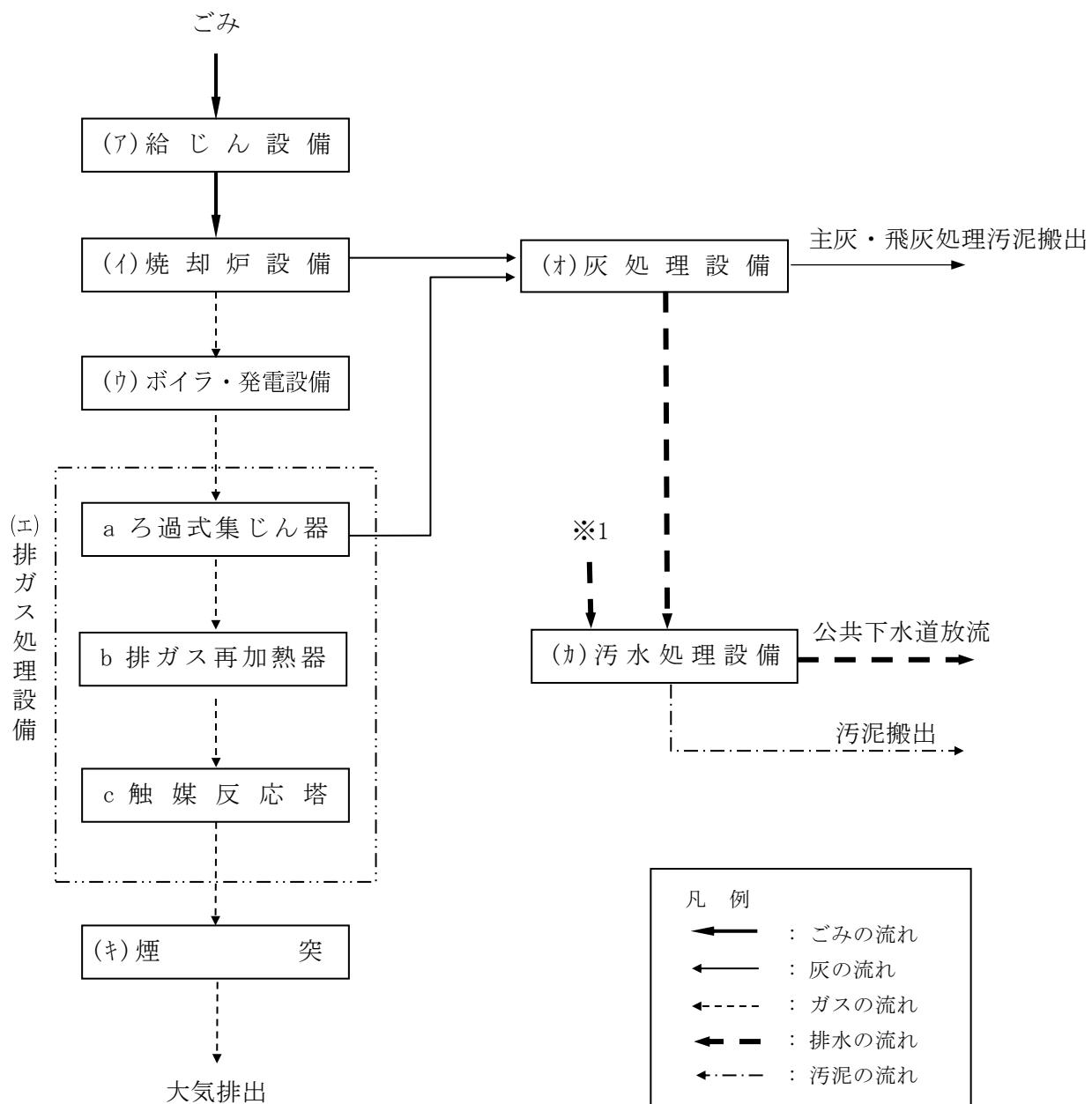


図 4-9 全体処理フロー

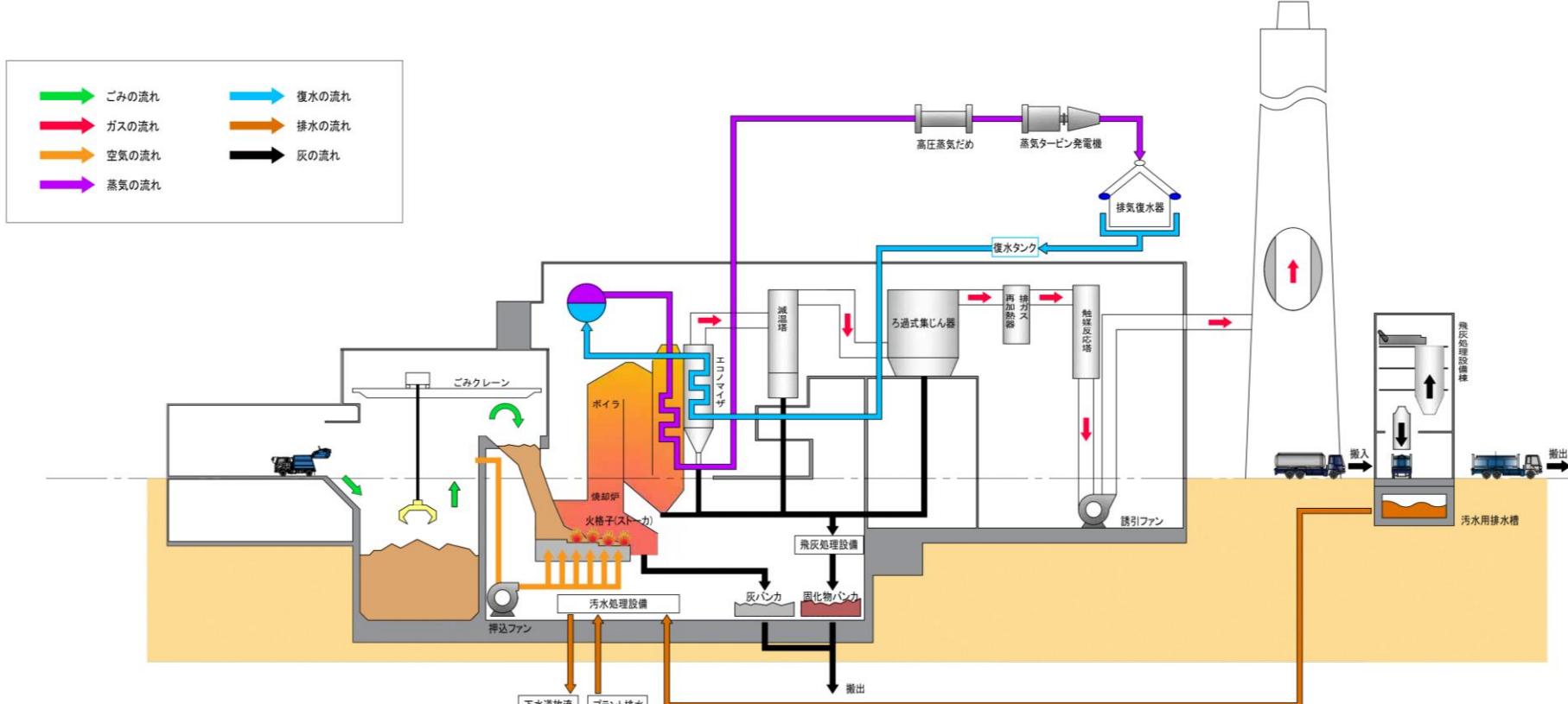


図 4-10 全体処理フロー（模式図）

## ウ プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

### (ア) 納入設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは、4日分以上のごみを貯留できる容量とし、貯留したごみはクレーンでかく拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカにはゲートを設けた上で、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにし、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し消臭する。焼却炉の停止時においては、脱臭設備を稼働させる。また、プラットホームの出入口には自動扉及びエアカーテンを設置することで、臭気の流出を防止する。

### (イ) 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみを火格子（ストーカ）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

また、安定したごみの燃焼を行い、焼却炉から排出されるガス（排ガス）のダイオキシン類濃度や一酸化炭素濃度等を適切に管理する

### (ウ) ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する廃熱を蒸気として回収し、回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

### (エ) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

#### a ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排ガス中のばいじんやこれに付着しているダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、薬剤及び活性炭の吹き込みにより塩化水素、硫黄酸化物及び水銀を除去する。

#### b 排ガス再加熱器

触媒反応塔での触媒反応の向上を図るため、排ガスを高温の蒸気により再加熱する。

#### c 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を触媒の働きにより分解除去する。

### (オ) 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローは、図 4-11 に示すとおりである。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰<sup>注1</sup>と飛灰<sup>注2</sup>に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

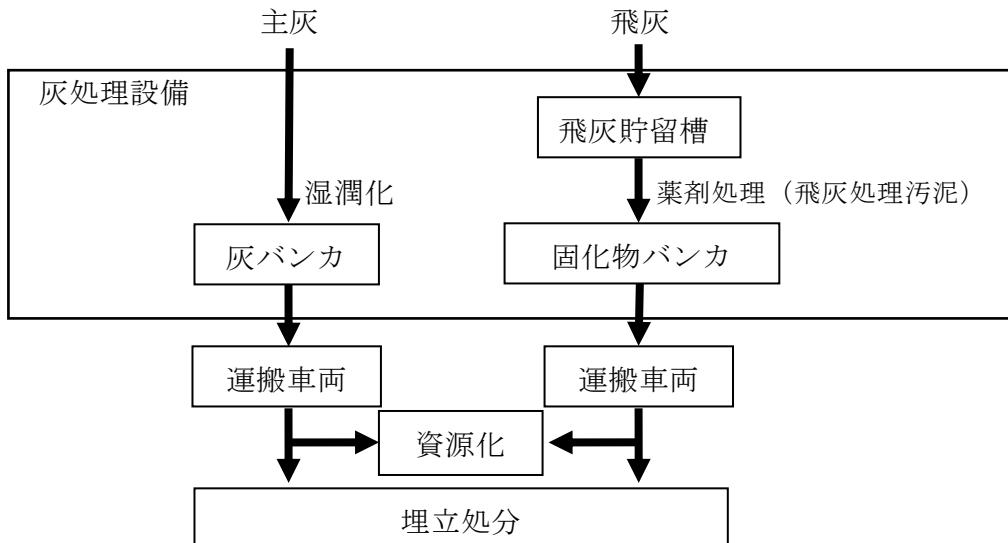


図 4-11 灰処理フロー

### (カ) 汚水処理設備

灰汚水等に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場へ運搬し、埋立処分する。

### (キ) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガスを通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

## 工 飛灰処理設備棟の概略

新設する飛灰処理設備棟で予定する灰処理のフローは、図 4-12 に示すとおりである。

飛灰処理設備棟では、渋谷清掃工場及び千歳清掃工場で発生した飛灰を受け入れ、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い、運搬車両にて最終処分場へ運搬する。

注1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注2) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

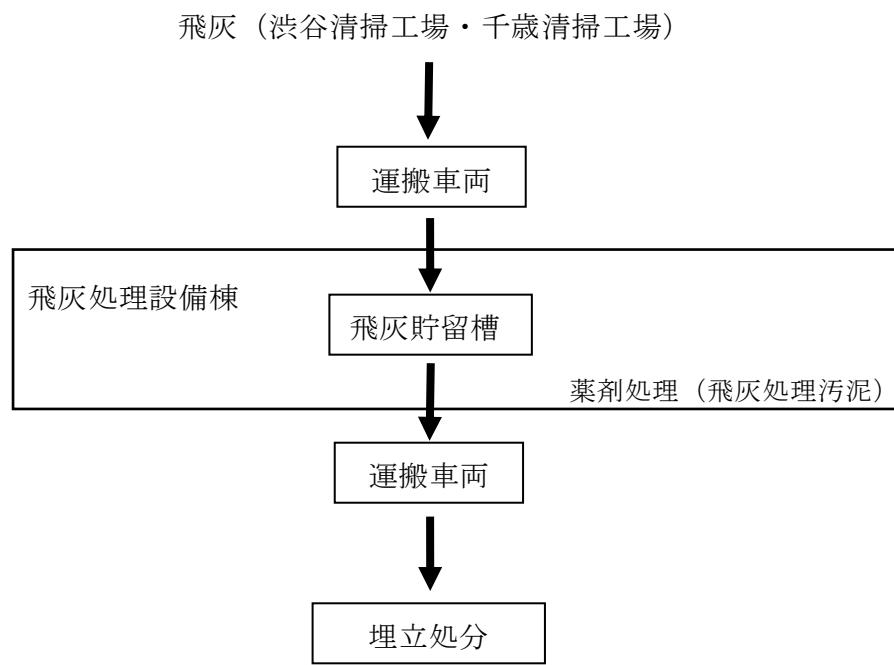


図 4-12 飛灰処理設備棟フロー

#### (4) エネルギー計画

本事業におけるエネルギーとしては、電力及び都市ガス等がある。

省エネルギー機器等の導入によりエネルギー使用量の抑制を図る。また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用し、高効率発電を行うとともに、施設内で使用する給湯用の熱源として利用するほか、場外墨田区施設(すみだスポーツ健康センター)への熱供給を行う。

#### (5) 給排水計画

##### ア 給水計画

本事業における給水は、上水とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

なお、災害時等の非常用水源として、一時的に井戸水を使用する。井戸は月に一回点検のため揚水ポンプの動作確認を 30 分程度行う。

##### イ 排水計画

本事業で予定している排水処理フローは、図 4-13 に示すとおりである。

プラント排水等は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路にはごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水（3 mm）は汚水処理設備へ送り、処理後は公共下水道へ放流する。初期雨水以降の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。

また、屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

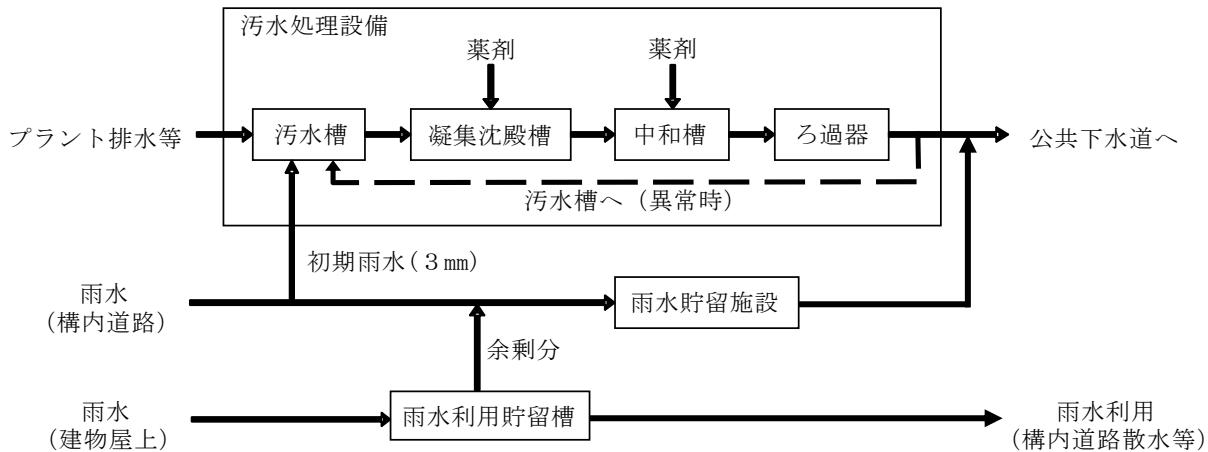


図 4-13 排水処理フロー

#### (6) 緑化計画

緑化に関する基準を表 4-4 に示す。本事業では、工場立地法に基づき、敷地面積の 20% にあたる、約 3,642m<sup>2</sup> の緑地を確保する。

計画地の緑化に当たっては、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮する。

表 4-4 緑化に関する基準

根拠	内容	必要面積
東京における自然の保護と回復に関する条例	A. (敷地面積 - 建築面積) × 25%以上	2,435.32 m <sup>2</sup>
	B. {(敷地面積 - (敷地面積 × 建蔽率 × 0.8))} × 25%以上	2,367.45 m <sup>2</sup>
墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱	敷地面積 × 10%以上	1,821.11 m <sup>2</sup>
墨田区の緑化の推進に関する要綱	{敷地面積 - (敷地面積 × 建蔽率)} × 20%以上	1,456.89 m <sup>2</sup>
工場立地法	1. 緑地 敷地面積 × 15%以上	2,731.67 m <sup>2</sup>
	2. 環境施設（緑地含む） 敷地面積 × 20%以上	3,642.23 m <sup>2</sup>

## (7) 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥<sup>注</sup> 及び脱水汚泥がある。

これらの廃棄物は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化<sup>注</sup>による資源化も行う。

## 4.3 施工計画及び供用の計画

### 4.3.1 施工計画

#### (1) 工事工程の概要

工事は令和 11 年度に着手し、工事期間は 53 か月を予定している。工事工程は、表 4-5 に示すとおりである。

なお、作業時間は、原則として 8 時から 18 時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）、週休 2 日制工事とする。

既存及びリニューアル後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2 (p. 6 参照) に示すとおりである。

表 4-5 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和				
	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
準備工事	■				
解体工事 (付属施設含む)		■			
プラント工事			■	■	
外構工事				■	焼却炉稼働開始
焼却炉試運転				■	
飛灰処理設備棟 建設工事				■	
飛灰処理設備棟 試運転					■

#### (2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

##### ア 準備工事

本事業の実施に当たり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源などの設置、資材置き場などの場内整備を行う。

注) 飛灰処理汚泥とは、飛灰から重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものという。

注) 徐冷スラグ化とは、溶融処理した後にゆっくりと冷却（徐冷）させ石状のスラグを作ることをいう。

## イ 解体工事

### (ア) 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事に当たっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月、厚生労働省労働基準局長通知）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機などによる解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に排ガスの通り道である内筒が1本ある。解体作業に当たっては、外筒を残したまま内筒を解体する。

外筒の再使用に当たって調査を実施し、必要に応じて劣化した箇所の補修を実施する。この時、外筒の塗装にアスベストの含有を確認していることから、外筒の補修に当たっては、適宜適切な養生等を行い、アスベスト及び粉じん飛散防止の上作業を行う。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（令和3年2月、東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状況を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

### (イ) 既存建築物等解体

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存の工場棟屋根の一部、油庫、廃材置場及び飛灰搬出設備棟を解体する。解体に当たっては、必要に応じ、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。なお、工場棟の一部外壁の塗装にアスベストの含有を確認していることから、大気汚染防止法に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を都に報告するなど、関係法令等に基づき適切に処理する。

## ウ プラント工事

プラント工事は、工場棟屋根等の撤去が完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付けはクローラークレーン等を用いて行う。

廃材置場及び油庫の建設は、工場棟屋根復旧工事が完了した時点から施工する。

## **エ 外構工事**

外構工事としては、構内道路工事、植栽工事等があり、プラント工事がほぼ終了した時点から施工する。

## **オ 飛灰処理設備棟建設工事**

飛灰処理設備棟建設工事は、既存の飛灰搬出設備棟の撤去及びプラント工事が完了した時点から施工する。

### **(3) 建設機械及び工事用車両**

#### **ア 建設機械**

工事の進捗に応じ、表 4-6 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

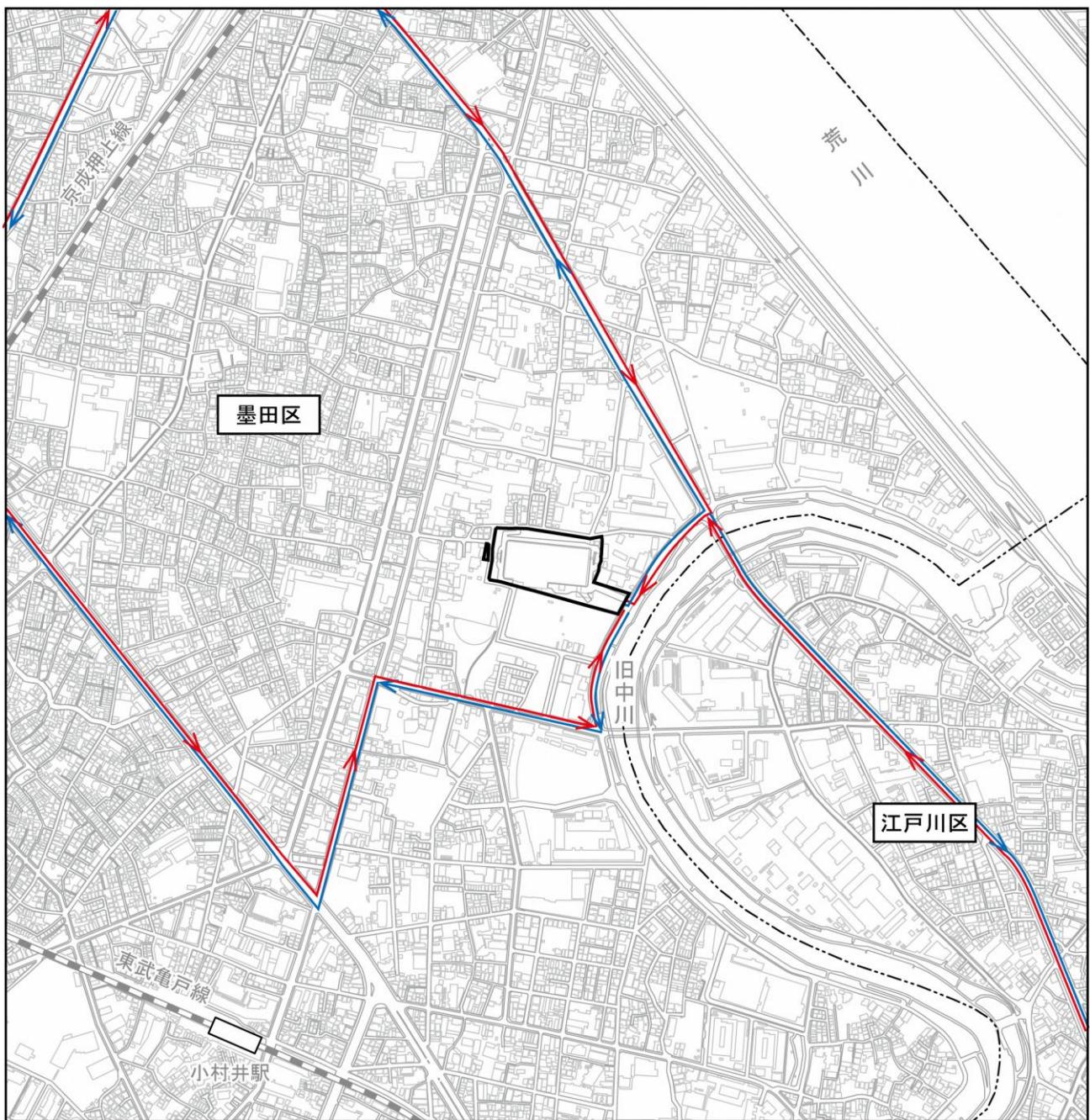
#### **イ 工事用車両**

工事用車両の主な走行ルートは、図 4-14 に示すとおりである。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年 12 月条例第 215 号)（以下「東京都環境確保条例」という。）ほか、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

表 4-6 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械									
		油圧圧碎機	バックホウ	ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	タワークレーン	オールテレーンクレーン	コンクリートポンプ車	ブルドーザ	振動ローラー	タイヤローラー
準備工事	仮囲い設置 仮設電源設置			○	○						
解体工事	焼却炉設備解体・撤去 工場棟一部屋根解体 廃材置場・油庫解体 飛灰搬出設備棟解体 煙突内筒解体	○	○	○	○	○					
プラント工事	組立・建込・据付			○	○	○	○	○			
外構工事	構内道路工事 植栽工事		○	○	○			○	○	○	○
飛灰処理設備 棟建設工事	掘削 組立・建込・据付		○	○	○	○	○	○	○	○	○



## 凡例

□ : 計画地

---- : 行政界

--- : 線路

→ : 工事用車両 入車方向

→ : 工事用車両 出車方向



1 : 10,000

0 100 200 400m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 4-14 工事用車両の主な走行ルート

#### 4.3.2 供用の計画

##### (1) ごみ収集車両等計画

###### ア 運搬計画

###### (ア) ごみ等の運搬

墨田区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、資源化する。

###### (イ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの5時から17時までとする。

###### (ウ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし図4-15に示すとおりである。

###### (エ) ごみ収集車両等計画台数

リニューアル後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である500トン/日稼働の時、ごみ収集車両510台/日<sup>注)</sup>、灰等運搬車両26台/日、合計536台/日を計画する。

###### (オ) 時間帯別計画台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別計画台数は、表4-7に示すとおりである。

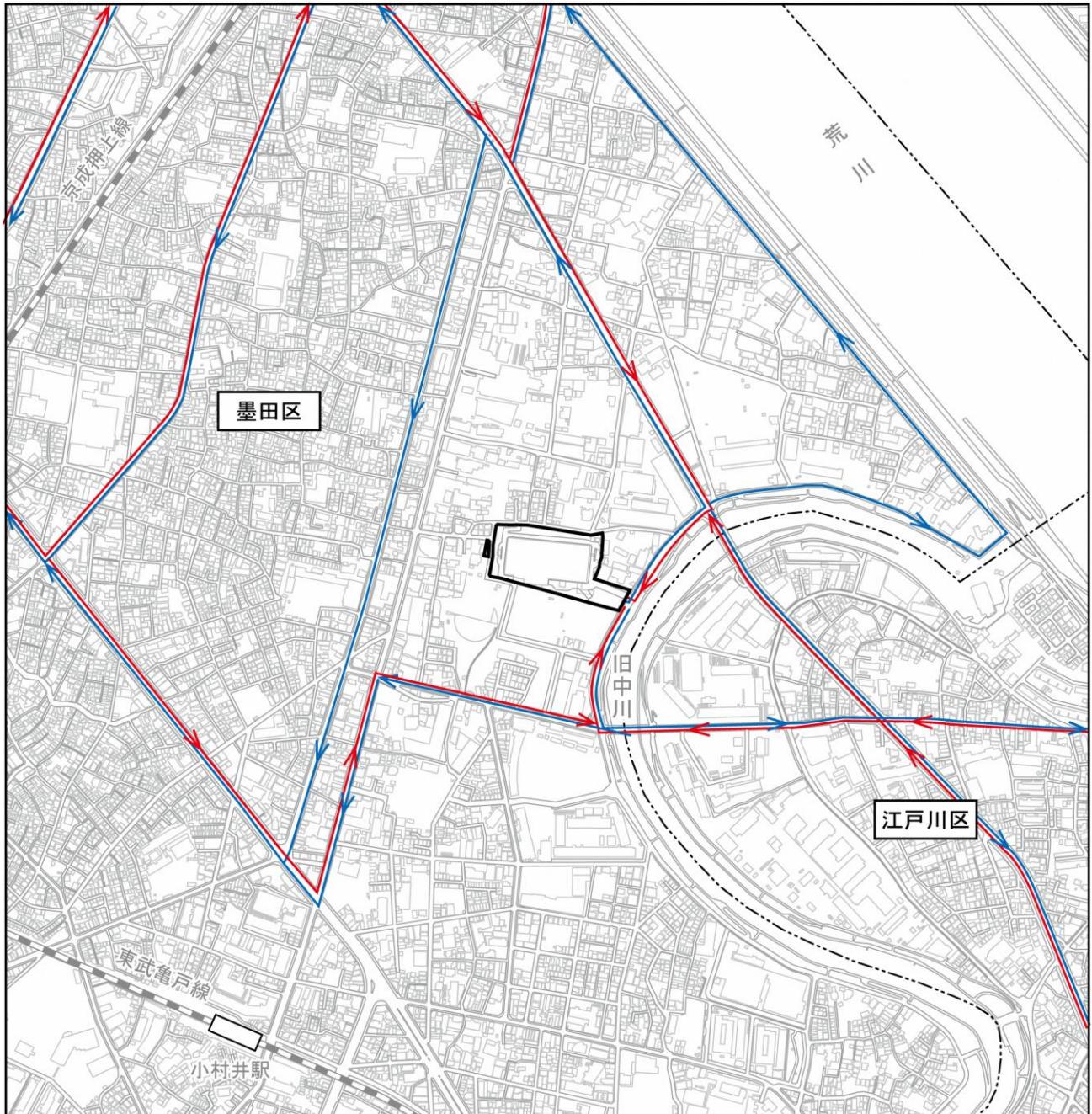
表4-7 時間帯別計画台数

単位：台

時間帯 車両	ごみ収集車両 (搬入)	灰等運搬車両 (搬入・搬出)	合計
5:00～6:00	9	0	9
6:00～7:00	8	0	8
7:00～8:00	10	0	10
8:00～9:00	50	7	57
9:00～10:00	105	5	110
10:00～11:00	88	2	90
11:00～12:00	49	2	51
12:00～13:00	18	1	19
13:00～14:00	124	7	131
14:00～15:00	44	1	45
15:00～16:00	5	1	6
16:00～17:00	0	0	0
合計	510	26	536

注) 時間帯別計画台数は既存施設の実績により按分した。

注) 1週間の焼却量を6日で搬入するため、1日当たり約580トン搬入する条件で台数を算出した。



## 凡例

- : 計画地
- : 行政界
- : 線路
- : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入車方向
- : ごみ収集車両・灰等運搬車両 出車方向



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 4-15 ごみ収集車両の主な走行ルート

#### イ ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、図 4-16、図 4-17 及び図 4-18 に示すとおりである。

ごみ収集車は、汚水が漏れない密閉構造とする。また、灰等の運搬車両は、天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 4-16 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4m<sup>3</sup>）



図 4-17 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m<sup>3</sup>）



図 4-18 飛灰運搬車両の外観（大型バルク車 21m<sup>3</sup>）

#### (2) 施設の制御監視

リニューアル後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を 24 時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 燃却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器への薬剤吹き込み量等を制御し、排ガス中のばいじん、塩化水素、硫

黄酸化物及び水銀を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。

- ③ 触媒反応塔への薬剤吹き込み量等を制御して、排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ④ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤などの添加量を調整することによって排水中の重金属などを除去し、下水排除基準を遵守する。

### (3) ダイオキシン類対策

#### ア 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800°C 以上に保ち、2 秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

#### イ 排ガス処理

ろ過式集じん器(バグフィルタ)入口の排ガス温度を、200°C 以下に急冷することにより、排ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器(バグフィルタ)で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値(0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N<sup>注1</sup>)以下にする。

#### ウ 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排出基準値(10pg-TEQ/L<sup>注2</sup>)以下とし、公共下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。

### (4) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥がある。

これらの廃棄物は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化を行う。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

注1) TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng(ナノグラム)は 10 億分の 1g である。

注2) 1pg(ピコグラム)は 1 兆分の 1g である。

## 5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

### 5.1 事業計画の策定

既存の墨田清掃工場は可燃ごみの焼却施設として平成 10 年 1 月に建設され、令和 7 年 12 月現在、建設後 27 年程度が経過している。

清掃一組は、設立と同時に一廃計画を策定した。その後、平成 18 年 1 月、平成 22 年 2 月、平成 27 年 2 月及び令和 3 年 2 月に一廃計画を改定し、令和 4 年 2 月及び令和 5 年 3 月に一廃計画の一部を変更した。現計画では墨田清掃工場について、令和 11 年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、墨田清掃工場のリニューアル工事を実施するものである。

### 5.2 地域住民との取組

令和 6 年 5 月及び 6 月、墨田清掃工場のリニューアル事業を開始するに当たり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明した。

その後、リニューアル計画の策定に係る調査を実施し、令和 7 年 3 月に「墨田清掃工場リニューアル計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、令和 7 年 9 月に「墨田清掃工場リニューアル計画」を策定した。

リニューアル後の清掃工場は、基本コンセプトを「歴史と環境が共存し、区民に寄り添う清掃工場」とし、基本方針として「区民の安全・安心を守る清掃工場」、「伝統と最新性が融合した施設」、「ゼロカーボンを推進する施設」、「親しみ深く開かれた施設」を掲げ、区民に寄り添った清掃工場を目指していく。

## 6 地域の概況

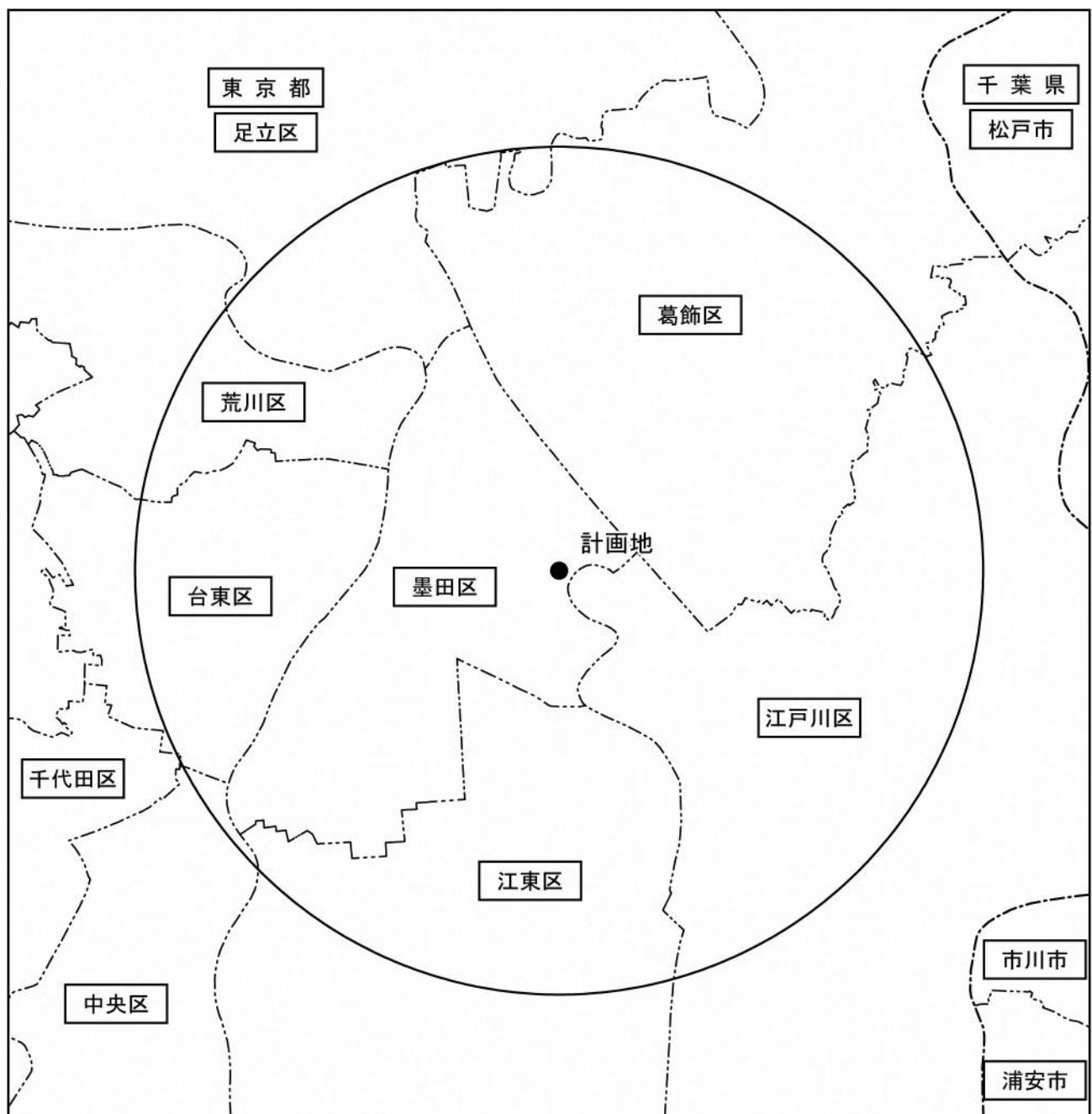
計画地は、東京都墨田区に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要のある大気汚染については、煙突排ガスの影響や一般環境大気測定局の配置を勘案して、図 6-1 に示すとおり計画地から約 5 km の範囲とした。この範囲内に含まれる区市町村は、東京都墨田区、江戸川区、江東区、荒川区、葛飾区、台東区、中央区及び足立区となっている。その他の項目については、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに区の適切な範囲を設定した。

地域の概況の調査項目は、表 6-1 に示す項目とした。

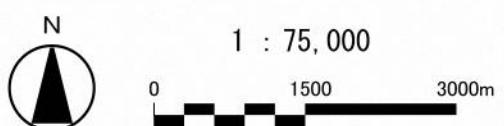
表 6-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
6. 1 一般項目	6. 1. 1 人口
	6. 1. 2 産業
	6. 1. 3 交通
	6. 1. 4 土地利用
	6. 1. 5 水域利用
	6. 1. 6 気象
	6. 1. 7 関係法令の指定・規制等
	6. 1. 8 環境保全に関する計画等
	6. 1. 9 公害に関する苦情件数
6. 2 環境項目	6. 2. 1 大気汚染
	6. 2. 2 悪臭
	6. 2. 3 騒音・振動
	6. 2. 4 水質汚濁
	6. 2. 5 土壤汚染
	6. 2. 6 地盤
	6. 2. 7 地形・地質
	6. 2. 8 水循環
	6. 2. 9 生物・生態系
	6. 2. 10 日影
	6. 2. 11 電波障害
	6. 2. 12 風環境
	6. 2. 13 景観
	6. 2. 14 史跡・文化財
	6. 2. 15 自然との触れ合い活動の場
	6. 2. 16 廃棄物
	6. 2. 17 温室効果ガス



### 凡例

- : 計画地
- : 半径5km
- : 県境
- : 市区界



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6-1 地域の概況の調査範囲（大気汚染）

## 6.1 一般項目

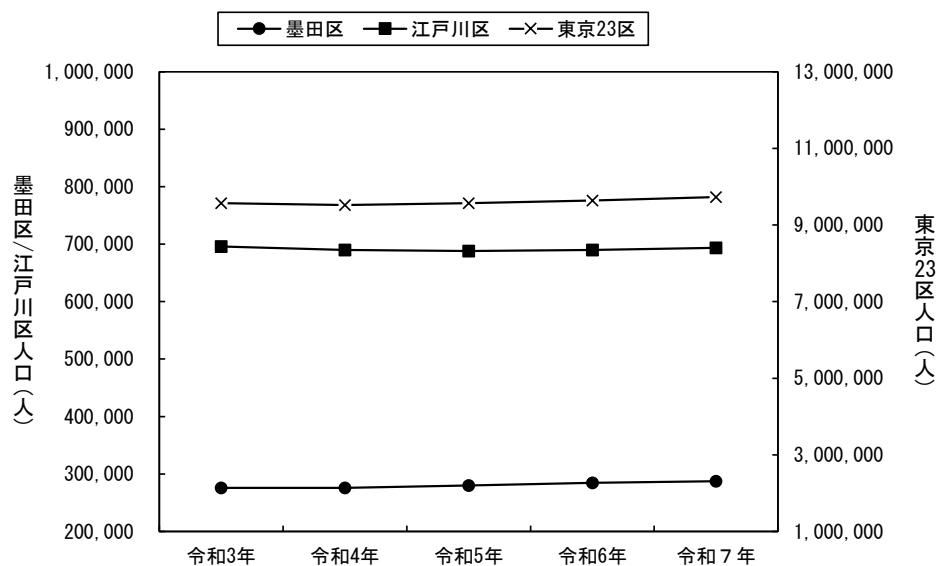
### 6.1.1 人口

#### (1) 人口及び人口密度

計画地が位置する墨田区及び江戸川区、東京 23 区における令和 3 年から令和 7 年までの人口の推移は図 6.1-1 に、令和 7 年の世帯数は表 6.1-1 に示すとおりである。

令和 7 年 1 月 1 日現在、墨田区の人口は 287,302 人であり、江戸川区の人口は 693,570 人である。墨田区においては微増傾向であるが、江戸川区は横ばい傾向である。

なお、令和 7 年 1 月 1 日現在、墨田区の世帯数は 170,273 世帯、江戸川区の世帯数は 359,749 世帯である。



注 1) 「人口」は、日本人と外国人を合わせた人口総数である。

注 2) 各年 1 月 1 日現在の人口総数である。

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

(令和 7 年 5 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

図 6.1-1 人口の推移

表 6.1-1 世帯数(令和 7 年)

単位：世帯

行政区	世帯数
墨田区	170,273
江戸川区	359,749
東京 23 区	5,527,395

注 1) 「世帯数」は、日本人のみの世帯、外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯を合わせた総世帯数である。

注 2) 1 月 1 日現在の世帯数である。

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

(令和 7 年 5 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

令和 7 年における人口密度は、表 6.1-2 に示すとおりである。計画地が位置する墨田区の人口密度は 20,864 人/km<sup>2</sup>、江戸川区は 13,899 人/km<sup>2</sup>であり、墨田区は東京 23 区の人口密度の 15,507 人/km<sup>2</sup> より多く、江戸川区は少なくなっている。

表 6.1-2 人口密度(令和 7 年)

単位：人/km<sup>2</sup>

行政区	人口密度
墨田区	20,864
江戸川区	13,899
東京 23 区	15,507

注) 1 月 1 日現在の人口密度である。

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

(令和 7 年 5 月現在、東京都総務局ホームページ)

## (2) 人口動態

計画地が位置する墨田区及び江戸川区、東京 23 区における人口動態は、表 6.1-3 に示すとおりである。

墨田区の人口は、都内間の移動増減数、自然増減が減少しているが、その他の項目で増加しているため合計で 2,747 人の人口増となっている。

江戸川区の人口は、都内間の移動増減数、自然増減で減少しているが、その他の項目で増加しているため、合計で 3,609 人の人口増となっている。

表 6.1-3 人口動態

単位：人

行政区	増減人口	他都道府県との移動			都内間の 移動 増減数	自然動態			その他 の増減
		社会 増減	転入	転出		自然増減	出生	死亡	
墨田区	2,747	2,553	12,331	9,778	-881	-653	2,147	2,800	1,728
江戸川区	3,609	1,958	22,761	20,803	-230	-2,422	4,516	6,938	4,303
東京 23 区	87,528	60,184	359,616	299,432	-4,317	-27,933	65,182	93,115	59,594

注 1) 令和 6 年中の数値である。

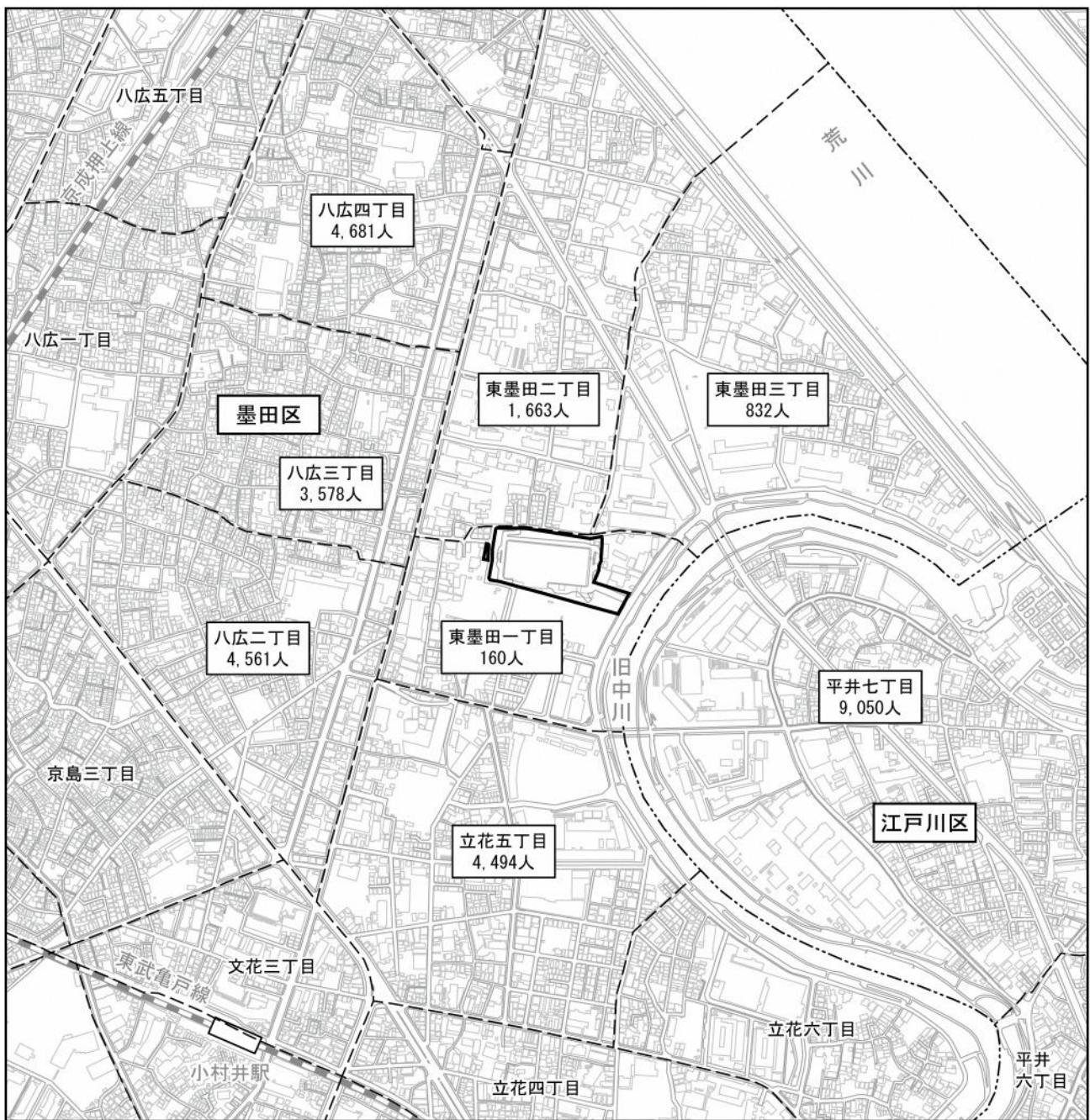
注 2) この表における社会増減は、他県との移動の増減数をいう。

資料：「人口の動き(令和 6 年中)」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

## (3) 町丁別人口

計画地が位置する墨田区東墨田一丁目及び隣接する町丁別人口は、図 6.1-2 に示すとおりである。

令和 7 年 1 月現在、計画地の位置する墨田区東墨田一丁目の人口は 160 人である。計画地周辺で最も人口が多いのは、江戸川区平井七丁目で 9,050 人であり、次いで墨田区八広四丁目の 4,681 人である。



## 凡例

: 計画地

: 線路

: 区界

: 町丁界

資料：「墨田区町丁別・年齢別人口 1月分」  
 (令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)  
 「町丁目別世帯と人口・年齢別人口報告」  
 (令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)



1 : 10,000

0 100 200 400m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

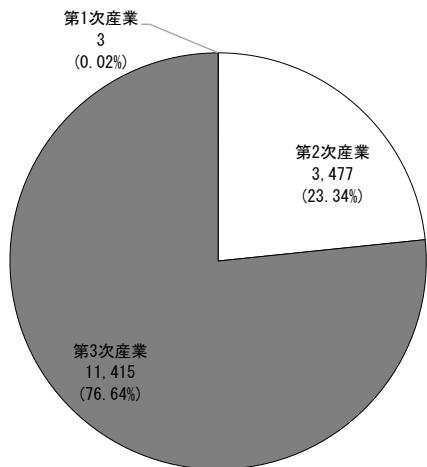
図 6.1-2 計画地周辺の町丁別人口

## 6.1.2 産業

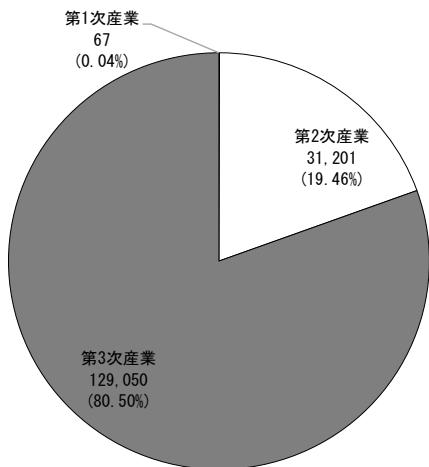
計画地が位置する墨田区における産業別事業所数及び従業者数の構成割合は、図 6.1-3 に示すとおりである。

墨田区における事業所数は、第3次産業が最も多く全体の約 77%を占めており、次いで第2次産業が約 23%、第1次産業が全体の約 0.02%となっている。従業者数は、第3次産業が最も多く全体の約 81%を占めており、次いで第2次産業が約 19%、第1次産業が全体の約 0.04%となっている。

【事業所数】



【従業者数】



資料：「令和3年経済センサス活動調査」（令和7年5月閲覧、政府統計の総合窓口(e-Stat)）

図 6.1-3 産業別事業所数及び従業者数構成割合(墨田区)

### 6.1.3 交通

#### (1) 道路交通状況

計画地及びその周辺地域の主要な道路は、図 6.1-4 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域の主要道路としては、首都高速道路である高速 6 号向島線、高速 7 号小松川線及び高速中央環状線、一般国道である国道 6 号及び国道 14 号(京葉道路)のほか、主要地方道である王子千住夢の島線、千住小松川葛西沖線、御徒町小岩線及び市川四つ木線があげられる。その他特例都道の新荒川堤防線、新荒川葛西堤防線、吾妻橋伊興町線、深川吾嬬町線、南砂町吾嬬町線及び本郷亀戸線が挙げられる。

計画地及びその周辺地域の交通量及び大型車混入率は表 6.1-4 に、交通量調査地点は図 6.1-4 に示すとおりである。

令和 3 年度において最も交通量が多かったのは、高速中央環状線(区間番号 6310)であり、平日自動車類 12 時間交通量は 54,872 台、昼間 12 時間大型車混入率は 30.4% となっている。また、計画地に近い道路として、新荒川堤防線(区間番号 61980)における平日自動車類 12 時間交通量は 4,589 台、昼間 12 時間大型車混入率は 24.5% となっている。

表 6.1-4(1) 計画地周辺の交通量

区間番号	路線名	観測地点	平日自動車類 12 時間交通量(台)		
			平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
5960	高速 6 号向島線	向島出入口～堤通出入口	47,416	47,737	42,805
6310	高速中央環状線	堀切 JCT～四つ木出入口	62,265	70,514	54,872
6320	高速中央環状線	四つ木出入口～平井大橋出入口	60,292	57,065	53,560
12040	一般国道 6 号	墨田区東向島 6-22	29,938	26,271	25,325
41310	王子千住夢の島線	墨田区立花 1-1	9,312	8,300	7,182
62330	吾妻橋伊興町線	墨田区堤通 2-14	4,643	4,350	3,183
61960	新荒川堤防線	墨田区八広 6	12,275	10,717	10,110
62150	本郷亀戸線	墨田区業平 5-15	12,775	11,265	9,692
41890	御徒町小岩線	江戸川区平井 6-1-38	32,107	27,742	26,321
41900	御徒町小岩線	江戸川区平井 6	33,439	28,706	26,564
61910	新荒川堤防線	江戸川区平井 7	4,585	4,446	4,302
61980	新荒川堤防線	江戸川区平井 7-6	4,329	4,496	4,589
41880	御徒町小岩線	江東区亀戸 3-1	22,600	20,332	18,350
62540	南砂町吾嬬町線	江東区亀戸 8-25	10,168	9,313	13,899
12050	一般国道 6 号	葛飾区四つ木 1-7	26,719	23,446	23,009
41500	千住小松川葛西沖線	葛飾区東立石 1-13	10,032	9,425	7,933
62010	新荒川葛西堤防線	葛飾区東四つ木 1-6	10,367	9,183	9,094
62020	新荒川葛西堤防線	葛飾区新小岩 1-5	10,791	9,959	12,115

注 1) 斜体は推計値を示す。

注 2) 区間番号は、図 6.1-4 に対応する。

資料：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査」(令和 7 年 5 月閲覧、国土交通省ホームページ)

「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」

(令和 7 年 5 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

表 6.1-4(2) 計画地周辺の大型車混入率

区間番号	路線名	観測地点	平日昼間 12 時間大型車混入率(%)		
			平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
5960	高速 6 号向島線	向島出入口～堤通出入口	20.4	20.6	16.5
6310	高速中央環状線	堀切 JCT～四つ木出入口	34.0	30.4	30.4
6320	高速中央環状線	四つ木出入口～平井大橋出入口	35.8	37.5	34.7
12040	一般国道 6 号	墨田区東向島 6-22	14.0	13.3	11.4
41310	王子千住夢の島線	墨田区立花 1-1	16.2	17.8	16.2
62330	吾妻橋伊興町線	墨田区堤通 2-14	20.1	23.8	15.7
61960	新荒川堤防線	墨田区八広 6	12.2	14.4	11.6
62150	本郷亀戸線	墨田区業平 5-15	13.4	12.0	13.9
41890	御徒町小岩線	江戸川区平井 6-1-38	13.8	12.1	9.0
41900	御徒町小岩線	江戸川区平井 6	11.5	11.3	10.9
61910	新荒川堤防線	江戸川区平井 7	12.8	19.8	15.5
61980	新荒川堤防線	江戸川区平井 7-6	22.8	26.8	24.5
41880	御徒町小岩線	江東区亀戸 3-1	11.5	12.4	10.6
62540	南砂町吾嬬町線	江東区亀戸 8-25	16.6	19.3	16.0
12050	一般国道 6 号	葛飾区四つ木 1-7	14.7	14.7	11.1
41500	千住小松川葛西沖線	葛飾区東立石 1-13	15.4	15.9	16.1
62010	新荒川葛西堤防線	葛飾区東四つ木 1-6	16.1	14.8	14.5
62020	新荒川葛西堤防線	葛飾区新小岩 1-5	14.3	14.0	9.8

注 1) 斜体は推計値を示す。

注 2) 区間番号は、図 6.1-4 に対応する。

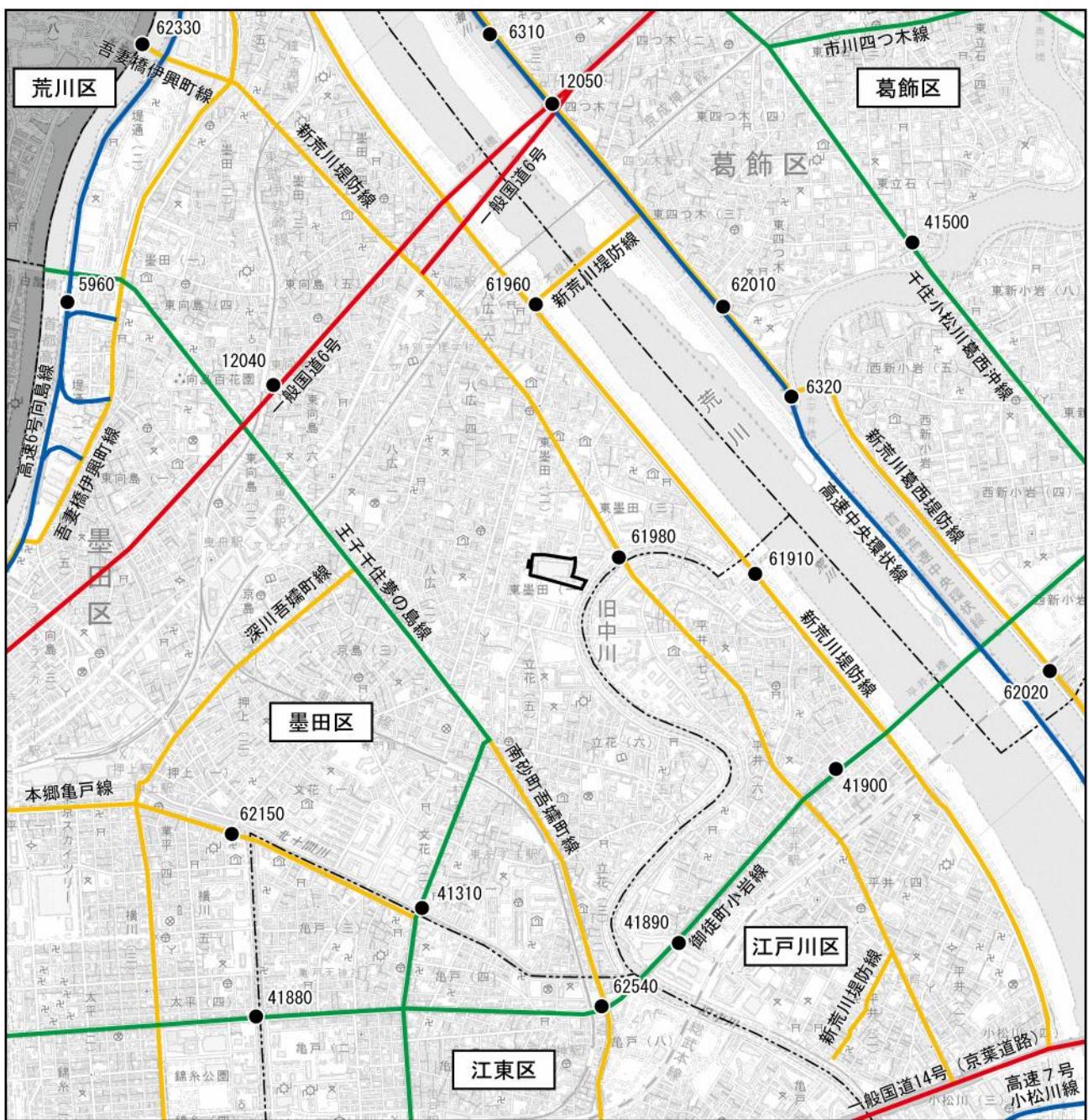
資料：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査」(令和 7 年 5 月閲覧、国土交通省ホームページ)

「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」

(令和 7 年 5 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都建設局ホームページ)

「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都建設局ホームページ)



## 凡例

- |  |           |                                     |           |                                       |         |
|--|-----------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------------|---------|
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>                                      | : 計画地     | <span style="color: blue;">—</span> | : 高速自動車国道 | <span style="color: green;">—</span>  | : 主要地方道 |
| <span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; width: 100px;"></span> | : 行政界     | <span style="color: red;">—</span>  | : 一般国道    | <span style="color: yellow;">—</span> | : 特例都道  |
| <span style="color: black;">●</span>   | : 交通量調査地点 |                                     |           |                                       |         |

資料：「東京都第五建設事務所管内図」（令和3年4月、東京都建設局）

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量

調査結果WEBマップ（可視化ツール）」

（令和7年5月閲覧、国土交通省ホームページ）

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」

（令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ）



1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.1-4 計画地周辺の主要な道路及び交通量調査地点

## (2) 鉄道の状況

計画地及びその周辺地域の鉄道路線は、図 6.1-5 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域においては、JR 総武線、東武鉄道亀戸線及び伊勢崎線、京成電鉄押上線及び東京メトロ半蔵門線が走っている。なお、計画地の最寄り駅は、東武亀戸線小村井駅である。

計画地及びその周辺地域の鉄道駅における過去 5 年間(令和元年度から令和 5 年度まで)の年間鉄道乗車人員数は、表 6.1-5 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域において、令和 5 年度の年間鉄道乗車人員数が最も多かったのは、京成電鉄押上線の押上駅で 37,938 千人、次いで東京メトロ半蔵門線の押上(スカイツリー前)駅で 32,337 千人であった。計画地の最寄り駅である東武亀戸線小村井駅における令和 5 年度の年間鉄道乗車人員数は、1,987 千人であった。

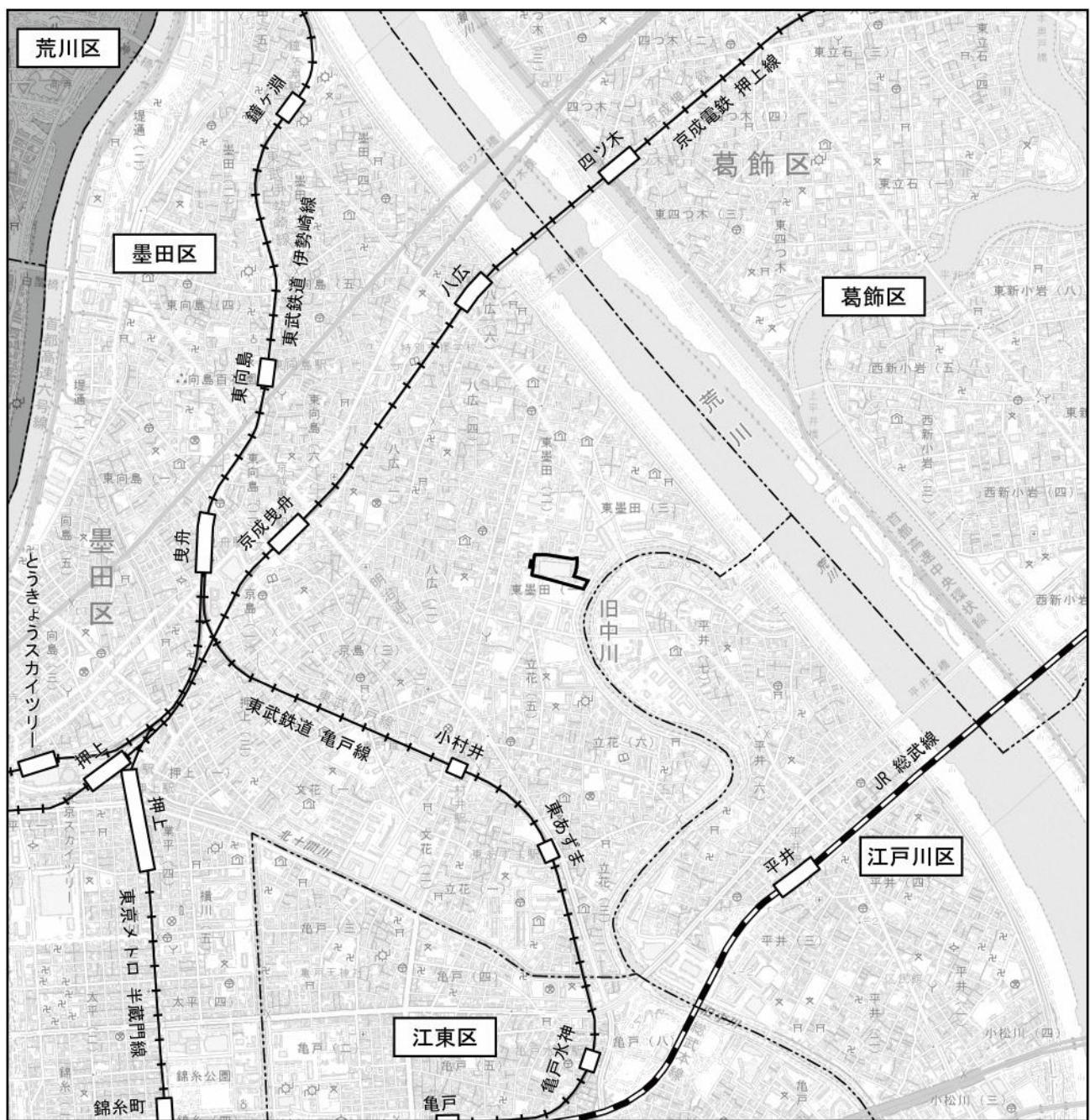
令和 2 年度以降、すべての駅において乗車人員数は増加傾向である。

表 6.1-5 年間鉄道乗車人員数

単位：千人

路線名	駅名	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
JR 総武線	亀戸	21,097	15,820	16,305	18,111	19,346
	平井	12,238	9,490	9,772	10,460	10,970
東武鉄道亀戸線	曳舟	934	718	776	852	908
	小村井	2,157	1,686	1,737	1,881	1,987
	東あずま	1,505	1,157	1,244	1,347	1,403
	亀戸水神	805	647	711	749	788
	亀戸	4,920	3,821	4,001	4,295	4,487
東武鉄道伊勢崎線	とうきょうスカイツリー	23,276	15,912	17,216	19,575	21,187
	曳舟	4,398	3,402	3,568	3,920	4,214
	東向島	3,714	2,768	2,844	3,067	3,306
	鐘ヶ淵	2,370	1,835	1,947	2,142	2,272
京成電鉄押上線	押上	41,031	29,151	29,709	34,117	37,938
	京成曳舟	3,676	2,799	2,910	3,220	3,521
	八広	2,342	1,898	2,020	2,241	2,458
	四ツ木	3,144	2,455	2,683	2,993	3,220
東京メトロ半蔵門線	錦糸町	19,793	13,378	14,355	16,495	17,944
	押上(スカイツリー前)	34,475	23,154	25,239	29,607	32,337

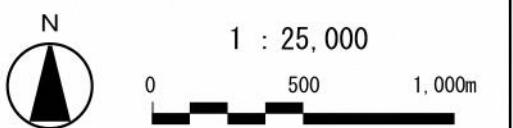
資料：「東京都統計年鑑」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都総務局ホームページ)



## 凡例

- : 計画地
- : 行政界
- : JR線
- : 私鉄・地下鉄線

資料：「国土数値情報 鉄道データ」  
(令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)



この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.1-5 計画地周辺の鉄道路線

## 6.1.4 土地利用

### (1) 地目別土地面積

計画地が位置する墨田区及び江戸川区における地目別面積は、表 6.1-6 に示すとおりである。

墨田区及び江戸川区においては宅地が多く、全体の約 97%を占めている。

表 6.1-6 地目別土地面積

単位 : ha

	総数	宅地				田	畑	山林	原野	池沼	雑種他	免税点未満
		計	商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
墨田区	708.16 (100.0%)	683.18 (96.4%)	46.39 (6.5%)	65.81 (9.3%)	570.98 (80.6%)	- -	- -	- -	- -	- -	24.77 (3.5%)	0.21 (0.0)
江戸川区	2400.43 (100.0%)	2334.05 (97.2%)	32.92 (1.4%)	108.54 (4.5%)	2192.28 (91.3%)	0.31 (0.0%)	- -	36.97 (1.5%)	- -	0.72 (0.0%)	28.04 (1.2%)	0.65 (0.0%)

注 1) 令和 6 年 1 月 1 日現在の固定資産税の対象となる土地面積である。

注 2) 下段は割合を示している。なお、端数処理のため、各項の和と総数は必ずしも一致しない。

注 3) 国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、溜池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内など、固定資産税が非課税とされている土地は除かれている。

注 4) 宅地のその他は、村落又は観光地区(市、郡、島部)、農業用施設の用に供する宅地及び生産緑地区内の宅地である。

注 5) 雜種地とは宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で、野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高压鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注 6) 免税点未満とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が30万円に満たないものである。

資料:「東京都統計年鑑」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

### (2) 土地利用現況

計画地が位置する墨田区東墨田及び周辺の土地利用の町別面積は表 6.1-7 に、計画地周辺の土地利用現況図は図 6.1-6 に示すとおりである。

計画地周辺は、主に独立住宅や集合住宅などの住宅系が分布しているほか、計画地の北側は専用工場、住居併用工場などの工業系が点在している。

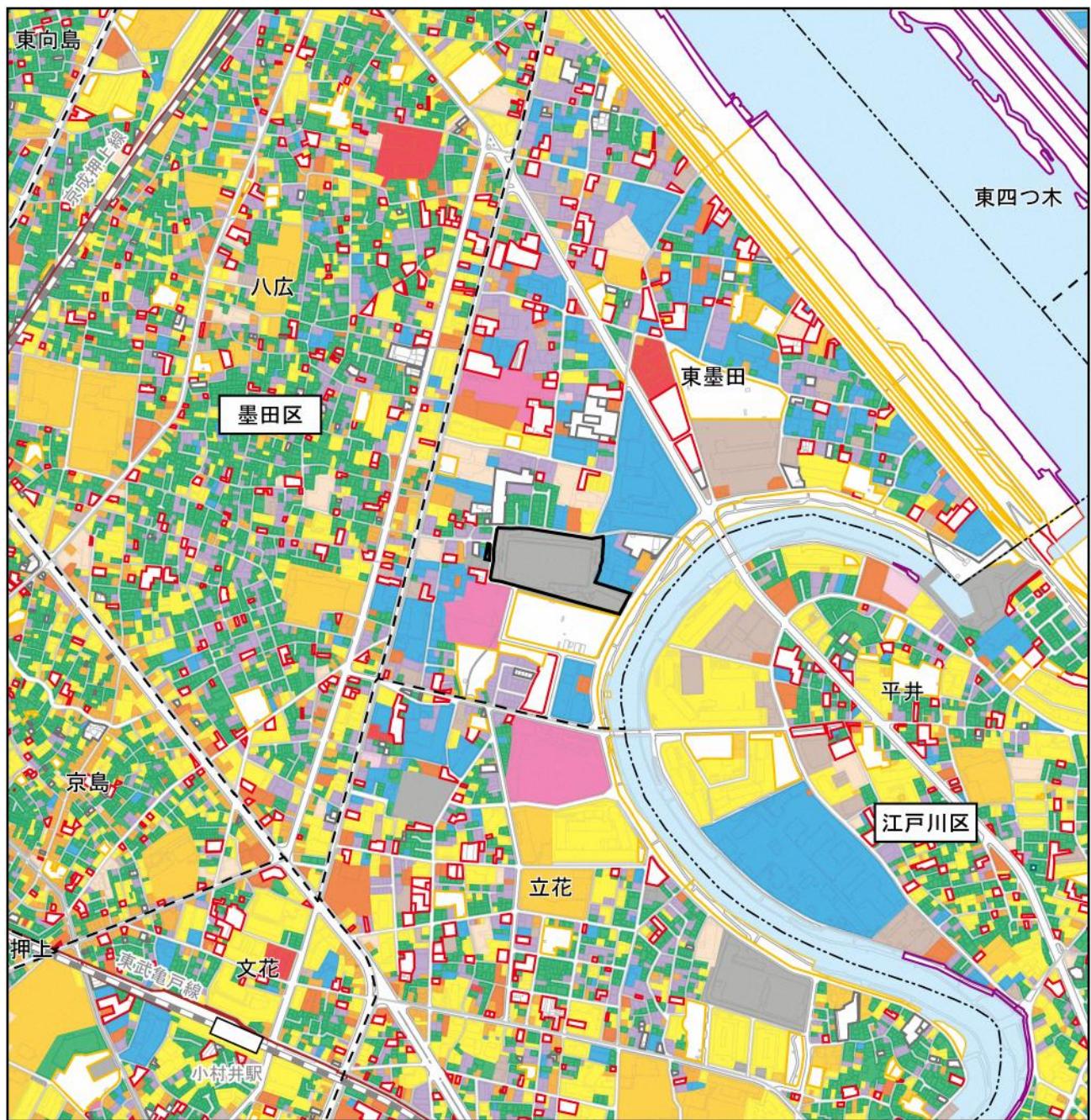
表 6.1-7 計画地周辺における土地利用 (墨田区)

単位 : m<sup>2</sup>

	公共系	商業系	住居系	工業系	空地系	交通系	水系
東向島	104,167	119,235	449,898	68,097	85,222	241,964	0
押上	18,550	106,493	197,766	30,643	38,841	156,554	8,650
京島	28,027	58,951	214,918	20,013	36,862	113,104	0
文花	45,922	35,957	191,783	73,078	39,421	86,868	7,895
八広	101,135	73,445	428,819	113,637	161,212	236,474	70,407
立花	106,947	74,981	364,835	99,515	92,124	198,787	70,194
東墨田	44,022	35,186	54,398	177,797	226,661	102,977	168,172

注) 令和 3 年 1 月現在の値である。

資料:「行政基礎資料集(令和 6 年度版)」(令和 7 年 5 月閲覧、墨田区ホームページ)



### 凡例

<span style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px;"></span>	計画地	<span style="background-color: #003366; width: 15px; height: 10px;"></span>	<商業系>	事務所建築物 専用商業施設 住商併用建物 宿泊・遊興施設 スポーツ・興行施設	<span style="background-color: #3CB371; width: 15px; height: 10px;"></span>	<住宅系>	独立住宅 集合住宅 <農業系> 畑	<span style="border: 1px solid red; width: 15px; height: 10px;"></span>	屋外利用地 ・仮設建物 公園、運動場等 未利用地等 鐵道・港湾等 道路 水面・河川・水路
<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; width: 15px; height: 10px;"></span>	区界	<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #FFCCBC; width: 15px; height: 10px;"></span>	<公共系>	官公庁施設 教育文化施設 厚生医療施設 供給処理施設	<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #FFDAB9; width: 15px; height: 10px;"></span>	<工業系>	専用工場 住居併用工場 倉庫運輸関係施設	<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #F0E68C; width: 15px; height: 10px;"></span>	
<span style="border-top: 1px dashed black; width: 15px; height: 10px;"></span>	町界	<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #FFB74D; width: 15px; height: 10px;"></span>			<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #F0A0A0; width: 15px; height: 10px;"></span>	<林野系>	原野	<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #ADD8E6; width: 15px; height: 10px;"></span>	
<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; width: 15px; height: 10px;"></span>	線路	<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #808080; width: 15px; height: 10px;"></span>			<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #F0F0F0; width: 15px; height: 10px;"></span>			<span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; background-color: #ADD8E6; width: 15px; height: 10px;"></span>	

資料：「土地利用現況調査 令和3年区部（シェープファイル）  
(令和7年5月閲覧、東京都オープンデータカタログサイト)



1 : 10,000

0 100 200 400m

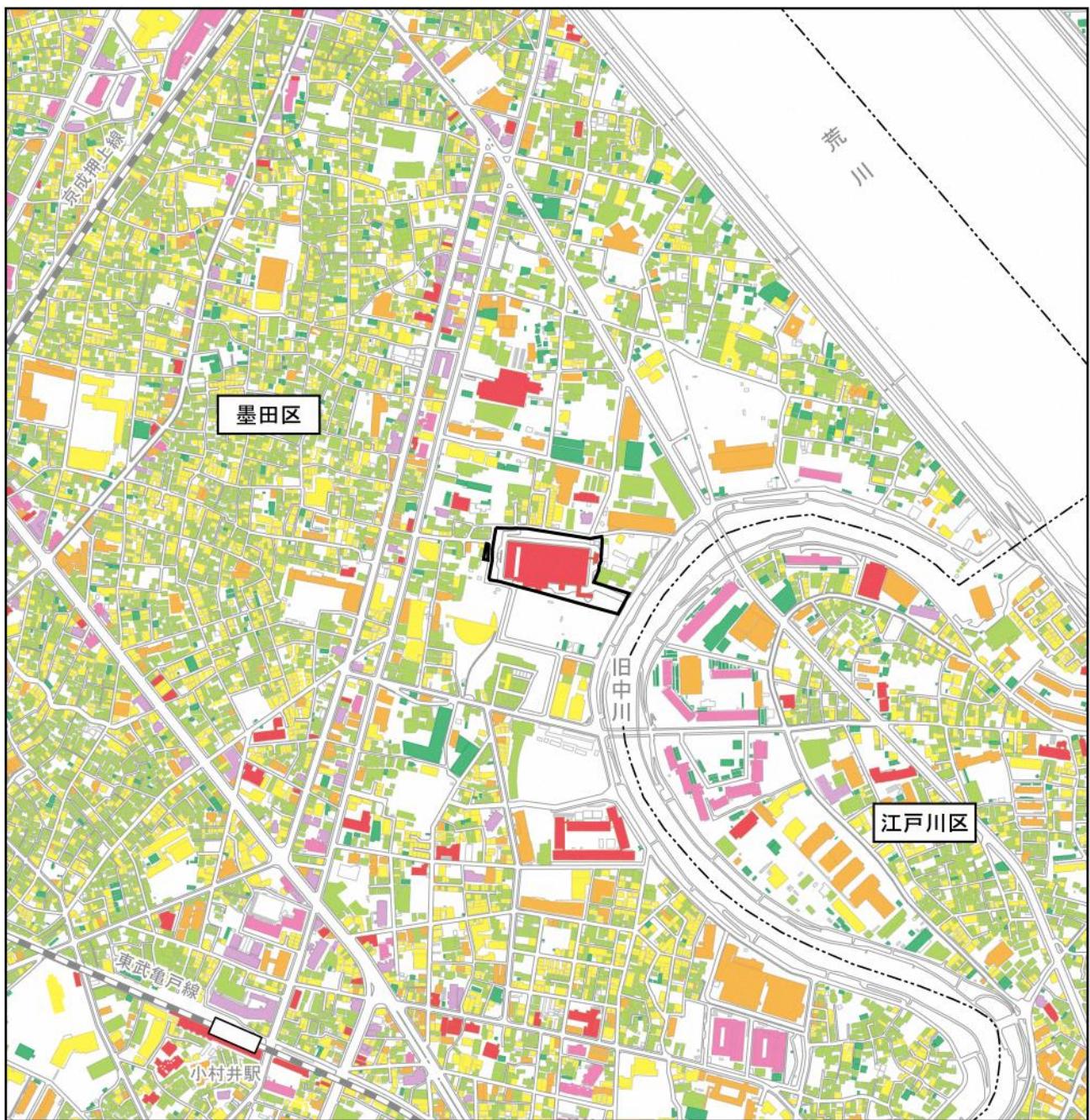
この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.1-6 土地利用現況図

### (3) 計画地周辺の建築物の高さ

計画地及びその周辺地域の建築物の高さは、図 6.1-7 に示すとおりである。

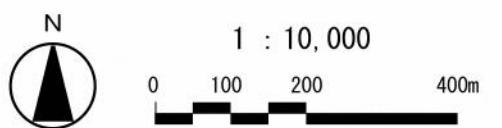
計画地周辺の建築物は、ほとんどが低層(地上 1 階～3 階)であり、中層(地上 4 ～ 7 階)が点在している。旧中川を挟んで江戸川区側には高層(地上 11 ～ 15 階)の建築物が存在する。



## 凡例

<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：計画地	<span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：低層（地上1階）	<span style="background-color: red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：中層（地上6, 7階）
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：行政界	<span style="background-color: lightgreen; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：低層（地上2階）	<span style="background-color: purple; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：高層（地上8～10階）
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：線路	<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：低層（地上3階）	<span style="background-color: pink; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：高層（地上11～15階）
		<span style="background-color: orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：中層（地上4, 5階）	<span style="background-color: gray; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	：超高層（地上16階以上）

資料：「土地利用現況調査 令和3年区部（シェープファイル）  
(令和7年5月閲覧、東京都オープンデータカタログサイト)



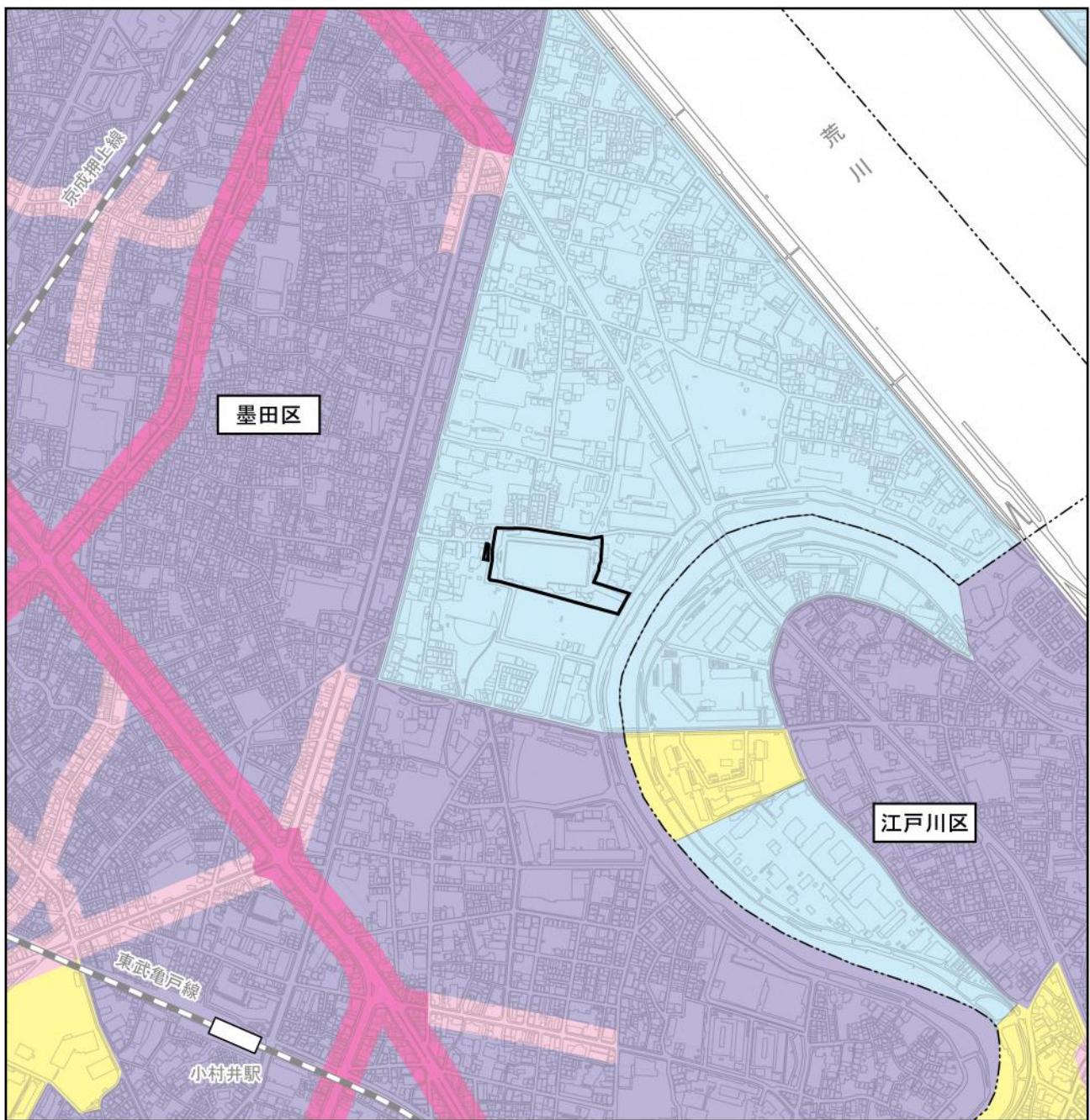
この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.1-7 計画地周辺の建築物の高さ

#### (4) 都市計画法に基づく指定の状況

計画地及びその周辺地域の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 6.1-8 に示すとおりである。

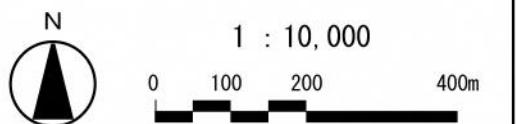
計画地が位置する墨田区及び江戸川区は、全域が都市計画区域に指定されている。計画地は工業地域に指定されている。計画地周辺は第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に指定されている。



## 凡例

<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 計画地	<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 第1種住居地域	<span style="background-color: purple; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 準工業地域
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 行政界	<span style="background-color: pink; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 近隣商業地域	<span style="background-color: lightblue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 工業地域
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 線路	<span style="background-color: magenta; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	: 商業地域		

資料：「都市計画決定情報 GIS データ（用途地域）」  
(令和 7 年 5 月閲覧、東京都オープンデータカタログサイト)



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.1-8 用途地域図

## (5) 公共施設等

計画地及びその周辺地域の公共施設等の施設数は、表 6.1-8 に示すとおりである。

計画地及びその周辺地域の公共施設等のうち、学校の分布状況は表 6.1-9 及び図 6.1-9 に、保育園、病院、福祉施設、図書館の分布状況は、表 6.1-10 及び図 6.1-10 にそれぞれ示すとおりである。

計画地周辺には、学校 83 か所、保育園 125 か所、病院 20 か所、福祉施設（保育所を除く）70 か所、図書館 6 か所が存在している。

表 6.1-8 計画地及びその周辺地域の公共施設等の施設数

内訳	計画地 周辺				
		墨田区	江戸川区	江東区	葛飾区
学校	幼稚園	12	8	1	1
	認定こども園	5	2	-	3
	小学校	33	17	5	4
	中学校	12	6	2	1
	高等学校	7	5	1	-
	特別支援学校	1	1	-	-
	各種学校	3	3	-	-
	専修学校	8	4	2	1
	大学	2	2	-	-
	計	83	48	11	16
保育園		125	75	17	14
病院		20	13	4	1
福祉施設(保育所を除く)		70	46	9	7
図書館		6	3	1	-
合計		304	185	42	30
					47

資料：「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」（令和7年5月閲覧、文部科学省ホームページ）

「学校コード一覧」（令和7年5月閲覧、文部科学省ホームページ）

「施設情報」（令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ）

「その他認可外保育施設」（令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ）

「子どもを預ける（保育園・保育ママ・幼稚園・一時保育など）」

（令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ）

「こども・教育」（令和7年5月閲覧、江東区ホームページ）

「子育て・教育施設」（令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ）

「令和5年（2023年）報告 東京都における医療機能ごとの病床の状況（許可病床）」

（令和7年5月閲覧、東京都保健医療局）

「施設一覧」（令和7年5月閲覧、東京都福祉局ホームページ）

「都内公立図書館一覧」（令和7年5月閲覧、東京都立図書館）

表 6.1-9(1) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(学校)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
幼稚園	1	墨田区	柳島幼稚園	横川 5 丁目 2 番 30 号
	2		第三寺島幼稚園	東向島 6 丁目 8 番 1 号
	3		立花幼稚園	立花 1 丁目 25 番 9 号
	4		言問幼稚園	向島 5 丁目 4 番 4 号
	5		あさひ幼稚園	文花 1 丁目 1 番 10 号
	6		あづま幼稚園	文花 1 丁目 25 番 7 号
	7		向島文化幼稚園	八広 6 丁目 24 番 6 号
	8		墨田幼稚園	堤通 1 丁目 5 番 9 号
認定こども園	9		幼保連携型認定こども園共愛館保育園	押上 3 丁目 53 番 6 号
	10		興望館こども園	京島 1 丁目 11 番 6 号
小学校	11		錦糸小学校	錦糸 1 丁目 9 番 12 号
	12		言問小学校	向島 5 丁目 40 番 14 号
	13		柳島小学校	横川 5 丁目 2 番 30 号
	14		業平小学校	業平 2 丁目 4 番 8 号
	15		第三吾嬬小学校	八広 2 丁目 36 番 3 号
	16		第四吾嬬小学校	京島 3 丁目 64 番 9 号
	17		第一寺島小学校	東向島 1 丁目 16 番 2 号
	18		第二寺島小学校	東向島 4 丁目 30 番 2 号
	19		第三寺島小学校	東向島 6 丁目 8 番 1 号
	20		曳舟小学校	京島 1 丁目 28 番 2 号
	21		中川小学校	立花 5 丁目 49 番 4 号
	22		東吾嬬小学校	立花 4 丁目 22 番 11 号
	23		押上小学校	押上 3 丁目 46 番 17 号
	24		八広小学校	八広 5 丁目 12 番 15 号
	25		隅田小学校	墨田 4 丁目 6 番 5 号
	26		立花吾嬬の森小学校	立花 1 丁目 18 番 6 号
	27		梅若小学校	墨田 2 丁目 25 番 1 号
中学校	28		墨田中学校	向島 4 丁目 25 番 22 号
	29		吾嬬第二中学校	八広 4 丁目 4 番 4 号
	30		寺島中学校	八広 1 丁目 17 番 15 号
	31		文花中学校	文花 1 丁目 22 番 7 号
	32		桜堤中学校	堤通 2 丁目 19 番 1 号
	33		吾嬬立花中学校	立花 5 丁目 48 番 2 号
高等学校	34		墨田川高等学校	東向島 3 丁目 34 番 14 号
	35		本所高等学校	向島 3 丁目 37 番 25 号
	36		日本橋高等学校	八広 1 丁目 28 番 21 号
	37		橘高等学校	立花 4 丁目 29 番 7 号
	38		立志舎高等学校	太平 2 丁目 9 番 6 号
特別支援学校	39		墨田特別支援学校	八広 5 丁目 10 番 2 号
大学	40		情報経営イノベーション専門職大学	文花 1 丁目 18 番 13 号
	41		千葉大学墨田サテライトキャンパス	文花一丁目 19 番 1 号

表 6.1-9(2) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(学校)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
専修学校	42	墨田区	東京 I T プログラミング & 会計専門学校	錦糸 2 丁目 13 番 7 号
	43		東京墨田看護専門学校	東向島 5 丁目 6 番 6 号
	44		専門学校日本動物 21	錦糸 1 丁目 11 番 10 号
	45		東京法律公務員専門学校	太平 1 丁目 9 番 8 号
各種学校	46		東京朝鮮第 5 初中級学校	八広 5-22-15
	47		向島珠算学校	墨田 3-21-17
	48		渡辺珠算学校	横川 4-10-2
幼稚園	49	江戸川区	明聖第一幼稚園	平井 6 丁目 17 番 30 号
小学校	50		小松川小学校	平井 4 丁目 1 番 23 号
	51		平井小学校	平井 6 丁目 35 番 1 号
	52		平井西小学校	平井 7 丁目 22 番 24 号
	53		平井東小学校	平井 4 丁目 28 番 9 号
中学校	54		平井南小学校	平井 5 丁目 3 番 11 号
	55		小松川第二中学校	小松川 2 丁目 10 番 2 号
高等学校	56		小松川中学校	平井 3 丁目 20 番 1 号
	57		小松川高等学校	平井 1 丁目 27 番 10 号
専修学校	58	江東区	東京マスダ学院文化服装専門学校	平井 4 丁目 13 番 4 号
	59		東京マスダ学院調理師専門学校	平井 4 丁目 13 番 4 号
幼稚園	60		亀戸幼稚園	亀戸 4 丁目 17 番 3 号
小学校	61		第一亀戸小学校	亀戸 2 丁目 5 番 7 号
	62		香取小学校	亀戸 4 丁目 26 番 22 号
	63		水神小学校	亀戸 5 丁目 22 番 22 号
	64		浅間豊川小学校	亀戸 9 丁目 22 番 4 号
中学校	65		第二亀戸中学校	亀戸 4 丁目 51 番 1 号
高等学校	66		江東商業高等学校	亀戸 4 丁目 50 番 1 号
専修学校	67		専門学校読売自動車大学校	亀戸 2 丁目 28 番 5 号
幼稚園	68	葛飾区	やくし幼稚園	東四つ木 1 丁目 5 番 9 号
	69		葛飾白百合幼稚園	西新小岩 4 丁目 19 番 13 号
認定こども園	70		新小岩ちぐさ幼稚園	西新小岩 4 丁目 35 番 5 号
	71		幼保連携型認定こども園まどか幼稚園	東新小岩 7 丁目 2 番 8 号
	72		幼保連携型認定こども園めいじょう幼稚園	四つ木 1 丁目 41 番 1 号

表 6.1-9(3) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(学校)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
小学校	73	葛飾区	本田小学校	立石 1 丁目 7 番 23 号
	74		上平井小学校	西新小岩 4 丁目 22 番 1 号
	75		二上小学校	東新小岩 7 丁目 18 番 1 号
	76		川端小学校	東立石 1 丁目 2 番 1 号
	77		松上小学校	西新小岩 2 丁目 1 番 1 号
	78		よつぎ小学校	四つ木 4 丁目 8 番 1 号
	79		東四つ木小学校	東四つ木 2 丁目 13 番 1 号
中学校	80		本田中学校	東立石 4 丁目 7 番 1 号
	81		中川中学校	東四つ木 1 丁目 3 番 1 号
	82		新小岩中学校	西新小岩 2 丁目 1 番 2 号
専修学校	83		葛飾区医師会附属看護専門学校	四つ木 1 丁目 6 番 5 号

注)図 No. は、図 6.1-9 に対応する。

資料：「学校コード一覧」(令和 7 年 5 月閲覧、文部科学省ホームページ)

「大学・短期大学・高等学校・法人一覧」(令和 7 年 5 月閲覧、文部科学省ホームページ)

「令和 7 年度都立高等学校等一覧」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ)

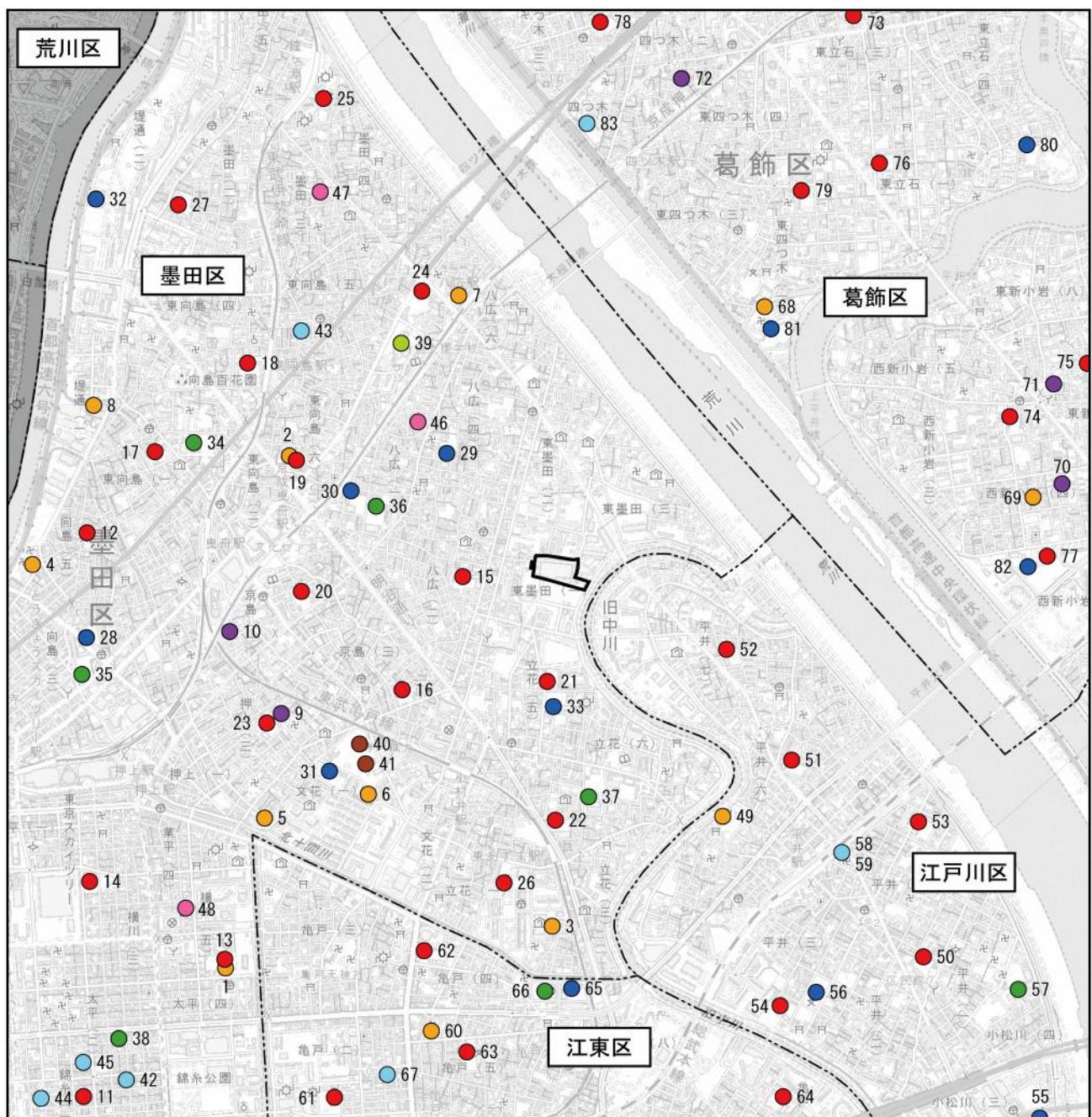
「私立専修各種学校」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都生活文化スポーツ局ホームページ)

「施設情報」(令和 7 年 5 月閲覧、墨田区ホームページ)

「学校・教育施設一覧」(令和 7 年 5 月閲覧、江戸川区ホームページ)

「こども・教育」(令和 7 年 5 月閲覧、江東区ホームページ)

「子育て・教育施設」(令和 7 年 5 月閲覧、葛飾区ホームページ)



## 凡例

- |   |       |                                       |          |  |          |  |        |
|---|-------|---------------------------------------|----------|--|----------|--|--------|
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>   | : 計画地 | <span style="color: orange;">●</span> | : 幼稚園    | <span style="color: blue;">●</span>      | : 中学校    | <span style="color: brown;">●</span>     | : 大学   |
| <span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; width: 10px; height: 10px;"></span> | : 行政界 | <span style="color: purple;">●</span> | : 認定こども園 | <span style="color: green;">●</span>     | : 高等学校   | <span style="color: lightblue;">●</span> | : 専修学校 |
|   |       | <span style="color: red;">●</span>    | : 小学校    | <span style="color: limegreen;">●</span> | : 特別支援学校 | <span style="color: pink;">●</span>      | : 各種学校 |

資料 :「学校コード一覧」(令和7年5月閲覧、文部科学省ホームページ)  
 「私立専修各種学校」(令和7年5月閲覧、東京都生活文化スポーツ局ホームページ)  
 「施設情報」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)  
 「学校・教育施設一覧」  
 (令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)  
 「こども・教育」(令和7年5月閲覧、江東区ホームページ)  
 「子育て・教育施設」(令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ)



1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.1-9 計画地及びその周辺地域の公共施設等（教育施設等）

表 6.1-10(1) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(保育園等)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
保育園	1	墨田区	横川橋保育園	太平1丁目27番13号
	2		中川保育園	東墨田2丁目1番15号
	3		花園保育園	東向島3丁目16番2号
	4		福神橋保育園	文花1丁目30番21号101号室
	5		文花保育園	文花1丁目24番5号
	6		東あづま保育園	立花1丁目32番12号(仮園舎)
	7		おむらい保育園	文花1丁目32番1号103号室
	8		太平保育園	太平1丁目13番10号
	9		鐘ヶ淵北保育園	堤通2丁目8番15号109号室
	10		梅若保育園	墨田2丁目38番13号
	11		中川南保育園	立花6丁目8番2号106号室
	12		寺島保育園	東向島1丁目23番10号
	13		しらひげ保育園	堤通2丁目5番5号101号室
	14		たちばな保育園	立花3丁目21番16号
	15		八広保育園	八広3丁目7番5号
	16		押上保育園	押上2丁目10番17号
	17		すみだ保育園	墨田4丁目22番4号101号室
	18		長浦保育園	八広5丁目10番1号105号室
	19		水神保育園	堤通2丁目6番9号103号室
	20		横川さくら保育園	横川5丁目9番1号
	21		横川さくら保育園(分園)	立花1丁目23番5号206号室
	22		ほがらか保育園	墨田4丁目30番14号
	23		厚生館保育園	立花5丁目21番3号
	24		東京愛育苑さゆり保育園	東向島6丁目7番8号
	25		木ノ下保育園	墨田4丁目60番13号
	26		杉の子学園保育所	東向島2丁目13番6号
	27		ナースリー保育園	東向島6丁目15番5号
	28		小梅保育園	向島3丁目42番1号
	29		まなびの森保育園錦糸町	太平2丁目4番4号
	30		グローバルキッズ押上園	押上2丁目19番20号
	31		すこやか錦糸保育園	錦糸3丁目7番1号
	32		小学館アカデミーひきふね駅前保育園	京島1丁目1番1号314
	33		チェリッシュ曳舟保育園	東向島2丁目36番3号
	34		向島ひまわり保育園	向島3丁目22番8号
	35		そらまめ保育園すみだ横川	横川1丁目1番10号すみだパーカフ <sup>レ</sup> イズ3F
	36		ひらがなのツリーほいくえん	業平3丁目9番2号
	37		キッズガーデン墨田八広	八広2丁目54番9号
	38		ミアヘルサ保育園ひびき曳舟	東向島2丁目42番5号
	39		まなびの森保育園曳舟	京島1丁目44番17号
	40		わらべ向島保育園	向島3丁目19番5号
	41		わらべ向島保育園分園	向島4丁目2番14号
	42		うれしい保育園八広	八広4丁目33番9号
	43		にじいろ保育園向島	向島5丁目13番18号

表 6.1-10 (2) 計画地及びその周辺地域の公共施設等位置図(保育園等)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
保育園	44	墨田区	まなびの森保育園八広	八広 6 丁目 27 番 6 号
	45		グローバルキッズ八広園	八広 5 丁目 5 番 12 号
	46		たんぽぽ保育所八広園	八広 5 丁目 20 番 5 号
	47		キッズガーデン業平	業平 3 丁目 1 番 6 号
	48		キッズガーデン第二墨田八広	八広 6 丁目 34 番 1 号
	49		さくらさくみらい東向島	東向島 3 丁目 20 番 8 号
	50		グローバルキッズ曳舟保育園	京島 3 丁目 62 番 5 号
	51		クローバーこども園	八広 1 丁目 16 番 22 号
	52		あおやぎ保育園	東向島 4 丁目 37 番 17 号
	53		ぶれあ保育園・小村井	立花 5 丁目 24 番 11 号 1F
	54		八広ぶどうの木保育室	八広 6 丁目 37 番 5 号 1F
	55		ちやのま保育園 横川	横川 4 丁目 9 番 8 号 1F
	56		キャリー保育園 東向島	東向島 5 丁目 36 番 10 号
	57		未来っ子保育園 東向島園	東向島 5 丁目 18 番 1 号 1F
	58		かあかん家保育室 (鈴木まり子)	八広 3 丁目
	59		加代ママ保育室 (山本 加代)	東向島 2 丁目
	60		めだか保育室 (石山 好子)	押上 3 丁目
	61		はじめの一いぼ保育室 (山木 輝美)	京島 3 丁目
	62		つつみ保育室 (岸本 貴子)	向島 1 丁目
	63		心夢 (ここむ) 保育園	太平 3 丁目 19 番 1 号 リヴュール太平 WEST2 階
	64		ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	堤通 2 丁目 8 番 2 号
	65		ポピンズナーサリースクールすみだ	太平 4 丁目 1 番 2 号 オリナスモール 2 階
	66		保育園夢未来錦糸町園	太平 3 丁目 3 番 12 号 アドバンス喜月ビル 1 階
	67		そらまめ東あずま駅前園	立花 2 丁目 26 番 2 号
	68		はなみずき保育室	八広 3 丁目 7 番 18 号
	69		東京都リハビリテーション病院 保育室	堤通 2 丁目 9 番 2 号
	70		JOYPORT 業平保育園	業平 4 丁目 14 番 15 号
	71		パンダ保育園	押上 3 丁目 29 番 1 号 安藤ビル 1 階
	72		あゆみの舎 保育室	墨田 5 丁目 41 番 2 号
	73		子育てステーションこだち 2	立花 1 丁目 23 番 5 号 サンタウン立花 5-201-4
	74		そらまめインターナショナルプリスクール	横川 3 丁目 9 番 4 号
	75		キッズガーデングローバルスクール錦糸町	錦糸 4 丁目 17 番 1 号 ヒューリック錦糸町コラボツリー 1 階
病院	76		社会福祉法人恩賜財団東京都済生会向島病院	八広 1 丁目 5 番 10 号
	77		医療法人社団 隆靖会 墨田中央病院	京島 3 丁目 67 番 1 号
	78		東京都リハビリテーション病院	堤通 2 丁目 14 番 1 号
	79		医療法人伯鳳会 東京曳舟病院	東向島 2 丁目 27 番 1 号
	80		医療法人社団敬智会 梶原病院	墨田 3 丁目 31 番 12 号
	81		医療法人社団中林病院	東向島 3 丁目 29 番 9 号
	82		社会福祉法人賛育会 賛育会病院	太平 3 丁目 20 番 2 号
	83		医療法人社団仁寿会中村病院	八広 2 丁目 1 番 1 号
	84		大倉医院	墨田 1 丁目 10 番 4 号
	85		高石整形外科医院	文花 1 丁目 21 番 9 号
	86		大岩医院	向島 4 丁目 22 番 3 号

表 6.1-10(3) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(保育園等)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
病院	87	墨田区	増田耳鼻咽喉科	東向島 6 丁目 6 番 2 号
	88		医療法人社団常壽会 高石内科胃腸科	文花 1 丁目 21 番 1 号
福祉施設	89	墨田区	墨田区立特別養護老人ホームなりひらホーム	業平 5 丁目 6 番 2 号
	90		墨田区立特別養護老人ホームはなみずきホーム	八広 3 丁目 22 番 14 号
	91		墨田区立特別養護老人ホームたしばなホーム	立花 3 丁目 10 番 1 号
	92		東京清風園	立花 1 丁目 25 番 12 号
	93		和翔苑	八広 6 丁目 55 番 17 号
	94		寿老の里	東墨田 3 丁目 13 番 4 号
	95		木下川吾亦紅	東墨田 2 丁目 15 番 2 号
	96		しらひげ	東向島 4 丁目 2 番 11 号
	97		櫻川介護老人保健施設	堤通 1 丁目 9 番 8 号
	98		介護老人保健施設 ベレール向島	東向島 2 丁目 36 番 11 号
	99		まどか押上	押上 2 丁目 14 番 1 号
	100		ライフ高石	文花 1 丁目 21 番 1 号
	101		ファミニューすみだ文花	文花 3 丁目 8 番 2 号
	102		ニチイホーム墨田	立花 6 丁目 7 番 10 号
	103		すみだ明生苑	東墨田 2 丁目 3 番 10 号
	104		向島明生苑	向島 4 丁目 21 番 20 号
	105		エスケアリビング墨田	東向島 3 丁目 6 番 2 号
	106		介護付有料老人ホーム プレザンメゾン墨田立花	立花 3 丁目 17 番 8 号
	107		ReHOPE 墨田	立花 1 丁目 34 番 1 号
	108		さんいくハイツ立花	立花 1 丁目 25 番 12 号
	109		ケアハウスかねがふち	墨田 3 丁目 41 番 16 号
	110		さんいくハイツ東墨田	東墨田 2 丁目 18 番 12 号
	111		ケアハウス押上	文花 1 丁目 10 番 10 号
	112		ケアハウスこまち墨田館	押上 3 丁目 61 番 4 号
	113		さんいくハイツ東あづま	立花 4 丁目 18 番 17 号
	114		都市型軽費老人ホーム 地蔵坂ホームズ	東向島 1 丁目 17 番 7 号
	115		ケアハウスすみはな	立花 4 丁目 8 番 12 号
	116		グループホーム かねがふち	墨田 3 丁目 41 番 16 号
	117		ニチイケアセンターおしあげ	太平 3 丁目 19 番 5 号
	118		せらび向島	東向島 4 丁目 31 番 3 号
	119		グループホーム東京墨田の家	八広 1 丁目 16 番 16 号
	120		グループホームすこやかの家 業平	業平 2 丁目 9 番 9 号
	121		さんいくの家あづま	立花 1 丁目 25 番 12 号
	122		ヒューマンライフケア墨田グループホーム	京島 1 丁目 43 番 9 号
	123		はなまるホーム八広	八広 3 丁目 38 番 20 号
	124		ちんとんしゃん	堤通 1 丁目 12 番 5 号
	125		グループホームみんなの家・墨田	墨田 4 丁目 8 番 12 号
	126		グループホーム業平あやめ	業平 4 丁目 5 番 10 号
	127		グループホームきらら曳舟	京島 3 丁目 62 番 6 号
	128		カームガーデン小村井	立花 5 丁目 26 番 2 号
	129		ラックの空 東向島	東向島 6 丁目 51 番 7 号 2 階

表 6.1-10(4) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(保育園等)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
福祉施設	130	墨田区	せらび向島	東向島 4 丁目 31 番 3 号
	131		玉ノ井プラザ あゆみの舎	墨田 3 丁目 8 番 6 号
	132		花かんざし	堤通 1 丁目 12 番 5 号
	133		医療法人財団健和会 まいほーむ墨田	業平 2 丁目 9 番 9 号 業平医療福祉会館 3 階
	134		小規模多機能型介護ともえ	八広 3 丁目 15 番 14 号
図書館	135		ひきふね図書館	京島 1 丁目 36 番 5 号 マーカントタワー曳舟
	136		立花図書館	立花 6 丁目 8 番 1-101 号
	137		八広図書館	八広 5 丁目 10 番 1-104 号
保育園	138	江戸川区	平井保育園	平井 6 丁目 15 番 16 号
	139		南平井保育園	平井 3 丁目 4 番 7-101 号
	140		西平井保育園	平井 7 丁目 21 番 6 号
	141		平井第二保育園	平井 6 丁目 1 番 23-101 号
	142		小松川第三保育園	小松川 3 丁目 13 番 1 号
	143		逆井保育園	平井 1 丁目 24 番 33 号
	144		光徳保育園	平井 6 丁目 53 番 7 号
	145		つくしんぼ保育園	平井 3 丁目 6 番 6 号
	146		ココロラボインターナショナル平井	平井 4 丁目 18 番 4 号
	147		ココロラボインターナショナル平井 3 丁目	平井 3 丁目 13 番 11 号
	148		クオリスキッズ平井保育園	平井三丁 11 番 2 号
	149		にじいろ保育園平井	平井 5 丁目 17 番 1 号
	150		ソレイユナーサリー平井	平井 5 丁目 27 番 6 号 201
	151		えどひらコスモ保育園	平井 6-3-1 ティハウス 平井コソフォートレジデンス
	152		ミントリーフ・インターナショナル・プリスクール平井園	平井 4 丁目 9 番 12 号 グランドウール池田 202・101
	153		Kerria International School of Japan (ケリアインターナショナルスクール)	小松川 3 丁目 4 番 1 号 エセルビル 203・402
	154		スポーツ幼稚園 One Step	平井 4-12-19 第一大和ビル 2F
病院	155		医療法人社団東京ハートサミット東京心臓不整脈病院	平井 3 丁目 25 番 17 号
	156		医療法人社団双仁会 一盛病院	小松川 3 丁目 10 番 1 号
	157		二本松眼科病院	平井 4 丁目 10 番 7 号
	158		Shimizu Maternity Clinic	平井 6 丁目 2 番 30 号
福祉施設	159		ウエル江戸川	平井 7 丁目 13 番 32 号
	160		一盛病院介護医療院	小松川 3 丁目 10 番 1 号
	161		ラ・ナシカこまつがわ	小松川 4 丁目 94
	162		杜の癒しハウスひらい	平井 3 丁目 17 番 13 号
	163		あおぞらの里 グループホーム小松川	小松川 4 丁目 94
	164		SUN久倉楽部	平井 7 丁目 25 番 17 号
	165		ラックの花 平井	平井 6 丁目 76 番 11 号
	166		ラックの空 平井	平井 6 丁目 76 番 11 号
図書館	167		育明会 城東ケアセンター	平井 2 丁目 24 番 16 号 東京育明会ビル 1 階
	168		小松川図書館	平井 1 丁目 11 番 26 号

表 6.1-10(5) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(保育園等)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
保育園	169	江東区	クオリスキッズ亀戸保育園	亀戸2丁目10番10号
	170		陽だまり保育園	亀戸2丁目6番2号102号室
	171		江東亀戸サテライトグローバルキッズ豊川園(分園)	亀戸2丁目18番5号
	172		にじいろ保育園亀戸	亀戸3丁目43番23号
	173		もりのなかま保育園 亀戸園	亀戸3丁目62番15号
	174		アンジェリカ亀戸保育園	亀戸4丁目13番18号
	175		亀戸第四保育園	亀戸4丁目21番13号
	176		グローバルキッズ亀戸園	亀戸5丁目1番15号
	177		サンライズキッズ保育園亀戸園	亀戸5丁目29番19号
	178		亀戸こころ保育園(本園)	亀戸9丁目34番1号140
	179		亀戸浅間保育園	亀戸9丁目36番10号
	180		ワーカーズコーポ亀戸のびっこ保育園	亀戸5丁目38番31号
	181		カメリアキッズ亀戸園	亀戸2丁目43番
	182		なないろ保育園	亀戸3丁目46番
病院	183		医療法人社団恵信会友仁病院	亀戸2丁目41番1号
福祉施設	184		カメリア	亀戸3丁目36番5号
	185		介護老人保健施設 キーストーン	亀戸3丁目36番1号
	186		グッドタイムリビング亀戸	亀戸9丁目34番1-137号
	187		医心館 亀戸	亀戸5丁目6番20号
	188		グループホームカメリア	亀戸3丁目36番5号
	189		グループホーム 天神あやめ	亀戸2丁目8番7号
	190		小規模多機能 天神あやめ	亀戸2丁目8番7号
保育園	191	葛飾区	上平井保育園	西新小岩4丁目33番2号
	192		木根川保育園	東四つ木1丁目18番12号
	193		渋江保育園	東四つ木2丁目15番11号
	194		たつみ保育園	西新小岩2丁目1番3号
	195		西新小岩保育園	西新小岩3丁目21番7号
	196		二上保育園	東新小岩7丁目17番3号
	197		うらら保育園	西新小岩3丁目37番27号
	198		こひつじ保育園	東四つ木3丁目6番12号
	199		東立石こひつじ保育園	東立石3丁目14番12号
	200		東立石保育園	東立石4丁目45番5号
	201		ベネッセ 四ツ木保育園	四つ木4丁目1番4号
	202		ほっぺるランド西新小岩	西新小岩3丁目14番18号
	203		ほっぺるランド東立石	東立石2丁目3番10号
	204		本田こひつじ保育園	立石1丁目4番10号
	205		ゆめの樹保育園しんこいわ	西新小岩5丁目30番6号
	206		家庭的保育事業所 池上保育ルーム「ひよこ」	東立石3丁目6番13号
	207		石井保育ルーム Smile	東四つ木3丁目14番8号
	208		いのうえ保育ルーム シャイン	東立石4丁目23番5号 リゾーツ立石102
	209		さくら保育室	西新小岩4-1-26
病院	210		医療法人社団五十鈴会坂本病院	西新小岩4丁目39番20号
	211		イムス東京葛飾総合病院	西新小岩4丁目18番1号

表 6.1-10(6) 計画地及びその周辺地域の公共施設等(保育園等)

種別	図 No.	区名	名称	所在地
福祉施設	212	葛飾区	東四つ木ほほえみの里	東四つ木 2 丁目 26 番 15 号
	213		すずうらホーム	西新小岩 3 丁目 37 番 27 号
	214		介護老人保健施設 リハビリケアかつしか	西新小岩 3 丁目 37 番 8 号
	215		有料老人ホーム サニー・ライフ東京	西新小岩 3 丁目 37 番 28 号
	216		リハビリホームボンセジュール四つ木	東四つ木 3 丁目 1 番 11 号
	217		友愛ホーム	立石 2 丁目 3 番 4 号
	218		グループホーム ソレイユの家	東立石 4 丁目 20 番 1 号
	219		たまごかけごはん	東立石 2 丁目 18 番 4 号
	220		立石図書館	立石 1 丁目 9 番 1 号
図書館	221		四つ木地区図書館	四つ木 4 丁目 8 番 1 号 よつぎ小学校内

注)図No. は、図 6.1-10に対応する。

資料:「施設情報」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

「その他認可外保育施設」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

「子どもを預ける(保育園・保育ママ・幼稚園・一時保育など)」(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)

「こども・教育」(令和7年5月閲覧、江東区ホームページ)

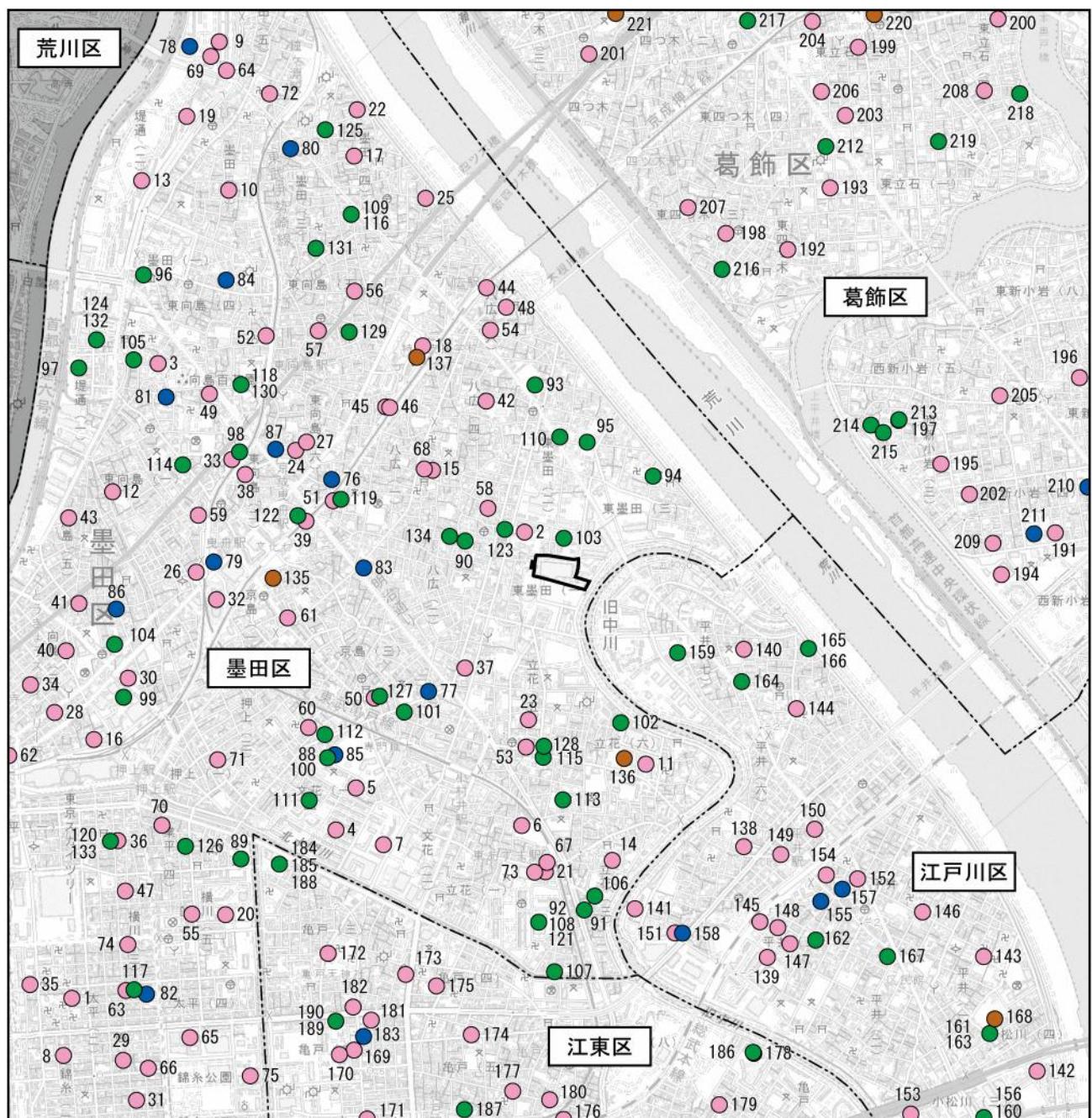
「子育て・教育施設」(令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ)

「令和5年(2023年)報告 東京都における医療機能ごとの病床の状況(許可病床)」

(令和7年5月閲覧、東京都保健医療局)

「施設一覧」(令和7年5月閲覧、東京都福祉局ホームページ)

「都内公立図書館一覧」(令和7年5月閲覧、東京都立図書館)



## 凡例

- |  |       |   |       |  |        |
|--|-------|---|-------|--|--------|
| <span style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px;"></span>                                     | : 計画地 | <span style="color: pink; font-size: 2em;">●</span> | : 保育園 | <span style="color: green; font-size: 2em;">●</span> | : 福祉施設 |
| <span style="border-top: 1px dashed black; border-left: 1px dashed black; width: 100px; height: 10px;"></span> | : 行政界 | <span style="color: blue; font-size: 2em;">●</span> | : 病院  | <span style="color: brown; font-size: 2em;">●</span> | : 図書館  |

資料：「施設情報」（令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ）  
 「その他認可外保育施設」（令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ）  
 「子どもを預ける（保育園・保育ママ・幼稚園・一時保育など）」  
 （令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ）  
 「こども・教育施設」（令和7年5月閲覧、江東区ホームページ）  
 「子育て・教育施設」（令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ）  
 「令和5年（2023年）報告 東京都における医療機能ごとの病床の状況（許可病床）」（令和7年5月閲覧、東京都保健医療局）  
 「施設一覧」（令和7年5月閲覧、東京都福祉局ホームページ）  
 「都内公立図書館一覧」（令和7年5月閲覧、東京都立図書館）



1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.1-10 計画地周辺の公共施設等(福祉施設等)

## (6) 公園等

計画地及びその周辺地域の公園等及びウォーキングコースの分布状況は、表 6.1-11、表 6.1-12、図 6.1-11 及び図 6.1-12 に示すとおりである。

計画地周辺には都立公園、公園、児童遊園、区民広場等が 223 箇所ある。また、計画地周辺には、複数のウォーキングコースが設定されている。

表 6.1-11(1) 計画地及びその周辺地域の公園等

種別	図 No.	区名	名称	住所
公園	1	墨田区	隅田川緑道公園	横綱 1 丁目・2 丁目、本所 1 丁目、東駒形 1 丁目、吾妻橋 1 丁目、堤通 1 丁目
	2		錦糸公園	錦糸 4 丁目 15 番 1 号
	3		大横川親水公園	吾妻橋 3 丁目、業平 1 丁目、東駒形 4 丁目、横川 1 丁目、本所 4 丁目、太平 1 丁目、石原 4 丁目、錦糸 1 丁目、亀沢 4 丁目、江東橋 1 丁目、緑 4 丁目
	4		横川東公園	横川 5 丁目 2 番 8 号
	5		横川さんかく公園	横川 5 丁目 9 番 31 号
	6		おしなり公園	押上 1 丁目、業平 1 丁目・2 丁目・3 丁目
	7		業平公園	業平 2 丁目 3 番 2 号
	8		銅像堀公園	向島 5 丁目 9 番 1 号
	9		ふじのき公園	東向島 2 丁目 7 番 5 号
	10		東向島ふじ公園	東向島 2 丁目 46 番 7 号
	11		長寿庭園	東向島 4 丁目 8 番 20 号
	12		東向島北公園	東向島 4 丁目 12 番 19 号
	13		さつき公園	東向島 6 丁目 19 番 12 号
	14		なつめ公園	東向島 6 丁目 40 番 2 号
	15		堤通公園	堤通 1 丁目 8 番 1 号
	16		梅若公園	堤通 2 丁目 6 番 10 号
	17		白鬚公園	墨田 1 丁目 4 番 42 号
	18		荒川四ツ木橋緑地	墨田 4 丁目・5 丁目、八広 6 丁目、東墨田 2 丁目・3 丁目
	19		押上公園	押上 1 丁目 47 番 8 号
	20		ひきふねどんぐり公園	京島 1 丁目 7 番 3 号
	21		曳舟なごみ公園	京島 1 丁目 8 番 2 号
	22		京島西公園	京島 1 丁目 22 番 3 号
	23		曳舟さくら公園	京島 1 丁目 40 番 1 号
	24		京島南公園	京島 2 丁目 20 番 17 号
	25		原公園	京島 3 丁目 44 番 14 号
	26		あずま百樹園	文花 1 丁目 19 番 4 号
	27		文花公園	文花 1 丁目 27 番 5 号
	28		文花宮前橋公園	文花 1 丁目 32 番 11 号
	29		緑と花の学習園	文花 2 丁目 12 番 17 号
	30		ひいらぎ公園	八広 1 丁目 16 番 11 号
	31		みわさと公園	八広 1 丁目 38 番 13 号
	32		舟原公園	八広 2 丁目 43 番 16 号

表 6.1-11(2) 計画地周辺の公園等

種別	図 No.	区名	名称	住所
公園	33	墨田区	八広中央公園	八広 3 丁目 13 番 19 号
	34		八広あずま公園	八広 4 丁目 19 番 14 号
	35		八広公園	八広 5 丁目 10 番 14 号
	36		吾嬬西公園	八広 6 丁目 53 番 16 号
	37		立花公園	立花 1 丁目 27 番 5 号
	38		東あずま公園	立花 2 丁目 32 番 12 号
	39		福寿公園	立花 3 丁目 24 番 3 号
	40		たちばな仲よし公園	立花 5 丁目 19 番 2 号
	41		中川公園	立花 5 丁目 38 番 3 号
	42		立花いこい公園	立花 6 丁目 8 番 34 号
	43		平井橋第二公園	立花 6 丁目 8 番 44 号
	44		平井橋第一公園	立花 6 丁目 8 番 55 号
	45		立花大正民家園	立花 6 丁目 13 番 17 号
	46		旧中川水辺公園	東墨田 1 丁目・3 丁目、立花 3 丁目・5 丁目・6 丁目
	47		新平井橋公園	東墨田 1 丁目 6 番 2 号
	48		東墨田第一公園	東墨田 2 丁目 1 番 16 号
	49		東墨田二丁目公園	東墨田 2 丁目 12 番 10 号
	50		きねがわ公園	東墨田 2 丁目 25 番 8 号
	51		東墨田公園	東墨田 3 丁目 4 番 14 号
	52		東公園	東墨田 3 丁目 12 番 19 号
	53		東墨田東公園	東墨田 3 丁目 19 番 2 号
児童遊園	54		あかしや児童遊園	太平 4 丁目 23 番 3 号
	55		横川南児童遊園	横川 3 丁目 6 番 3 号
	56		横川北児童遊園	横川 3 丁目 12 番 13 号
	57		柳島児童遊園	横川 5 丁目 10 番 13 号
	58		くるみ児童遊園	業平 5 丁目 1 番 1 号
	59		小梅児童遊園	向島 1 丁目 33 番 3 号
	60		請地児童遊園	向島 4 丁目 12 番 11 号
	61		さくらんぼ児童遊園	向島 5 丁目 38 番 7 号
	62		露伴児童遊園	東向島 1 丁目 7 番 11 号
	63		あすなろ児童遊園	東向島 1 丁目 34 番 5 号
	64		曳舟児童遊園	東向島 2 丁目 25 番 7 号
	65		くすのき児童遊園	東向島 4 丁目 28 番 8 号
	66		こでまり児童遊園	東向島 5 丁目 24 番 1 号
	67		すずかけ児童遊園	東向島 5 丁目 39 番 8 号
	68		やまぶき児童遊園	東向島 6 丁目 60 番 6 号
	69		さくら児童遊園	堤通 1 丁目 18 番 20 号
	70		白鬚児童遊園	墨田 1 丁目 4 番 9 号
	71		境児童遊園	墨田 1 丁目 13 番 3 号
	72		こぶし児童遊園	墨田 2 丁目 14 番 3 号
	73		墨田第三児童遊園	墨田 2 丁目 17 番 6 号
	74		墨田第六児童遊園	墨田 2 丁目 20 番 15 号
	75		墨田二丁目児童遊園	墨田 2 丁目 42 番 4 号

表 6.1-11(3) 計画地周辺の公園等

種別	図 No.	区名	名称	住所
児童遊園	76	墨田区	隅田西児童遊園	墨田 3 丁目 31 番 2 号
	77		かつら児童遊園	墨田 3 丁目 36 番 13 号
	78		隅田第二児童遊園	墨田 4 丁目 8 番 14 号
	79		隅田児童遊園	墨田 4 丁目 23 番 12 号
	80		隅田東第二児童遊園	墨田 4 丁目 34 番 20 号
	81		隅田東児童遊園	墨田 4 丁目 52 番 12 号
	82		中之郷児童遊園	押上 2 丁目 12 番 1 号
	83		押上第一児童遊園	押上 3 丁目 48 番 1 号
	84		押上第二児童遊園	押上 3 丁目 57 番 3 号
	85		とらばし児童遊園	京島 1 丁目 21 番 9 号
	86		からたち児童遊園	京島 3 丁目 10 番 19 号
	87		宮元児童遊園	文花 2 丁目 7 番 4 号
	88		けやき児童遊園	八広 1 丁目 7 番 4 号
	89		長浦児童遊園	八広 1 丁目 8 番 18 号
	90		八広一丁目児童遊園	八広 1 丁目 19 番 14 号
	91		あおぎり児童遊園	八広 4 丁目 11 番 6 号
	92		八広つるかめ児童遊園	八広 4 丁目 28 番 6 号
	93		ごあずま児童遊園	八広 4 丁目 36 番 24 号
	94		八広第一児童遊園	八広 5 丁目 7 番 6 号
	95		八広第二児童遊園	八広 5 丁目 7 番 18 号
	96		八広六西児童遊園	八広 6 丁目 13 番 1 号
	97		あづま児童遊園	立花 1 丁目 2 番 3 号
	98		香取児童遊園	立花 1 丁目 25 番 6 号
	99		六軒児童遊園	立花 3 丁目 18 番 12 号
	100		たちばな児童遊園	立花 3 丁目 21 番 16 号
	101		立花第一児童遊園	立花 4 丁目 9 番 6 号
	102		立花六丁目児童遊園	立花 6 丁目 14 番 5 号
区民広場	103		ひいらぎ広場	八広 1 丁目 16 番 10 号
	104		長浦いきいき広場	八広 1 丁目 11 番 3 号
	105		曳舟なごみ広場	京島 1 丁目 8 番 1 号
	106		横川一丁目こども広場	横川 1 丁目 18 番 11 号
	107		立花五丁目こども広場	立花 5 丁目 12 番 13 号
	108		八広三丁目こども広場(防災広場)	八広 3 丁目 24 番 8 号
	109		立花一丁目こども広場	立花 1 丁目 10 番 2 号
	110		東向島六丁目こども広場	東向島 6 丁目 24 番 1 号
	111		東向島一丁目こども広場	東向島 1 丁目 4 番 4 号
	112		京島三丁目ぐるぐる広場	京島 3 丁目 45 番
	113		八広四丁目こども広場	八広 4 丁目 42 番 12 号
	114		地蔵坂通り広場	東向島 1 丁目 15 番 15 号
	115		京島いこい広場	京島 1 丁目 51 番 4 号
	116		てらじま広場	東向島 1 丁目 15 番 13 号
	117		中川かわせみこども広場	立花 5 丁目 50 番 20 号
	118		曳舟やすらぎ広場	京島 1 丁目 39 番 11 号
	119		いちご広場	墨田 3 丁目 18 番 10 号

表 6.1-11(4) 計画地周辺の公園等

種別	図 No.	区名	名称	住所
区民広場	120	墨田区	錦糸四丁目緑地広場	錦糸 4 丁目 16 番
	121		文化一丁目緑地広場	文化 1 丁目 23 番
公園 (都立)	122		向島百花园	東向島 3 丁目 18 番
	123		東白鬚公園	堤通 2 丁目
公園	124	江戸川区	平井七丁目北公園	平井 7 丁目 8 番 6 号
	125		平井さくら公園	平井 7 丁目 18 番 29 号
	126		平井七丁目公園	平井 7 丁目 17 番 19 号
	127		平井わかばと公園	平井 6 丁目 5 番 20 号
	128		平井六丁目西公園	平井 6 丁目 1 番 22 号
	129		平井三丁目公園	平井 3 丁目 4 番 20 号
	130		平井三丁目南公園	平井 3 丁目 4 番 60 号
	131		平井公園	平井 2 丁目 16 番 8 号
	132		平井二丁目公園	平井 2 丁目 9 番 19 号
	133		小松川なかよし緑地	小松川 3 丁目 7 番 1 号先
	134		小松川たんぽぽ公園	小松川 3 丁目 10 番 2 号
	135		小松川千本桜	小松川 3 丁目 13 番先から小松川 1 丁目 1 番先
	136		逆井公園	平井 1 丁目 24 番 6 号
	137		小松川運動公園	平井 4 丁目 32 番先から小松川 4 丁目 70 番地先
児童遊園	138		平井四丁目けやき公園	平井 4 丁目 20 番 27 号
	139		平井四丁目公園	平井 4 丁目 32 番 17 号
	140		平井運動公園	平井 7 丁目 34 番先から平井 5 丁目 56 番先 (荒川河川敷)
	141		平井七丁目北部緑地	平井 7 丁目 34 番 37 号
	142		平井七丁目児童遊園	平井 7 丁目 18 番 16 号
	143		平井七丁目第三児童遊園	平井 7 丁目 3 番 3 号
	144		中川児童遊園	平井 6 丁目 77 番 6 号
	145		平井七丁目第二児童遊園	平井 7 丁目 25 番 38 号
	146		平井大橋下児童遊園	平井 5 丁目 58 番 3 号
	147		りす児童遊園	平井 6 丁目 59 番 1 号
	148		平井諏訪児童遊園	平井 6 丁目 17 番 36 号
	149		くじゃく児童遊園	平井 6 丁目 21 番 7 号
	150		ちどり児童遊園	平井 5 丁目 22 番 6 号
	151		つばめ児童遊園	平井 5 丁目 32 番 8 号
	152		平井五丁目第二児童遊園	平井 5 丁目 25 番 2 号
	153		まつむし児童遊園	平井 5 丁目 14 番 5 号
	154		平井東児童遊園	平井 4 丁目 27 番 10 号
	155		平井三丁目第二児童遊園	平井 3 丁目 5 番 2 号
	156		平井三丁目児童遊園	平井 3 丁目 5 番 1 号
	157		平井六丁目児童遊園	平井 6 丁目 1 番 27 号
	158		小松川第二児童遊園	平井 1 丁目 11 番 27 号
	159		平井一丁目児童遊園	平井 1 丁目 2 番 7 号

表 6.1-11(5) 計画地周辺の公園等

種別	図 No.	区名	名称	住所
公園	160	江東区	文泉公園	亀戸 2 丁目 4 番 13 号
	161		水神公園	亀戸 4 丁目 45 番 6 号
	162		香取公園	亀戸 4 丁目 27 番 6 号
	163		旧中川水辺公園	亀戸 8 丁目 25 番先、大島 9 丁目 10 番先
	164		亀島小学校記念公園	亀戸 3 丁目 36 番 20 号
	165		亀島公園	亀戸 3 丁目 39 番 16 号
	166		亀戸二丁目公園	亀戸 2 丁目 33 番 2 号
	167		亀戸水上公園	亀戸 2 丁目 1 番 3 号先
	168		亀戸七丁目北公園	亀戸 7 丁目 15 番 5 号
	169		亀戸四丁目ふれあい公園	亀戸 4 丁目 21 番 16 号
	170		亀戸四丁目公園	亀戸 4 丁目 43 番 8 号、亀戸 4 丁目 47 番 2 号
	171		亀戸三丁目公園	亀戸 3 丁目 59 番 8 号
	172		亀戸五丁目第二公園	亀戸 5 丁目 33 番 4 号
	173		亀戸五丁目公園	亀戸 5 丁目 24 番 4 号
	174		亀戸九丁目緑道公園	亀戸 9 丁目 33 番 30 号
	175		亀戸九丁目公園	亀戸 9 丁目 19 番 17 号、亀戸 9 丁目 20 番 4 号
	176		亀戸駅前公園	亀戸 2 丁目 21 番 9 号
	177		亀戸運動公園	亀戸 9 丁目 37 番 23 号
児童遊園	178		八千代児童遊園	亀戸 8 丁目 6 番 6 号
	179		亀戸四丁目児童遊園	亀戸 4 丁目 16 番 9 号
	180		亀戸三丁目第二児童遊園	亀戸 3 丁目 10 番 1 号
	181		亀戸三丁目児童遊園	亀戸 3 丁目 12 番 10 号
	182		かめ・うさぎ児童遊園	亀戸 2 丁目 21 番 13 号
公園 (都立)	183		亀戸中央公園	亀戸 8・9 丁目
公園	184	葛飾区	奥戸南汐公園	奥戸 1 丁目 12 番 2 号
	185		葛飾あらかわ水辺公園	新小岩 1 丁目 1 番地先から西新小岩 3 丁目 35 番まで
	186		新小岩公園	西新小岩 1 丁目 1 番 3 号
	187		間栗公園	西新小岩 2 丁目 1 番 4 号
	188		西新小岩公園	西新小岩 3 丁目 26 番 6 号
	189		外谷汐入庭園	西新小岩 3 丁目 42 番 3 号
	190		上平井公園	西新小岩 4 丁目 21 番 10 号
	191		中川左岸緑道公園	西新小岩 5 号地先
	192		西新小岩五丁目公園	西新小岩 5 丁目 2 番 4 号、西新小岩 5 丁目 7 番 7 号
	193		東新小岩七丁目エンゼルパーク	東新小岩 7 丁目 13 番 9 号
	194		中川右岸緑道公園	東立石 1 号地先
	195		かわばた公園	東立石 2 丁目 9 番 1 号
	196		渋江公園	東立石 3 丁目 3 番 1 号
	197		東立石緑地公園	東立石 4 丁目 6 番 10 号
	198		はらひよこ公園	東立石 4 丁目 19 番 7 号
	199		はら公園	東立石 4 丁目 31 番 1 号

表 6.1-11(6) 計画地周辺の公園等

種別	図 No.	区名	名称	住所
児童遊園	200	葛飾区	四つ木公園	四つ木 1 丁目 16 番 24 号
	201		四つ木つばさ公園	四つ木 1 丁目 22 番 3 号
	202		四つ木二丁目わんぱく公園	四つ木 2 丁目 14 番 6 号
	203		渋江東公園	東四つ木 2 丁目 15 番 1 号
	204		木根川中央公園	東四つ木 3 丁目 47 番 1 号
	205		東四つ木公園	東四つ木 4 丁目 41 番 11 号
	206		上平井西児童遊園	西新小岩 3 丁目 21 番 10 号
	207		古谷野児童遊園	西新小岩 5 丁目 3 番 15 号
	208		平和橋児童遊園	西新小岩 5 丁目 15 番 1 号
	209		三谷稻荷児童遊園	東新小岩 8 丁目 16 番 10 号
	210		須磨児童遊園	東新小岩 8 丁目 20 番 15 号
	211		東立石あおぞら児童遊園	東立石 1 丁目 5 番 7 号
	212		川端南児童遊園	東立石 1 丁目 23 番 9 号先
	213		東立石児童遊園	東立石 4 丁目 45 番 5 号
	214		木根川東児童遊園	東四つ木 1 丁目 4 番 16 号
	215		東四つ木なかよし児童遊園	東四つ木 2 丁目 17 番 3 号
	216		かわばた新田児童遊園	東四つ木 2 丁目 4 番 20 号
	217		東四つ木児童遊園	東四つ木 3 丁目 6 番 11 号
	218		白鷺児童遊園	東四つ木 3 丁目 24 番 10 号
	219		しぶえ南児童遊園	東四つ木 3 丁目 34 番 15 号
	220		きねがわ児童遊園	東四つ木 3 丁目 44 番 15 号
	221		みなみ広場	東四つ木 4 丁目 15 番 7 号
	222		東四つ木諏訪児童遊園	東四つ木 4 丁目 24 番 8 号
	223		星のひろば児童遊園	東四つ木 4 丁目 40 番 6 号

注) 図No. は、図 6.1-11に示すとおりである。

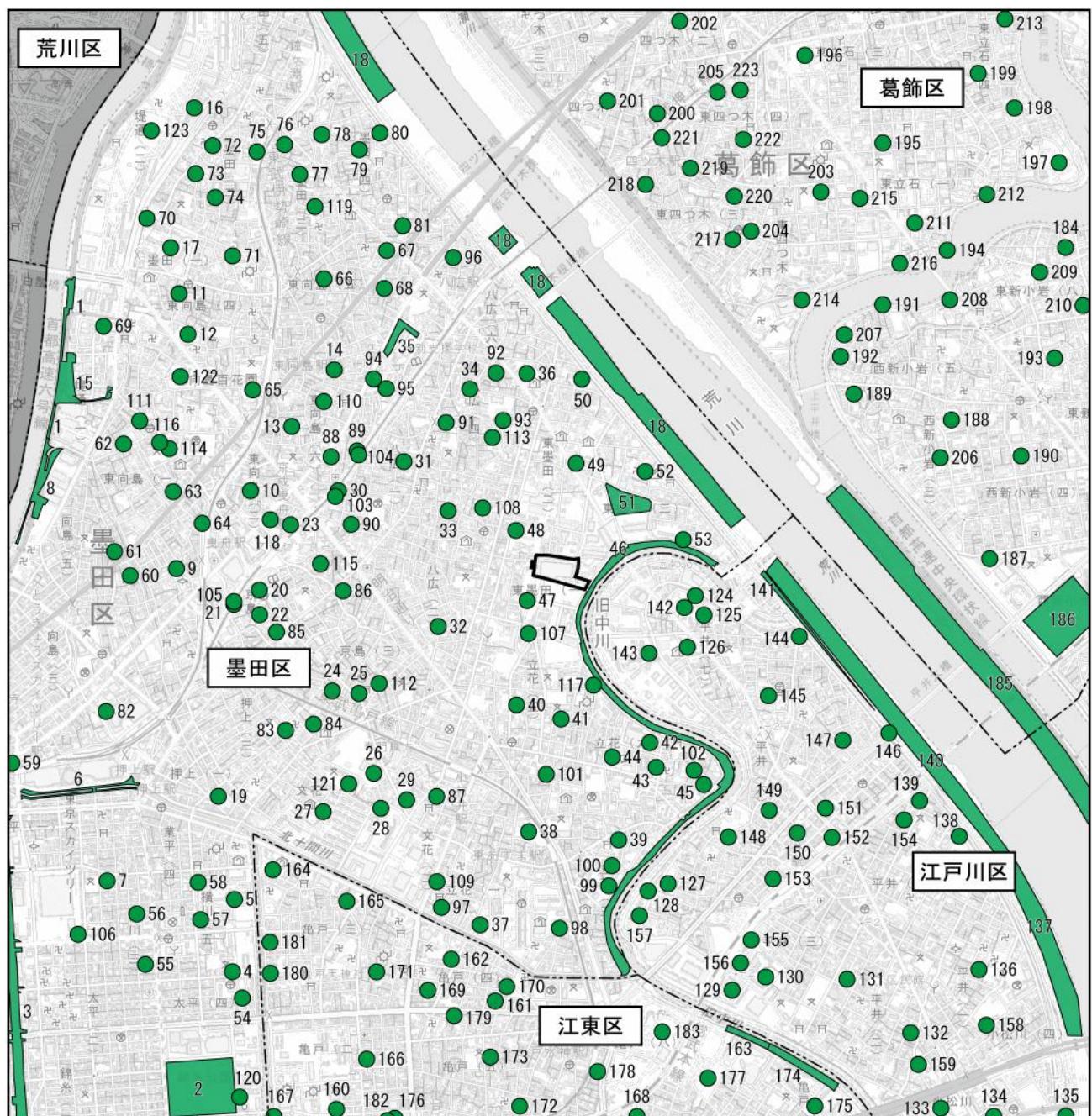
資料:「公園」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

「えどがわマップ」(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)

「公園」(令和7年5月閲覧、江東区ホームページ)

「公園・児童遊園一覧表」(令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ)

「公園」(令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ)



## 凡例

- : 計画地
- : 行政界
- : 公園等

資料：「公園」（令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ）

「すみだまちづくりマップ」（令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ）

「えどがわマップ」（令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ）

「公園」（令和7年5月閲覧、江東区ホームページ）

「公園・児童遊園一覧表」

（令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ）

「施設案内公園」（令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ）

「公園」（令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ）



1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.1-11 計画地及びその周辺地域の公園等

表 6.1-12 計画地周辺のウォーキングコース

図 No.	区名	名称
1	墨田区	個性あふれる公園をめぐるみんなの遊び場コース
2		夏の風物詩「隅田川花火大会」を満喫できるおさんぽルート
3		江戸から近代にかけて誕生したすみだ「発祥の地」をめぐる
4		墨田区の名誉区民王貞治氏ゆかりの地を訪ねる
5		見学や体験も楽しめる！”すみだの技術”を堪能するコース
6	江戸川区	桜とふれあい橋コース
7		荒川土手コース
8		健康の道
9		小松川地区
10	江東区	下町亀戸ご利益・グルメ満喫
11		緑と花の川沿いウォーキング
12	葛飾区	中川沿いエリア
13		立石・四ツ木エリア
14		新小岩エリア
15		立石・新小岩エリア
16		細田・新小岩エリア

注)図No.は、図 6.1-12に示すとおりである。

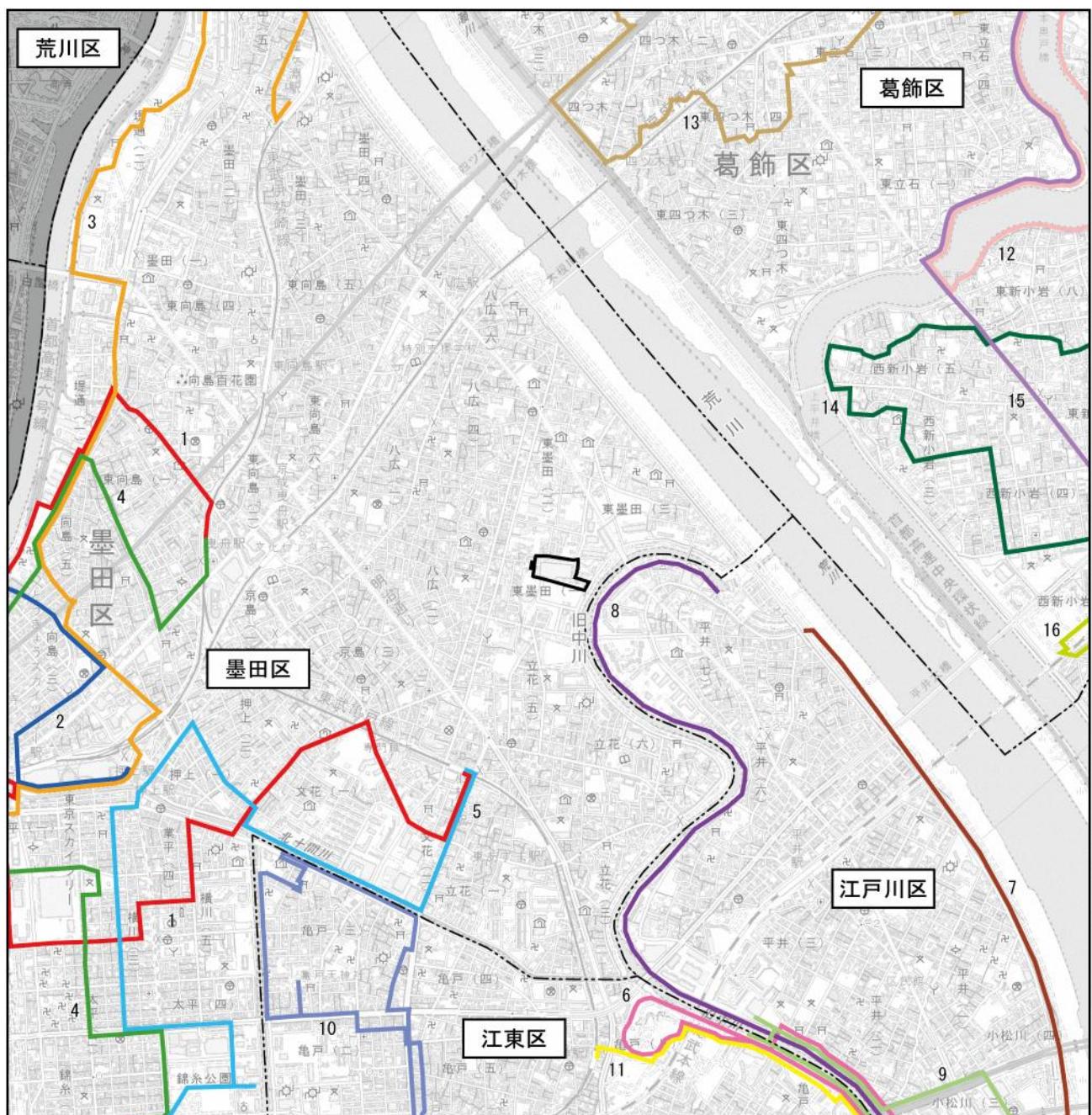
資料：「すみだウォーキングマップ第8弾 すみだウォーキングマップ2024年版」

(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

「おすすめウォーキングコース」(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)

「江東区ウォーキングマップ」(令和4年8月、江東区保健所健康推進課)

「かつしかウォーキングマップ」(令和元年9月、葛飾区健康部地域保健課)



## 凡例

  : 計画地

----- : 行政界

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>1 个性あふれる公園をめぐる<br/>みんなの遊び場コース</p> <p>2 夏の風物詩「隅田川花火大会」<br/>を満喫できるおさんぽルート</p> <p>3 江戸から近代にかけて誕生した<br/>すみだ「発祥の地」をめぐる</p> <p>4 墨田区の名譽区民王貞治氏<br/>ゆかりの地を訪ねる</p> <p>5 見学や体験も楽しめる!<br/>“すみだの技術”を堪能するコース</p> | <p>6 桜とふれあい橋<br/>コース</p> <p>7 荒川土手コース</p> <p>8 健康の道</p> <p>9 小松川地区</p> <p>10 下町亀戸ご利益<br/>・グルメ満喫</p> | <p>11 緑と花の川沿い<br/>ウォーキング</p> <p>12 中川沿いエリア</p> <p>13 立石・四ツ木エリア</p> <p>14 新小岩エリア</p> <p>15 立石・新小岩エリア</p> <p>16 細田・新小岩エリア</p> |
|--|---|---|

資料：「すみだウォーキングマップ第8弾 すみだウォーキングマップ 2024年版」  
(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

「おすすめウォーキングコース」(令和7年5月閲覧、江戸川ホームページ)

「江戸川区ウォーキングマップ」

(令和4年8月、江戸川区保健所健康推進課)

「かつしかウォーキングマップ」

(令和元年9月、葛飾区健康部地域保健課)



1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.1-12 計画地及びその周辺地域のウォーキングコース

## 6.1.5 水域利用

### (1) 河川の状況

計画地及びその周辺地域の河川の概要は表 6.1-13 に、位置は図 6.1-13 に示すとおりである。計画地東側には中川、綾瀬川、荒川及び旧中川が流れしており、西側には隅田川、南側には北十間川、横十間川が流れている。

表 6.1-13 計画地及びその周辺地域の河川の概要

河川名	種別	水源	流路延長(km)	流域面積(km <sup>2</sup> )
荒川	一級河川	埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳	173.0	2,940
中川	一級河川	埼玉県羽生市	81	811
綾瀬川	一級河川	埼玉県桶川市	48	176
隅田川	一級河川	北区の岩淵水門で荒川から分派	23.5	690.3
旧中川	一級河川	木根川排水機場で荒川から分派	6.68	—
北十間川	一級河川	旧中川からの分派	3.24	—
大横川	一級河川	北十間川からの分派	6.52	—
横十間川	一級河川	北十間川からの分派	3.66	—
豎川	一級河川	旧中川からの分派	5.15	—

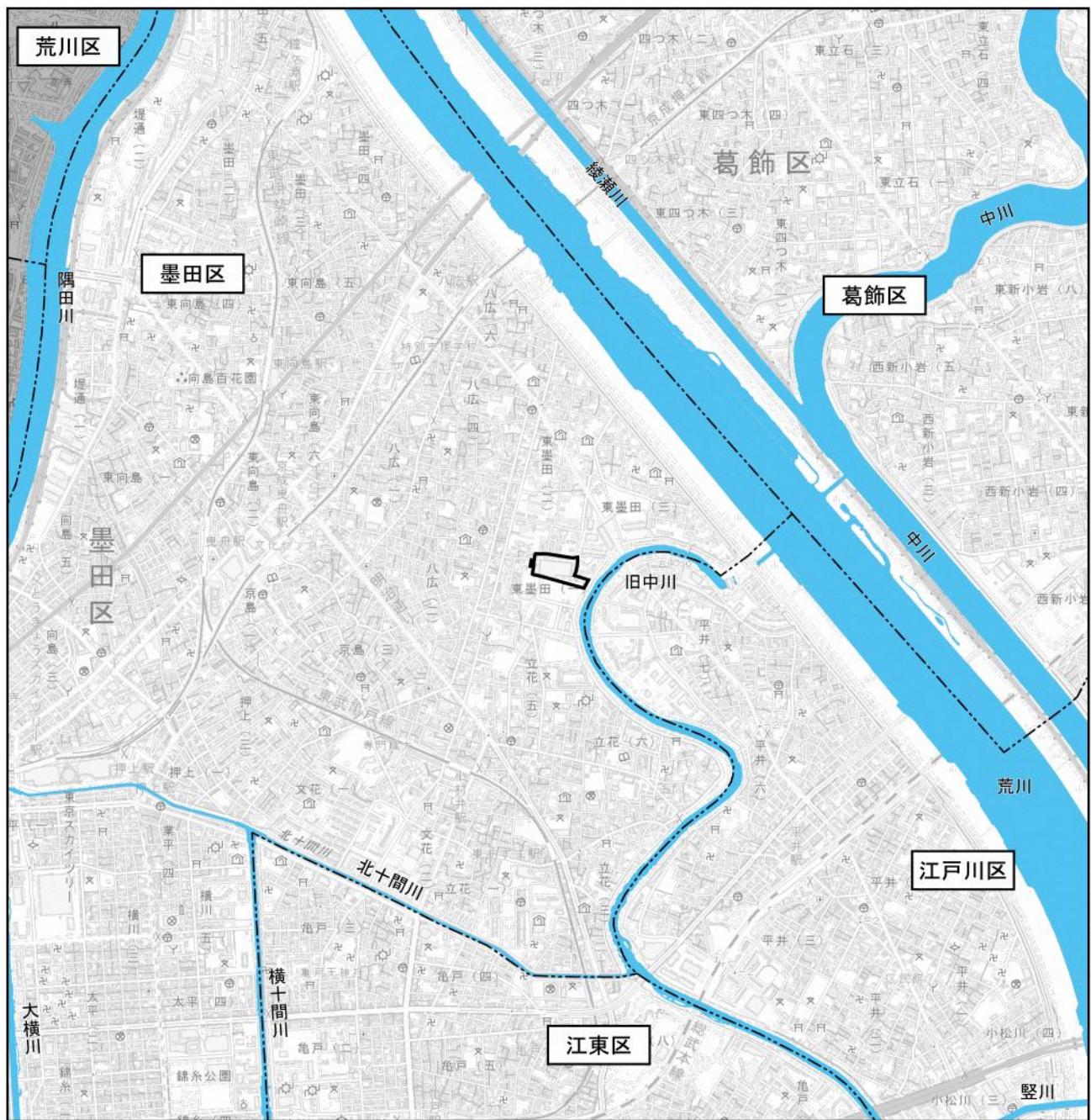
資料：「関東の一級河川」（令和7年5月閲覧、国土交通省ホームページ）

「東京都管内河川一覧表」（平成27年8月、東京都建設局）

「荒川水系 隅田川流域河川整備計画」（令和4年12月、東京都）

「旧中川」（令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ）

「荒川水系 江東内部河川整備計画」（平成28年6月、東京都）



## 凡例

- : 計画地
- : 行政界
- : 一級河川

資料：「国土数値情報 河川データ」  
 (令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)



1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.1-13 計画地及びその周辺地域の主な河川

## (2) 水域の利用状況

荒川水系の水利権量は、表 6.1-14 に示すとおりである。

荒川の水は、武藏水路によって利根川から導水される水と合わせて、農業用水、水道用水、工業用水及び発電用水に利用されている。発電用水の水利権量が最も多く、全体の約 54%である。

また、荒川及び中川には、表 6.1-15 に示すとおり、漁業権が設定されている。

表 6.1-14 荒川水系の水利権量内訳（平成 29 年度）

単位 : m<sup>3</sup>/s

	農業用水	水道用水	工業用水	発電用水	合計
荒川等	24.31	15.02	0.28	81.4	121.01
利根川導水〔武藏水路〕	0.00	28.59	2.08	0.00	30.67
合計	24.31 (約 16.0%)	43.61 (約 28.8%)	2.36 (約 1.6%)	81.4 (約 53.7%)	151.68

注 1) 端数処理のため、各項の和と合計は必ずしも一致しない。

注 2) ( ) 内は全体に対する割合を示す。

資料：「荒川水系利用状況」（令和 7 年 5 月閲覧、荒川上流事務所ホームページ）

表 6.1-15 漁業権の設定状況

	漁場の位置	漁業の種類及び名称	漁業時期
内共第 6 号	中川	第 5 種共同漁業	1 月 1 日～12 月 31 日
内共第 7 号	中川及び荒川	第 1 種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業

資料：「漁業権について」（令和 7 年 5 月閲覧、水産庁ホームページ）

## (3) 下水道普及状況

東京都の区部においては東京都が下水道事業を行っている。「東京都下水道局事業概要（令和 6 年版）」（令和 7 年 5 月閲覧、東京都下水道局ホームページ）によると、計画地周辺は、砂町処理区域に含まれており、砂町水再生センターで下水処理が行われている。

計画地が位置する墨田区及び江戸川区における下水道普及状況は、表 6.1-16 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域の下水道は、全域で合流式の地域となっている。

表 6.1-16 下水道普及状況

行政区	全体人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
墨田区	285,784	285,784	100
江戸川区	690,476	689,882	100*

注 1) 全体人口は、総務省統計局の資料（令和 6 年 4 月 1 日現在）による。

注 2) \*は、普及率 99.5% 以上であるため、100% 概算とした。

資料：「東京都下水道局事業概要（令和 6 年度）」（令和 7 年 5 月閲覧、東京都下水道局ホームページ）

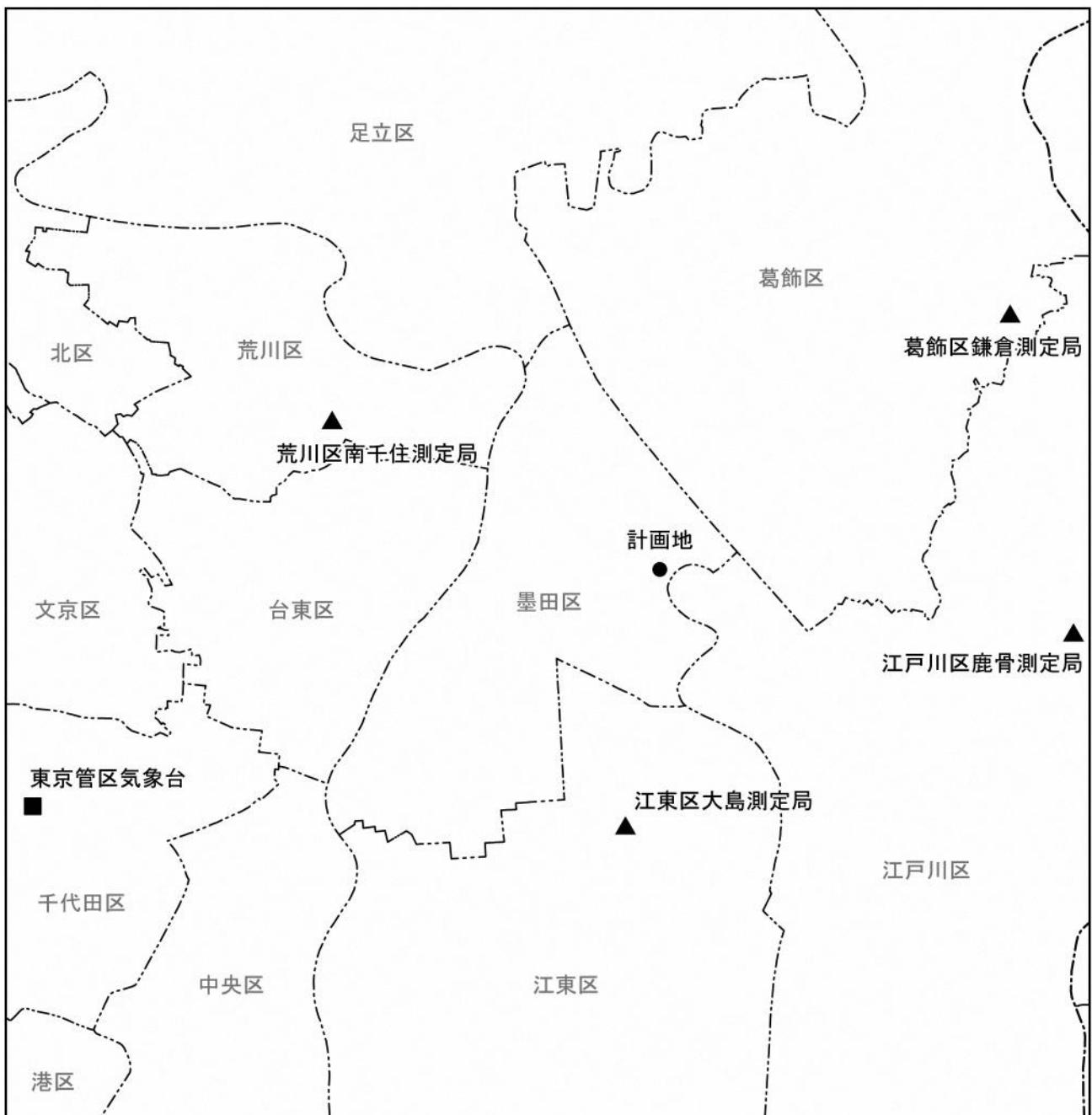
## 6.1.6 気象

計画地及びその周辺地域で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、東京管区気象台（計画地の南西、約 7.9km）の 1 か所であり、気象観測地点の位置は図 6.1-14 に示すとおりである。

また、計画地及びその周辺地域で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、江戸川区鹿骨測定局（計画地の東、約 5.0km）、江東区大島測定局（計画地の南、約 3.1km）、葛飾区鎌倉測定局（計画地の北東、約 5.1km）及び荒川区南千住測定局（計画地北西、約 4.2km）の 4 か所である。

東京管区気象台の主要な気象要素は表 6.1-17 に、平均気温及び降水量の月別推移は図 6.1-15 にそれぞれ示すとおりである。

東京管区気象台における平成 3 (1991) 年から令和 2 (2020) 年までの平年値は、平均気温が 5.4～26.9°C、日最高気温が 9.8～31.3°C、日最低気温が 1.2～23.5°C、年間降水量が 56.5～234.8mm であった。



## 凡例

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ● : 計画地   | ▲ : 一般環境大気測定局 |
| ■ : 気象観測所 | ■ : 気象観測所     |
| --- : 県境  | - - - : 区界    |

資料：「地域気象観測所一覧」（令和7年3月、気象庁）  
 「大気汚染測定結果ダウンロード」  
 （令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ）



1 : 75,000

0 1500 3000m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.1-14 気象観測地点の位置

表 6.1-17 主要な気象要素（東京管区気象台）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温	平均気温(℃)	5.4	6.1	9.4	14.3	18.8	21.9	25.7	26.9	23.3	18.0	12.5
	日最高(℃)	9.8	10.9	14.2	19.4	23.6	26.1	29.9	31.3	27.5	22.0	16.7
	日最低(℃)	1.2	2.1	5.0	9.8	14.6	18.5	22.4	23.5	20.3	14.8	8.8
降水量(mm)	59.7	56.5	116.0	133.7	139.7	167.8	156.2	154.7	224.9	234.8	96.3	57.9

(注) 平成3年(1991年)から令和2年(2020年)までの30年間の平年値である。

資料:「過去の気象データ検索」(令和7年5月閲覧、気象庁ホームページ)

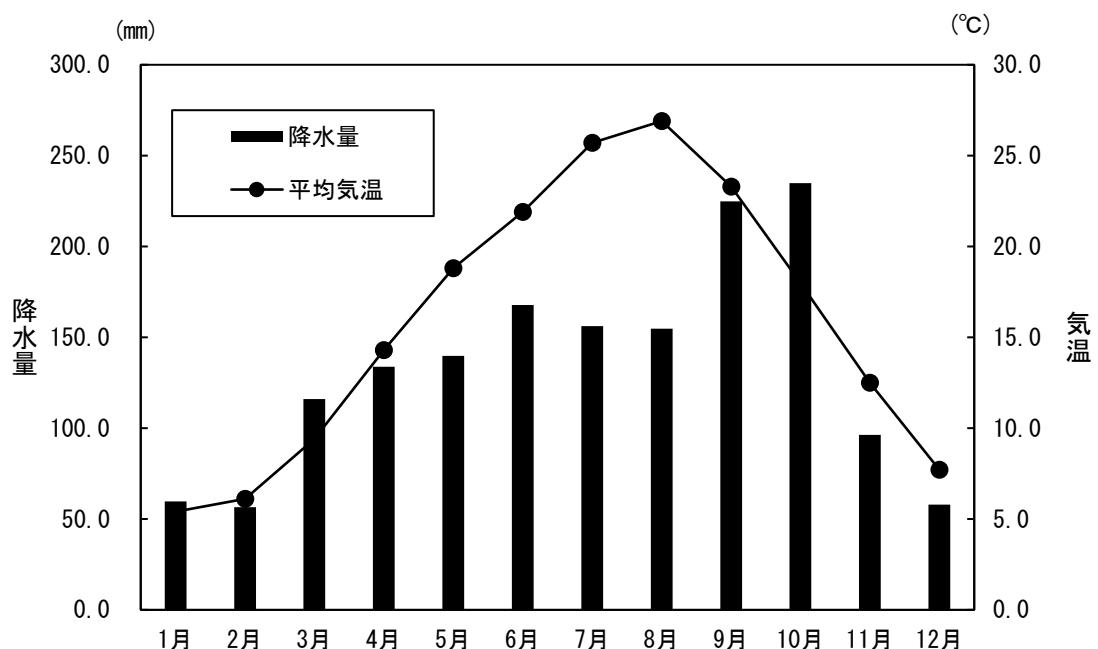


図 6.1-15 平均気温及び降水量の月別推移（東京管区気象台）

計画地及び周辺地域の一般環境大気測定局における令和5年度の風向及び風速の状況は、表 6.1-18 及び図 6.1-16 に示すとおりである。

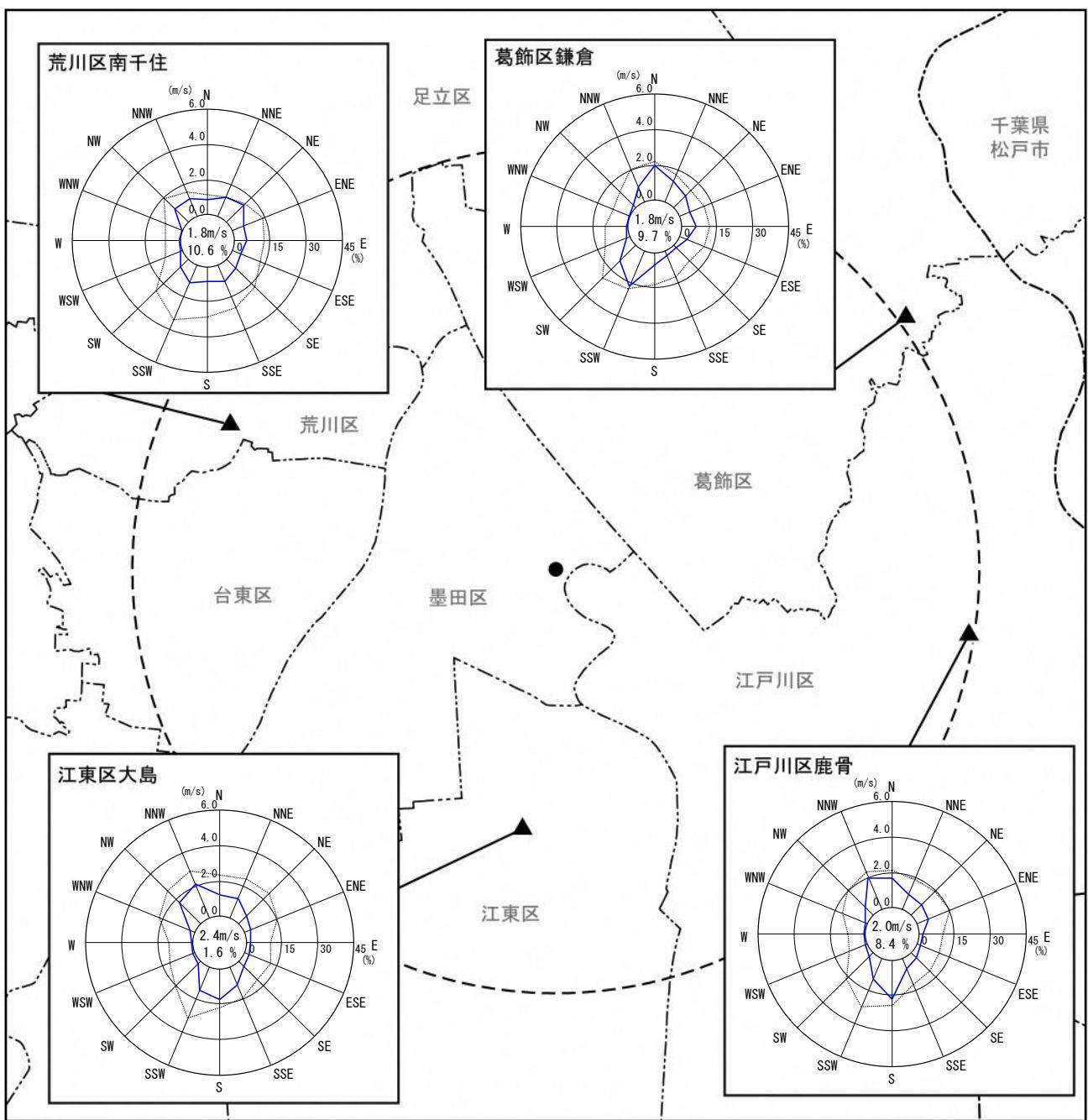
風向については、年間を通して北方向及び南方向からの風の頻度が高くなっており、年間の平均風速は 1.8~2.4m/s であった。

計画地最寄りの測定局である江東区大島測定局においては、春、秋及び冬は北方向の風の頻度が高く、夏は南方向の風の頻度が高くなっている。平均風速は 2.2~2.6m/s であった。

表 6.1-18 風向・風速調査結果（令和5年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
江戸川区 鹿骨	最多風向	南	南	北北西	北北西	南	地上 9.5m
	平均風速	2.4 m/s	2.0 m/s	1.8 m/s	1.8 m/s	2.0 m/s	
江東区 大島	最多風向	北北西	南	北北西	北北西	北北西	地上 29m
	平均風速	2.6 m/s	2.2 m/s	2.3 m/s	2.4 m/s	2.4 m/s	
葛飾区 鎌倉	最多風向	北	南南西	北	北	南南西	地上 10m
	平均風速	2.1 m/s	1.9 m/s	1.5 m/s	1.6 m/s	1.8 m/s	
荒川区 南千住	最多風向	南南西	南南東	北北東	北西	北東	地上 20.5m
	平均風速	2.1 m/s	2.1 m/s	1.5 m/s	1.4 m/s	1.8 m/s	

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」（令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ）



## 凡例

- : 計画地
- (○) : 半径5km
- : 県境
- - - - : 市区界
- ▲ : 一般環境大気測定局

風配図

- : 平均風速
- : 出現率
- 円内上段 : 平均風速
- 円内下段 : 静穏率  
(静穏は風速0.4m/s以下)



1 : 75,000

0 1500 3000m

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」  
(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.1-16 一般環境大気測定局における風配図（令和5年度）

## 6.1.7 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令は、表 6.1-19 に示すとおりである。

表 6.1-19(1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 法 91）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	工場立地法（昭和 34 法 24）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 法 48）
	東京都環境基本条例（平成 6 都条例 92）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 都条例 96）
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）（平成 12 都条例 215）
	すみだ環境基本条例（平成 17 区条例 57）
	墨田区中高層建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（昭和 53 苦情例 30）
大気汚染	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）
	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
悪臭	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
	騒音
振動	騒音規制法（昭和 43 法 98）
	振動規制法（昭和 51 法 64）
	水質汚濁
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壤汚染	土壤汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）
	工業用水法（昭和 30 法 146）
生物・生態系	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 法 142）
	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 都条例 216）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 都条例 63）

表 6.1-19(2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
景観	景観法(平成 16 法 110)
	東京都景観条例(平成 18 都条例 136)
	東京都風致地区条例(昭和 45 都条例 36)
	墨田区景観条例(平成 21 区条例 10)
史跡・文化財	文化財保護法 (昭和 25 法 214)
	東京都文化財保護条例 (昭和 51 都条例 25)
	墨田区文化財保護条例(昭和 57 区条例 21)
自然との触れ合い活動の場	自然公園法 (昭和 32 法 161)
	都市緑地法 (昭和 48 法 72)
	都市公園法 (昭和 31 法 79)
	東京都立公園条例 (昭和 31 条例 107)
	墨田区公園条例(昭和 40 区条例 18)
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 法 137)
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 法 104)
	東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (平成 4 都条例 140)
	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 11 条例 38)
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 法 117)
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 法 49)
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和 63 法 53)

## 6.1.8 環境保全に関する計画等

東京都が策定する環境保全に関する計画等は表 6.1-20 に、墨田区が策定する環境保全に関する計画は表 6.1-21 に、江東区、葛飾区及び江戸川区が策定する環境保全に関する計画は表 6.1-22 に示すとおりである。

表 6.1-20(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
「未来の東京」戦略 version up 2024 (令和 6 年 1 月)	<p>令和3年3月に策定された「未来の東京『戦略』」で定めた長期的に目指すべき「ビジョン」を実現するための戦略を確実に実行するために、重点政策を示している。</p> <p>【重点政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「人」が輝く           <ul style="list-style-type: none"> <li>・チルドレンファーストの社会</li> <li>・世界を舞台に輝く人材を創出</li> <li>・アクティブなChōju社会を実現</li> <li>・誰もが個性を活かし活躍できる社会</li> </ul> </li> <li>○国際競争力の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりと生きるまちづくり</li> <li>・都市の機能を高め、世界を魅了</li> <li>・イノベーションの創出</li> <li>・新たな産業構造への転換</li> <li>・東京のプレゼンス向上</li> </ul> </li> <li>○安心・安全           <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候危機へ立ち向かい、脱炭素化を加速</li> <li>・強靭な首都東京を実現</li> <li>・安全・安心なくらし</li> <li>・みんな大好き 多摩・島しょ</li> </ul> </li> </ul>
都市づくりのグランドデザイン -東京の未来を創ろう- (平成 29 年 9 月)	<p>目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行動計画である。目標時期は将来の社会情勢の大きな変化に適応でき、持続可能な成長を促すため、概ね四半世紀先の2040年代を設定している。本事業に係る政策方針としては、以下の記述がある。</p> <p>〈政策方針15〉都市全体でエネルギー負荷を減らす</p> <p>高度に都市機能が集積した都市部においてCO<sub>2</sub>排出やエネルギー消費を最大限減らすとともに、最先端の技術を生かした再生可能エネルギー等も活用し、エネルギーの自立性を向上させながら、ゼロエミッション東京の実現を目指す。</p> <p>〈政策方針16〉持続可能な循環型社会を実現する</p> <p>水や森林の循環を実現するとともに、都民・企業・行政全体で“もったいない”の意識を持ち、持続可能なライフスタイルや資源利用へと転換する。</p>
東京の都市づくりビジョン (改定) -魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造- (平成 21 年 7 月)	<p>今後、都が目指すべき都市像の実現に向かって、都民、企業、NPOなど多様な主体の参加と連携によって、戦略的に政策誘導型の都市づくりを展開するうえでの基本的な方針をあきらかにするものである。目標時期は、長期的視点に立った政策誘導型の都市づくりを展開することの重要性を踏まえて、2025年としている。</p> <p>計画地は、センターコア・再生ゾーンに位置している。センターコア・再生ゾーンの戦略として、以下の5つを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的なビジネスセンター機能の強化と魅力や活力のある拠点の形成</li> <li>・世界で最も環境負荷の少ない都市づくりの推進</li> <li>・緑に囲まれ、水辺と共に存した都市空間の創出</li> <li>・歴史と文化を生かした都市空間の形成</li> <li>・都市を楽しむ都心居住の推進</li> </ul>

表 6.1-20(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画等の名称	計画等の概要
東京都環境基本計画 (令和4年9月)	<p>都は、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指すとしている。</p> <p>目指す都市の姿を実現するための戦略として、脱炭素化、生物多様性、良質な都市環境など持続可能な都市の実現に向けた取り組みである戦略1～3に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取り組みである戦略0を即座に展開し、各分野の環境課題を包括的に解決していく。</p> <p>戦略0：危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現</p> <p>戦略1：エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現</p> <p>戦略2：生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現</p> <p>戦略3：都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現</p>
ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ (令和7年4月)	「ゼロエミッション東京戦略」で示した2050年CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロに向けて、2030年までに都内温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」の実現を掲げて取組を進めている。その取組を一層加速するため、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）する新たな目標と、その達成に向けた31の個別目標を設定している。
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成17年7月)	民間企業や都民が、建物の新築や改修時に、地域の熱環境に応じたヒートアイランド対策に取り組んでもらうため、熱環境マップ、東京モデル（地域特性別対策メニュー）及び建物用途別の対策について取りまとめている。
ヒートアイランド対策取り組み方針 ～環境都市東京の実現に向けて～ (平成15年3月)	<p>本計画は「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものである。ヒートアイランド対策の基本的な考え方として、以下が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境に配慮した都市づくりの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に応じた対策の推進</li> <li>空間スケールにあわせた対策の推進</li> </ul> </li> <li>(2) 総合的な施策の展開～都庁内外の総力を結集して</li> <li>(3) 最新の研究成果を取り込んだ施策の展開</li> </ul>

表 6.1-20(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画等の名称	計画等の概要
東京都気候変動適応計画 (令和6年3月)	<p>都民・事業者等との連携・協働の下、気候変動の緩和と適応の両面から生命・財産を将来にわたって守る施策を展開し、持続可能な発展を図ることを目的としている。気候変動の影響が深刻化する中、CO<sub>2</sub>の排出を削減する「緩和」を確実に進めたとしても残る気候変動の影響を回避・低減するため「適応」を進めていくため、以下の戦略を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む</li> <li>②科学的知見に基づく気候変動の適応の推進</li> <li>③区市町村と連携し、地域の取り組みを支援</li> <li>④リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進</li> <li>⑤C40などと国際協力を推進し、都市間連携を加速</li> </ul>
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (令和3年9月)	<p>東京都の資源循環及び廃棄物処理に係る政策の方向性及び具体的な施策を示すとともに、計画終期及びメルクマールとして設定した時期までに達成すべきレベルを総括的に示すこと目的としている。計画期間は令和3年度～令和7年度までの5年間としている。指標の三本の柱として以下を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①持続可能な資源利用の実現</li> <li>②廃棄物処理システムのレベルアップ</li> <li>③社会的課題への果敢なチャレンジ</li> </ul>
東京都建設リサイクル推進計画 (令和6年4月)	<p>都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、都内の建設資源循環に係る全ての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷を軽減し、東京の持続ある発展を目的としている。</p> <p>建設資源循環の考え方については、循環型社会形成推進基本法における基本的な考え方を原則とし、優先順位を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建設副産物の発生の抑制を行う。</li> <li>②建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。</li> <li>③これらの措置を行った後に発生した建設副産物については、再生利用を行う。</li> <li>④それが技術的な困難性、環境への付加の程度、地域的制約等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるものについて、熱回収を行う。</li> <li>⑤これらの措置が行われないものについては、最終処分する。</li> </ul>
東京都建設リサイクルガイドライン (適用日:令和7年4月1日)	<p>建設リサイクル推進計画において掲げられている個別計画を着実に推進するため、建設資源循環に関する各種の施策の実施について必要な事項を定め、都内における建設資源循環を推進することを目的としている。</p> <p>基本的な考え方は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設資源循環 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期使用</li> <li>・事前調査等</li> <li>・情報システムの活用</li> <li>・再生建設資材等の活用</li> <li>・発生抑制</li> <li>・分別解体等及び再資源化等</li> <li>・実態調査及び補足改善</li> </ul> </li> <li>○環境配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正処理及び環境配慮</li> <li>・環境破壊行為の抑制</li> <li>・再生資源等の活用による山砂等天然材の使用抑制</li> <li>・運搬手段の多様化の推進等</li> <li>・環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制</li> <li>・汚染土壤及び有害物質等の適正処理</li> <li>・外来生物の拡散防止等</li> <li>・景観への配慮</li> <li>・地球環境への配慮</li> </ul> </li> </ul>

表 6.1-20(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画等の名称	計画等の概要
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (令和6年4月)	<p>令和8年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標としている。目標を達成するため、次の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)自動車単体対策の強化等</li> <li>(2)車種規制の実施及び流入者の排出基準の適合車への転換の促進</li> <li>(3)低公害・低燃費車の普及促進</li> <li>(4)エコドライブの普及促進</li> <li>(5)交通量対策</li> <li>(6)交通流対策</li> <li>(7)局地汚染対策の推進</li> <li>(8)普及啓発活動の推進</li> <li>(9)その他</li> </ul>
東京が新たに進めるみどりの取組 (令和元年5月)	<p>都市づくりのグランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、都の関係局による検討を経て、東京が進めるみどりの取組をまとめたものである。「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とし、4つの方針を示している。</p> <p>方針I 抛点・骨格となるみどりを形成する 方針II 将来にわたり農地を引き継ぐ 方針III みどりの量的な底上げ・質の向上を図る 方針IV 特色あるみどりが身近にある</p>
東京都生物多様性地域戦略 (令和5年4月)	<p>都内における「生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関する基本的な計画である</p> <p>2030年目標を「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる(=ネイチャーポジティブの実現)」とし、目標の実現に向けた基本戦略を示している。</p> <p>基本戦略I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ 基本戦略II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす 基本戦略III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる</p>
東京都景観計画 -美しく風格ある東京の再生- (平成30年8月改定)	<p>都市計画法や建築基準法に基づく諸制度、屋外広告物条例の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものである。</p> <p>東京では街並みが区市町村の区域を越えて連携しており、また、首都としての景観形成が重要であることから、景観法に定める基本理念に以下の事項を加えたものを、この計画の基本理念としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成</li> <li>・交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展</li> <li>・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上</li> </ul>

表 6.1-21(1) 墨田区の環境保全に関する計画

計画等の名称	計画等の概要
墨田区基本構想 (令和7年9月)	<p>2035年に墨田区がありたい姿を描き、まちづくりの方向性を示すもので、墨田区が最も大切にしていくビジョンとして策定された。「人がつながり　夢をカタチに　墨田区」を墨田区がありたい姿として掲げ、「2035年のすみだ」の実現に向けた考え方として、3つの基本理念を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人」が主役であること</li> <li>・「つながり」を活かすこと</li> <li>・「まちの個性」を磨き続けること</li> </ul>
墨田区基本計画 (令和4年7月)	<p>「墨田区基本構想」に描かれた将来の姿を区民、事業者、区の協働によって実現するため、本区における最上位の総合計画として、2016（平成28）年6月に10か年の「墨田区基本計画」を策定し、具体的な施策を展開してきた。基本計画では、基本構想で掲げた5つの基本目標ごとに、政策・施策の内容を示しているほか、目指すべきまちづくりの方向や、基本計画全体をけん引するための「“夢”実現プロジェクト」として3つのプロジェクト事業と、それら事業をさらに発展させていくための「シティプロモーション戦略」を示している。</p> <p>プロジェクト1：「暮らし続けたいまち」の実現 プロジェクト2：「働き続けたいまち」の実現 プロジェクト3：「訪れたいまち」の実現 シティプロモーション戦略</p>
第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定） (令和4年3月)	<p>墨田区基本構想及び墨田区基本計画における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めている。将来像を「みんなで創る環境に優しい持続可能な「すみだ」」とし、基本目標と基本目標に対する個別目標を示している。</p> <p>基本目標1: 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりがすすみ、あらゆる人が行動するまち 基本目標2: 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち 基本目標3: 水と緑が暮らしに寄り添うまち 基本目標4: 省資源・循環型社会を実現するまち 基本目標5: 良好的な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち 基本目標6: 環境活動を実践する人が育つまち</p>
第二次墨田区緑の基本計画～墨田区生物多様性地域戦略～ (令和4年3月)	<p>人々の生活や心に寄り添い、豊かにする緑を、区民・事業者、来街者などの多様な主体によって未来の子どもたちへ引き継ぐとともに、生きものにとっても棲みやすい環境を充実していくことを目指している。「水と緑が暮らしに寄り添うまち　すみだ」を基本理念とし、3つの目標、5つの基本的な方針を定めている。</p> <p>目標1　緑の満足度の向上 目標2　生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人の増加 目標3　水や緑の潤いを感じられるまちづくり</p> <p>基本方針1　身近な緑に気づき、ふれあい、育む 基本方針2　緑と生物多様性を守り継承する 基本方針3　緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む 基本方針4　緑をつなぎ、広げる 基本方針5　緑を生かしてまちの魅力を向上する</p>

表 6.1-21(2) 墨田区の環境保全に関する計画

計画等の名称	計画等の概要
墨田区都市計画 マスターplan (平成31年3月)	<p>墨田区の協治（ガバナンス）を基本理念としたまちづくりを推進し、活力ある成熟都市として持続成長していくため、区民、事業者、区など墨田区に関わる多様な主体が共感でき、ともにめざす将来像の実現に向け、まちづくりの目標を定めている。社会構造の変化や人々の暮らしの変化に対応し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会をめざしている。</p> <p>まちづくりの目標：下町文化にふれあい 人とつながり 『すみだらしさ』を次世代に継承するまちへ</p>
墨田区景観基本計画 (平成20年3月)	<p>区民、事業者、区が共有して目指すべき目標として、4つの景観まちづくりの基本目標を設定します。また、この4つの基本目標にもとづくすみだの景観まちづくり像（テーマ）を設定している。</p> <p>景観まちづくりの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史と自然を生かした下町らしい個性豊かな景観まちづくり</li> <li>・区民が世界に誇れるおもてなしの心を育む風格ある景観まちづくり</li> <li>・生活の場としての親しみと安らぎのある景観まちづくり</li> <li>・区民等とともに考え・創成するすみだらしい景観まちづくり</li> </ul> <p>景観まちづくり像（テーマ）</p> <p>「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」</p>
墨田区景観計画 (平成29年6月改定)	<p>本計画は、墨田区都市計画マスターplan（平成19年度策定）と整合を図るとともに、景観まちづくりの指針である墨田区景観基本計画（平成19年度策定）の実行計画として、東京都景観計画を踏まえた墨田区独自の景観まちづくり施策を示している。</p> <p>景観まちづくりの基本方針として、以下の4つを示している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：都市的自然（水辺、公園、緑）を保全し、まちづくりに活かす</li> <li>2：新しいまちづくりと連動・調和して質の高い空間を創出する</li> <li>3：これまでに培われてきた歴史・文化をまちに表現する</li> <li>4：区民、事業者、区が一体となって、継続性のある景観まちづくりに取り組む</li> </ol>

表 6.1-22 江東区、葛飾区及び江戸川区の環境保全に関する計画

計画等の名称	計画等の概要
江東区環境基本計画 (令和7年3月)	「江東区基本構想」、「江東区長期計画」を環境面で支え、関連する計画との整合性を図りつつ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画として策定された。 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含し、区の目指す環境像（条例第3条基本理念）の実現に向けて、環境の保全に関する施策を示すとともに、区民、事業者、区のそれぞれが担うべき取組を明示している。
第3次葛飾区環境基本計画 (令和4年3月)	葛飾区の環境に対する考え方を明らかにするとともに、葛飾区基本構想に示された将来像「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」を環境面から補完する位置付けとしている。環境に係る施策を中長期的な展望に立って、総合的・計画的に推進するための計画であり、各個別計画の策定や施策の実施に当たっての環境配慮の方向性を示す。 また、地球温暖化対策推進法に基づく「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法に基づく「葛飾区気候変動適応計画」及び生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性かつしか戦略」を包含する計画としている。
2100年の江戸川区（共生社会ビジョン） (令和4年8月)	「ともに生きるまち（共生社会）」をめざすまちの姿とし、5つのともに生きるまちの姿を示している。 ①：人とともに生きる ②：社会とともに生きる ③：経済とともに生きる ④：環境とともに生きる ⑤：未来とともに生きる
2030年の江戸川区（SDGs ビジョン） (令和4年8月)	本計画は、区の基本理念である「ともに生きるまち」を実現するため、SDGsのゴールとなる2030年までの目標や具体的な施策をまとめた中期計画である。計画期間は2022年度から2030年度までの9年間とし、江戸川区の姿を実現するため、27の目標を示している。

### 6.1.9 公害に関する苦情件数

計画地及びその周辺地域における過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）の公害苦情件数は、表 6.1-23 に示すとおりである。

令和5年度の墨田区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで悪臭に係るものが多い。

令和5年度の江東区における苦情件数は、大気汚染に係るものが多く、次いで悪臭に係るものが多い。

令和5年度の葛飾区及び江戸川区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多い。

表 6.1-23(1) 公害に関する苦情件数（墨田区）

現象	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大気汚染	41	31	42	42	42
水質汚濁	-	-	-	1	2
土壤汚染	1	-	1	3	-
騒 音	161	284	243	225	185
うち低周波	-	-	1	2	-
振 動	24	42	33	25	42
地盤沈下	-	-	-	-	-
悪 臭	44	45	56	51	55
廃棄物投棄	-	-	-	-	-
その他	27	35	28	32	38
合計	298	437	403	379	364

資料：「公害苦情統計調査」（令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ）

表 6.1-23(2) 公害に関する苦情件数(江東区)

現象	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大気汚染	21	20	26	27	38
水質汚濁	-	3	1	3	5
土壤汚染	-	-	-	1	-
騒 音	10	38	28	41	26
うち低周波	-	1	-	-	-
振 動	1	1	2	5	-
地盤沈下	-	-	-	-	-
悪 臭	25	37	41	50	37
廃棄物投棄	-	-	-	-	-
その他	1	3	-	-	-
合計	58	102	98	127	106

資料：「公害苦情統計調査」（令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ）

表 6.1-23(3) 公害に関する苦情件数(葛飾区)

現象	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
大気汚染	32	31	28	26	29
水質汚濁	-	-	-	-	-
土壤汚染	1	-	-	-	-
騒 音	134	200	176	154	147
うち低周波	1	3	1	-	2
振 動	15	27	36	29	22
地盤沈下	-	1	-	-	-
悪 臭	39	41	37	33	25
廃棄物投 棄	-	1	2	1	-
その他	4	13	17	14	15
合計	225	314	296	257	238

資料：「公害苦情統計調査」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.1-23(4) 公害に関する苦情件数(江戸川区)

現象	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
大気汚染	36	29	48	45	55
水質汚濁	-	-	2	-	-
土壤汚染	1	1	2	1	1
騒 音	137	201	180	196	214
うち低周波	1	-	4	2	3
振 動	14	35	29	34	32
地盤沈下	-	-	-	-	-
悪 臭	19	25	26	18	29
廃棄物投棄	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	2
合計	207	291	287	294	333

資料：「公害苦情統計調査」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

## 6.2 環境項目

### 6.2.1 大気汚染

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における大気汚染物質の状況をまとめた。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、水銀及びその化合物については大気環境常時監視の測定結果を、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては有害大気汚染物質モニタリングの測定結果を、ダイオキシン類についてはダイオキシン類調査結果をそれぞれまとめた。

各測定局における調査項目は、表 6.2-1に、測定局の位置は図 6.2-1に示すとおりである。

表 6.2-1 大気汚染物質の調査項目

種別	図 No.	測定局名 (所在地)	測定 主体	調査項目								
				二酸化 硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼン 等 <sup>注3</sup>	ダイオ キシン 類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM2.5)	水銀 及び その 化合物
一般 環境 大気 測定 局	1	江戸川区鹿骨 (江戸川区鹿骨 1-15-1)	東京都	○	○	○	○	○			○	
	2	江東区大島 (江東区大島 3-1-3)	東京都			○	○	○			○	
	3	荒川区南千住 (荒川区南千住 1-4-11)	東京都	○	○	○	○	○			○	
	4	葛飾区鎌倉測定局 (葛飾区鎌倉 2-21-4)	東京都			○	○	○		○	○	
	5	墨田区役所 庁舎分室 (墨田区吾妻橋 1-24-4)	墨田区	○		○	○					
	6	すみだ清掃事務所 亀沢事業所 (墨田区亀沢 1-8-3)	墨田区			○	○					
ガス 自動車 測定 局 排出	7	水戸街道東向島 (墨田区東向島 1-34-5)	東京都			○	○				○	
	8	京葉道路亀戸 (江東区亀戸 7-42-17)	東京都	○	○	○	○		○		○	○
	9	環七通り亀有 (葛飾区亀有 2-75-1)	東京都			○	○				○	

注1)図No.は、図 6.2-1に対応する。

注2)調査項目は、令和5年度の項目である。

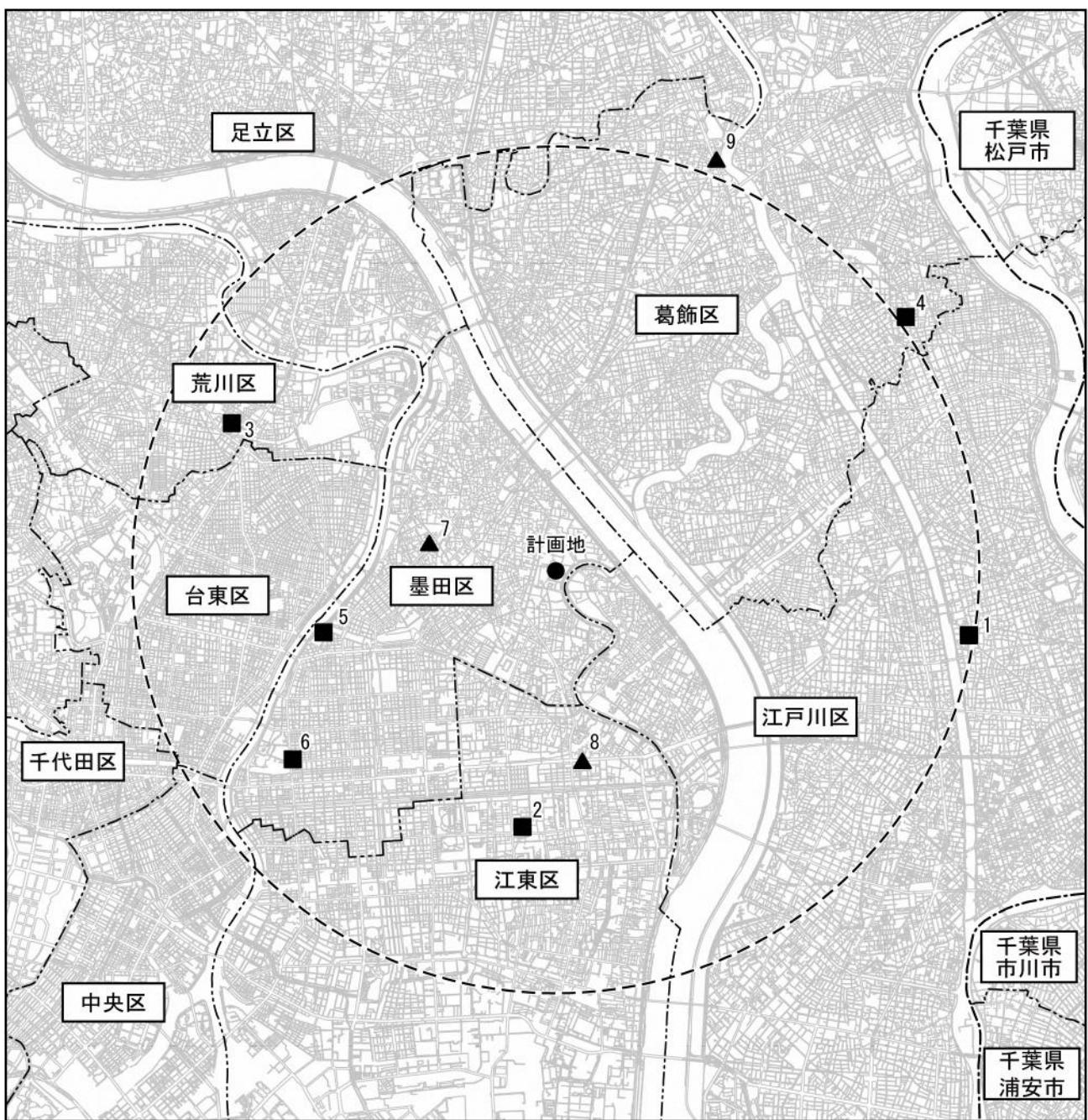
注3)ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「有害大気汚染物質モニタリング調査」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「ダイオキシン類調査結果」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気常時監視測定」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)



## 凡例

- : 計画地
- : 一般環境大気測定局
- : 半径5km
- ▲ : 自動車排出ガス測定局
- : 県境
- : 市区界

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」  
 (令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)  
 「大気常時監視測定」  
 (令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)



1 : 75,000

0 1500 3000m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.2-1 大気汚染常時監視測定局位置図

## (1) 一般環境

### ア 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の一般環境大気測定局における二酸化硫黄調査結果の推移は表6.2-2に、年平均値の推移は図6.2-2に示すとおりである。

調査は3地点で実施されており、令和5年度の各局の年平均値は0.001ppmである。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6.2-2 一般環境大気測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	江戸川区鹿骨	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
3	荒川区南千住	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	○	○	○	○	○
5	墨田区役所 庁舎分室	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること」である。

注3)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料:「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気常時監視測定」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

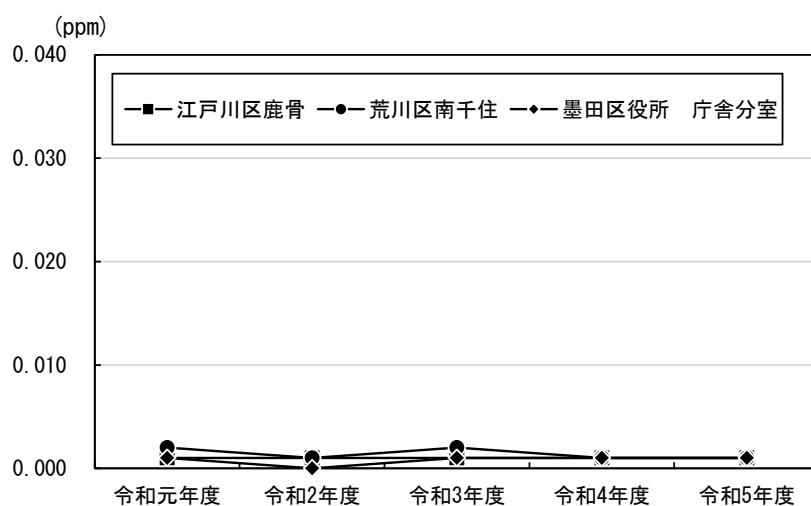


図6.2-2 一般環境大気測定局における二酸化硫黄(年平均値)の推移

## イ 一酸化炭素(CO)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の一般環境大気測定局における一酸化炭素調査結果の推移は表6.2-3に、年平均値の推移は図6.2-3に示すとおりである。

調査は2地点で実施されており、令和5年度の各局の年平均値は0.3ppmである。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6.2-3 一般環境大気測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	江戸川区鹿骨	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	○	○	○	○	○
3	荒川区南千住	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること」である。

注3)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料:「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

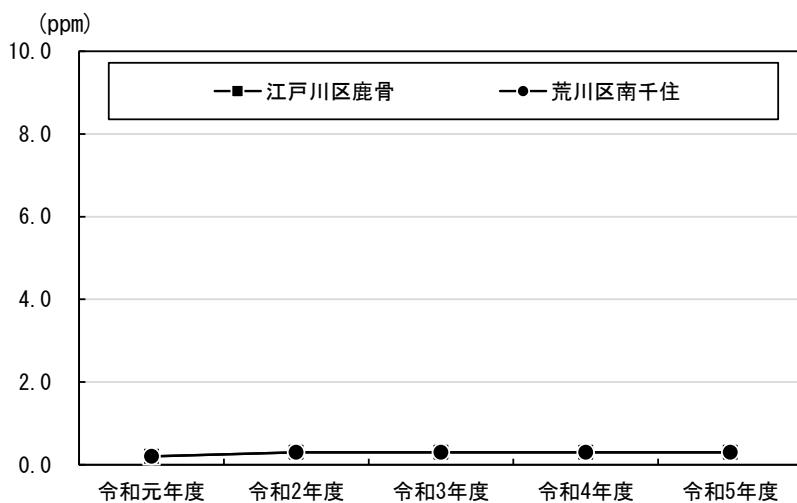


図6.2-3 一般環境大気測定局における一酸化炭素(年平均値)の推移

## ウ 浮遊粒子状物質(SPM)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移は表6.2-4に、年平均値の推移は図6.2-4に示すとおりである。

調査は6地点で実施されていたが、令和5年度はすみだ清掃事務所亀沢事業所を除く5地点で実施されており、その年平均値は $0.012\sim0.015\text{mg}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6.2-4 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	江戸川区鹿骨	0.014	0.013	0.012	0.013	0.013	○	○	○	○	○
2	江東区大島	0.015	0.015	0.012	0.013	0.012	○	○	○	○	○
3	荒川区南千住	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014	○	○	○	○	○
4	葛飾区鎌倉	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013	○	○	○	○	○
5	墨田区役所 庁舎分室	0.021	0.018	0.013	0.015	0.015	○	○	○	○	○
6	すみだ清掃事務所 亀沢事業所	0.017	0.015	-	-	-	○	○	-	-	-

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注3)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気常時監視測定」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

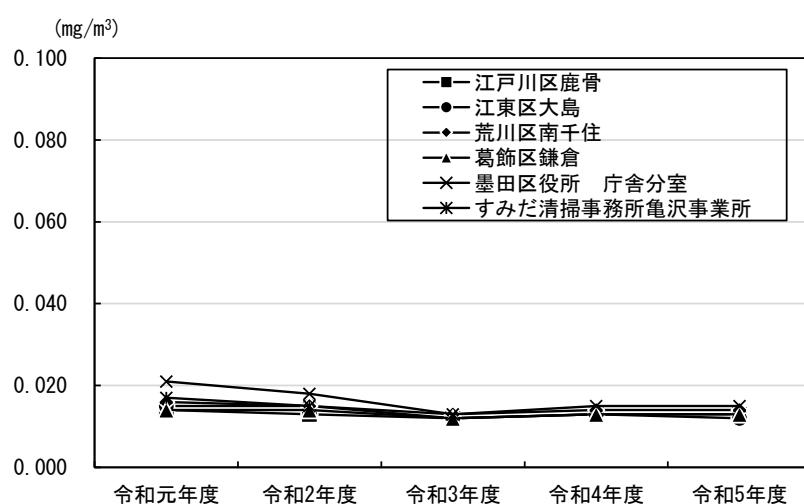


図6.2-4 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質(年平均値)の推移

## エ 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の一般環境大気測定局における二酸化窒素調査結果の推移は表6.2-5に、年平均値の推移は図6.2-5に示すとおりである。

調査は6地点で実施されていたが、令和5年度はすみだ清掃事務所亀沢事業所を除く5地点で実施されており、その年平均値は0.012~0.015ppmである。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6.2-5 一般環境大気測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	江戸川区鹿骨	0.013	0.012	0.012	0.012	0.013	○	○	○	○	○
2	江東区大島	0.016	0.015	0.014	0.015	0.014	○	○	○	○	○
3	荒川区南千住	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012	○	○	○	○	○
4	葛飾区鎌倉測定局	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	○	○	○	○	○
5	墨田区役所庁舎分室	0.019	0.017	0.016	0.016	0.015	○	○	○	○	○
6	すみだ清掃事務所 亀沢事業所	0.017	0.015	-	-	-	○	○	-	-	-

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注3)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

資料:「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月、東京都環境局ホームページ)

「大気常時監視測定」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

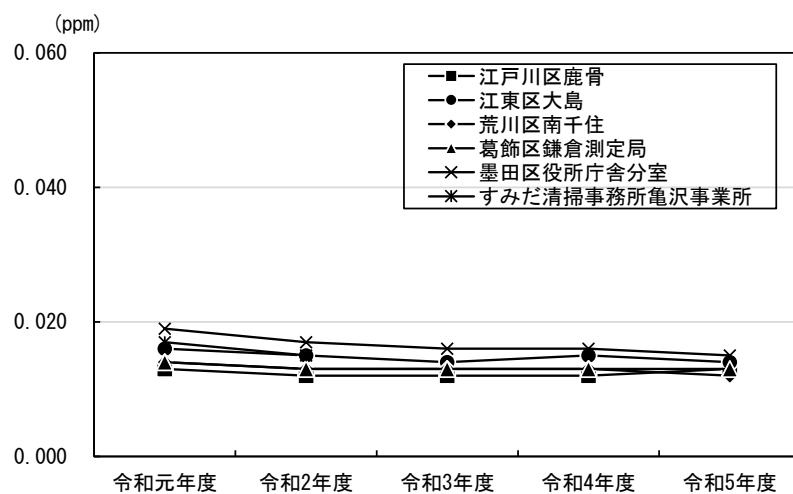


図 6.2-5 一般環境大気測定局における二酸化窒素(年平均値)の推移

## オ光化学オキシダント(0x)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の一般環境大気測定局における光化学オキシダント調査結果の推移は表6.2-6に、年平均値の推移は図6.2-6に示すとおりである。

調査は4地点で実施されており、令和5年度の各局の年平均値は0.032~0.034ppmである。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成していない。

表6.2-6 一般環境大気測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	江戸川区鹿骨	0.031	0.031	0.033	0.031	0.032	×	×	×	×	×
2	江東区大島	0.029	0.029	0.032	0.031	0.033	×	×	×	×	×
3	荒川区南千住	0.032	0.031	0.034	0.032	0.034	×	×	×	×	×
4	葛飾区鎌倉測定局	0.032	0.032	0.034	0.032	0.034	×	×	×	×	×

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注3)環境基準の達成状況は、年間の昼間(5時~20時)の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間(5時~20時)の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

資料:「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月、東京都環境局ホームページ)

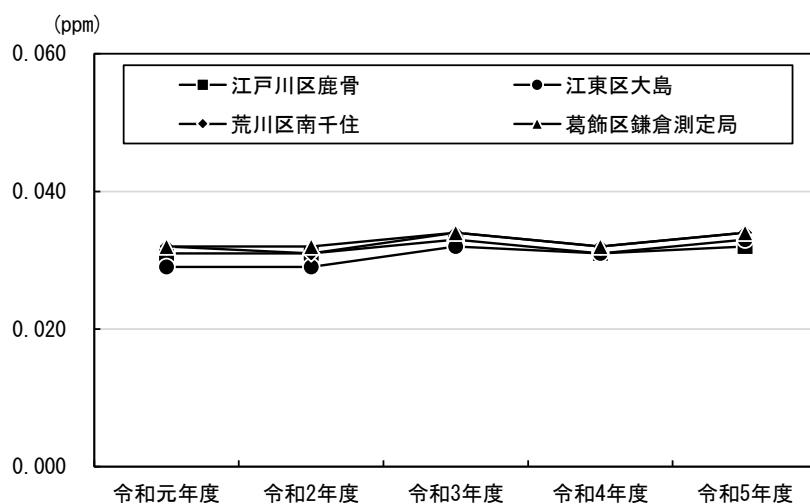


図6.2-6 一般環境大気測定局における光化学オキシダント(年平均値)の推移

## カベンゼン等

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における一般環境大気測定局ではベンゼン等の測定を行っていない。

## キ ダイオキシン類(DXNs)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の一般環境大気測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移は表6.2-7に、年平均値の推移は図6.2-7に示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、令和5年度の年平均値は $0.013\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6.2-7 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注2</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
4	葛飾区鎌倉測定局	0.030	0.020	0.023	0.021	0.013	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

資料:「ダイオキシン類調査結果」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

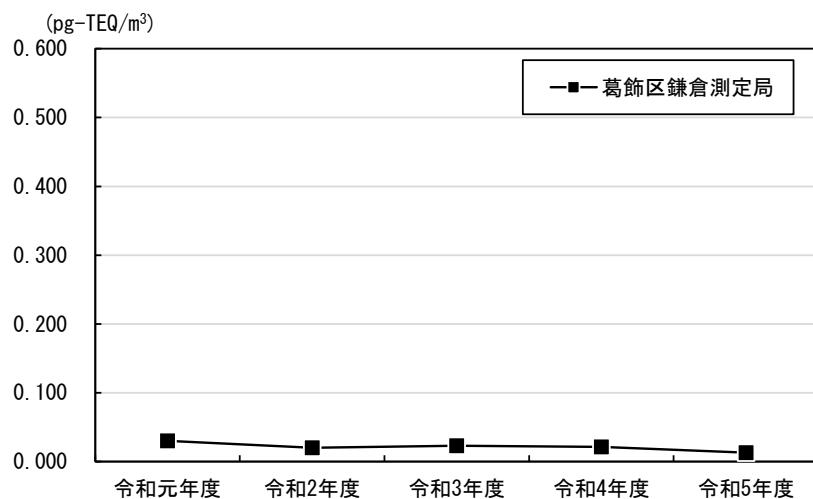


図6.2-7 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類(年平均値)の推移

## ク 微小粒子状物質(PM2.5)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の一般環境大気測定局における微小粒子状物質調査結果の推移は表6.2-8に、年平均値の推移は図6.2-8に示すとおりである。

調査は4地点で実施されており、令和5年度の各局の年平均値は9.0～9.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。

過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6.2-8 一般環境大気測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○：達成、×：非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	江戸川区鹿骨	10.9	10.0	9.2	9.8	9.6	○	○	○	○	○
2	江東区大島	11.5	10.0	9.0	9.4	9.2	○	○	○	○	○
3	荒川区南千住	11.3	10.7	9.7	10.5	9.8	○	○	○	○	○
4	葛飾区鎌倉測定局	10.5	10.0	8.9	9.3	9.0	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注3)長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」（令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ）

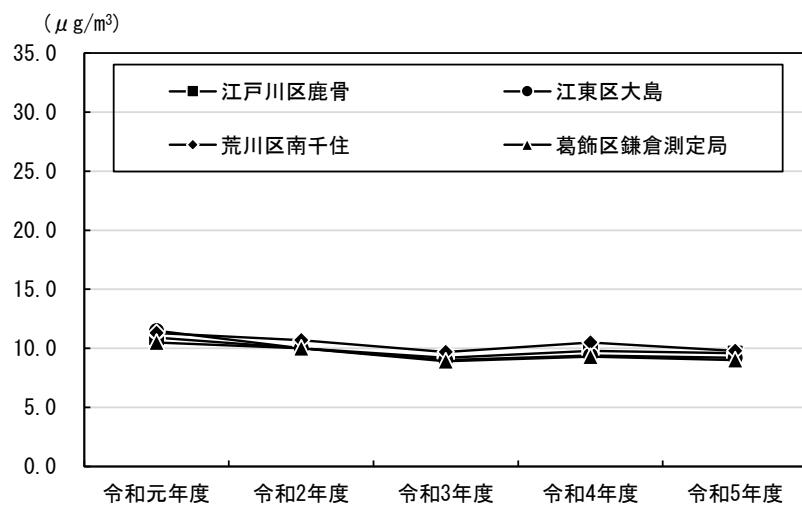


図6.2-8 一般環境大気測定局における微小粒子状物質(年平均値)の推移

## ケ 水銀及びその化合物

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における一般環境大気測定局では水銀及びその化合物の測定を行っていない。

## (2) 自動車排出ガス

### ア 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

過去 5 年間(令和元年から令和 5 年度まで)の自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄調査結果の推移は表 6.2-9 に、年平均値の推移は図 6.2-9 に示すとおりである。

調査は 1 地点で実施されており、令和 5 年度の年平均値は 0.001ppm である。過去 5 年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去 5 年とも達成している。

表 6.2-9 自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○ : 達成、× : 非達成)				
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
8	京葉道路亀戸	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○

注 1) 図 No. は、図 6.2-1 に対応する。

注 2) 二酸化硫黄の環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」である。

注 3) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1 日平均値の年間 2 % 除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。1 日平均値の年間 2 % 除外値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2 % の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

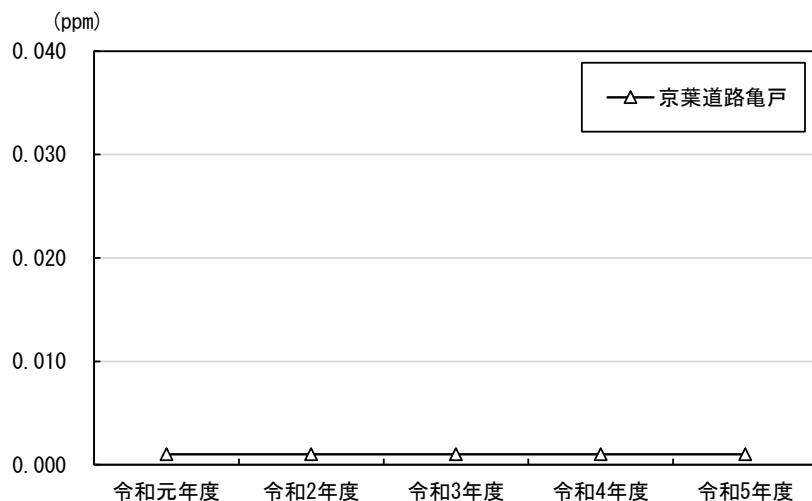


図 6.2-9 自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄(年平均値)の推移

## イ 一酸化炭素(CO)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の自動車排出ガス測定局における一酸化炭素調査結果の推移は表 6.2-10に、年平均値の推移は図 6.2-10に示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、令和5年度の年平均値は0.3ppmである。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6.2-10 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○：達成、×：非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8	京葉道路亀戸	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図 6.2-1に対応する。

注2)一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること」である。

注3)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連續した場合には非達成と評価する。1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

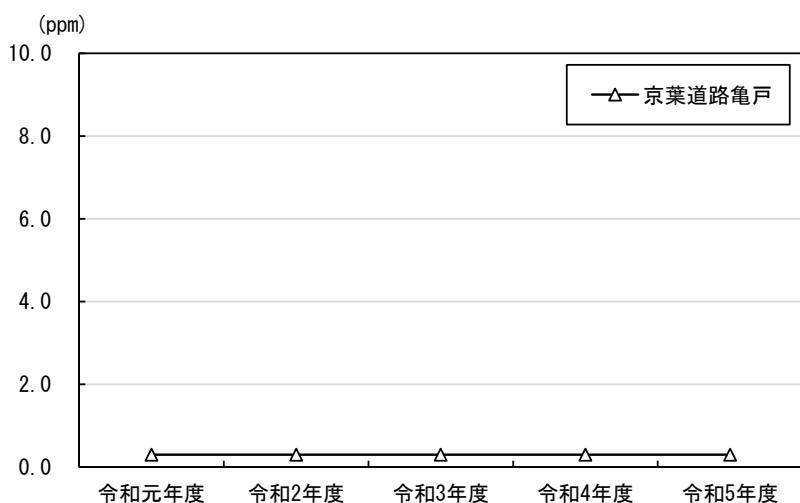


図 6.2-10 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素(年平均値)の推移

## ウ 浮遊粒子状物質(SPM)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移は表6.2-11に、年平均値の推移は図6.2-11に示すとおりである。

調査は3地点で実施されており、令和5年度の各局の年平均値は $0.013\sim0.016\text{mg}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6.2-11 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
7	水戸街道東向島	0.017	0.016	0.015	0.016	0.015	○	○	○	○	○
8	京葉道路亀戸	0.017	0.016	0.014	0.016	0.016	○	○	○	○	○
9	環七通り亀有	0.017	0.016	0.014	0.014	0.013	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注3)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料:「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

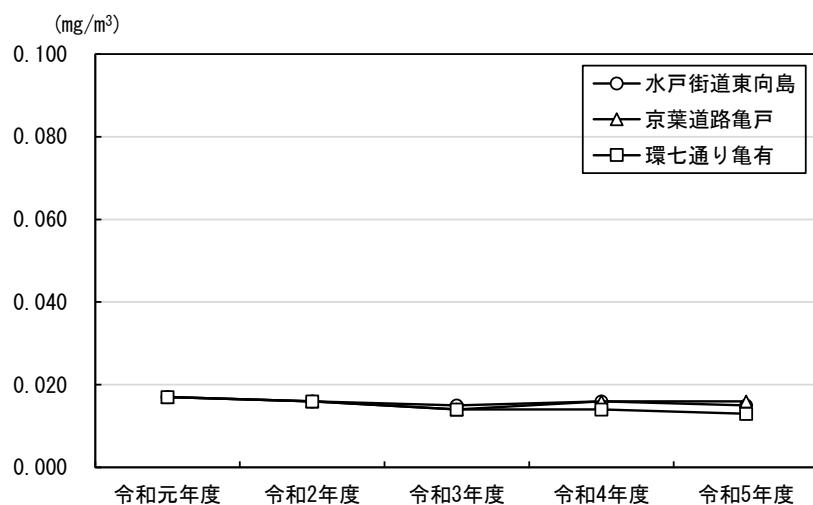


図 6.2-11 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質(年平均値)の推移

## エ 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移は表 6.2-12に、年平均値の推移は図 6.2-12に示すとおりである。

調査は3地点で実施されており、令和5年度の各局の年平均値は0.015~0.019ppmである。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6.2-12 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
7	水戸街道東向島	0.017	0.016	0.015	0.016	0.015	○	○	○	○	○
8	京葉道路亀戸	0.018	0.017	0.017	0.017	0.016	○	○	○	○	○
9	環七通り亀有	0.020	0.020	0.018	0.018	0.019	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図 6.2-1に対応する。

注2)二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注3)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

資料:「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

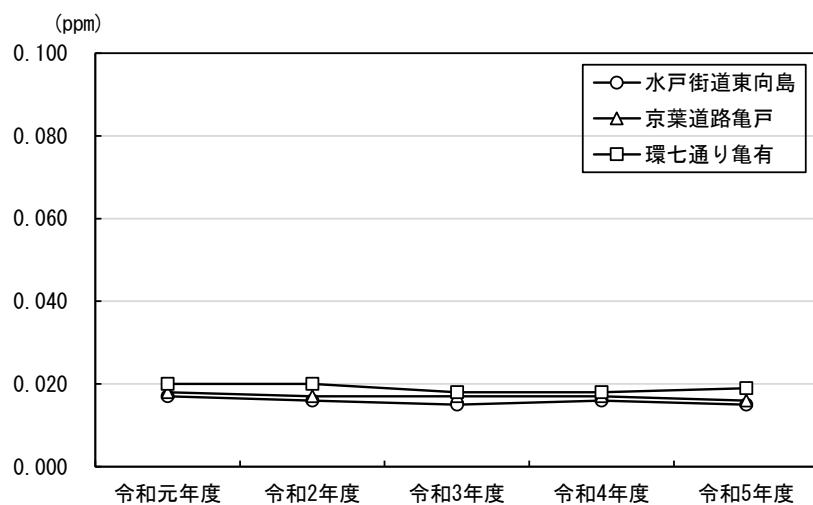


図 6.2-12 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素(年平均値)の推移

## オ 光化学オキシダント( $\text{O}_x$ )

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における自動車排出ガス測定局では光化学オキシダントの測定を行っていない。

## カ ベンゼン等

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の自動車排出ガス測定局におけるベンゼン等調査結果の推移は表 6.2-13に、年平均値の推移は図 6.2-13に示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、令和5年度のベンゼンの年平均値は $1.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンの年平均値は $1.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンの年平均値は $0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンの年平均値は $1.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6.2-13 自動車排出ガス測定局におけるベンゼン等調査結果の推移

物質名	図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注2</sup> (○:達成、×:非達成)				
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ベンゼン	8	京葉道路 亀戸	1.1	0.98	1.0	0.89	1.0	○	○	○	○	○
トリクロロ エチレン			1.3	1.2	1.7	1.8	1.7	○	○	○	○	○
テトラクロロ エチレン			0.19	0.14	0.20	0.13	0.14	○	○	○	○	○
ジクロロ メタン			1.3	1.1	1.5	1.4	1.5	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図 6.2-1に対応する。

注2)ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。

ベンゼン：1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

トリクロロエチレン：1年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

テトラクロロエチレン：1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

ジクロロメタン：1年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料：「有害大気汚染物質モニタリング調査」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

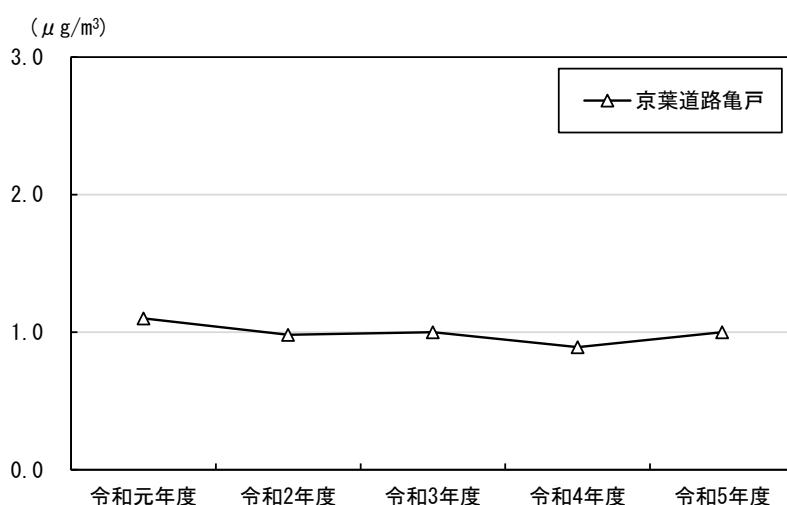


図 6.2-13(1) 自動車排出ガス測定局におけるベンゼン(年平均値)の推移

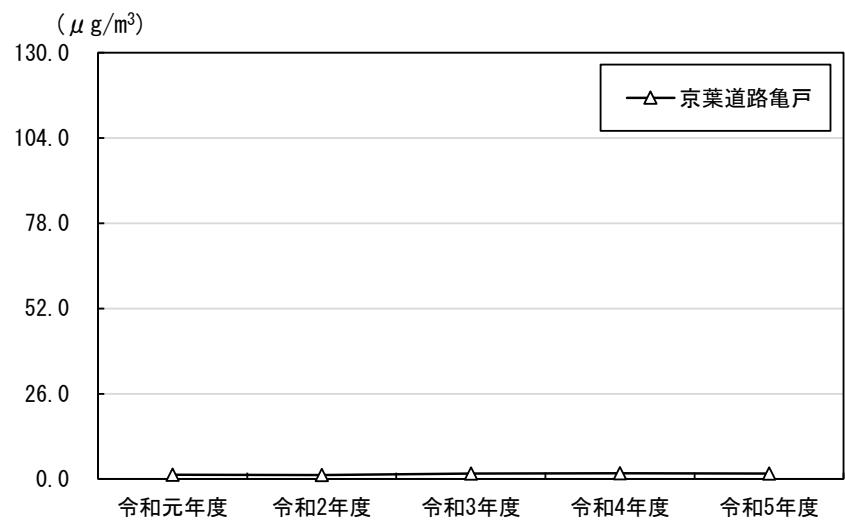


図 6.2-13 (2) 自動車排出ガス測定局におけるトリクロロエチレン(年平均値)の推移

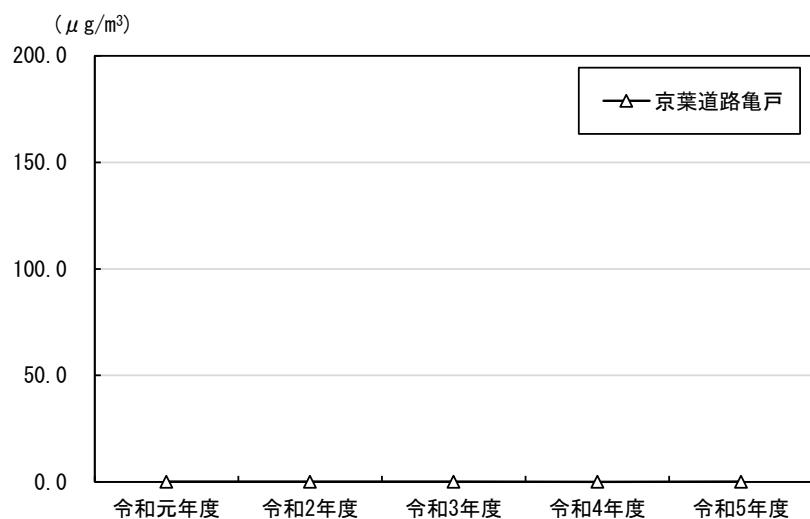


図 6.2-13 (3) 自動車排出ガス測定局におけるテトラクロロエチレン(年平均値)の推移

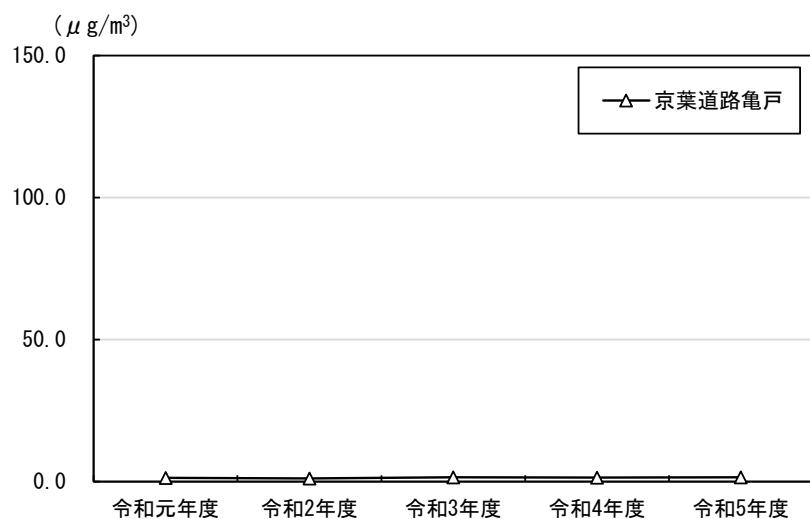


図 6.2-13 (4) 自動車排出ガス測定局におけるジクロロメタン(年平均値)の推移

## キ ダイオキシン類(DXNs)

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における自動車排出ガス測定局ではダイオキシン類の測定を行っていない。

## ク 微小粒子状物質(PM2.5)

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移は表6.2-14に、年平均値の推移は図6.2-14に示すとおりである。

調査は3地点で実施されており、令和5年度の各局の年平均値は8.6～9.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6.2-14 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )					環境基準の達成状況 <sup>注2,注3</sup> (○：達成、×：非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
7	水戸街道東向島	11.3	10.2	8.2	9.0	8.6	○	○	○	○	○
8	京葉道路亀戸	11.0	10.1	9.0	9.5	9.4	○	○	○	○	○
9	環七通り亀有	12.6	9.6	9.3	9.8	9.8	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注3)長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料：「大気汚染測定結果ダウンロード」（令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ）

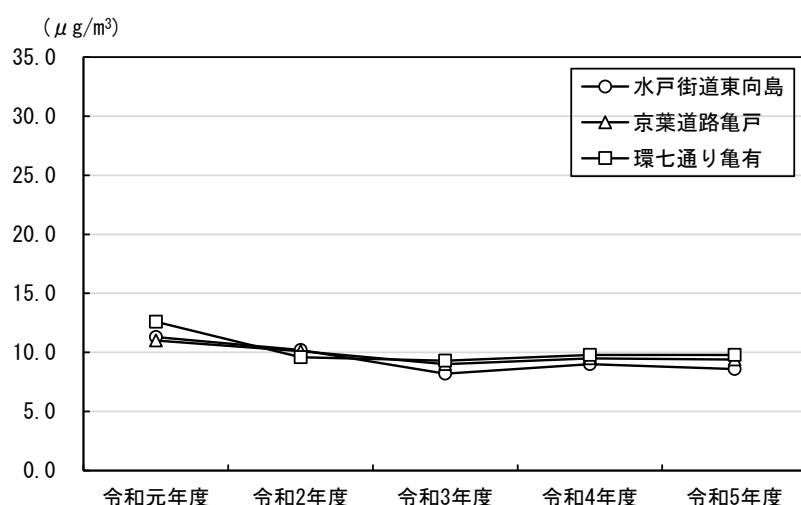


図6.2-14 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質(年平均値)の推移

## ヶ 水銀及びその化合物

過去5年間(令和元年から令和5年度まで)の自動車排出ガス測定局における水銀及びその化合物調査結果の推移は表6.2-15に、年平均値の推移は図6.2-15に示すとおりである。

調査は1地点で実施されており、令和5年度の年平均値は $1.7\text{ng}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は概ね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表6.2-15 自動車排出ガス測定局における水銀及びその化合物調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )					指針値の達成状況 <sup>注2</sup> (○:達成、×:非達成)				
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8	京葉道路亀戸	2.0	1.8	1.9	1.6	1.7	○	○	○	○	○

注1)図No.は、図6.2-1に対応する。

注2)指針値とは、環境省中央環境審議会答申(平成15年7月)において定められた優先取組物質の指針値であり、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために定められた数値( $40\text{ng}/\text{m}^3$ )である。

資料:「有害大気汚染物質モニタリング調査」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

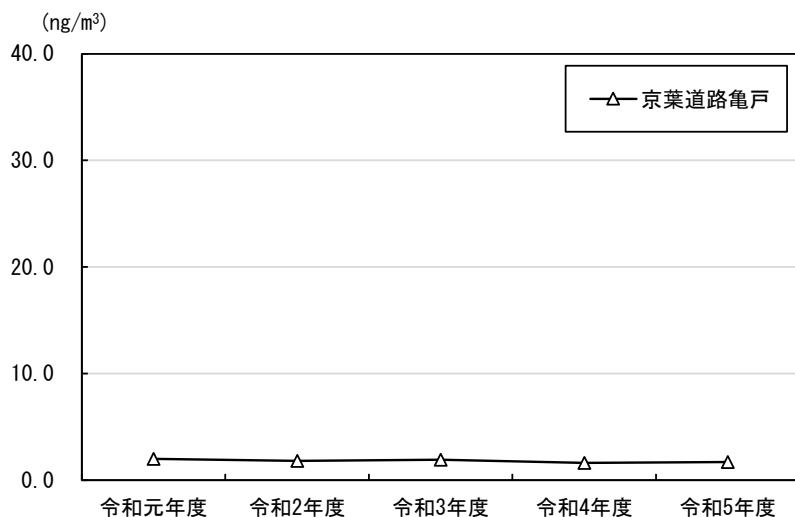


図6.2-15 自動車排出ガス測定局における水銀及びその化合物(年平均値)の推移

## 6.2.2 悪臭

計画地が位置する墨田区、計画地の周辺に位置する江東区、葛飾区及び江戸川区における過去5年(令和元年度から令和5年度まで)の公害苦情件数は、表 6.1-23 (p. 86~87) に示すとおりである。

令和5年度における悪臭に係る苦情件数は墨田区で55件、江東区で37件、葛飾区25件、江戸川区で29件であった。なお、令和5年度において墨田清掃工場の操業に由来する悪臭に係る苦情はなかった。

## 6.2.3 騒音・振動

計画地及びその周辺地域の道路交通騒音・振動の測定結果は表 6.2-16 及び表 6.2-17 に、測定地点は図 6.2-16 に示すとおりである。

表 6.2-16(1) 道路交通騒音測定結果(常時監視測定結果)

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)		測定結果		環境基準	
								昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道 306 号 王子千住夢の島線	墨田区立花 1 丁目 11	2022 年 6 月	4	C	67	64			70	65
2	都道 453 号本郷亀戸線	墨田区業平 5 丁目 10	2022 年 6 月	4	C	69	64				
3	都道 465 号深川吾嬬町線	墨田区業平 3 丁目 5	2022 年 6 月	4	C	65	60				
4	高速 6 号向島線	墨田区堤通 1 丁目 8	2022 年 6 月	4	C	58	56				
5	主要都道 千住小松川葛西沖線	葛飾区東新小岩 5 丁目 14	2022 年 12 月	2	C	66	64				
6	都道 453 号本郷亀戸線	墨田区文花 1 丁目 29	2021 年 10 月	4	B	56	53				
7	都道 449 号新荒川堤防線	墨田区墨田 4 丁目 29	2021 年 9 月	2	C	57	50				
8	都道 449 号新荒川堤防線	墨田区東墨田 2 丁目 25	2021 年 9 月	2	C	62	55				
9	国道 6 号	墨田区東向島 5 丁目 19	2020 年 9 月	4	C	72	71				
10	都道 465 号深川吾嬬町線	墨田区京島 1 丁目 52	2020 年 9 月	2	C	62	57				
11	都道 476 号南砂町吾嬬町線	墨田区立花 4 丁目 22	2020 年 9 月	4	C	66	60				
12	都道 461 号吾妻橋伊興町線	墨田区堤通 1 丁目 18	2019 年 10 月	4	C	69	64				
13	都道 461 号吾妻橋伊興町線	墨田区墨田 2 丁目 2	2019 年 10 月	4	C	65	61				
14	国道 6 号	墨田区向島 2 丁目 18	2018 年 11 月	4	C	74	72				
15	都道 306 号 王子千住夢の島線	墨田区京島 3 丁目 16	2018 年 10 月	4	C	68	63				
16	国道 14 号 (京葉道路)	江戸川区小松川 3 丁目 8	2021 年 10 月	6	C	66	61				
17	都道 315 号御徒町小岩線	江戸川区平井 6 丁目 23	2019 年 12 月	4	C	72	71				
18	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 7 丁目 34	2019 年 12 月	2	C	68	63				
19	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 1 丁目 26	2019 年 12 月	2	B	67	61				
20	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 7 丁目 10	2019 年 12 月	2	C	65	60				
21	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 4 丁目 1	2019 年 12 月	2	C	64	60				
22	都道 315 号 御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	江東区亀戸 4 丁目 16	2018 年 11 月	4	B	70	67				
23	都道 453 号 本郷亀戸線 (浅草通り)	江東区亀戸 3 丁目 38	2018 年 11 月	4	C	64	59				
24	国道 6 号(水戸街道)	葛飾区四つ木 2 丁目 12	2020 年 11 月	8	C	73	70				
25	都道 315 号 御徒町小岩線 (蔵前通り)	葛飾区西新小岩 2 丁目 1	2018 年 12 月	4	B	72	69				
26	都道 450 号 新荒川葛西堤防線	葛飾区西新小岩 3 丁目 35	2018 年 12 月	2	C	69	65				

注 1) 図 No. は、図 6.2-16 に対応する。

注 2) 昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～翌 6:00 までを示す。

注 3) 年度ごとに同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

注 4) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

注 5) 地域の類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の類型であり、以下のとおり分類される。

A : 専ら住居の用に供される地域 B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

注 6) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

資料:「年度別 自動車交通騒音調査結果」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-16(2) 道路交通騒音測定結果(要請限度測定結果)

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	区 域 の 分 け ん	等価騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)		測定結果		要請限度	
						測定結果		要請限度			
						昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
27	一般国道 6 号	墨田区東向島 1-28	2022 年 9 月	4	c	73	<u>71</u>				
28	一般国道 6 号	墨田区墨田 4-61	2022 年 9 月	4	c	73	<u>72</u>				
29	王子千住夢の島線	墨田区東向島 6-6	2022 年 9 月	4	c	69	66				
30	王子千住夢の島線	墨田区東向島 3-17	2022 年 9 月	4	c	68	66				
31	御徒町小岩線	墨田区太平 1-17	2022 年 9 月	4	c	67	63				
32	深川吾嬬町線	墨田区錦糸 4-15	2022 年 9 月	4	b	66	63				
33	吾妻橋伊興町線	墨田区堤通 2-6	2022 年 9 月	6	b	65	60				
34	区道墨 120 号	墨田区八広 4-12	2022 年 9 月	2	c	64	60				
35	区道墨 121 号	墨田区八広 6-53	2022 年 9 月	2	c	65	60				
36	区道墨 119 号	墨田区八広 5-7-6	2022 年 9 月	2	c	65	61				
37	都道御徒町小岩線	江東区亀戸 4 丁目 14-5	2023 年 1 月	4	b	71	67				
38	都道千住小松川葛西沖線	葛飾区東立石 2 丁目 1 地先	2023 年 1 月	3	c	62	57				
39	都道 308 号 千住小松川葛西沖線	葛飾区東四つ木 1-3-1	2021 年 11 月	3	c	64	61				
40	都道 450 号 新荒川葛西堤防線	葛飾区東四つ木 1-3	2018 年 10 月	3	c	63	58				

注 1) 図 No. は、図 6.2-16 に対応する。

注 2) 昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～翌 6:00 までを示す。

注 3) 年度ごとに同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

注 4) 測定結果の下線は、要請限度超過を示す。

注 5) 「騒音規制法」に基づき、当該地点における区域の区分は以下のとおり分類される。

a : 専ら住居の用に供される地域 b : 主として住居の用に供される地域

c : 相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

資料:「年度別 自動車交通騒音調査結果」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

75 70

表 6.2-17 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	振動レベル $L_{10}$ (dB)				
					測定結果		要請限度		
					昼間	夜間	昼間	夜間	
27	一般国道 6 号	墨田区東向島 1-28	2022 年 9 月	4	2	46	44	70	65
29	王子千住夢の島線	墨田区東向島 6-6	2022 年 9 月	4	2	44	41		
32	深川吾嬬町線	墨田区錦糸 4-15	2022 年 9 月	4	1	42	36	65	60
33	吾妻橋伊興町線	墨田区堤通 2-6	2022 年 9 月	6	1	36	33		
35	区道墨 121 号	墨田区八広 6-53	2022 年 9 月	2	2	41	33	70	65
36	区道墨 119 号	墨田区八広 5-7-6	2022 年 9 月	2	2	41	36		
16	国道 14 号（京葉道路）	江戸川区小松川 3 丁目 8	2021 年 10 月	6	2	35	30	70	65
17	都道 315 号御徒町小岩線	江戸川区平井 6 丁目 23	2019 年 12 月	4	2	43	39		
18	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 7 丁目 34	2019 年 12 月	4	2	32	27	65	60
19	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 1 丁目 26	2019 年 12 月	4	1	43	32		
20	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 7 丁目 10	2019 年 12 月	4	2	37	31	70	65
21	都道 449 号新荒川堤防線	江戸川区平井 4 丁目 1	2019 年 12 月	4	2	38	31		
37	都道御徒町小岩線	江東区亀戸 4 丁目 14-5	2023 年 1 月	4	1	47	42	65	60
38	都道千住小松川葛西沖線	葛飾区東立石 2 丁目 1 地先	2023 年 1 月	3	2	36	30	70	65
39	都道 308 号 千住小松川葛西沖線	葛飾区東四つ木 1-3-1	2021 年 11 月	3	2	46	45		
40	都道 450 号 新荒川葛西堤防線	葛飾区東四つ木 1-3	2018 年 10 月	3	2	45	43	70	65

注 1) 図 No. は、図 6.2-16 に対応する。

注 2) 「振動規制法」に基づき、当該地域における区域の区分は以下のとおり分類される。

1 : 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、

静穏の保持を必要とする区域であり、第 1 種区域を指す。

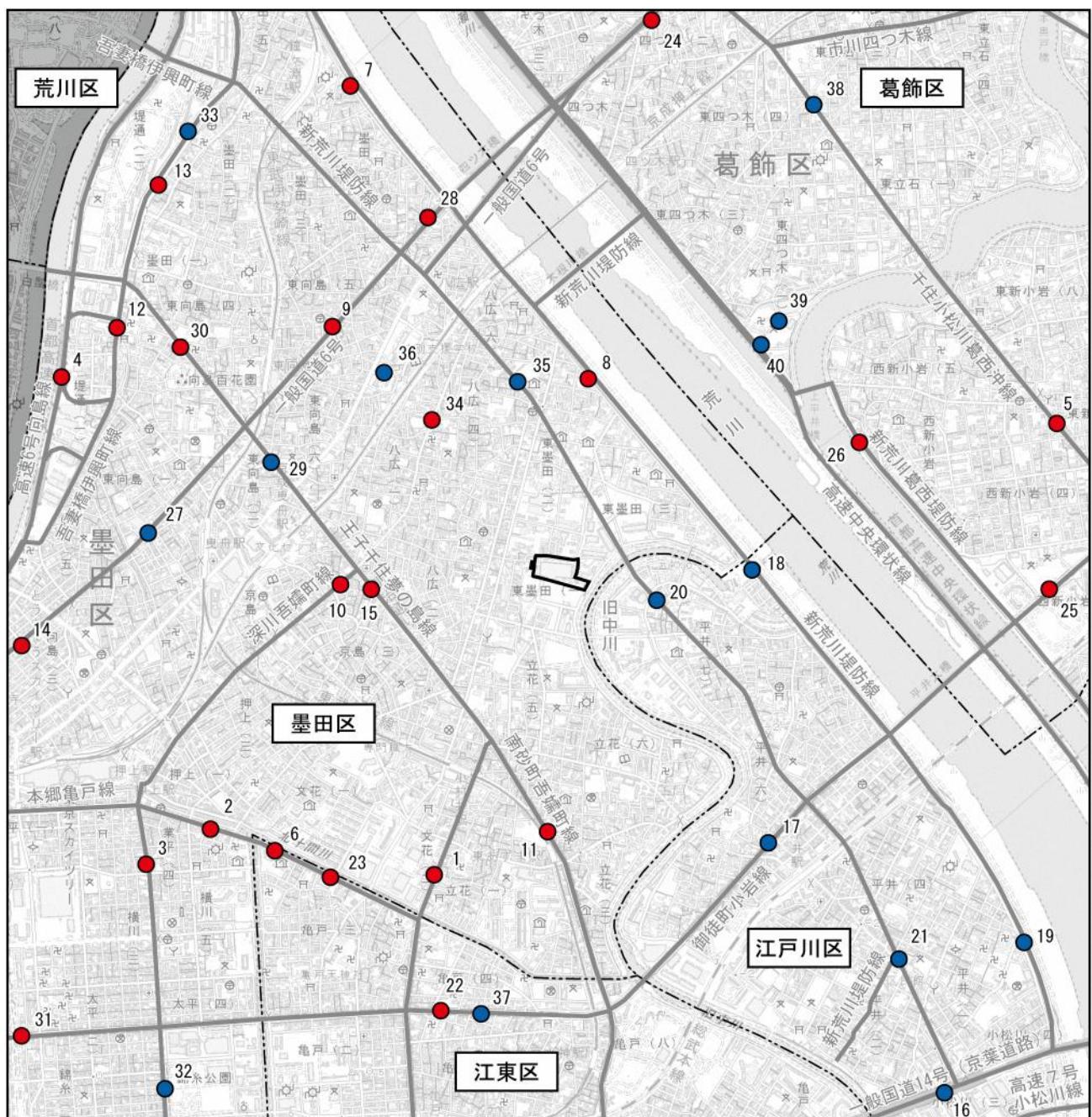
2 : 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域であり、第 2 種区域を指す。

注 3) 年度ごとに同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

注 4) 第 1 種区域では昼間 8:00~19:00、夜間 19:00~8:00

第 2 種区域では昼間 8:00~20:00、夜間 20:00~8:00

資料：「年度別 自動車交通騒音調査結果」（令和 7 年 5 月閲覧、東京都環境局ホームページ）



## 凡例

  : 計画地

----- : 行政界

● : 道路交通騒音調査地点

● : 道路交通騒音・振動調査地点



1 : 25,000

0 500 1,000m

資料：「年度別自動車交通騒音調査結果」  
(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.2-16 道路交通騒音・振動調査地点位置図

## 6.2.4 水質汚濁

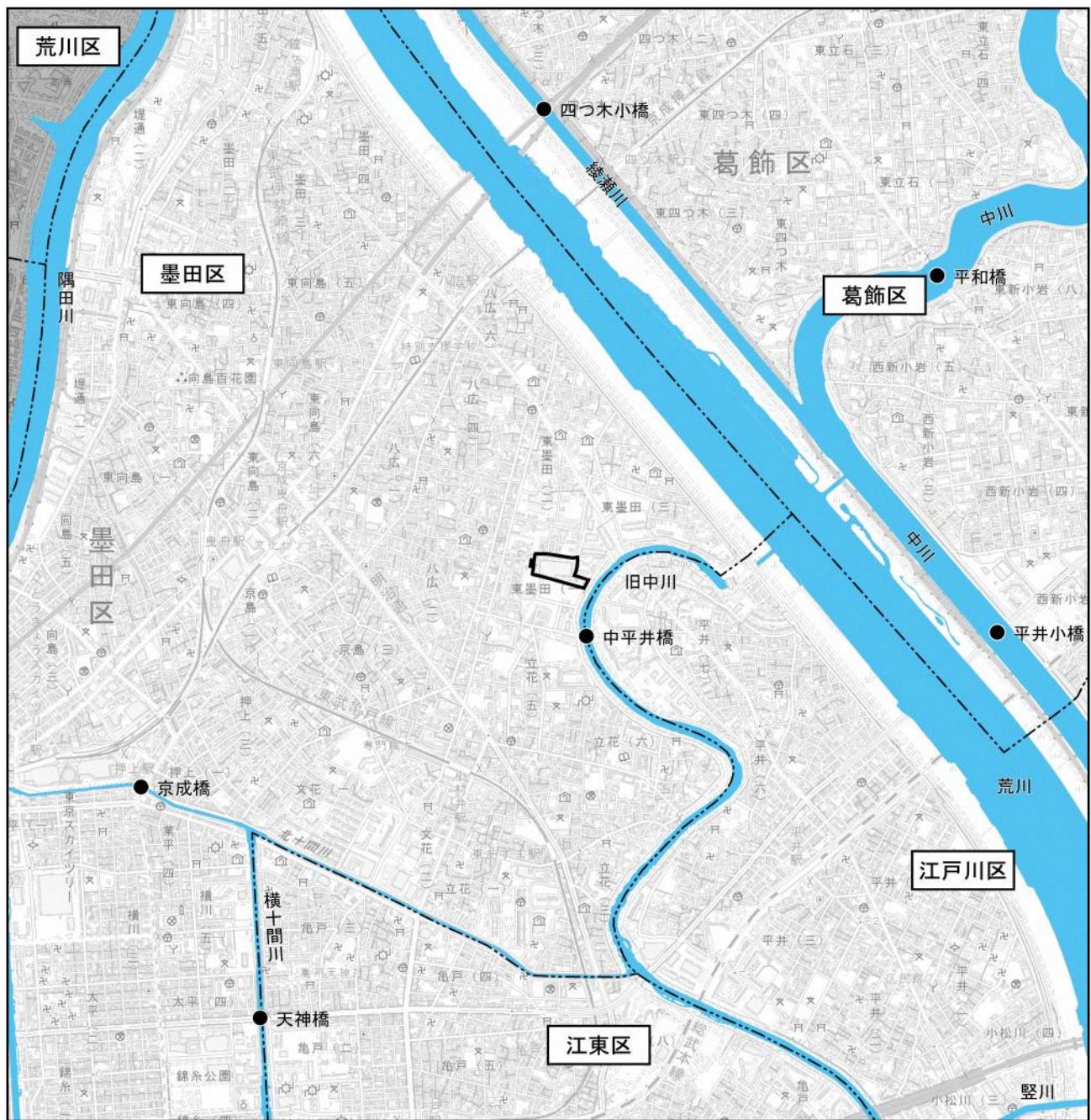
### (1) 河川の状況

計画地周辺における水質測定地点は、図 6.2-17 に示すとおりである。

過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の水質の測定結果は、表 6.2-18 に示すとおりである。

各地点の水質は、天神橋、京成橋、中平井橋においてほう素、京成橋及び中平井橋において溶存酸素及び生物化学的酸素要求量の環境基準を達成していない年度があった。ダイオキシン類については、調査をしているすべての地点で環境基準を達成した。

各地点の過去 5 年間(令和元年度～令和 5 年度)の BOD 年間 75% 値の経年変化は、図 6.2-18 に示すとおりである。BOD は、令和 2 年度の京成橋、令和 2 年度～令和 5 年度の中平井橋を除いて環境基準以下の濃度で推移している。



## 凡例

- : 計画地
- : 行政界
- : 水質測定地点
- : 一級河川

資料：「国土数値情報 河川データ」  
 (令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)  
 「公共用水域水質測定結果について」  
 (令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)



1 : 25,000  
 0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.2-17 河川水質調査地点

表 6.2-18(1) 河川水質測定結果(横十間川:天神橋)

測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
		(B類型)					
生活環境項目	pH	—	7.7	7.9	7.9	7.8	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.5	8.4	8.4	8.1	5 以上
	BOD	mg/L	2.0	1.4	1.6	1.8	3 以下
	COD	mg/L	4.8	4.1	4.3	4.7	—
	SS	mg/L	3	3	2	4	25 以下
	大腸菌数 <sup>注1</sup>	CFU/100mL	—	—	—	22	28
	全窒素	mg/L	2.61	2.75	2.44	2.79	2.50
	全りん	mg/L	0.233	0.24	0.312	0.268	0.281
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0004	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
健康項目	鉛	mg/L	0.002	0.002	<0.002	0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下 <sup>注2</sup>
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.0004	<0.0002	<0.0002
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.63	2.2	1.6	2.0	1.8
	ふつ素	mg/L	0.62	0.52	0.51	0.46	0.47
	ほう素	mg/L	2.3	1.9	2.2	2.0	1.8
	1, 4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注1) 大腸菌に係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より大腸菌数の基準値が設定された。

注2) 六価クロムに係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より0.02mg/L以下に改正された。

注3) BOD及びCODは75%値、大腸菌数は90%値、そのほかの項目は年平均値を示している。

注4) 測定結果の下線は、環境基準未達成を指す。

資料:「公共用水域水質測定結果について」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-18(2) 河川水質測定結果(北十間川：京成橋)

測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準	
		(A類型)						
生活環境項目	pH	—	7.7	8.1	7.7	7.8	7.7	6.5以上8.5以下
	DO	mg/L	6.9	9.7	7.1	7.8	6.9	7.5以上
	BOD	mg/L	1.8	3.3	1.4	1.2	1.8	2以下
	COD	mg/L	4.4	5.8	4.2	4.3	5.0	—
	SS	mg/L	4	5	2	3	4	25以下
	大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	64	142	300
	全窒素	mg/L	3.02	2.09	2.97	3.69	3.46	—
	全りん	mg/L	0.234	0.269	0.355	0.278	0.292	—
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
健康項目	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下 <sup>注2</sup>
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.0004	<0.0002	0.0002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
注1) 大腸菌に係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より大腸菌数の基準値が設定された。 注2) 六価クロムに係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より0.02mg/L以下に改正された。 注3) BOD及びCODは75%値、大腸菌数は90%値、そのほかの項目は年平均値を示している。 注4) 測定結果の下線は、環境基準未達成を指す。	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.1	1.4	1.98	2.7	2.5	10以下
	ふつ素	mg/L	0.57	0.54	0.48	0.37	0.42	0.8以下
	ほう素	mg/L	2.0	1.8	1.95	1.6	1.7	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注1) 大腸菌に係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より大腸菌数の基準値が設定された。

注2) 六価クロムに係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より0.02mg/L以下に改正された。

注3) BOD及びCODは75%値、大腸菌数は90%値、そのほかの項目は年平均値を示している。

注4) 測定結果の下線は、環境基準未達成を指す。

資料:「公共用水域水質測定結果について」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-18(3) 河川水質測定結果(旧中川：中平井橋)

測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
		(A類型)					
生活環境項目	pH	—	7.7	8.1	7.9	7.9	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.3	9.7	7.9	8.5	7.5 以上
	BOD	mg/L	1.5	3.3	4.5	2.7	2 以下
	COD	mg/L	4.2	5.8	5.4	5.2	—
	SS	mg/L	3	5	5	5	25 以下
	大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	84	282
	全窒素	mg/L	2.64	2.09	2.47	2.79	2.71
	全りん	mg/L	0.229	0.269	0.303	0.269	0.225
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003 0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1 検出されないこと
健康項目	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002 0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01 0.02 以下 <sup>注2</sup>
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005 0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005 0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	—	<0.0005	—	<0.0005	— 検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.0003	<0.0002	<0.0002 0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.002 以下
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.004 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.1 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.04 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001 0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.01 以下
	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006 0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003 0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003 0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002 0.01 以下
注1) 大腸菌に係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より大腸菌数の基準値が設定された。 注2) 六価クロムに係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より0.02mg/L以下に改正された。 注3) BOD及びCODは75%値、大腸菌数は90%値、そのほかの項目は年平均値を示している。 注4) 測定結果の下線は、環境基準未達成を指す。	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.6	1.4	1.1	1.55	1.6 10 以下
	ふつ素	mg/L	0.62	0.54	0.50	0.48	0.48 0.8 以下
	ほう素	mg/L	2.2	1.8	1.9	1.9	1.7 1 以下
	1, 4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005 0.05 以下

資料:「公共用水域水質測定結果について」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-18(4) 河川水質測定結果(中川：平和橋)

測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
		(C類型)					
生活環境項目	pH	—	7.5	7.5	7.5	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.6	6.8	6.8	6.5	5 以上
	BOD	mg/L	1.8	2.0	2.0	1.7	5 以下
	COD	mg/L	5.2	5.1	5.0	5.0	—
	SS	mg/L	15	20	19	14	50 以下
	大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	—	—	—	—	—
	全りん	mg/L	—	—	—	—	—

注)BOD及びCODは75%値、そのほかの項目は年平均値を示している。

資料：「公共用水域水質測定結果について」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-18(5) 河川水質測定結果(中川：平井小橋)

測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
		(C類型)					
生活環境項目	pH	—	7.5	7.5	7.5	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.4	6.7	6.5	6.5	5 以上
	BOD	mg/L	2.0	2.2	1.9	1.8	5 以下
	COD	mg/L	5.5	4.4	4.6	4.7	—
	SS	mg/L	21	21	23	12	50 以下
	大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	—	—	—	—	—
	全りん	mg/L	—	—	—	—	—

注)BOD及びCODは75%値、そのほかの項目は年平均値を示している。

資料：「公共用水域水質測定結果について」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-18(6) 河川水質測定結果(綾瀬川：四ツ木小橋)

測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
		(C類型)					
生活環境項目	pH	—	7.6	7.5	7.5	7.5	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.9	6.7	6.4	6.5	5 以上
	BOD	mg/L	2.4	2.3	2.5	1.8	5 以下
	COD	mg/L	5.3	5.5	5.3	5.4	—
	SS	mg/L	10	13	11	12	50 以下
	大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	—	—	—	—	—
	全りん	mg/L	—	—	—	—	—

注)BOD及びCODは75%値、そのほかの項目は年平均値を示している。

資料：「公共用水域水質測定結果について」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-18(7) 河川水質測定結果(ダイオキシン類)

単位 : pg-TEQ/L

調査地点		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	環境基準
横十間川	天神橋	0.22	0.30	0.38	0.46	0.33	1 以下
北十間川	京成橋	0.21	0.42	0.30	0.24	0.26	
旧中川	中平井橋	0.21	0.18	0.17	0.13	0.16	
中川	平井小橋	0.62	0.75	0.32	0.51	0.56	

資料：「ダイオキシン類調査結果」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

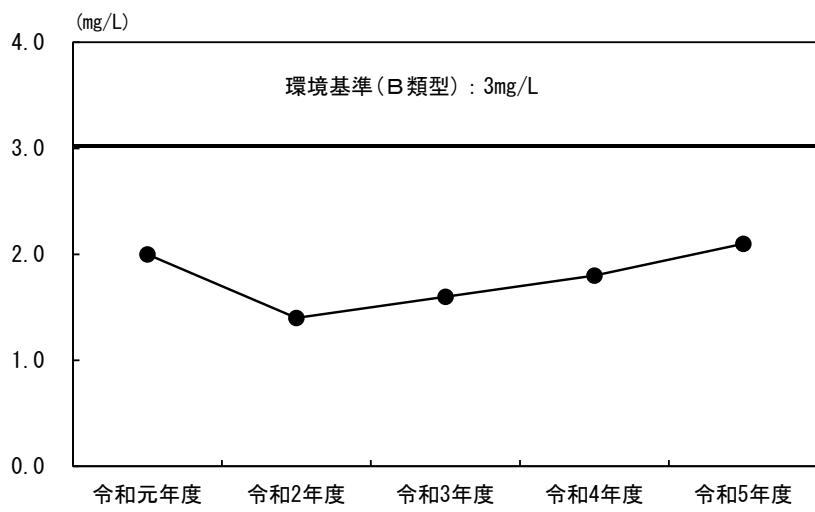


図 6.2-18(1) BOD(75%値)の経年変化(天神橋)

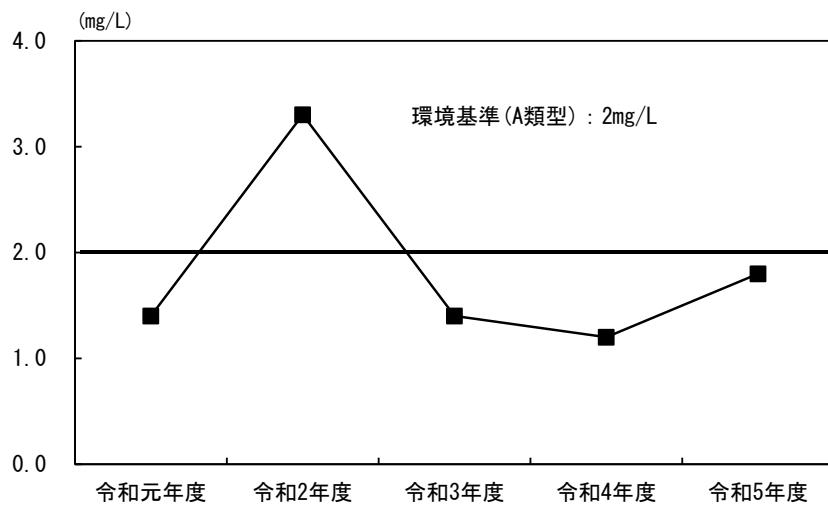


図 6.2-18(2) BOD(75%値)の経年変化(京成橋)

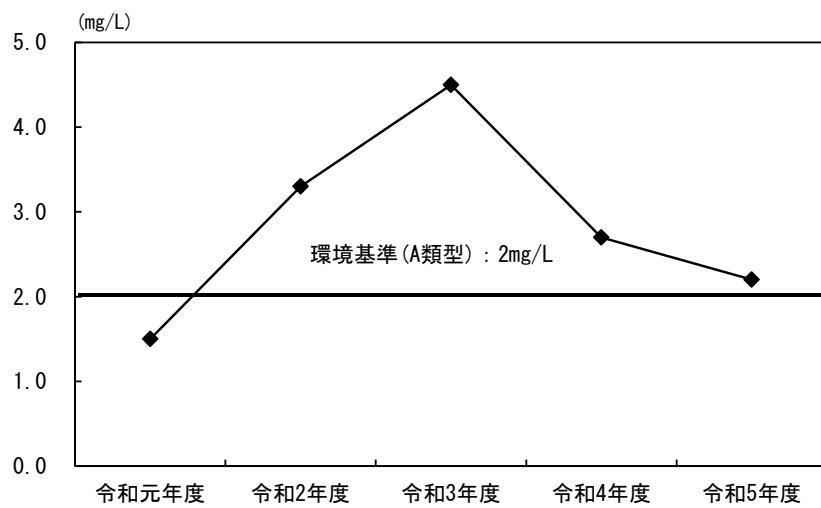


図 6.2-18(3) BOD(75%値)の経年変化(中平井橋)

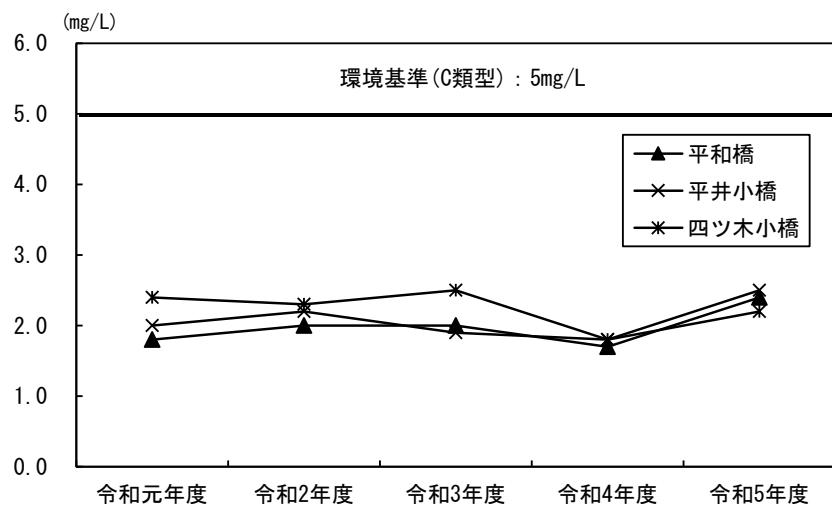


図 6.2-18(4) BOD(75%値)の経年変化(平和橋、平井小橋、四ツ木小橋)

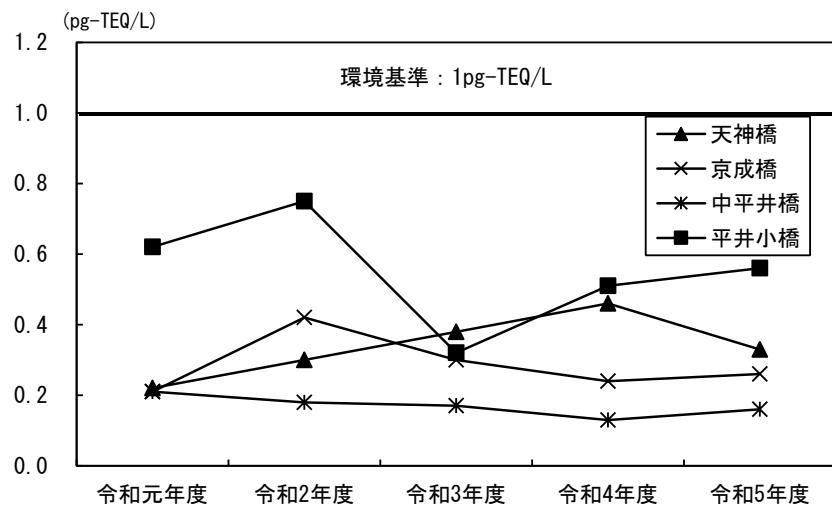
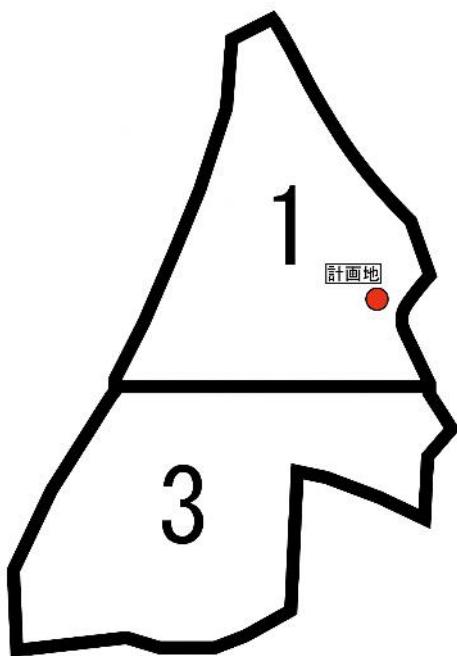


図 6.2-18(5) ダイオキシン類の経年変化(天神橋、京成橋、中平井橋、平井小橋)

## (2) 地下水の状況

東京都では、都内全域の地下水の水質調査を実施している。このうち、計画地の位置する墨田区内における概況調査の測定結果は表 6.2-19 に、その測定ブロックは、図 6.2-19 に示すとおりである。計画地は、1 の地域に該当する。

測定結果によると、全地点において全項目が環境基準を下回っている。



資料：「東京の地下水質調査結果」（令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ）に計画地を加筆

図 6.2-19 地下水質測定地点（墨田区）

表 6.2-19 地下水質測定結果：環境基準項目(概況調査)

単位：mg/L(ダイオキシン類を除く)  
pg-TEQ/L(ダイオキシン類)

測定地点		墨田区				環境基準
測定年度		R2	R4	R5	R6	
環境 基 準 項 目	カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	-	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	不検出	不検出	-	不検出	検出されないこと
	鉛	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	0.01 以下
	六価クロム <sup>注1</sup>	< 0.01	< 0.01	-	< 0.01	0.02 以下
	砒素	< 0.005	< 0.005	-	< 0.005	0.01 以下
	総水銀	< 0.0005	< 0.0005	-	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと
	P C B	-	-	-	不検出	検出されないこと
	ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	< 0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	-	< 0.0004	0.04 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	-
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	-
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	< 0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	-	< 0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロパン	-	-	-	< 0.0002	0.002 以下
	チウラム	-	-	-	< 0.0006	0.006 以下
	シマジン	-	-	-	< 0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	-	-	-	< 0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	-	< 0.0002	0.01 以下
	セレン	< 0.002	< 0.002	-	< 0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	< 0.03	< 0.03	-	< 0.03	10 以下
	硝酸性窒素	< 0.02	< 0.02	-	< 0.02	-
	亜硝酸性窒素	< 0.01	< 0.01	-	< 0.01	-
	ふつ素	0.09	0.09	-	0.29	0.8 以下
	ほう素	0.05	0.03	-	0.17	1 以下
	1,4-ジオキサン	-	-	-	< 0.005	0.05 以下
PFOS 及び PFOA <sup>注2</sup>		-	< 0.0000003	0.0000003	< 0.0000003	0.00005 以下
ダイオキシン類		-	-	-	-	1 以下

注1)六価クロムに係る環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より0.02mg/L以下に改正された。

注2)PFOS及びPFOAは、要監視項目である。

注3)令和元年度及び令和3年度は測定を行っていない。

資料：「東京の地下水質調査結果」(令和7年8月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「ダイオキシン類測定結果」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)

## 6.2.5 土壌汚染

### (1) 計画地内における土壌汚染の状況

既存施設建設時に、建設地内の土壌汚染に係る既存資料調査及び既存資料調査を補完する土壌汚染調査を実施している。

その結果、計画地内の1地点において、当時の汚染土壌の要処理基準（公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準）を上回っていた。当該地点における土壌調査結果は表 6.2-20 に示すとおりである。

「事後調査報告書（工事施行中その1）－東京都墨田地区清掃工場建設事業－」（平成8年3月）によれば、汚染土壌（土量約80m<sup>3</sup>）は、計画地内 GL-0.9m (A.P.+1.2m) 以下の地点に粘性土による覆土処理を行ったことが報告されている。土壌汚染範囲及び汚染土壌収容箇所は図 6.2-20 に示すとおりである。

なお、本事業では、汚染土壌収容箇所を掘削せず、植栽の入れ替えのみ行う。

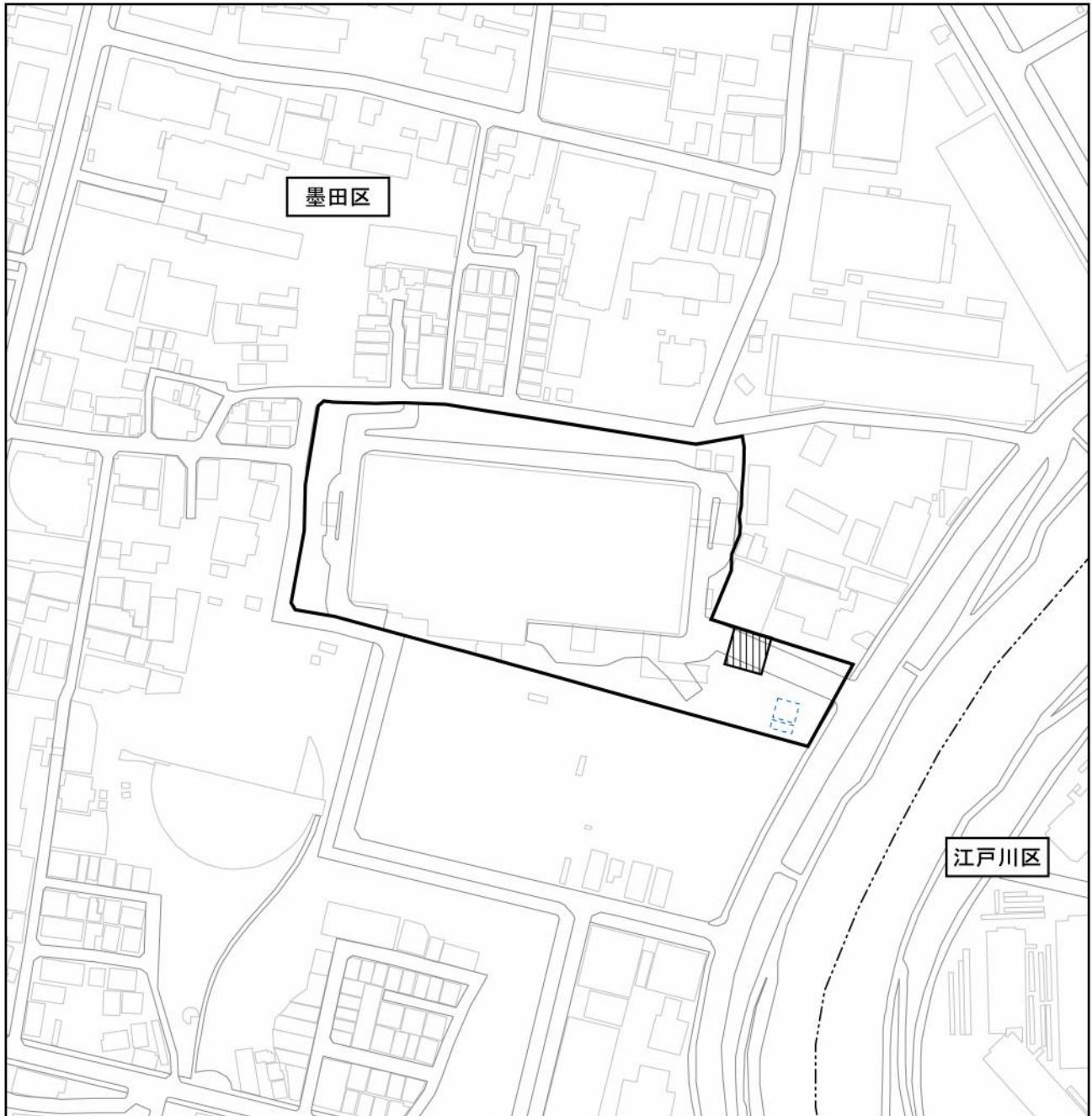
表 6.2-20 土壌調査結果

調査項目	調査結果	要処理基準	単位
含有	六価クロム	<0.5	mg/kg
	水銀	0.960	
	鉛	<u>399</u>	
	砒素	10.5	
	カドミウム	2.9	
	亜鉛	<u>901</u>	
	シアン	<1	
	PCB	0.21	
溶出	亜鉛	0.06	mg/L
	鉛	<0.03	
	ニッケル	<0.05	
	銅	0.02	

注1) 要処理基準は「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準」（昭和63年4月）に基づく基準値であり、現在の基準値とは異なる。

注2) 調査結果の下線は、要処理基準超過を指す。

資料：「東墨田地区油脂関連工場集約化予定用地土壤汚染調査報告書」（昭和61年2月 東京都環境保全局）



## 凡例

: 計画地

----- : 行政界

\ / \ / \ / : 土壤汚染範囲

: 汚染土壤収容箇所



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.2-20 土壤汚染調査地点位置図

## (2) 計画地周辺における要措置区域等

計画地が位置する墨田区における土壤汚染対策法に係る指定区域は、表 6.2-21、表 6.2-22 及び図 6.2-21 に示すとおりである。

表 6.2-21 土壤汚染対策法に係る指定区域

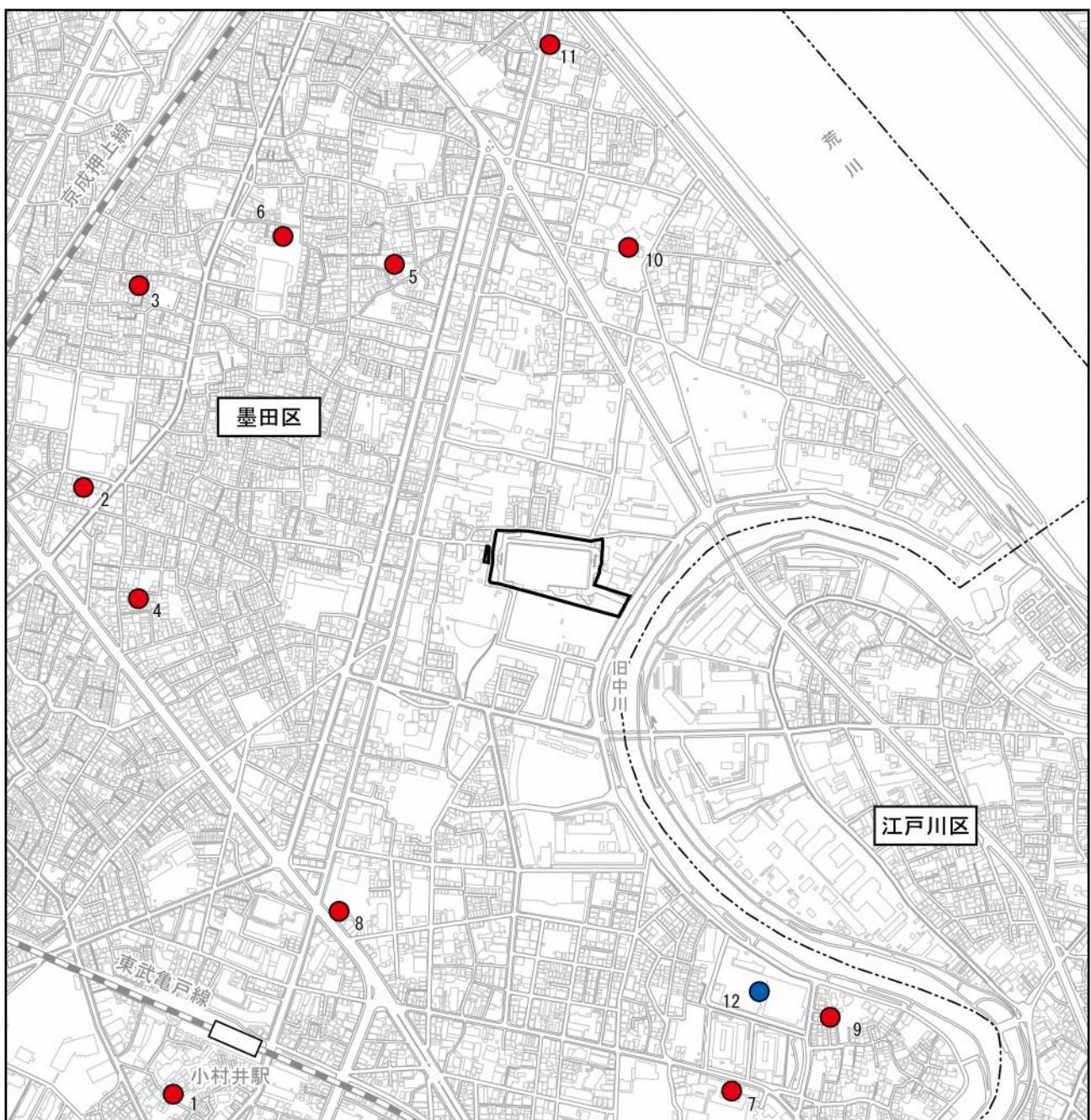
指定の種類	No.	指定年月日	指定番号	指定区域が存在する場所	指定区域の面積(m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない特定有害物質
形質変更時要届出区域	1	平成 23 年 11 月 25 日	指-228 号	墨田区文花二丁目地内	53.96	シアン、トリクロロエチレン
	2	平成 24 年 11 月 5 日	指-337 号	墨田区八広一丁目地内	397.2	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、六価クロム、シアン鉛、ふつ素、ほう素
	3	令和 7 年 4 月 10 日	指-1559 号	墨田区八広一丁目地内	228.73	六価クロム、クロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛、ふつ素、ほう素
	4	平成 24 年 4 月 12 日	指-271 号	墨田区八広二丁目地内	159.73	六価クロム、鉛、ふつ素
	5	平成 30 年 2 月 7 日	指-933 号	墨田区八広四丁目地内	433.45	六価クロム、クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛、ほう素
	6	平成 26 年 11 月 20 日、 平成 29 年 7 月 6 日	指-551 号	墨田区八広四丁目地内	744.53	鉛、砒素、ふつ素
	7	令和 5 年 9 月 7 日	指-1415 号	墨田区立花四丁目地内	4, 487.47	カドミウム、鉛、砒素、ふつ素
	8	令和元年 7 月 26 日	指-1083 号	墨田区立花五丁目地内	4, 233	鉛
	9	平成 28 年 11 月 18 日	指-782 号	墨田区立花六丁目地内	83.1	セレン、鉛、ふつ素、ほう素
	10	平成 26 年 6 月 5 日	指-503 号	墨田区東墨田二丁目地内	5949.39	セレン、鉛、砒素、ふつ素
	11	平成 18 年 2 月 3 日	指-26 号	墨田区東墨田二丁目地内	246.7	鉛

資料：「要措置区域等の指定状況」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6.2-22 環境確保条例に基づく対策区域(条例に基づく対策区域)

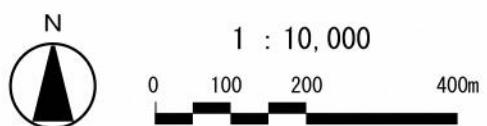
No.	調整年月日	整理番号	指定区域が存在する場所	基準不適合範囲(m <sup>2</sup> )	汚染土壤処理基準に適合しない特定有害物質
12	令和 2 年 6 月 4 日	S0048	墨田区立花六丁目地内	650.55	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

資料：「要措置区域等の指定状況」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都環境局ホームページ)



## 凡例

- |   |       |   |                              |
|---|-------|---|------------------------------|
| <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></span>                                       | : 計画地 | <span style="color: red; font-size: 2em;">●</span>  | : 土壤汚染対策法に係る指定区域(形質変更時要届出区域) |
| <span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; height: 10px;"></span> | : 行政界 | <span style="color: blue; font-size: 2em;">●</span> | : 環境確保条例に基づく対策区域             |
| <span style="background-color: #cccccc; width: 20px; height: 10px;"></span>                                     | : 線路  |   |                              |



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.2-21 土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく指定区域位置図

## 6.2.6 地盤

計画地周辺の地盤高の推移は、表 6.2-23 に示すとおりである。

計画地周辺では立花五丁目で経年的に測量されており、平成 31 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 月 1 日の期間における累積変動量は +0.4mm である。

東京都における令和 5 年の地盤変動量は、図 6.2-22 に示すとおりである。区部における地盤変動量は、2 cm 以上変動した地域はないが、1 cm 以上沈下した地域が台地に 0.3km<sup>2</sup> あった。

「令和 5 年 地盤沈下調査報告書」（令和 6 年 10 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）によると、計画地が位置する東京都区部の低地における地下水位は、昭和 40 年頃まで低下していたが、昭和 46 年から 58 年頃まで急激に上昇している。その後の地下水位の上昇量は、全般的には減少傾向にある。

また、同報告書によると、計画地が位置する東京都の低地では、大正時代の末期から昭和の初期から始まった地盤沈下が、終戦前後の一時期を除いて継続し、沈下量および沈下地域が年々増加した。しかし、昭和 48 年から低地ではほぼ全域にわたって地盤沈下が急激に減少した。昭和 51 年からは 5 cm 以上沈下する地域がみられなくなった。

表 6.2-23 地盤高の推移

所在地	東京湾平均海面(T.P. m)					前年からの変動量(mm)				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
立花五丁目 51	0.8949	0.8961	0.9021	0.9024	0.8967	-1.4	+1.2	+6.0	+0.3	-5.7

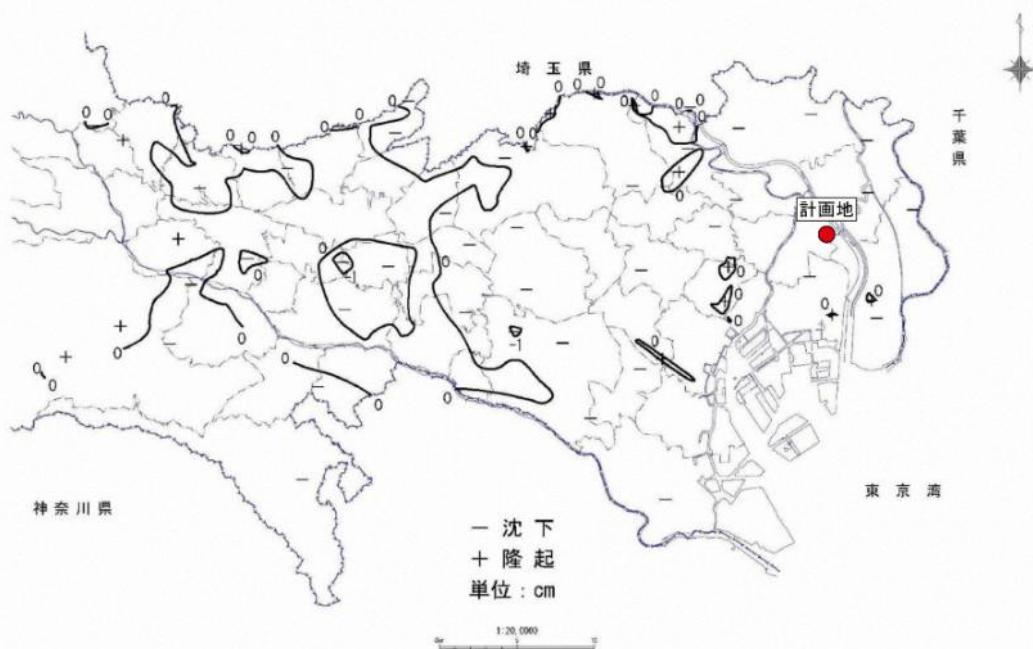
資料：「水準基標測量成果表(基準日・令和2年1月1日)」（令和 2 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

「水準基標測量成果表(基準日・令和3年1月1日)」（令和 3 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

「水準基標測量成果表(基準日・令和4年1月1日)」（令和 4 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

「水準基標測量成果表(基準日・令和5年1月1日)」（令和 5 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）

「水準基標測量成果表(基準日・令和6年1月1日)」（令和 6 年 10 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）



資料：「令和 5 年 地盤沈下調査報告書」（令和 6 年 10 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）  
に、計画地を加筆

図 6.2-22 地盤変動量図(令和 5 年)

## 6.2.7 地形・地質

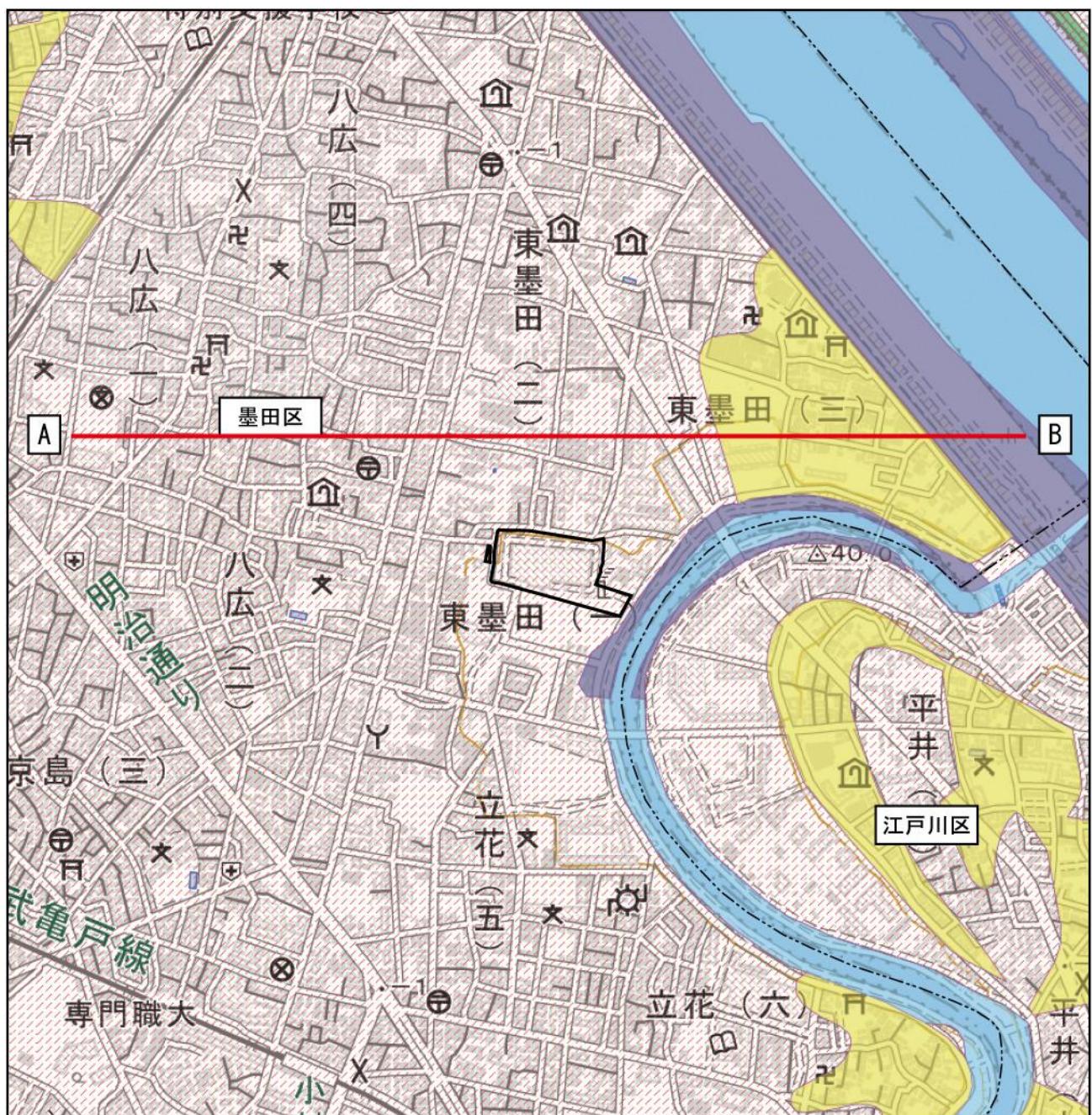
計画地及びその周辺地域の地形分類図は、図 6.2-23 に示すとおりである。計画地は旧中川沿いに位置し、周辺の地形は、自然堤防・高水敷・低水敷・浜、河川・水涯線及び水面、盛土地・埋立地などとなっている。

計画地及びその周辺地域の地質断面図は、図 6.2-24 に示すとおりである。計画地周辺の地質は、有楽町層上部砂、有楽町層下部粘土、七号地層砂、立川・武蔵野・下末吉・多摩（埋没ローム）ローム層・凝灰質粘土、武蔵野礫層（埋没段丘礫層）砂礫、東京層群東京層粘土、東京層群東京層砂、東京層群東京礫層砂礫となっている。

計画地における地質柱状図及び位置図は、図 6.2-25 に示すとおりである。計画地の土質は、上から埋土、砂、粘土、粘性土、砂、砂礫、砂となっている。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集—危機にある地形—」（平成12年12月、古今書院）、「日本の地形レッドデータブック第2集—危機にある地形—」（平成14年3月、古今書院）によれば、計画地及びその周辺地域には重要な地形はない。

また、計画地の位置する墨田区に登録されている天然記念物に該当するような地形・地質はない。東京の名湧水57選（東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成15年に選定した湧水）に選定されている湧水はない。



## 凡例

- |   |                       |   |              |
|---|-----------------------|---|--------------|
| <span style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;"></span>                                       | : 計画地                 | <span style="background-color: #ffff99; width: 20px; height: 15px;"></span> | : 自然堤防       |
| <span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; width: 20px; height: 10px;"></span> | : 行政界                 | <span style="background-color: #8080a0; width: 20px; height: 15px;"></span> | : 高水敷・低水敷・浜  |
| <span style="border: 2px solid red; width: 20px; height: 15px;"></span>   | : 地質断面位置<br>(図6.2-24) | <span style="background-color: #66b3ff; width: 20px; height: 15px;"></span> | : 河川・水涯線及び水面 |
| <span style="background-color: #e6e6fa; width: 20px; height: 15px;"></span>                                     | : 盛土地・埋立地             |   |              |

資料 : 「数値地図 25000 (土地条件)」  
 (令和7年5月閲覧、国土地理院ホームページ)  
 「土地分類基本調査(垂直調査)」  
 (令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス)

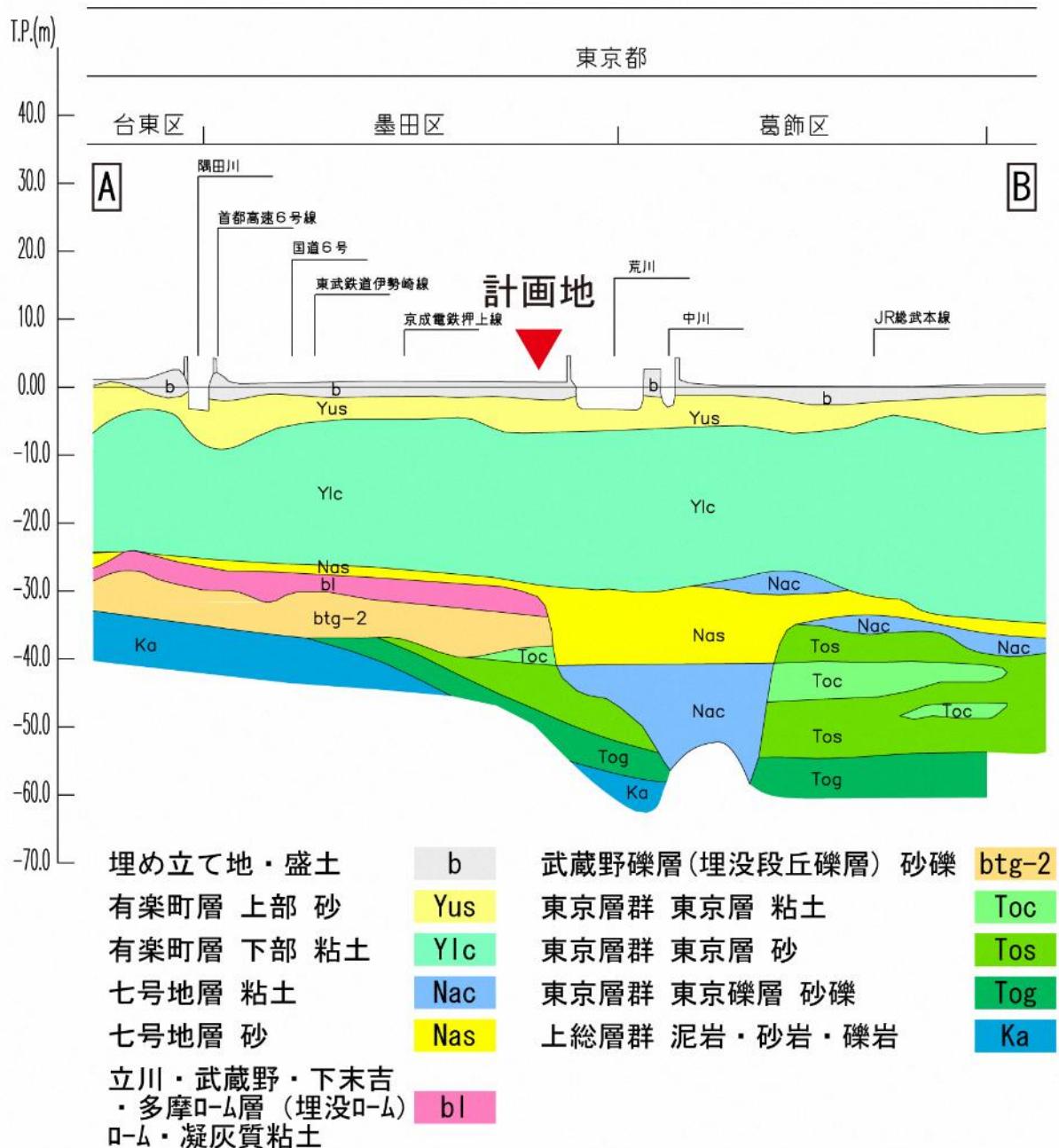


1 : 10,000

0 100 200 400m

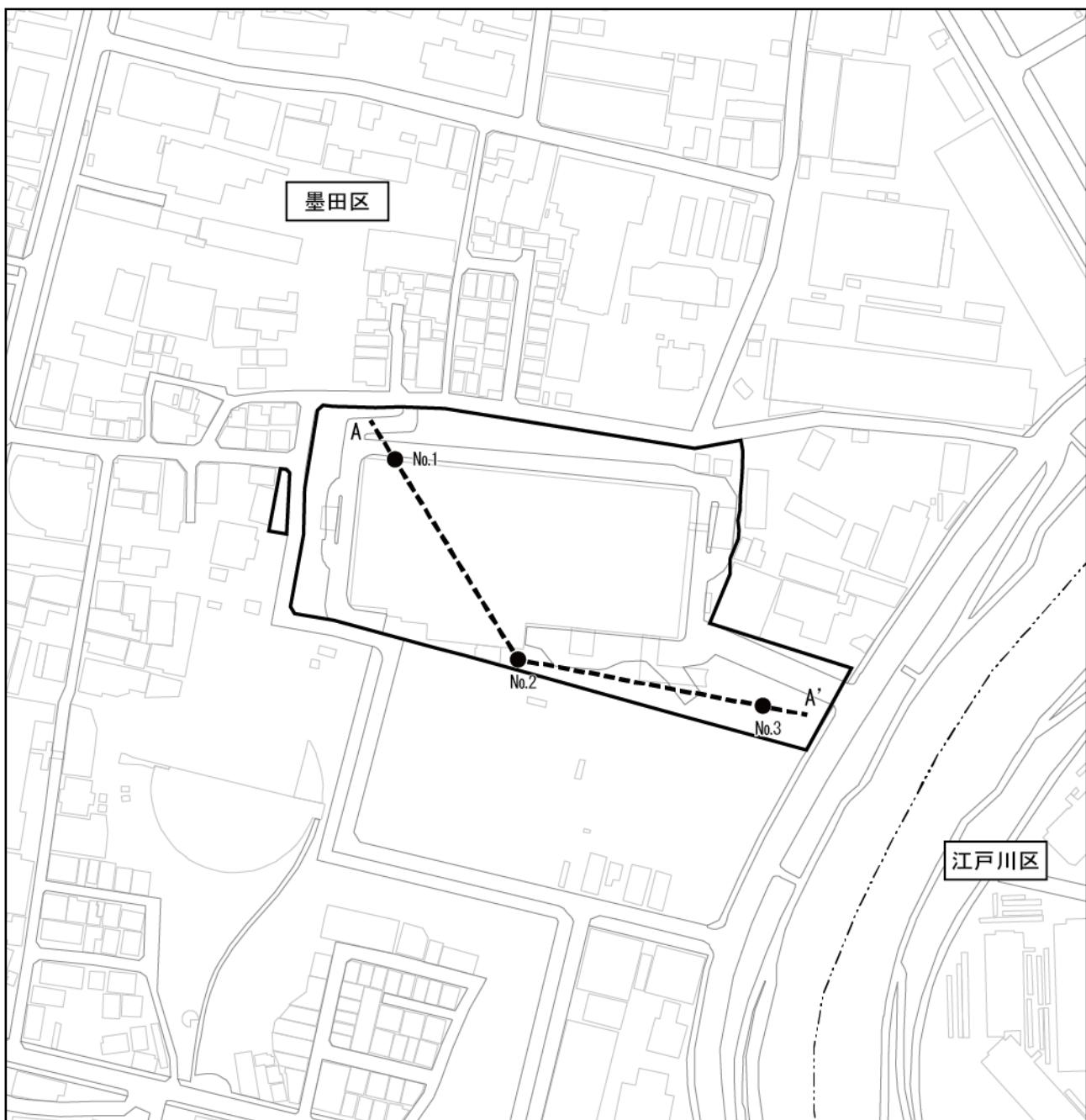
この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.2-23 計画地及びその周辺地域の地形分類図



資料：「土地分類基本調査(垂直調査)」(令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)に、計画地を加筆

図 6.2-24 計画地及びその周辺地域の地質断面図



## 凡例

- : 計画地
- : 行政界
- No. : ボーリング調査地点
- : 地層推定断面

資料：「環境影響評価書－東京都墨田地区清掃工場建設事業－」  
(平成6年2月、東京都)



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.2-25(1) 計画地の地質柱状図及び位置図

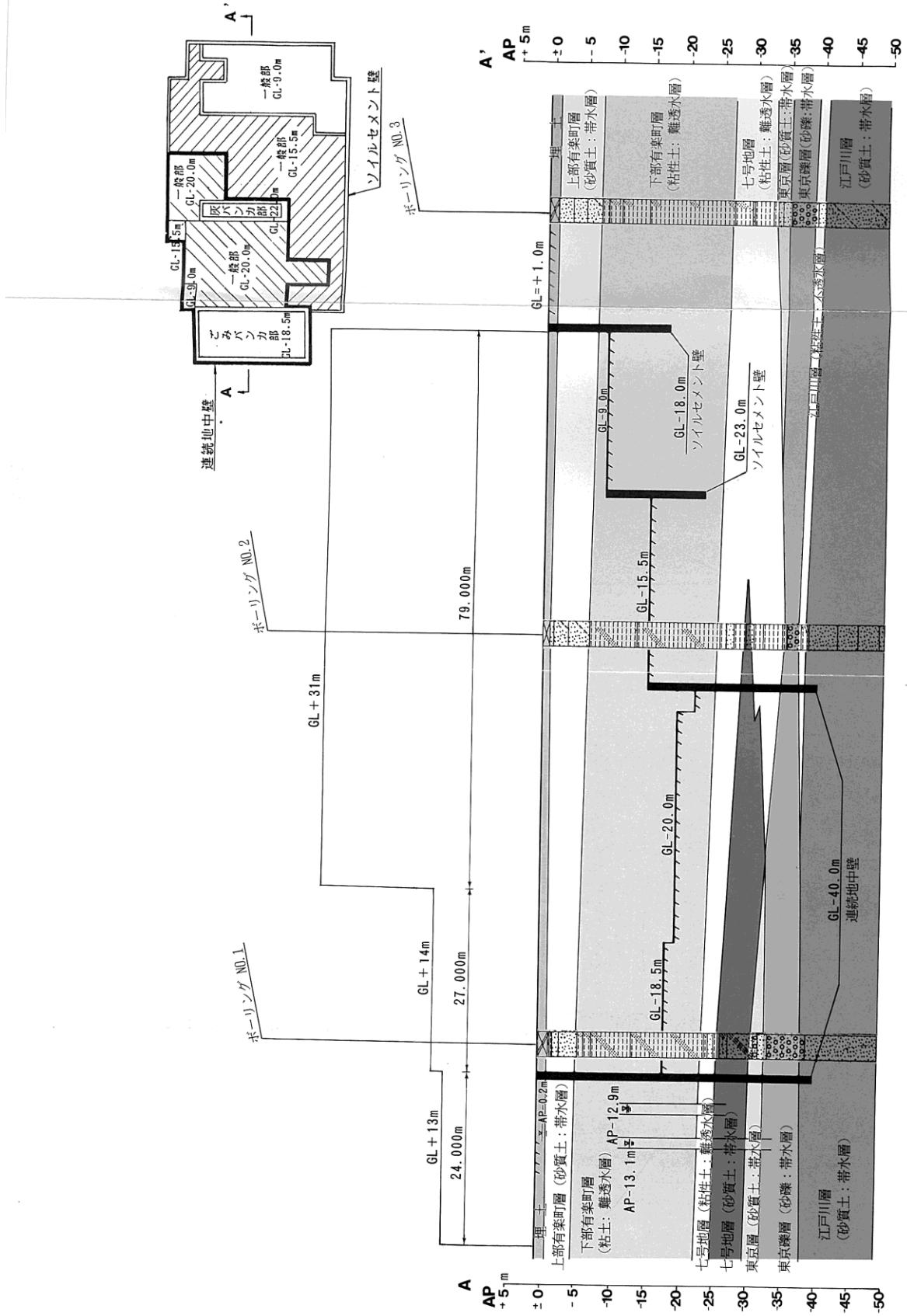
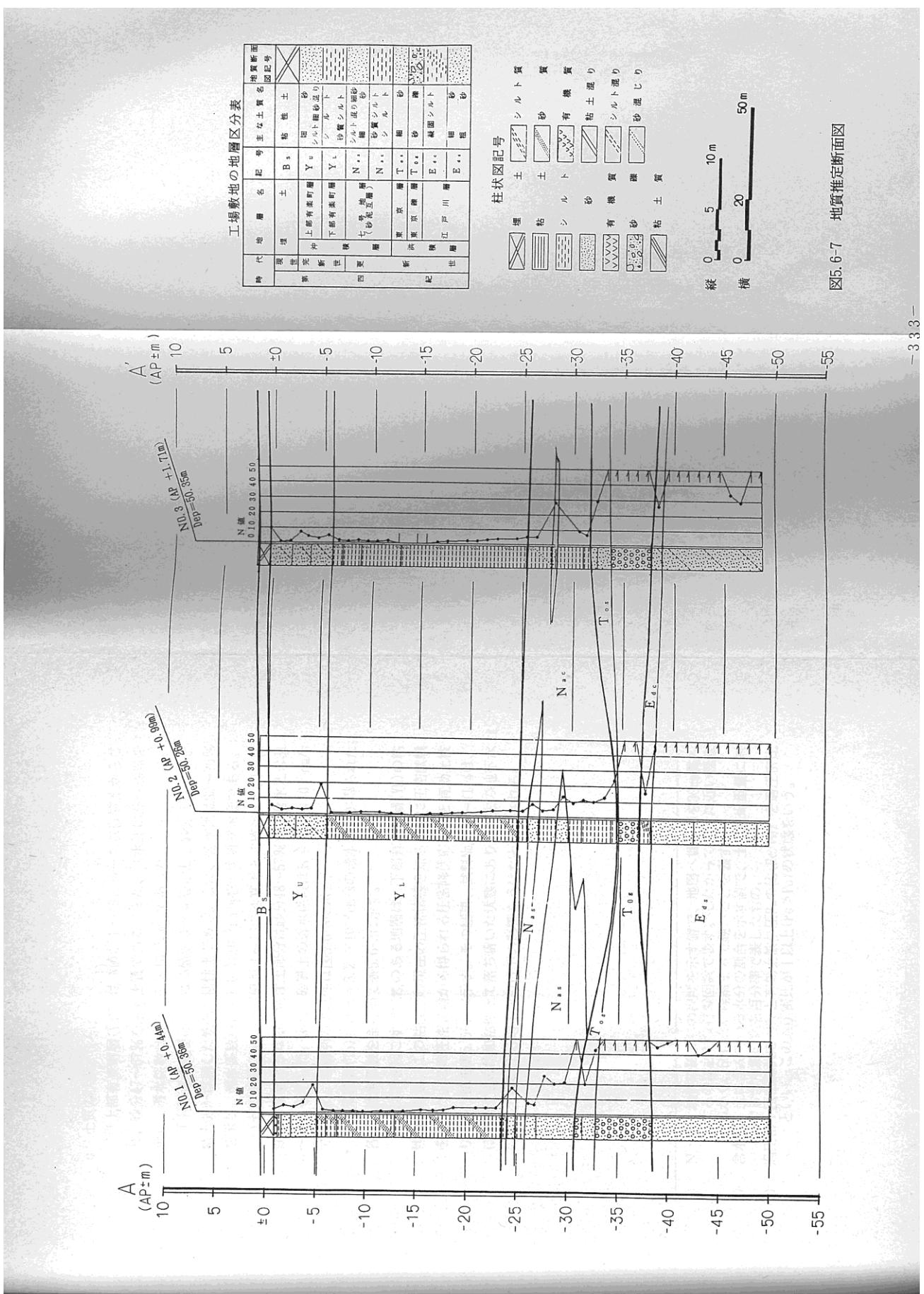


図5.6-3 堀削深さと地層および地下水位

資料：「環境影響評価書 - 東京都墨田地区清掃工場建設事業 - 」（平成6年2月、東京都）

図 6.2-25(2) 計画地の地質推定断面図（環境影響評価書作成時）



資料：「環境影響評価書 - 東京都墨田地区清掃工場建設事業 -」(平成6年2月、東京都)

図 6.2-25(3) 計画地の地質柱状図及び位置図

図5.6-7 地質推定断面図

## 6.2.8 水循環

計画地及びその周辺地域を流れる一級河川には、図 6.1-13 (p. 70) に示したとおり中川、綾瀬川、荒川、旧中川、隅田川、北十間川及び横十間川がある。

墨田区、江東区、葛飾区及び江戸川区の地下水揚水量は、表 6.2-24 に示すとおりである。

また、区部及び多摩地域東部における被圧地下水の状況は、図 6.2-26 に示すとおりである。

「東京都の地盤沈下と地下水の再検証について」(平成 23 年 5 月、東京都環境局)によると、東京低地は地表近くに難透水層が分布することから、地下水は地表から涵養されにくく、主に台地部以西からの地下水によって涵養されている。

「東京の湧水マップ 令和 5 年度調査」(令和 6 年 3 月、東京都環境局)によると、計画地が位置する墨田区には湧水地点は存在しない。

計画地及びその周辺には断水時の生活用水として利用できるよう、協和井戸端広場に防災井戸が設置されている。防災井戸の位置は図 6.2-27 に示すとおりである。

計画地内には、災害時等の非常用水源として一時的に井戸水を使用するため、揚水ポンプを設置している。月に 1 回点検のため、揚水ポンプの動作確認を 30 分程度行っている。

表 6.2-24 地下水揚水量

単位 : m<sup>3</sup>/日

区名	項目	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
墨田区	工場	46	37	40	40	52
	指定作業場	269	257	303	293	291
	上水道	12	10	9	13	8
	揚水量計	327	304	352	346	351
江東区	工場	9	4	8	8	11
	指定作業場	51	51	72	49	61
	上水道	11	13	12	13	14
	揚水量計	72	68	92	71	86
葛飾区	工場	32	31	29	47	31
	指定作業場	582	555	567	567	618
	上水道	96	95	80	56	81
	揚水量計	710	681	676	670	729
江戸川区	工場	75	84	73	84	95
	指定作業場	833	749	838	836	663
	上水道	113	71	69	59	53
	揚水量計	1,021	904	981	978	811

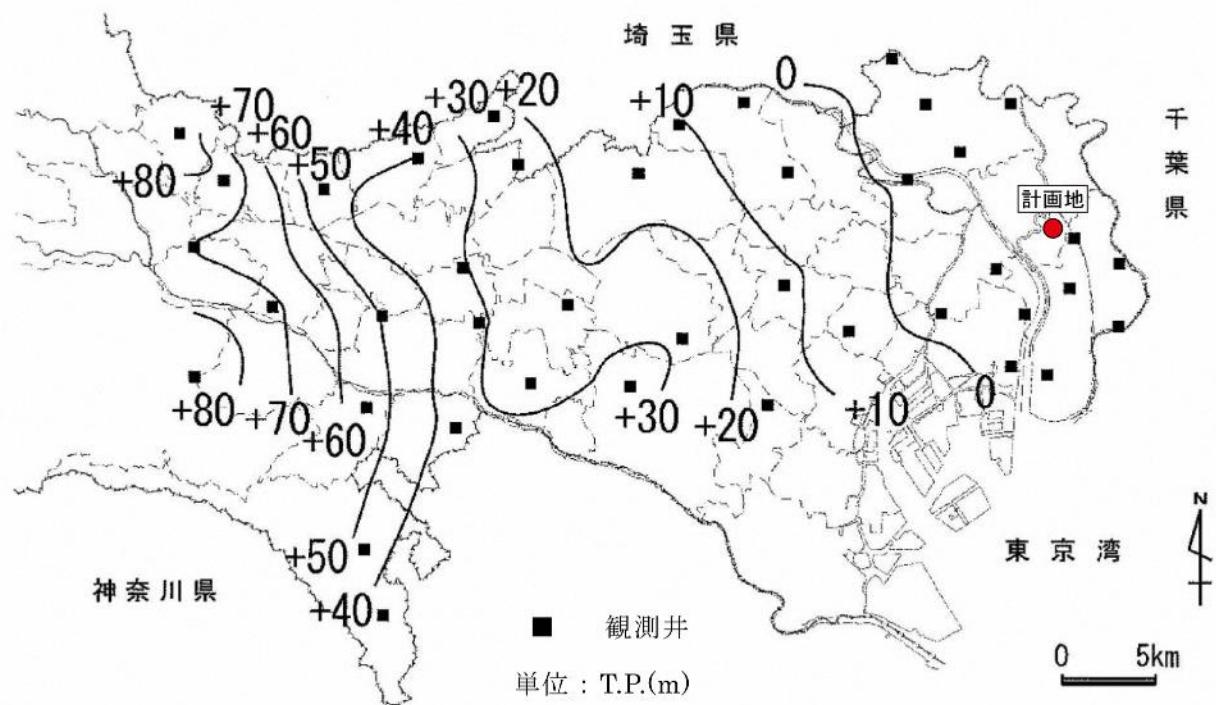
資料: 「令和元年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」(令和 3 年 3 月、東京都環境局)

「令和 2 年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」(令和 4 年 3 月、東京都環境局)

「令和 3 年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」(令和 5 年 3 月、東京都環境局)

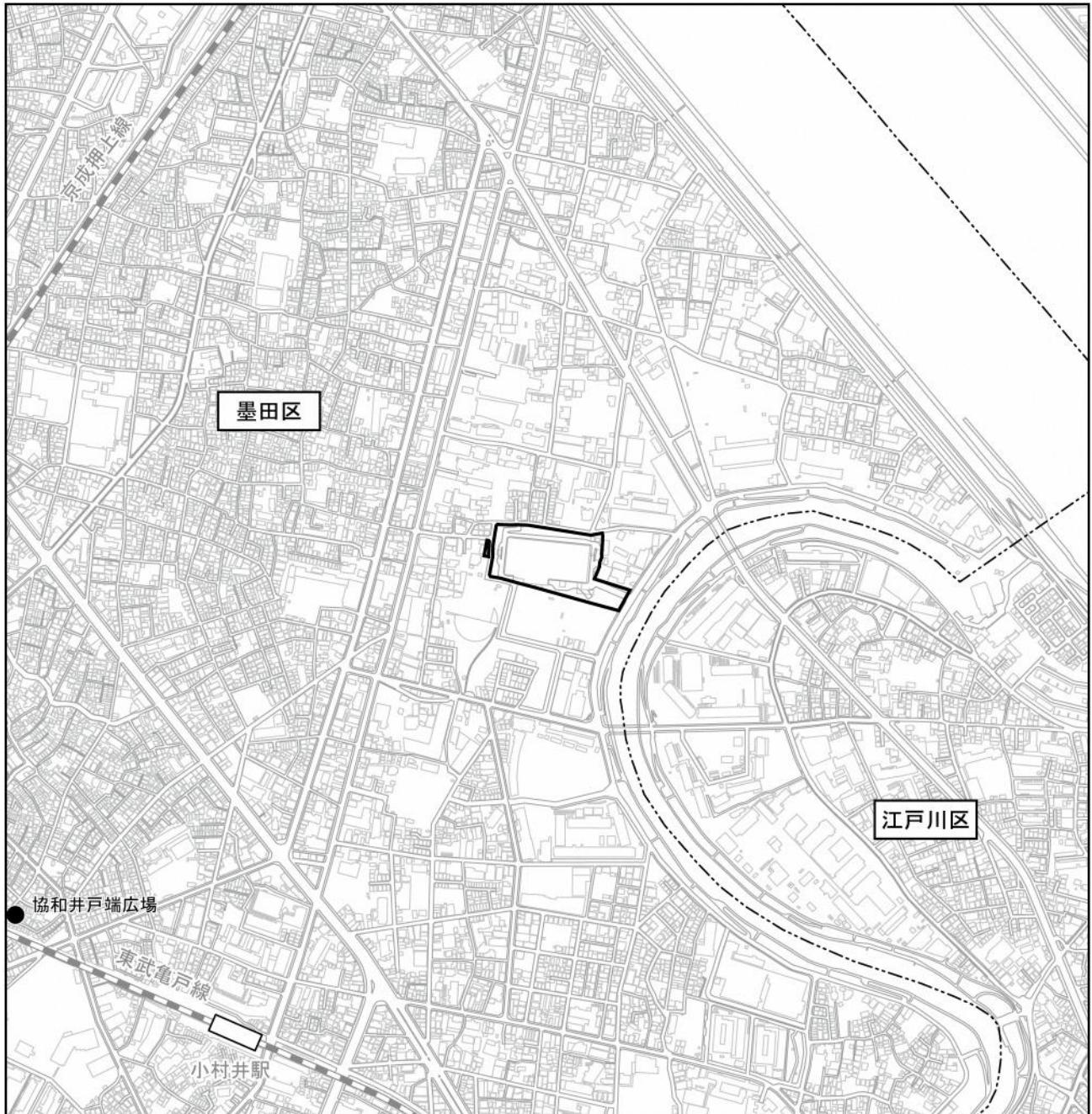
「令和 4 年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」(令和 6 年 3 月、東京都環境局)

「令和 5 年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」(令和 7 年 3 月、東京都環境局)



資料：「令和 5 年地盤沈下調査報告書」（令和 6 年 10 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）  
に、計画地を加筆

図 6.2-26 地下水位等高線図(令和 5 年度末)



## 凡例

■ : 計画地      ● : 防災井戸

----- : 行政界

—■— : 線路



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.2-27 防災井戸位置図

## 6.2.9 生物・生態系

「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)において、生息・生育が確認された動植物の種数及び注目すべき種の種数は、表6.2-25に、注目すべき種の生息・生育状況は、表6.2-26及び表6.2-27に示すとおりである。同調査において、墨田区で確認された1,857種のうち、1種が種の保存法、39種が環境省レッドリスト、131種が東京都レッドデータブック(本土部)、121種が東京都レッドデータブック(区部)の掲載種であり、いずれかに該当する種は149種である。

計画地及びその周辺地域の現存植生図は、図6.2-28に示すとおりである。計画地は、「自然環境保全基礎調査植生図 1/25,000 植生図(東京首部)」(令和7年5月閲覧、環境省生物多様性センター)において、市街地となっている。計画地及びその周辺地域は、主に市街地が占め、荒川沿いにゴルフ場・芝地、オギ群集、河辺一年生草本群落(タウコギクラス)、及び路傍・空地雑草群落となっている。

なお、計画地内に注目すべき種の生息・生育は確認されていない。

表6.2-25 確認種及び注目すべき種の種数(墨田区)

項目	確認種数	注目すべき種の種数				
		①	②	③	④	⑤
両生類	4種	3種	0種	0種	0種	3種
爬虫類	6種	3種	0種	0種	0種	3種
哺乳類	6種	1種	0種	0種	0種	0種
鳥類	64種	34種	0種	0種	2種	33種
魚類	42種	13種	0種	0種	5種	13種
水生生物	107種	14種	0種	0種	5種	12種
昆虫類・クモ類	669種	7種	0種	0種	1種	7種
植物	959種 <sup>注1</sup>	74種 <sup>注1</sup>	0種	1種	26種	60種
合計	1,857種	149種	0種	1種	39種	131種
						121種

注1)植物の確認種数及び注目すべき種の種数には、植栽由来と考えられる種も含む。

注2)注目すべき種の選定基準の文献は以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」(昭和25年5月制定、令和4年改正、文化庁)
- ②「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年、法律第75号、環境省)
- ③「環境省レッドリスト2020の講評について」(令和2年、環境省)
- ④「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の本土部
- ⑤「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の区部

資料:「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)

表 6.2-26(1) 注目すべき種の生息状況(両生類・爬虫類・哺乳類)

項目	種名	重要種選定基準				
		①	②	③	④	⑤
両生類	アズマヒキガエル				NT	VU
	ニホンアマガエル				NT	EN
	ムカシツチガエル				VU <sup>注2.</sup>	CR <sup>注2.</sup>
計	3種	0種	0種	0種	3種	3種
爬虫類	ニホンヤモリ				NT	VU
	ニホンカナヘビ				VU	CR+EN
	アオダイショウ				NT	NT
計	3種	0種	0種	0種	3種	3種
哺乳類	アズマモグラ					留
計	1種	0種	0種	0種	0種	1種

注1)分類、配列などは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度生物リスト)」(2024年、国土交通省)に従った。

注2)「東京都レッドデータブック(本土部)2023」では、ツチガエルとして掲載されている。

注3)重要種の選定基準は以下のとおりである。

①:「文化財保護法」(昭和25年5月制定、令和4年改正、文化庁)

特天:特別天然記念物 国天:天然記念物

②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」

(平成4年、法律第75号、環境省)

国内:国内希少野生動植物種 国内(特一):特定第一種国内希少野生動植物種

国内(特二):特定第二種国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種

③:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

④:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の本土部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

⑤:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の区部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

資料:「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)

表 6.2-26(2) 注目すべき種の生息状況(鳥類)(1/2)

項目	種名	重要種選定基準				
		①	②	③	④	⑤
鳥類	ヨシガモ				EN	EN
	ホシハジロ				VU	VU
	スズガモ				留	留
	カツブリ				NT	NT
	カンムリカツブリ				留	留
	ハジロカツブリ				NT	NT
	ゴイサギ				VU	VU
	ダイサギ					NT
	コサギ				VU	VU
	クイナ				NT	DD
	バン				EN	EN
	オオバン				CR	CR
	ヒメアマツバメ				NT	VU
	セイタカシギ			VU	EN	EN
	タシギ				VU	VU
	チュウシャクシギ				VU	VU
	クサシギ				VU	CR
	イソシギ				VU	VU
	アカエリヒレアシシギ				DD	DD
	ウミネコ				留	留
	コアジサシ			VU	EN	EN
	トビ				NT	NT
	ツミ				EN	VU
	カワセミ				NT	VU
	チョウゲンボウ				EN	VU
	モズ				NT	CR
	オナガ				NT	NT
	ヒバリ				VU	VU

表 6.2-26(3) 注目すべき種の生息状況(鳥類)(2/2)

項目	種名	重要種選定基準				
		①	②	③	④	⑤
鳥類	ウグイス				留	
	オオヨシキリ				VU	CR
	セッカ				VU	CR
	イソヒヨドリ				NT	NT
	オオルリ				NT	
	オオジュリン				NT	NT
計	34 種	0 種	0 種	2 種	33 種	32 種

注1)分類、配列などは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度生物リスト)」(2024年、国土交通省)に従った。

注2)重要種の選定基準は以下のとおりである。

①:「文化財保護法」(昭和25年5月制定、令和4年改正、文化庁)

特天:特別天然記念物、国天:天然記念物

②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」

(平成4年、法律第75号、環境省)

国内:国内希少野生動植物種 国内(特一):特定第一種国内希少野生動植物種

国内(特二):特定第二種国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種

③:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

④:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の本土部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

⑤:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の区部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

資料:「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)

表 6.2-26(4) 注目すべき種の生息状況(魚類)

項目	種名	重要種選定基準				
		①	②	③	④	⑤
魚類	ニホンウナギ			EN	EN	EN
	ゲンゴロウブナ			(EN) <sup>注2.</sup>		
	ギンブナ				DD	DD
	マルタ				留	留
	ツチフキ			(EN) <sup>注3.</sup>		
	ニゴイ				NT	NT
	ドジョウ			NT	CR	CR
	メナダ				VU	VU
	ミナミメダカ			VU	CR	CR
	クルメサヨリ			NT	CR	CR
	アシシロハゼ				NT	NT
	ヌマチチブ				留	留
	チチブ				留	留
	ウキゴリ				NT	NT
	エドハゼ			VU	NT	NT
計	13種	0種	0種	5種	13種	13種

注1)分類、配列などは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度生物リスト)」(2024年、国土交通省)に従った。

注2)本種の自然分布域は琵琶湖水系であり、調査地区では国内外来種に該当するため、重要種としては扱わないこととした。

注3)本種の自然分布域は西日本であり、調査地区では国内外来種に該当するため、重要種としては扱わないこととした。

注4)重要種の選定基準は以下のとおりである。

①:「文化財保護法」(昭和25年5月制定、令和4年改正、文化庁)

特天:特別天然記念物 国天:天然記念物

②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」

(平成4年、法律第75号、環境省)

国内:国内希少野生動植物種 国内(特一):特定第一種国内希少野生動植物種

国内(特二):特定第二種国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種

③:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

④:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の本土部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

⑤:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の区部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

資料:「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)

表 6.2-26(5) 注目すべき種の生息状況(水生生物)

項目	種名	重要種選定基準				
		①	②	③	④	⑤
水生生物	カワザンショウガイ				NT	NT
	ヨシダカワザンショウガイ			NT	VU	VU
	カワコザラガイ			CR		
	ヒラマキミズマイマイ			DD	DD	DD
	ヤマトシジミ			NT	DD	DD
	テナガエビ				留	留
	ユビナガスジエビ				DD	DD
	シラタエビ				DD	DD
	スジエビ				留	留
	クロベンケイガニ				留	留
	モクズガニ				留	留
	チゴガニ				留	留
	ハネナシアメンボ				CR	CR
	ミヅナシミズムシ			NT		
計	14 種	0 種	0 種	5 種	12 種	12 種

注1)分類、配列などは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度生物リスト)」(2024年、国土交通省)に従った。

注2)重要種の選定基準は以下のとおりである。

①:「文化財保護法」(昭和25年5月制定、令和4年改正、文化庁)

特天:特別天然記念物、国天:天然記念物

②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」

(平成4年、法律第75号、環境省)

国内:国内希少野生動植物種 国内(特一):特定第一種国内希少野生動植物種

国内(特二):特定第二種国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種

③:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

④:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の本土部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

⑤:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の区部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

資料:「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)

表 6.2-26(6) 注目すべき種の生息状況(昆虫類・クモ類)

項目	種名	重要種選定基準				
		①	②	③	④	⑤
昆虫類	アオイトトンボ				VU	VU
	ベニイトトンボ			NT	VU	VU
	ハマベミズギワゴミムシ				NT	NT
	ヒメヒラタシデムシ				NT	VU
	ヤナギハムシ				EN	EN
クモ類	コガネグモ				NT	VU
	ヨコフカニグモ				NT	NT
計	7種	0種	0種	1種	7種	7種

注1)分類、配列などは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度生物リスト)」(2024年、国土交通省)に従った。

注2)重要種の選定基準は以下のとおりである。

①:「文化財保護法」(昭和25年5月制定、令和4年改正、文化庁)

特天:特別天然記念物、国天:天然記念物

②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」

(平成4年、法律第75号、環境省)

国内:国内希少野生動植物種 国内(特一):特定第一種国内希少野生動植物種

国内(特二):特定第二種国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種

③:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

④:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の本土部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

⑤:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の区部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

資料:「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)

表 6.2-27(1) 注目すべき種の生育状況(植物)

項目	種名	重要種選定基準					備考
		①	②	③	④	⑤	
植物	ヒツツバ				CR		植栽
	ゴヨウマツ				CR		植栽
	イチイ				CR		植栽
	オニバス			VU	CR	CR	植栽
	コウホネ				VU	VU	植栽
	ヒツジグサ				EX	EX	植栽
	ハングショウ				EN	EN	植栽
	ニッケイ			NT			植栽
	ショウブ				NT	VU	植栽
	ニガカシュウ				NT	NT	
	ヒメユリ			EN			植栽
	タイワンホトトギス			CR			植栽
	キイジョウロウホトトギス			VU			植栽
	シラン			NT			植栽
	エビネ			NT	NT	CR	植栽
	クマガイソウ			VU	CR	EX	植栽
	ヒオウギ				CR	EX	植栽
	ノカンゾウ				NT	DD	植栽
	ムサシノキスゲ				VU		植栽
	キツネノカミソリ				VU	VU	植栽
	アマドコロ				VU	VU	植栽
	ウマスゲ				EN	VU	
	ヤガミスゲ				VU	NT	
	ミコシガヤ				NT	NT	
	アオガヤツリ				NT	NT	
	ミズガヤツリ				VU	NT	
	サラシナショウマ				VU	EX	植栽
	カザグルマ			NT			植栽
	オキナグサ			VU	EX	EX	植栽
	ツゲ				EN		植栽
	クサネム				EN	EN	
	キハギ				VU	EN	植栽
	マキエハギ				VU	CR	植栽
	クララ				VU	CR	植栽
	エドヒガン				EN		植栽
	シロヤマブキ			EN			植栽
	ハンノキ				VU	VU	植栽
	ゴキヅル				EN	VU	
	コゴメヤナギ				VU	NT	植栽

表 6.2-27(2) 注目すべき種の生育状況(植物)

項目	種名	重要種選定基準					備考
		①	②	③	④	⑤	
植物	トモエソウ				EN	EX	植栽
	シナノキ				EN		植栽
	コイヌガラシ			NT	NT	DD	
	サデクサ				EN	EN	
	サクラタデ				VU	EN	植栽
	カワラナデシコ				DD	EN	植栽
	キレングショウマ			VU			植栽
	ハナシノブ	国内 (特一)	CR				植栽
	ヌマトラノオ			VU	VU	VU	植栽
	アズマシャクナゲ				VU		植栽
	リンドウ				NT	DD	植栽
	ムラサキ			EN	DD	EX	植栽
	トウテイラン			VU			植栽
	カワヂシャ			NT	VU	VU	
	クガイソウ				CR		植栽
	スズカケソウ			CR			植栽
	シロネ				VU	VU	
	ハッカ				VU	VU	植栽
	ミヅコウジュ			NT	VU	VU	
	カリガネソウ				CR	EW	植栽
	ヒイラギモチ			CR			植栽
	ソバナ				CR	EX	植栽
	キキョウ			VU	CR	EX	植栽
	ミツガシワ				CR	CR	植栽
	アザザ			NT	EN	EN	植栽
	ノコギリソウ				EN		植栽
	シオン			VU			植栽
	ヒゴタイ			VU			植栽

表 6.2-27(3) 注目すべき種の生育状況(植物)

項目	種名	重要種選定基準					備考
		①	②	③	④	⑤	
植物	タカサブロウ				留	留	
	フジバカマ			NT	CR	CR	植栽
	カセンソウ				EN	CR	植栽
	ウラギク			NT	EN	EN	
	ハママウド				VU	VU	植栽
	オミナエシ				EN	EX	植栽
	マツムシソウ				CR	EX	植栽
計	74種	0種	1種	26種	60種	50種	-

注1)分類、配列などは、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト(令和6年度生物リスト)」(2024年、国土交通省)に従った。

注2)現地調査における確認種のうち、植栽由来と考えられる種は備考欄にその旨を記載した。

注3)重要種の選定基準は以下のとおりである。

①:「文化財保護法」(昭和25年5月制定、令和4年改正、文化庁)

特天:特別天然記念物、国天:天然記念物

②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」

(平成4年、法律第75号、環境省)

国内:国内希少野生動植物種 国内(特一):特定第一種国内希少野生動植物種

国内(特二):特定第二種国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種

③:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年、環境省)

EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

④:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の本土部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

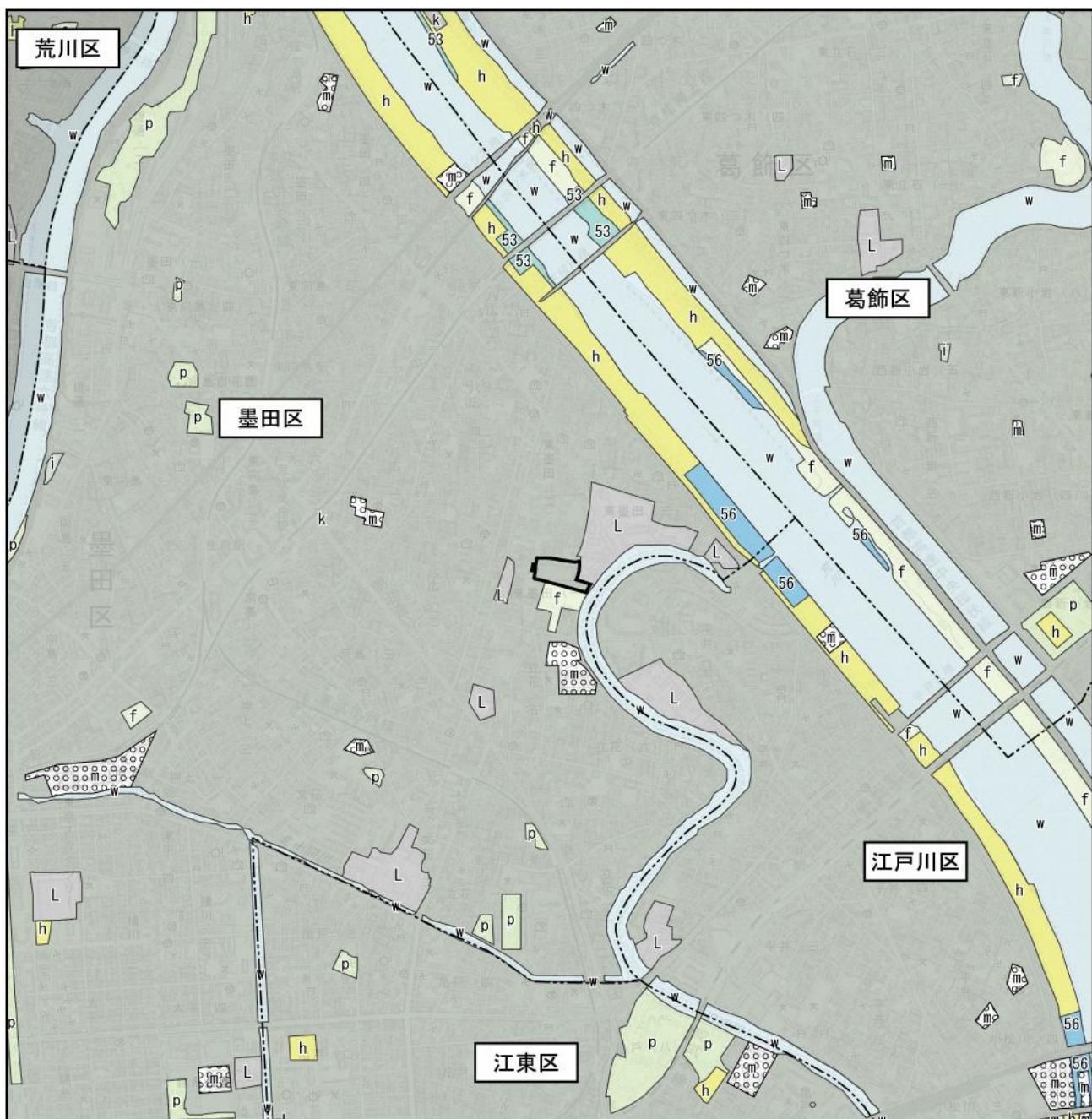
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

⑤:「東京都レッドデータブック(本土部)2023」(令和5年3月、東京都環境局自然環境部)の区部

EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、

NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、留:留意種

資料:「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)



### 凡例

<span style="background-color: #4682B4; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: 53 オギ群集	<span style="background-color: #9ACD32; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: i 緑の多い住宅地
<span style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: 計画地	<span style="background-color: #4682B4; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: 56 河辺一年生草本群落
<span style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	----- : 行政界		
<span style="background-color: #FFDAB9; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: h ゴルフ場・芝地	<span style="background-color: #C0C0C0; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: L 工場地帯
<span style="background-color: #9ACD32; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: f 路傍・空地雑草群落	<span style="background-color: #8B0000; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: m 造成地
<span style="background-color: #6A8DAA; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: k 市街地	<span style="background-color: #ADD8E6; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	: w 開放水域

資料：「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図（東京首都）」  
(令和7年5月閲覧、環境省生物多様性センター)



1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 6.2-28 現存植生図

## 6.2.10 日影

計画地周辺はおおむね平坦な地形となっており、日影に著しい影響を及ぼす地形は存在しない（p.126 図 6.2-23 参照）。また、旧中川を挟んだ東側には、マンション等の中高層建築物が存在する。

「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による墨田区の規制状況は、表 6.2-28 に示すとおりである。計画地及びその周辺は工業地域に指定されており、日影規制の指定はない。

表 6.2-28 墨田区の規制状況(日影)

用途地域等			日影規制				
地域	高度地区	容積率 (%)	規制を受ける 建築物	規制値	規制時間		測定面 (m)
					5m を超え 10m 以下	10m を 超える範囲	
第一種 住居地域	第一種	100	高さ 10 メートルを 越える建築物	(一)	4 時間以上	2.5 時間以上	4.0
	第二種	100		(一)			
	第一種	150		(一)			
	第二種	150		(一)			
	第一種	200		(一)			
	第二種	200		(一)			
	第三種	200		(一)			
	指定なし	200		(一)			
	第二種	300		(一)			
近隣商業地域	第三種 <sup>注1</sup>	300		(二)	5 時間以上	3 時間以上	6.5
準工業地域	指定なし	200		(二)			4.0
	第三種 <sup>注2</sup>	300		(二)			

注1：墨田区のうち、東駒形二丁目、押上三丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花一丁目、文花三丁目、立花三丁目、立花四丁目及び立花五丁目の各地内の区域を除く。

注2：墨田区のうち、八広六丁目、立花三丁目、立花四丁目及び立花六丁目の各地内の区域を除く。

資料：「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月条例第63号）

「日影規制の制限」（令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ）

## 6.2.11 電波障害

計画地周辺は、概ね平坦な地形となっており、電波障害を発生させるような地形及び高層建築物は存在しない。

計画地周辺の主な地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から 2.1km 離れた東京スカイツリー(東京都墨田区押上一丁目地内)である。

また、地上デジタル放送が開始した平成 15 年 12 月以降に既存施設を原因とする電波障害に関する苦情はない。

## 6.2.12 風環境

計画地周辺は概ね平坦な地形となっており、風環境に著しい影響を及ぼす地形及び高さが 60m を超える高層建築物は存在しない。また、計画地周辺の土地利用の状況は、図 6.1-6 及び図 6.1-7(p. 43 及び p. 45 参照)に示すとおり、計画地西側には低層の住宅が、旧中川を挟んだ東側には高層の住宅が見られる。

## 6.2.13 景観

計画地の北側から南東には荒川及び旧中川が流れしており、それ以外にはマンション等の中高層建築物や低層の住宅街に囲まれている。

墨田区は「墨田区景観基本計画」において、区民・事業者・区の協働により、景観まちづくり像である「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」を実現することを目指している。

計画地及びその周辺地域の景観の主要な眺望地点は、中平井橋、ゆりのき橋、旧中川沿いの歩道及び表 6.1-11、表 6.1-12、図 6.1-11 及び図 6.1-12(p. 60~68 参照)に示す新平井橋公園等がある。

## 6.2.14 史跡・文化財

計画地周辺における指定または登録された文化財(建造物、史跡、名勝及び天然記念物)は、表 6.2-29 及び図 6.2-29 に示すとおりである。

また、計画地周辺における埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 6.2-30 及び図 6.2-29 に示すとおりである。

表 6.2-29 計画地周辺の文化財

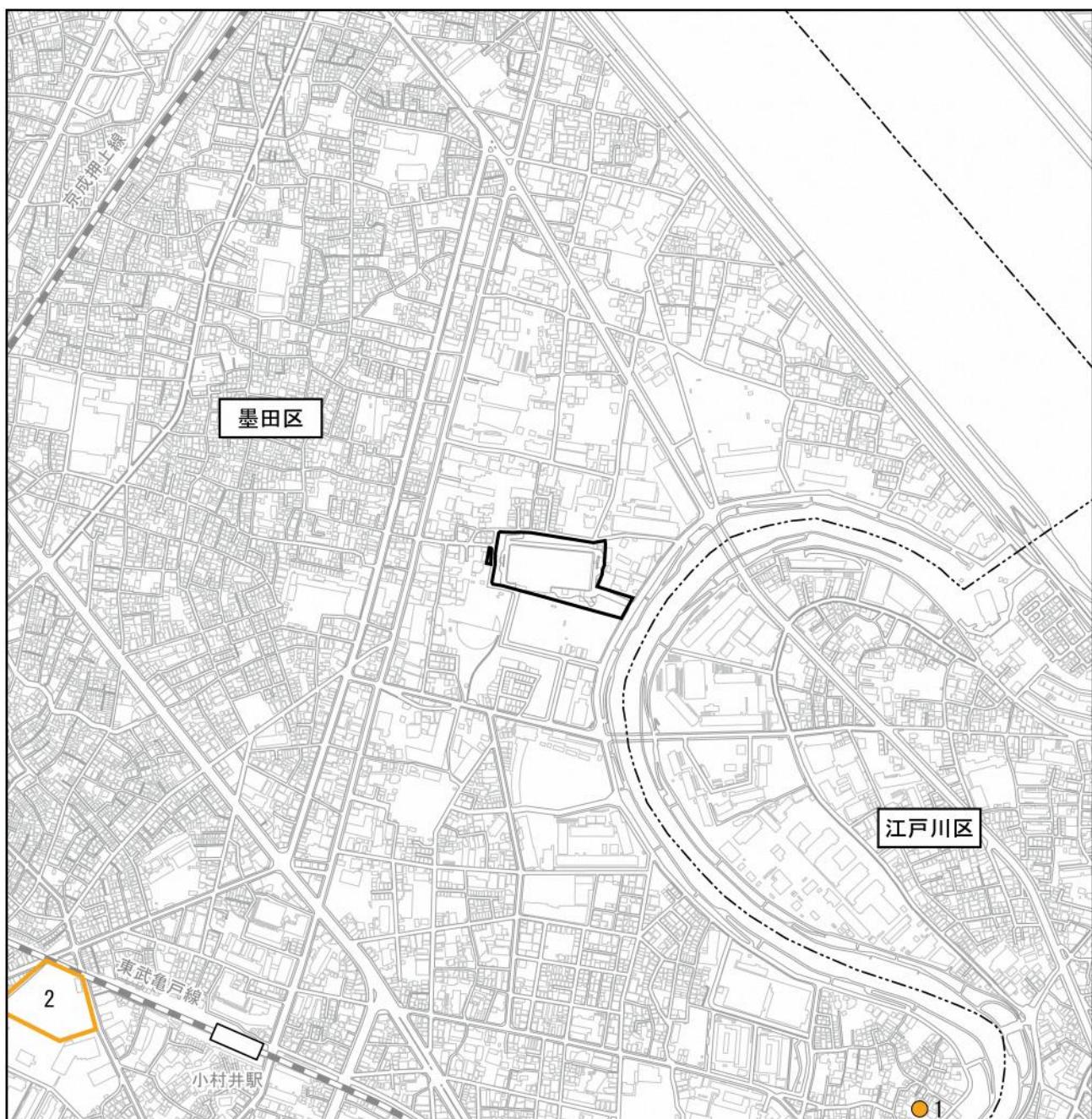
図 No.	種別		名称	住所	指定年月日
1	区指定	有形文化財	旧小山家住宅	墨田区立花六丁目 13 番 17 号 (立花大正民家園内)	H11. 8. 5

資料：「墨田区指定文化財」(令和 7 年 5 月閲覧、墨田区ホームページ)

表 6.2-30 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

図 No.	種別	時代	名称	住所
2	集落	近世	墨田区 No. 49 遺跡	墨田区立花一丁目

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(令和 7 年 5 月閲覧、東京都教育委員会)



## 凡例

- : 計画地
- : 指定文化財
- : 行政界
- : 埋蔵文化財包蔵地
- - - : 線路

資料：「墨田区指定文化財」  
(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)  
「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」  
(令和7年5月閲覧、東京都教育委員会)



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 6.2-29 計画地周辺の文化財及び埋蔵文化財包蔵地位置図

## 6.2.15 自然との触れ合い活動の場

計画地及びその周辺地域の公園等及びウォーキングコースの分布状況は、表 6.1-11、表 6.1-12、図 6.1-11 及び図 6.1-12(p. 60~68 参照)に示すとおりであり、計画地に隣接するウォーキングコースは設定されていない。

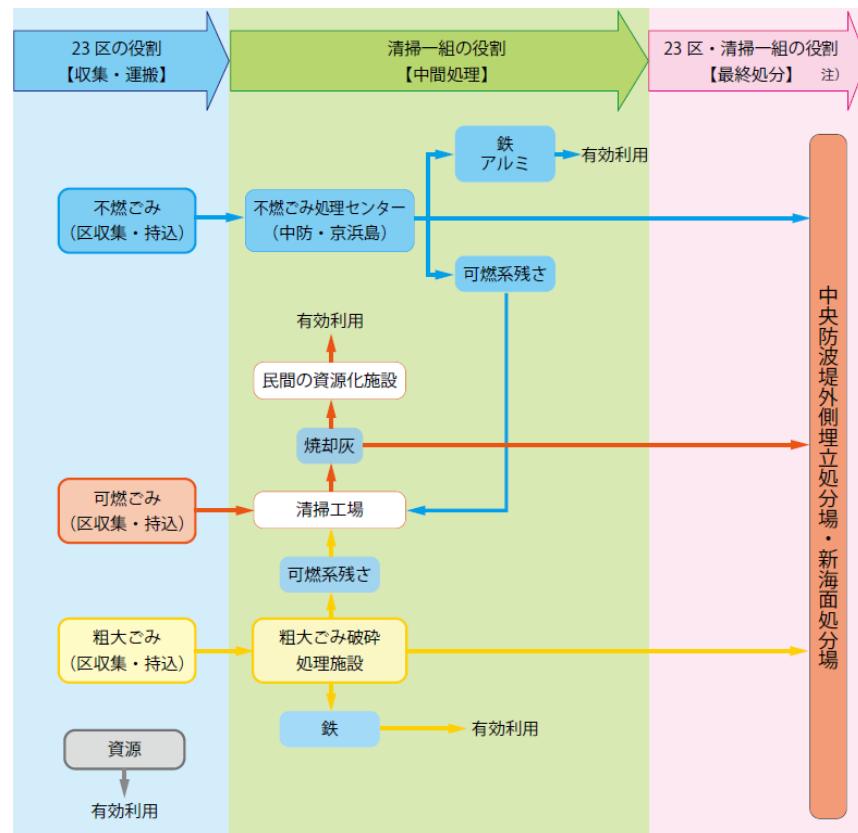
## 6.2.16 廃棄物

### (1) 廃棄物処理施設

東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れは、図 6.2-30 に示すとおりである。

東京 23 区においては、収集・運搬を各区が行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てる。

令和 7 年 5 月現在、「清掃工場施設一覧」(令和 7 年 5 月閲覧、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ)によると、東京 23 区内には、可燃ごみを処理する清掃工場が 20 工場稼働しており、2 工場が建替え中である。また、不燃ごみ処理センターは 2 か所、粗大ごみ破碎処理施設が 1 か所、埋立処分場は 1 か所設置されている。このうち計画地には、可燃ごみを処理する墨田清掃工場が設置されている。



資料)「一般廃棄物処理基本計画」(令和 3 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

図 6.2-30 東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れ

## (2) ごみ処理の状況

東京 23 区におけるごみ処理の状況は、表 6.2-31 に示すとおりである。

過去 5 年間のごみ処理状況において、処理量、処分量、資源化量は若干変動がみられるが、令和元年度と比較すると、令和 5 年度の資源化量は増加しており、処理量及び処分量は減少している。

なお、計画地にある墨田清掃工場でのごみ処理状況は表 6.2-32 に、墨田区のごみ収集量は表 6.2-33 に、東京都の産業廃棄物の排出量は表 6.2-34 に示すとおりである。

表 6.2-31 東京 23 区におけるごみ処理の状況

単位:t

年度	処理量			処分量			資源化量
	焼却処理	破碎・減容積処理	合計	焼却残さ埋立	処理残さ埋立	合計	
令和元年	2,727,861	136,926	2,864,787	245,678	49,327	295,005	76,058
令和 2 年	2,544,738	139,925	2,684,663	223,342	21,698	245,040	81,282
令和 3 年	2,520,374	132,819	2,653,193	197,044	20,546	217,590	93,646
令和 4 年	2,530,697	123,993	2,654,690	199,590	17,641	217,231	90,976
令和 5 年	2,487,115	118,250	2,605,365	168,284	11,125	179,409	109,303

注 1) 災害廃棄物は除く。

注 2) 資源化量は鉄・アルミニウム等回収量、スラグ有効利用量及び灰資源化有効利用量の合計である。

資料：「事業概要 令和 7 年版」(令和 7 年 7 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6.2-32 墨田清掃工場でのごみ処理状況

単位:t

年度	焼却量	埋立処分量
令和元年度	114,996	10,048.45
令和 2 年度	129,302	11,402.89
令和 3 年度	129,890	10,434.94
令和 4 年度	124,847	9,525.34
令和 5 年度	106,128	5,221.82

注) 埋立処分量は残灰埋立量及び汚水処理後のケーキ汚泥埋立量の合計である。

資料：「清掃事業年報 令和元年度」(令和 2 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和 2 年度」(令和 3 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和 3 年度」(令和 4 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和 4 年度」(令和 5 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和 5 年度」(令和 6 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6.2-33 墨田区のごみ収集量

単位 : t

年度	ごみ収集量
令和元年度	54,922.72
令和2年度	55,953.53
令和3年度	54,464.73
令和4年度	53,551.49
令和5年度	51,951.19

注) ごみ収集量は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び持込ごみの合計である。

資料：「清掃事業年報 令和元年度」(令和2年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和2年度」(令和3年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和3年度」(令和4年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和4年度」(令和5年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 令和5年度」(令和6年8月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6.2-34 東京都の産業廃棄物の排出量

単位 : 千 t

年度	排出量
平成30年度	26,560
令和元年度	26,489
令和2年度	26,645
令和3年度	25,648
令和4年度	26,736

資料：「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（平成30年度実績）」(令和2年12月、東京都)

「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（令和元年度実績）」(令和3年12月、東京都)

「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（令和2年度実績）」(令和5年3月、東京都)

「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（令和3年度実績）」(令和5年12月、東京都)

「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（令和4年度実績）」(令和6年10月、東京都)

## 6.2.17 温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっている。東京都は現在、「東京都環境基本計画」（令和4年9月、東京都）において、2030年までの温室効果ガス削減目標を掲げ、各種施策を推進している。

東京都及び計画地がある墨田区における地球温暖化の防止に係る取組は次のとおりである。

### (1) 東京都内の二酸化炭素排出量

東京都における部門別二酸化炭素排出量（変動ケース）は表 6.2-35 に、電力の二酸化炭素排出係数は表 6.2-36 に示すとおりである。

2022年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合はおおむね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門=1:5:4:2 となっている。2000年度比では全体として 15.7% の減少となっている。部門別では、産業部門、業務部門及び運輸部門で減少し、家庭部門で増加している。部門別の増減率は、産業部門、業務部門及び運輸部門では、それぞれ 45.2%、1.2% 及び 52.2% 減少したのに比べ、家庭部門では、21.3% 増加している。ただし、2021年度比では、すべての部門で減少しており、全体で 6.5% の減少となっている。

表 6.2-35 部門別二酸化炭素排出量

	二酸化炭素排出量(万 t-CO <sub>2</sub> /年)				2022 年度の伸び率(%)		
	2000 年度	2010 年度	2021 年度	2022 年度	2000 年度比	2010 年度比	2021 年度比
産業部門	679	456	390	372	-45.2%	-18.4%	-4.7%
業務部門	2,048	2,435	2,156	2,023	-1.2%	-16.9%	-6.1%
家庭部門	1,283	1,559	1,727	1,556	21.3%	-0.2%	-9.9%
運輸部門	1,766	1,204	871	844	-52.2%	-29.9%	-3.0%
エネルギー起源	5,776	5,654	5,143	4,796	-17.0%	-15.2%	-6.7%
非エネルギー起源	142	172	193	195	37.3%	13.6%	1.0%
総 CO <sub>2</sub>	5,918	5,826	5,336	4,991	-15.7%	-14.3%	-6.5%

注1)四捨五入の関係で合計や伸び率の計算値と表中の値が一致しない場合がある。

注2)家庭部門については、自動車(マイカー)の排出量は含まない(運輸部門に計上)。

注3)運輸部門については、自動車は都内交通量を、鉄道、船舶、航空は都内運航量を基準に算定している。

資料：「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2022(令和4)年度実績)」

(令和7年6月、東京都環境局)

表 6.2-36 電力の二酸化炭素排出係数

単位 : kg-CO<sub>2</sub>/kWh

	2000 年度	2010 年度	2021 年度	2022 年度
電力 (都内平均)	0.328	0.378	0.441	0.396

資料：「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2022(令和4)年度実績)」

(令和7年6月、東京都環境局)

## (2) 東京都及び墨田区における温室効果ガス削減目標及び施策の方向

東京都は、気温上昇を $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑えることを追求し、2050年までに、世界の二酸化炭素( $\text{CO}_2$ )排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指すため、2019年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定・公表した。そして、行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2021年1月、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで引き上げることを表明した。更に、2025年3月、都内温室効果ガス排出量を2035年までに60%以上削減(2000年比)する新たな目標を掲げた。

この実現のため、東京都は、2021年3月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を、2025年3月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定した。

「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2050年に目指すべきビジョンと明確な道筋を示した。都内温室効果ガス排出量を2035年までに60%以上削減(2000年比)する新たな目標の達成に向けて、31の個別目標を掲げ、実効性のある施策を推進している。

計画地が位置する墨田区では、「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：令和4(2022)年度～令和7(2025)年度）において、「令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で区域におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を50%削減することを目標値に掲げている。個別目標として、①家庭での脱炭素化を促進する、②事業所への脱炭素化を促進する、③脱炭素型のまちをつくる、の3つを掲げている。

## (3) 墨田清掃工場における温室効果ガスの排出量

墨田清掃工場の施設稼働に伴う温室効果ガスの排出量は、表6.2-37に示すとおりである。エネルギー起源 $\text{CO}_2$ の排出量は、毎年度の都市ガス使用量、電力購入量及び電力の二酸化炭素排出係数等により変動する。なお、余剰電力に含まれる非化石価値を証書化し、令和5年度より電力の購入に伴う二酸化炭素排出量のオフセット（相殺）を利用している。

表 6.2-37 墨田清掃工場の施設稼働に伴う温室効果ガスの排出量

単位： $\text{t-CO}_2/\text{年}$

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エネルギー起源 $\text{CO}_2$	2,330	1,161	915	1,861	608
非エネルギー起源 $\text{CO}_2$	62,831	68,108	70,944	67,109	60,685

資料：「令和元年度 清掃工場等作業年報【資料編】」（令和2年9月、東京二十三区清掃一部事務組合）

「令和2年度 清掃工場等作業年報【資料編】」（令和3年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）

「令和3年度 清掃工場等作業年報【資料編】」（令和4年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）

「令和4年度 清掃工場等作業年報【資料編】」（令和5年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）

「令和5年度 清掃工場等作業年報【資料編】」（令和6年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）

## 7 環境影響評価の項目

### 7.1 選定した項目及びその理由

#### 7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1 及び表 7-2 に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壤汚染、地盤、水循環、廃棄物及び温室効果ガスの 8 項目である。

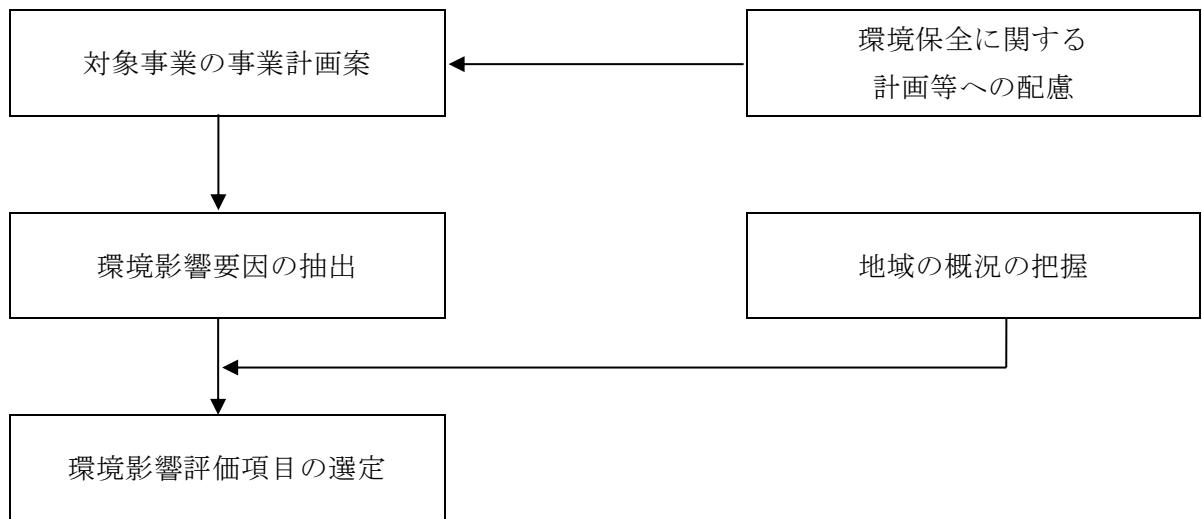


図 7-1 環境影響評価項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	環境影響要因 予測する事項	区分		工事の施工中		工事の完了後	
		施設の建設等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	ごみ収集車両等の走行
大気汚染	・建設機械の稼働に伴う大気質 ・工事用車両の走行に伴う大気質		○	○			
	・施設の稼働に伴う大気質 ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質					○	○
悪臭	・施設の稼働に伴う臭気の状況					○	
騒音・振動	・建設機械の稼働に伴う騒音・振動 ・工事用車両等の走行に伴う騒音・振動		○	○			
	・施設の稼働に伴う騒音・振動 ・ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動					○	○
水質汚濁	—	—	—	—	—	—	—
土壤汚染	・土壤中の有害物質の濃度 ・地下水への溶出の可能性の有無 ・新たな土地への汚染拡散の可能性の有無	○					
地盤	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度 ・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	○					
	・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度				○		
地形・地質	—	—	—	—	—	—	—
水循環	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	○					
	・地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度				○		
生物・生態系	—	—	—	—	—	—	—
日影	—	—	—	—	—	—	—
電波障害	—	—	—	—	—	—	—
風環境	—	—	—	—	—	—	—
景観	—	—	—	—	—	—	—
史跡・文化財	—	—	—	—	—	—	—
自然との触れ合い活動の場	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物	・既存設備等の撤去及び建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の発生量、再利用量及び処理・処分方法	○					
	・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法					○	
温室効果ガス	・施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)の排出量の程度及び温室効果ガス(二酸化炭素)の削減量の程度					○	

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

環境影響評価の項目		二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
区分	環境影響要因	(SO <sub>2</sub> )	(SPM)	(NO <sub>2</sub> )	(DXNs)	(HC1)	(Hg)
工事の施工中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工事の完了後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

## 7.1.2 選定した理由

### (1) 大気汚染

#### ア 工事の施工中

工事の施工中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、表 7-2 に示すとおり浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

一酸化炭素及びベンゼン等については、対象事業の内容から判断して、大気質の状況の変化の程度が少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

#### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表 7-2 に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

一酸化炭素及びベンゼンについては、周辺の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の調査結果が環境基準を大幅に下回っており、大気質の状況の変化の程度が少ないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

### (2) 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺の生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、リニューアル工事に先立ち、ごみバンカについては清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、施行中のごみバンカを発生源とする臭気の拡散による生活環境への影響はないと考えられるため、工事の施工中の悪臭については予測・評価項目としない。

### (3) 騒音・振動

#### ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考えることから予測・評価項目としない。

#### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

低周波音についてはリニューアル後においても、主要な機器構成及び配置に大きな差異はなく、サイレンサーの導入なども計画している。

平成29年7月及び9月に実施した現地調査の結果、1/3オクターブバンド別の音圧レベルにおいては、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」及び「建具のがたつきがはじまる音圧レベル」を下回っており、苦情も発生していない。また、計画地から半径300mの範囲で測定したAP(オールパスレベル：周波数別の音圧レベルを総和した値)は、施設稼働時で63dB～75dB、施設停止時で61dB～75dBであり、稼働時と停止時で大きな差は見られなかった。最大卓越周波数で比較しても施設稼働時で68dB(12.5Hz)、施設停止時で68dB(12.5Hz)であり、施設稼働時及び施設停止時で差は見られず、事業による影響は生じていない。

以上のことから、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としない。

### (4) 土壤汚染

#### ア 工事の施行中

過去に汚染土壤の覆土処理を行った記録があることから、計画地内の土壤汚染について現況調査を行い、予測・評価項目とする。

なお、本事業では汚染土壤収容位置は掘削せず、植栽の入れ替えのみ行う。

#### イ 工事の完了後

工事の完了後については、リニューアル前と同様にプラント設備をすべて屋内に配置することに加え、焼却灰等の運搬では天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の密閉空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。また、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流する。

排ガス中のダイオキシン類についても、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

以上のことから、工事の完了後の土壤汚染については、予測・評価項目として選定しない。

## (5) 地盤

### ア 工事の施行中

飛灰処理設備棟の建設における掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化と、それに伴う地盤沈下による周辺への影響が考えられるため、予測・評価項目とする。

### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、地下構造物の存在により地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれらに伴う地盤沈下による周辺への影響が考えられることから、予測・評価項目とする。

## (6) 水循環

### ア 工事の施行中

飛灰処理設備棟の建設における掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により地下水の水位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

### イ 工事の完了後

本事業はリニューアル工事であり、緑化面積が少し減少するものの地表面流出量について大きな変化の程度が少ないと考えられるが、地下構造物の存在により地下水の水位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

## (7) 廃棄物

### ア 工事の施行中

工事の施行中においては飛灰搬出設備棟等の解体、プラント施設の設備・機器の撤去、飛灰受入処理設備棟等の建設等による建設廃棄物及び建設発生土が発生することから予測・評価項目とする。

### イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから予測・評価項目とする。

## (8) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

## 7.2 選定しなかった項目及びその理由

### 7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の9項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

### 7.2.2 選定しなかった理由

#### (1) 水質汚濁

##### ア 工事の施行中

本事業に先立ち既存施設の操業停止時に行う清掃により発生する汚水は、既存の汚水処理施設で処理する。

工事の施行中に発生する排水は、既存の汚水処理施設又は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。また、周辺部の舗装面等に降った雨水については、公共下水道へ排出する。

飛灰搬出設備棟等の解体工事完了後に行われる飛灰処理設備棟等の建設工事において発生する排水は、沈殿砂等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

したがって、工事の施行中、本事業による水質汚濁への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

また、今後行われる土壤汚染の調査により土壤汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、予測・評価項目として選定することを検討する。

##### イ 工事の完了後

リニューアル後の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水等は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止とともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路にごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水(3mm)は汚水処理設備へ送り、処理後は公共下水道へ放流する。その後の雨水は、雨水貯留槽に貯留した後、公共下水道へ放流する。

また、屋根に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留槽に貯留した後、公共下水道に放流する。

施設の汚水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視をするため、運転中に貯槽から汚水が溢れることはない。また、汚水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏えいするようなこと

があったとしても、側溝で集水し、汚水処理系統に戻すとともに、汚水処理設備エリアのく体は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。

主灰及び飛灰についても、専用の車両により運搬するため、一般環境中に灰及び灰分を含んだ汚水が流出することはない。

汚水処理設備及び灰処理設備とも密閉された室内で処理をすることや、防水構造で地下に浸透するおそれがないため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

## (2) 地形・地質

計画地及びその周辺地域に特異的な地形及び地質は存在しない。また、計画地は平坦な地形であり、斜面地等ではなく、法面または隣接する斜面地の安定性に影響を及ぼすような地域(地形・地質)ではない。

したがって、本事業による地形・地質に及ぼす影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目としない。

## (3) 生物・生態系

計画地及びその周辺地域の現存植生は大部分が「市街地」及び「工場地帯」であり、陸上生物の生息に適した環境は少なく、希少生物は生息していない。また、本事業はリニューアル事業であり、建物の外観等に大きな変更はなく、計画地に存在する緑地等を大規模に改変はせず、保全する計画である。

したがって、本事業による生物・生態系への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

## (4) 日影

計画地及びその周辺は工業地域に指定されており、建築基準法に基づく日影規制指定区域はない。また、本事業はリニューアル事業であり、工場棟及び煙突を再使用するためこれらの位置及び高さの変更はない。

したがって、本事業による新たな日影への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

## (5) 電波障害

本事業はリニューアル事業であり、工場棟及び煙突を再使用するためこれらの位置及び高さの変更はない。また、地上デジタル放送が開始した平成15年12月以降に既存施設を原因とする電波障害に関する苦情はない。

したがって、本事業による電波障害への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

なお、本事業に起因して新たな電波障害が生じた場合は、事業者の責任において、適切な障害対策を行う。

## (6) 風環境

本事業はリニューアル事業であり、工場棟及び煙突を再使用するためこれらの位置及び高さの変更はなく、新設する飛灰処理設備棟の高さは約22mであり、現況の高さ(21.7m)とほぼ変わらない。よって、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や、通風の阻害が生じるなど、生活環境に影響を及ぼすような風圧、風速の変化は生じないと考える。

したがって、本事業による風環境への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

## (7) 景観

本事業はリニューアル事業であり、工場棟及び煙突を再使用するためこれらの位置及び高さの変更はなく、新設する飛灰処理設備棟の高さは約22mであり、現況の高さ(21.7m)とほぼ変わらないため、建設に伴う眺望景観に変化は生じない。

工事の施行中は建設機械設置のため一部植栽を伐採するが、飛灰処理設備棟建設に伴う部分を除き可能な限り復旧する。

したがって、本事業による景観への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

## (8) 史跡・文化財

計画地及びその周辺地域には、南東方向約900mに墨田区指定文化財が1件、南西方向900mに埋蔵文化財包蔵地が存在するが、計画地内には存在しない。また、本事業では既存施設建設時の掘削範囲及び深さ以上の掘削を行わない。

したがって、本事業による史跡・文化財への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

## (9) 自然との触れ合い活動の場

工事の施行中及び工事の完了後において、計画地近辺から自然との触れ合い活動の場である荒川河川敷等に対するアプローチは多種多様に存在するため、利用経路に影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

したがって、本事業による自然との触れ合い活動の場への影響は生じないと考えられるため、予測・評価項目として選定しない。

## 8 調査等の方法

### 8.1 調査等の概要

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壤汚染、地盤、水循環、廃棄物及び温室効果ガスについての調査等の概要は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1(1) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
大気汚染	①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	<既存資料調査> ・大気質等に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・大気質の状況(一般環境) 「大気の汚染に係る環境基準について」等に定める測定方法により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀を測定する。  (沿道大気) 横浜市環境科学研究所が提唱したPTIO法により、二酸化窒素を測定する。  ・気象の状況 地上気象は「地上気象観測指針」に定める方法により、風向・風速を測定する。 高層気象は、「高層気象観測指針」に定める方法により、気温、風向・風速を測定する  ・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定する。	<工事の施行中> ・建設機械の稼働に伴う大気質  <工事の完了後> ・施設の稼働に伴う大気質 ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質	・大気拡散式により長期平均濃度を算定する。  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。  ・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期(1時間値)高濃度を算定する。なお、風洞実験により周辺建物等の影響の検討を行う。  ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年環大規第136号)に示された目標環境基準濃度 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める基準 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年9月、環管総発030930004)に定める指針値

表 8-1(2) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
悪臭	①臭気の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥法令による基準等	<既存資料調査> ・悪臭に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  <現地調査> ・臭気の状況 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方 法」(平成 7 年環境 庁告示第 63 号)の規 定に定める方法とす る。  ・気象の状況 試料採取時において、風向・風速は簡易 風向風速計により測 定、気温・湿度は簡易 温度・湿度計により測 定を行う。	<工事の完了後> 施設の稼働に伴う臭気の状況とする。  ・臭気指数 ・臭気排出強度	・本事業による悪臭防 止対策をもとに類似 事例等を参考する方 法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環 境保全のための措置及び 以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「悪臭防止法に基づく 告示」(平成 30 年墨田 区告示第 112 号)に定 める基準  ・「東京都環境確保条 例」(平成 12 年条例第 215 号)に定める基準

表 8-1(3) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	<p>＜既存資料調査＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> </ul> <p>＜現地調査＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動の状況 「騒音に係る環境基準について」、「振動規制法施行規則」等に定める測定方法とする。</li> <li>自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定する。</li> <li>地盤卓越振動数 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版)に定める方法とする。</li> </ul>	<p>＜工事の施工中＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う騒音・振動</li> <li>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動</li> </ul> <p>＜工事の完了後＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う騒音・振動</li> <li>ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。</li> <li>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。</li> <li>工場の稼働に伴う騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。</li> <li>ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>＜評価の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に定める基準</li> <li>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める基準</li> <li>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準</li> <li>「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年規則第34号)に定める指定建設作業に係る騒音及び振動の基準</li> <li>「東京都環境確保条例」(平成12年条例第215号)に定める工場等及び指定作業場に係る騒音及び振動の基準</li> <li>「東京都環境確保条例」(平成12年条例第215号)に定める日常生活等に適用する規制基準</li> <li>「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に定める特定工場等において発生する騒音の基準</li> <li>「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示90号)に定める特定工場等において発生する振動に係る基準</li> </ul>

表 8-1(4) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
土壤汚染	①土地利用の履歴等の状況	<既存資料調査> ・土壤汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施行中> ・土壤中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	・現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。
	②土壤汚染の状況	<現地調査>			<評価の指標>
	③地形、地質、地下水及び土壤の状況	・土壤汚染の状況 「東京都土壤汚染対策指針」に定める方法とする。			・「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に定める基準
	④気象の状況				・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める基準
	⑤土地利用の状況				・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める基準
	⑥発生源の状況				・「東京都環境確保条例」に定める基準
	⑦利水の状況				
	⑧法令による基準等				
地盤	①地盤の状況	<既存資料調査>	<工事の施行中>	・現況調査結果、工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。
	②地下水の状況	・地盤に係る最新の資料を収集・整理行う。			<評価の指標>
	③地盤沈下又は地盤の変形の状況	<現地調査>	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度		・地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
	④土地利用の状況	・地盤の状況	・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度		
	⑤法令による基準等	・地下水の状況 ボーリング調査、土質試験及び観測井での地下水観測による方法とする。	<工事の完了後> ・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度		

表 8-1(5) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
水循環	①水域の状況	<既存資料調査> ・水循環に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施工中> ・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置及び現況調査結果をもとに、地下水の水位及び流況の変化の程度を予測する方法等とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。
	②気象の状況	<現地調査>	<工事の完了後>		<評価の指標>
	③地形・地質、土質等の状況	・水域の状況	・地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度		・地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。
	④水利用の状況	観測井での地下水観測による方法とする。			
	⑤植生の状況				
	⑥土地利用の状況				
	⑦法令による基準等				
廃棄物	①撤去構造物及び伐採樹木等の状況	<既存資料調査> ・廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施工中> ・飛灰搬出設備棟等の解体・撤去、プラント施設の設備・機器の撤去、飛灰処理設備棟等の建設等に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	・飛灰搬出設備棟等の解体・撤去、プラント施設の設備・機器の撤去、飛灰処理設備棟等の建設等に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。
	②建設発生土の状況				<評価の指標>
	③特別管理廃棄物の状況				・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に定める事業者の責務
	④廃棄物の処理の状況				・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に定める事業者の責務
	⑤法令による基準等		<工事の完了後> ・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	・施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。	・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に定める事業者の責務
					・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)
					・「東京都廃棄物条例」(平成4年東京都条例第140号)に定める事業者の基本的責務

表 8-1(6) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
温室効果ガス	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	<既存資料調査> • 温室効果ガスに係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の完了後> • 施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	• 施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 • ごみ発電、場内及び場外への余熱供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> • 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める基本方針 • 「エネルギーの使用的合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に定める基準 • 「東京都地球温暖化対策指針」（平成 21 年東京都告示第 989 号）に基づき定める目標

## 8.2 項目別の調査等の方法

### 8.2.1 大気汚染

#### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-2 に示すとおりである。

表 8-2 調査事項及びその選択理由：大気汚染

調査事項	選択理由
①大気質の状況	工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられる。
②気象の状況	工事の完了後においては、煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられる。
③地形及び地物の状況	以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。
④土地利用の状況	
⑤発生源の状況	
⑥自動車交通量等の状況	
⑦法令による基準等	

#### (2) 調査方法

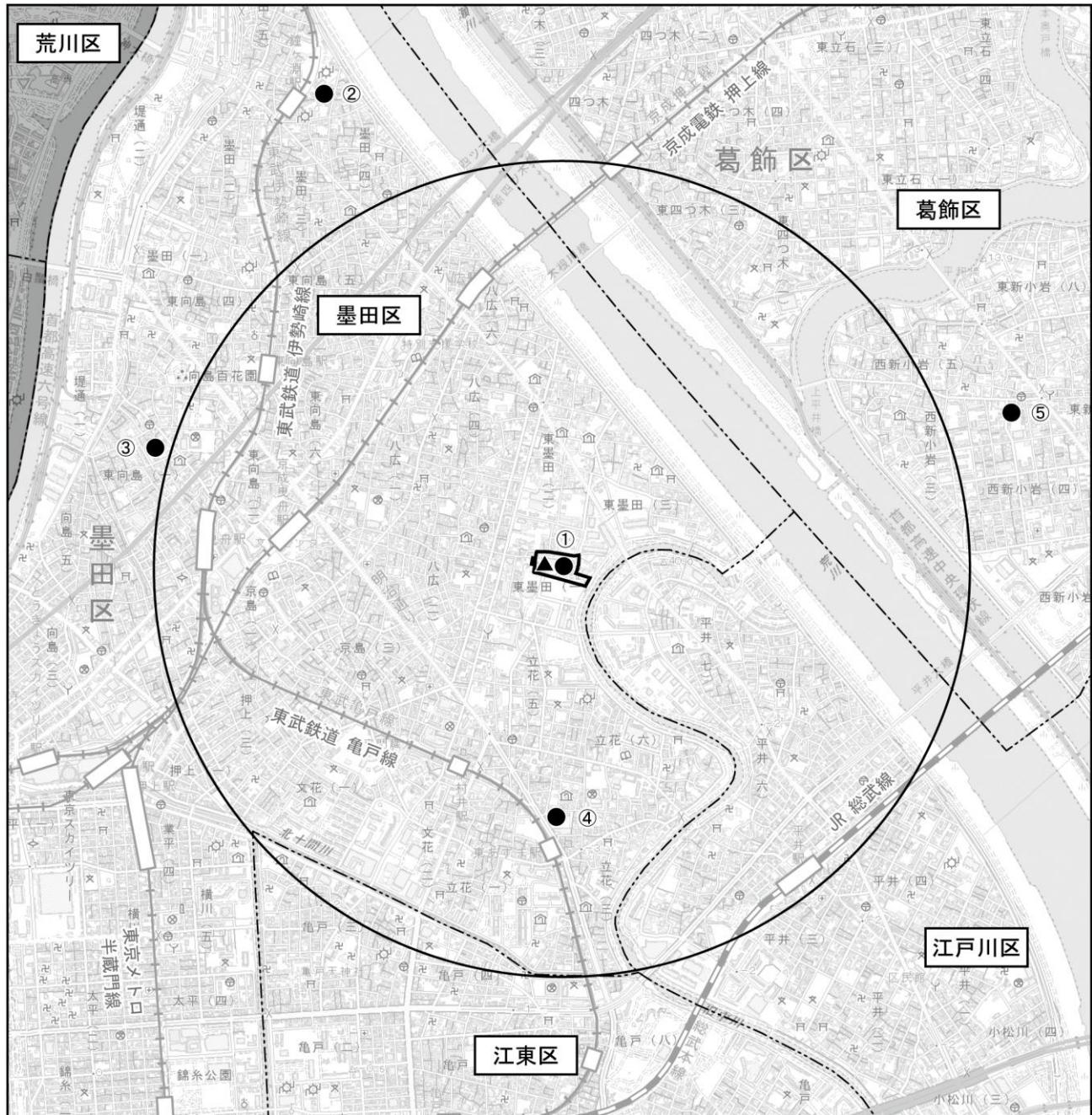
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-3 に、現地調査方法は表 8-4 に、現地調査地点は図 8-1 に示すとおりである。

表 8-3 調査方法(既存資料調査)：大気汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀 ・微小粒子状物質	計画地及び その周辺	・「一般環境大気測定局の測定結果」(東京都、墨田区) 等	最新の資料を 参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「過去の気象データ」(気象庁ホームページ) ・「一般環境大気測定局の測定結果」等	
③地形及び地物の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「地形分類図」(東京都) ・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都) 等	
④土地利用の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都) ・「都市計画図」等	
⑤発生源の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都) 等	
⑥自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」(国土交通省) 等	
⑦法令による基準等		・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「東京都環境確保条例」(東京都) 等	

表 8-4 調査方法(現地調査) : 大気汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①大気質の状況  環境大気質 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀  道路沿道大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	計画地及びその周辺地域における一般的な大気汚染の状況を把握する。  ・環境大気質 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀は、計画地及び計画地周辺4地点の計5地点とする。  調査位置は、煙突排出ガスの大気拡散計算により、着地濃度が最大となると予想される地点の近傍とし、図8-1(1)に示すとおりとする。  ・道路沿道大気質 計画地周辺の工事用車両及びごみ収集車両等が走行する道路沿道の3地点とし、調査位置は図8-1(2)に示すとおりである。	・環境大気質 計画地及びその周辺地域の現状の大気質の状況を把握でき、計画地周辺の既存大気測定局との関連性が把握できる時期とし、14日間連続の四季調査とする。ダイオキシン類は7日間連続の四季調査とする。  ・道路沿道大気質 7日間連続の四季調査とする。	・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に定める方法とする。  ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める方法(以下、「公定法」という)とする。 但し、道路沿道大気質は公定法及び横浜市環境研究所が提唱したPTIO法に定める方法(以下、「簡易法」という)とする。  ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める方法とする。  ・「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年、環境庁大気保全局)に定める方法とする。  ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成31年、環境省)に定める方法とする。
②気象の状況  地上気象 ・風向・風速  高層気象 ・気温、風向・風速	地上気象、高層気象とも計画地及びその周辺の気象条件を代表すると考えられる1地点とし、図8-1(1)に示すとおりである。	・地上気象 大気質測定と同時期とする。  ・高層気象 四季調査で各季5日間、1日4回6時間毎の観測とする。	・地上気象は、「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)に定める方法とする。  ・高層気象は、「高層気象観測指針」(平成7年、気象庁)に定める方法とする。  ・高層気象はラジオゾンデを用いて、高度2,000mまで50m間隔で測定を行う。
⑥自動車交通量等の状況	自動車交通量は、工事用車両及びごみ収集車両等の主な走行ルートで、道路交通の大気汚染が把握できる3地点とする。 調査位置は図8-1(2)に示すとおりである。	自動車交通量は、道路沿道大気質の調査期間のうち1日間(24時間)とし、連続して1時間ごとの交通量等を調査する。	・自動車交通量は、車種分類別(ごみ収集車両の分類を含む)、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定を行う。 ・代表的な車両の走行速度は、一定区間の通過秒数から測定を行う。



### 凡例

- : 計画地
- : 行政界
- : JR線
- : 私鉄・地下鉄線

- : 環境大気質調査地点
- ① 墨田清掃工場
- ② 墨田区立隅田小学校
- ③ 墨田区立第一寺島小学校
- ④ 墨田区立東吾嬬小学校
- ⑤ 葛飾区立上平井小学校

- ▲ : 気象調査地点  
墨田清掃工場

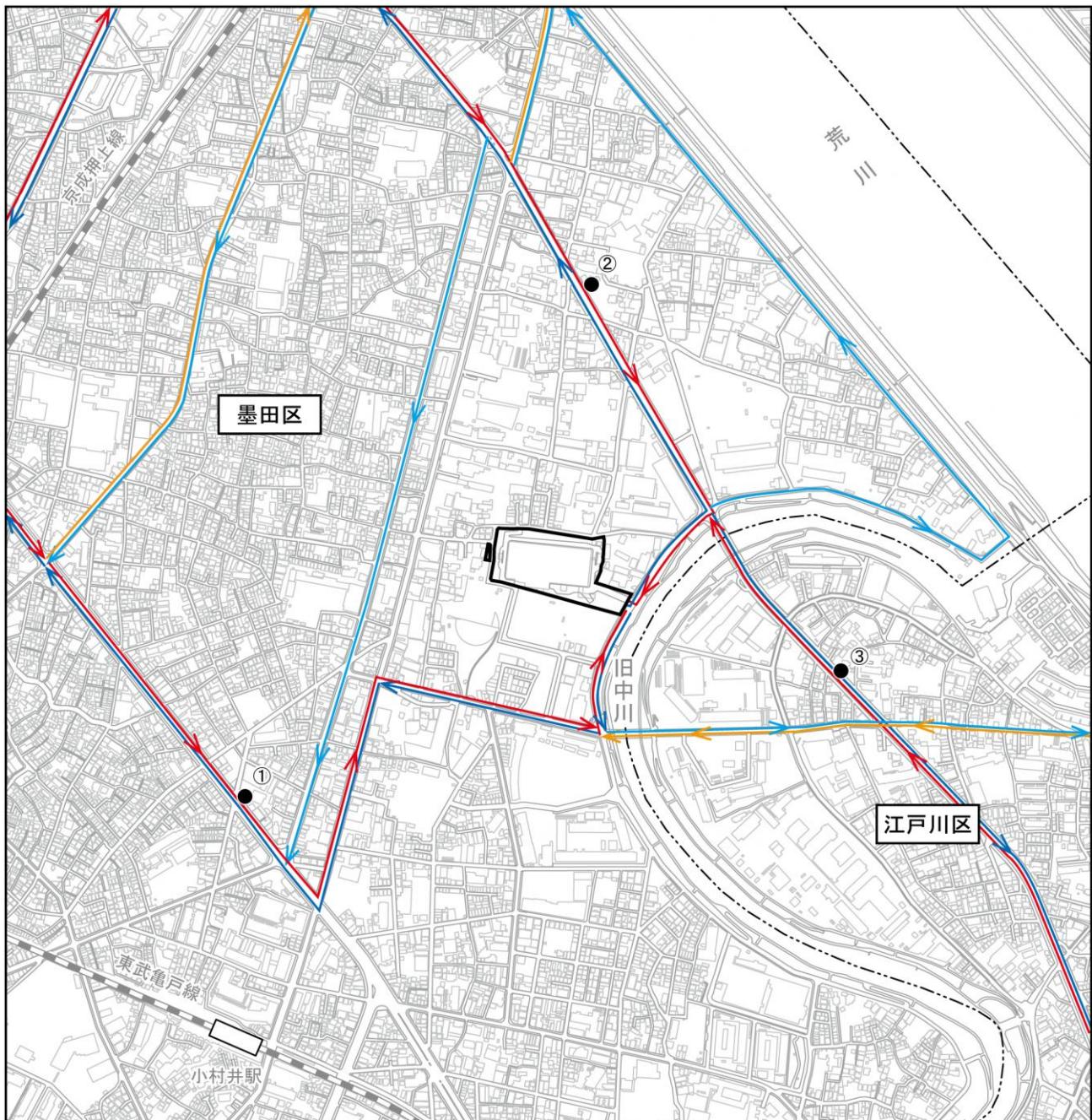


1 : 25,000

0 500 1,000m

この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 8-1(1) 現地調査地点位置図(環境大気質)



## 凡例

: 計画地

: 行政界

: 線路

### 車両動線

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ : ごみ収集車両等入車方向

→ : ごみ収集車両等出車方向

### ● : 道路沿道大気質・交通量調査地点

- ① 都道306号(明治通り) [二酸化窒素(簡易法)]
- ② 都道449号(東墨田会館) [二酸化窒素、浮遊粒子状物質(公定法)  
二酸化窒素(簡易法)]
- ③ 都道449号(江戸川区) [二酸化窒素(簡易法)]



1 : 10,000

0 100 200 400m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 8-1(2) 現地調査地点位置図(道路沿道大気質・交通量)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-5 に示すとおりである。

表 8-5 予測及び評価の方法：大気汚染

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	建設機械の稼働に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	建設機械に伴う影響が最大となる時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に定める基準  ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に定める基準  ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年環大規第136号)に示された目標環境基準濃度  ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める基準  ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年9月、環管総発030930004)に定める指針値
	工事用車両の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	現況調査の調査地点に準じ、工事用車両の走行ルート上の3地点とする。	
工事の完了後	施設の稼働に伴う大気質 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀	施設の稼働が通常状態に達した時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	
	ごみ収集車両等の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	現況調査の調査地点に準じ、ごみ収集車両等の走行ルート上の3地点とする。	現況調査の調査地点に準じ、ごみ収集車両等の走行ルート上の3地点とする。  ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	

表 8-6 風洞実験の概要：大気汚染

項目	内 容
模 型	縮尺：1/2,000 程度 範囲：計画地周辺半径約 6 km の範囲
実 験	1 煙流し実験 地形及び周辺建物等の影響を受けた排ガス上昇過程で生じるダウンドラフトの有無及び鉛直変動を観察する。 風向：4 方向（東西南北） 風速：煙突風下で排煙下端に間欠的な排煙の巻落としが見られる強風時風速 1 ケースとする。 2 定量拡散実験（地表濃度測定） 地形及び周辺建物等の影響を受けた条件の下での高濃度（1 時間値）を予測し、地形及び周辺建物等の影響を考慮した際の地表面上の最大着地濃度及びその出現距離を求める。 風向：4 方向 風速：計画地周辺の気象観測地点の年間平均風速を高度 150m 相当に補正した風速及び強風時風速の 2 ケースとする。

## 8.2.2 悪臭

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-7 に示すとおりである。

表 8-7 調査事項及びその選択理由：悪臭

調査事項	選択理由
①臭気の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

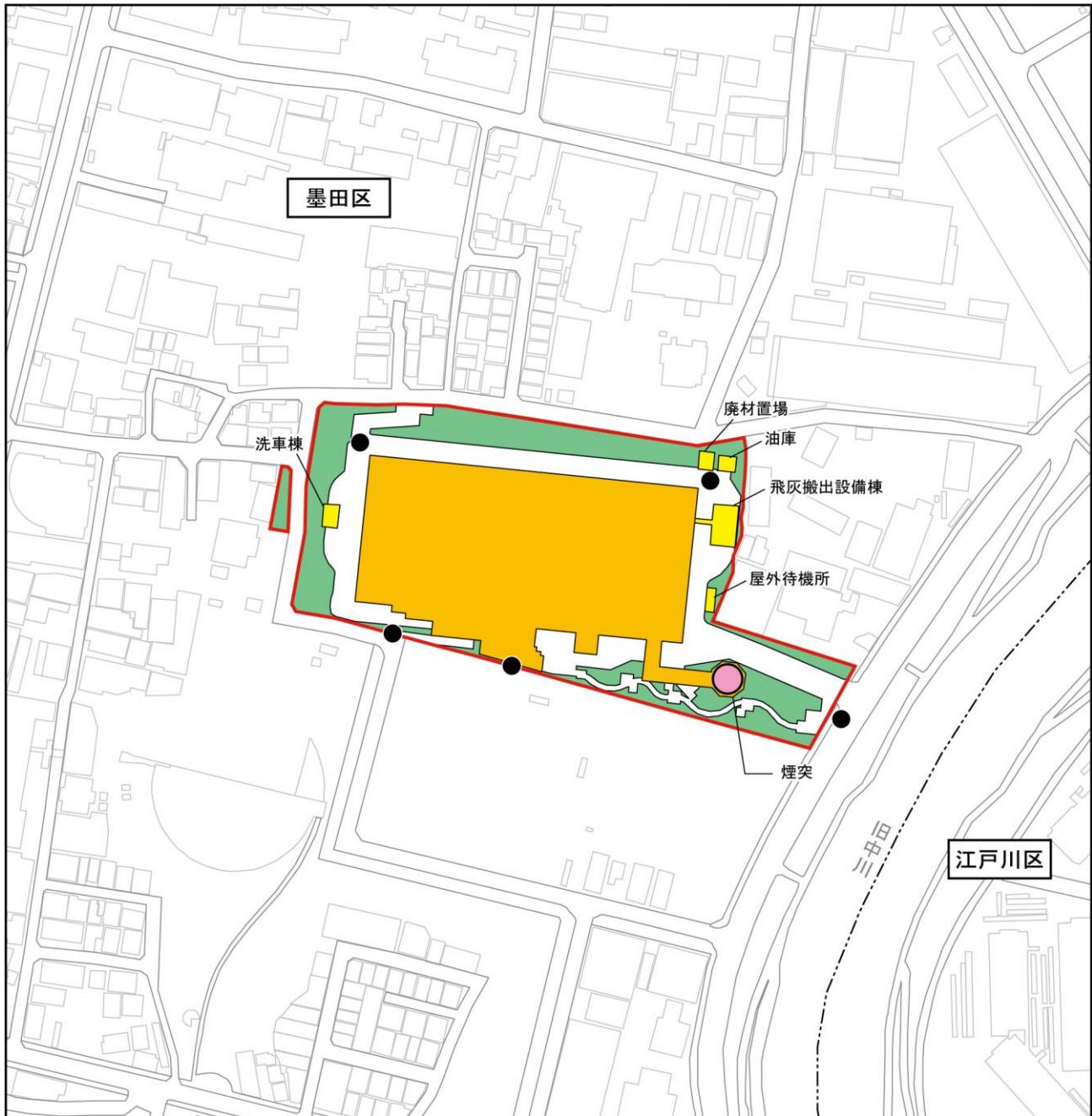
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-8 に、現地調査方法は表 8-9 に、現地調査地点は図 8-2 に示すとおりである。

表 8-8 調査方法(既存資料調査)：悪臭

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①臭気の状況 ・臭気指数 ・臭気排出強度	計画地内	・過去の調査結果等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度	計画地及びその周辺	・「過去の気象データ」(気象庁ホームページ)	
③地形及び地物の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「地形分類図」(東京都) ・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都)	
④土地利用の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都) ・「都市計画図」	
⑤発生源の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都)	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「悪臭防止法」 ・「東京都環境確保条例」(東京都)	

表 8-9 調査方法(現地調査)：悪臭

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①臭気の状況 ・臭気指数(敷地境界) ・臭気排出強度(脱臭器) ・臭気指数(排出水)	(敷地境界) 計画地敷地境界を含み、発生源位置を考慮した 5 地点とする。 調査位置は図 8-2 に示すとおりである。	計画地敷地境界の現状の悪臭の状況を把握できる時期として、ごみの腐敗が進みやすい時期を行う。	・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示第 63 号)の規定に定める方法とする。 ・試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、気温・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。
②気象の状況 ・風向、風速 ・気温、湿度			



## 凡例

■ : 計画地  
---- : 行政界  
● : 悪臭調査地点

■ : 工場棟  
■ : 飛灰搬出設備棟、洗車棟、屋外待機所、  
油庫、廃材置場  
■ : 煙突  
■ : 緑地



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 8-2 現地調査地点位置図(悪臭)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-10 に示すとおりである。

表 8-10 予測及び評価の方法：悪臭

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴う臭気の状況とする。 敷地境界 ・臭気指数 煙突等気体排出口 ・臭気排出強度 排出水 ・臭気指数	施設の稼働が通常状態に達した時点とする。	計画地及びその周辺とする。	本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参考する方法とする。  現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「悪臭防止法に基づく告示」(平成 30 年墨田区告示第 112 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」(平成 12 年条例第 215 号)に定める基準

### 8.2.3 騒音・振動

#### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-11 に示すとおりである。

表 8-11 調査事項及びその選択理由：騒音・振動

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況	工事の施工中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。
②土地利用の状況	工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。
③発生源の状況	以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。
④自動車交通量等の状況	
⑤地盤及び地形の状況	
⑥法令による基準等	

#### (2) 調査方法

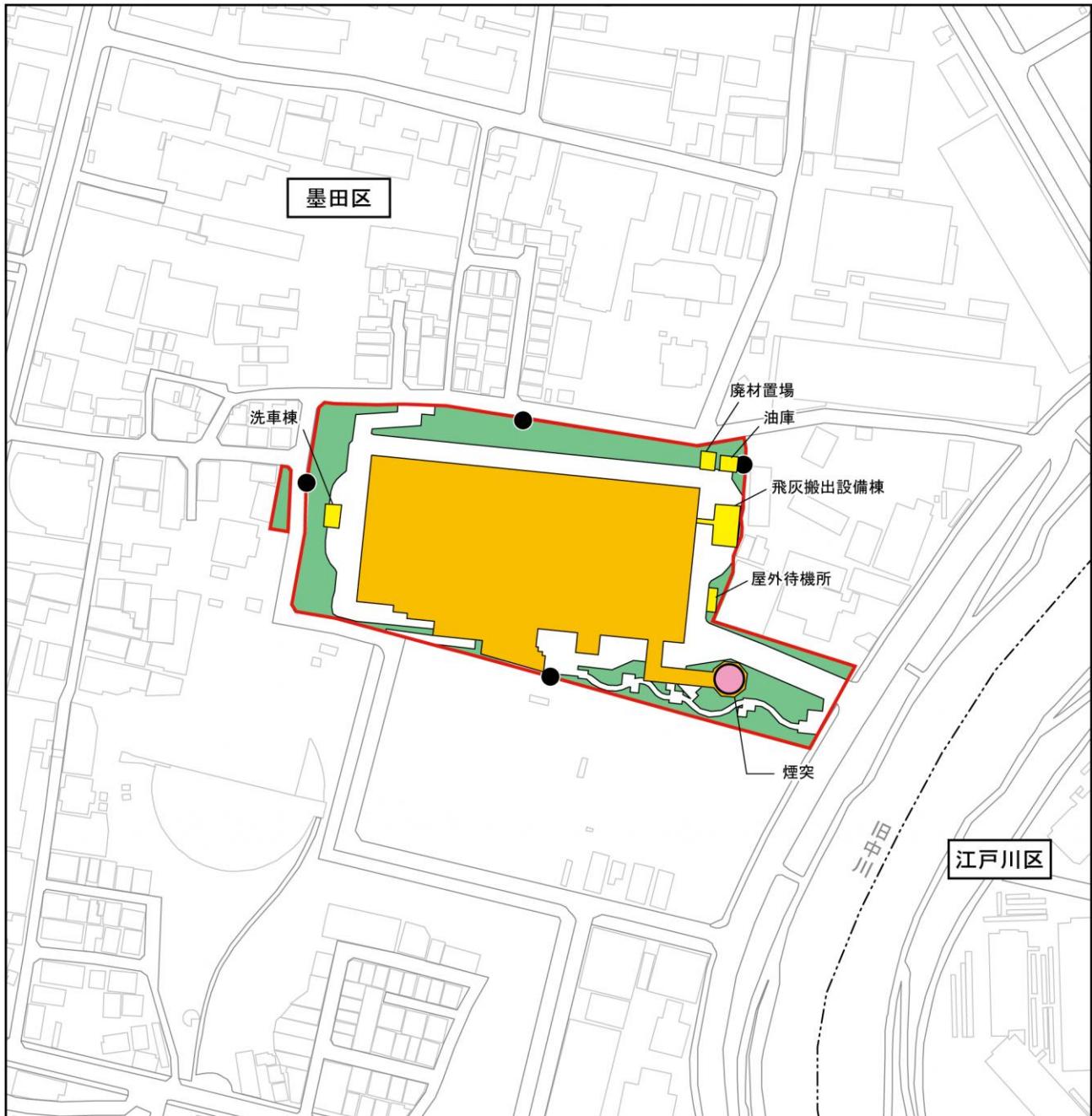
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-12 に、現地調査方法は表 8-13 に、現地調査地点は図 8-3 に示すとおりである。

表 8-12 調査方法(既存資料調査)：騒音・振動

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況	計画地及びその周辺	・「道路交通騒音振動調査報告書」(東京都)	最新の資料を参考とする。
②土地利用の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都) ・「都市計画図」	
③発生源の状況		・「公害苦情統計調査」(東京都)	
④自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」(国土交通省)	
⑤地盤及び地形の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地利用分類基本調査」(東京都) ・「東京都総合地盤図」(東京都)	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「振動規制法」 ・「東京都環境確保条例」(東京都)	

表 8-13 調査方法(現地調査)：騒音・振動

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①騒音・振動の状況 ・一般環境の騒音・振動 ・道路交通の騒音・振動	<p>計画地及びその周辺地域の土地利用状況を踏まえ、計画地の敷地内及び工事用車両及びごみ収集車両の主な走行経路に設定する。</p> <p>・一般環境の騒音・振動 計画地内の4地点(敷地境界)とする。 調査位置は図8-3(1)に示すとおりである。</p> <p>・道路交通騒音・振動 計画地周辺の工事用車両及びごみ収集車両等が走行する道路沿道の3地点とする。 調査位置は図8-3(2)に示すとおりである。</p>	<p>・一般環境の騒音・振動 施設の停止時の1日とし、調査時間は24時間連続とする。</p> <p>・道路交通の騒音・振動 調査日は、交通量が通常の状況である1日間とし、調査時間は24時間連続とする。</p>	<p>・騒音 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法とする。</p> <p>・振動 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法とする。</p>
④自動車交通量等の状況	自動車交通量は、工事用車両及びごみ収集車両等の主要な走行ルートで、道路交通の騒音・振動が把握できる3地点とする。 調査位置は図8-3(2)に示すとおりである。	自動車交通量は、道路沿道大気質の調査期間のうち1日間(24時間)とし、連続して1時間ごとの交通量等を調査する。	<p>・自動車交通量は、車種分類別(ごみ収集車両の分類を含む)、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定を行う。</p> <p>・代表的な車両の走行速度は、一定区間の通過秒数から測定を行う。</p>
⑤地盤及び地形の状況 ・地盤卓越振動数	原則として、道路交通の騒音・振動の調査地点と同一の3地点とする。 調査位置は図8-3(2)に示すとおりである。	騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。	「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版)に定める方法とする。



## 凡例

: 計画地

: 一般環境騒音・振動調査地点

: 行政界

: 工場棟

: 飛灰搬出設備棟、洗車棟、屋外待機所、油庫、廃材置場

: 煙突

: 緑地

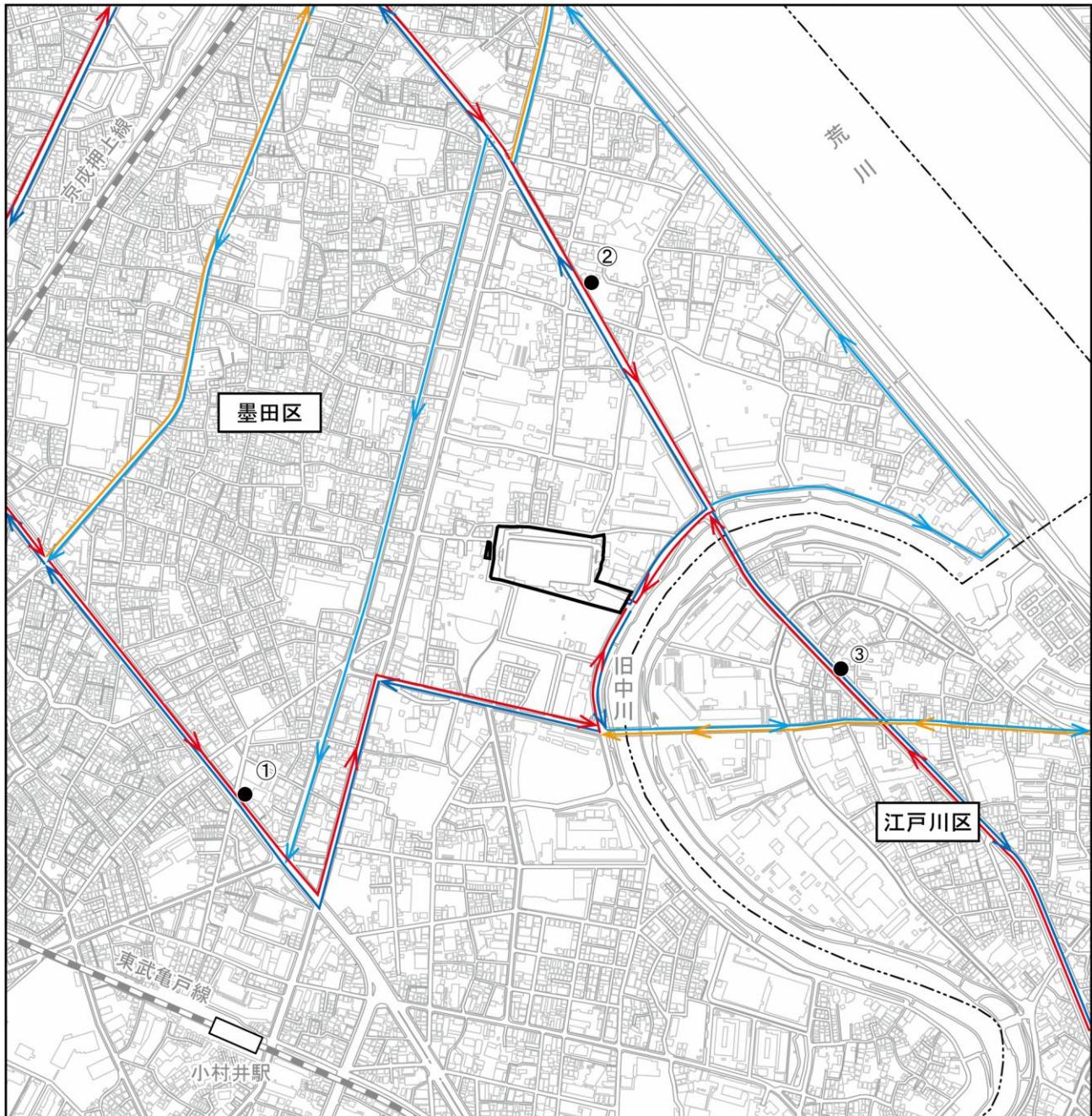


1 : 2,500

0 50 100m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 8-3(1) 現地調査地点位置図(一般環境騒音・振動)



## 凡例

: 計画地

: 行政界

: 線路

### 車両動線

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ : ごみ収集車両等入車方向

→ : ごみ収集車両等出車方向

- : 道路交通騒音・振動、自動車交通量、地盤卓越振動数調査地点
  - ① 都道306号(明治通り)
  - ② 都道449号(東墨田会館)
  - ③ 都道449号(江戸川区側)



1 : 10,000

0 100 200 400m

この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 8-3(2) 現地調査地点位置図(道路交通騒音・振動、交通量等)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-14 に示すとおりである。

表 8-14(1) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は計画地敷地境界から騒音は200m、振動は100mまでの範囲とする。</li> <li>予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>＜評価の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に定める基準</li> <li>「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年規則第34号)に定める指定建設作業に係る騒音の基準</li> <li>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準</li> <li>「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年規則第34号)に定める指定建設作業に係る振動の基準</li> </ul>
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域・地点は現況調査の調査地点(3地点)に準じ、騒音は道路端から100m、振動は50mまでの範囲とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>＜評価の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める基準</li> <li>「東京都環境確保条例」(平成12年条例第215号)に定める日常生活等に適用する規制基準</li> </ul>

表 8-14(2) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴う騒音・振動	<p>施設の稼働が通常状態に達した時点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予測地域は現況調査の調査地域に準じ、計画地敷地境界から100mまでの範囲とする。</li> <li>予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 伝搬理論式により騒音レベル「90%レンジの上端値 (<math>L_{A5}</math>)」を算定する。</li> <li>振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値 (<math>L_{10}</math>)」を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>＜評価の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に定める特定工場等において発生する騒音の基準</li> <li>「東京都環境確保条例」(平成12年条例第215号)に定める工場等及び指定作業場に係る騒音の基準</li> <li>「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示90号)に定める特定工場等において発生する振動に係る基準</li> <li>「東京都環境確保条例」(平成12年条例第215号)に定める工場等及び指定作業場に係る振動の基準</li> </ul>
	ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動	予測地域・地点は現況調査の調査地点(3地点)に準じ、騒音は道路端から100m、振動は50mまでの範囲とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音 日本音響学会式(ASJ RTN-Model 2023)により等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)を算定する。</li> <li>振動 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版)により振動レベル「80%レンジの上端値(<math>L_{10}</math>)」を算定する。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>＜評価の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める基準</li> <li>「東京都環境確保条例」(平成12年条例第215号)に定める日常生活等に適用する規制基準</li> </ul>

## 8.2.4 土壤汚染

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-15 に示すとおりである。

表 8-15 調査事項及びその選択理由：土壤汚染

調査事項	選択理由
①土地利用の履歴等の状況	工事の施行中において、建設工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。
②土壤汚染の状況	
③地形、地質、地下水及び土壤の状況	土壤の取扱いに慎重を期すために、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。
④気象の状況	
⑤土地利用の状況	
⑥発生源の状況	
⑦利水の状況	
⑧法令による基準等	

### (2) 調査方法

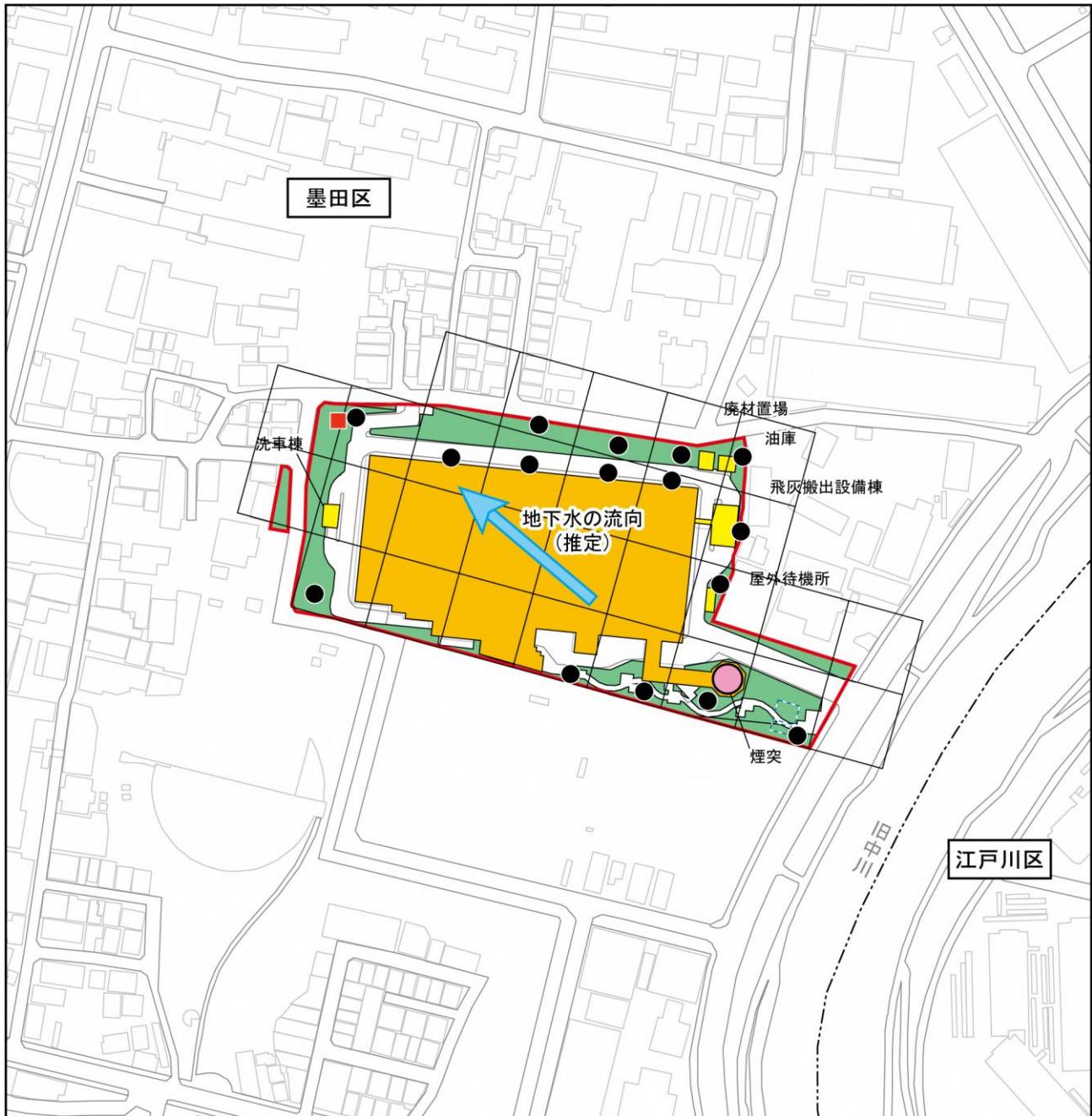
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-16、現地調査方法は表 8-17、現地調査地点は図 8-4 に示すとおりである。

表 8-16 調査方法（既存資料調査）：土壤汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①土地利用の履歴等の状況	計画地内	・過去の地形図（国土地理院） ・航空写真（国土地理院） ・「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等	最新の資料を参考とする。
③地形、地質、地下水及び土壤の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都地盤地質図」（東京都）	
④気象の状況		・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）	
⑤土地利用の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」（東京都） ・「都市計画図」	
⑥発生源の状況		・「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等	
⑦利水の状況		・「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等	
⑧法令による基準等		・「環境基本法」 ・「土壤汚染対策法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-17 調査方法（現地調査）：土壤汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
②土壤汚染の状況	・計画地内の表層土 16 地点及び地下水 1 地点とする。 調査位置は図 8-4 に示すとおりである。	計画地の汚染状況を把握できる時期とする。	・「東京都土壤汚染対策指針」に定める方法とする。 ・「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」（令和 4 年環境省）に定める方法とする。



## 凡例

  : 計画地        : 工場棟        : 煙突

----- : 行政界        : 飛灰搬出設備棟、廃材置場等        : 緑地

  : 土壤汚染調査メッシュ (30m × 30m)

● : 土壤調査地点

■ : 地下水調査地点

  : 汚染土壤収容箇所

注)計画地内の施設配置は既存施設を表す。



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 8-4 現地調査地点位置図（土壤汚染）

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-18 に示すとおりである。

表 8-18 予測及び評価の方法：土壤汚染

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	土壤中の有害物質の濃度 地下水への溶出の可能性の有無 新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	建設工事に伴い建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。	計画地内とする。  現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に定める基準</li> <li>・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める基準</li> <li>・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める基準</li> <li>・「東京都環境確保条例」に定める基準</li> </ul>

## 8.2.5 地盤

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-19 に示すとおりである。

表 8-19 調査事項及びその選択理由：地盤

調査事項	選択理由
①地盤の状況	工事の施行中において、掘削工事およびそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる
②地下水の状況	工事の完了後において、地下構造物の存在により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。
③地盤沈下又は地盤の変形の状況	以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。
④土地利用の状況	
⑤法令による基準等	

### (2) 調査方法

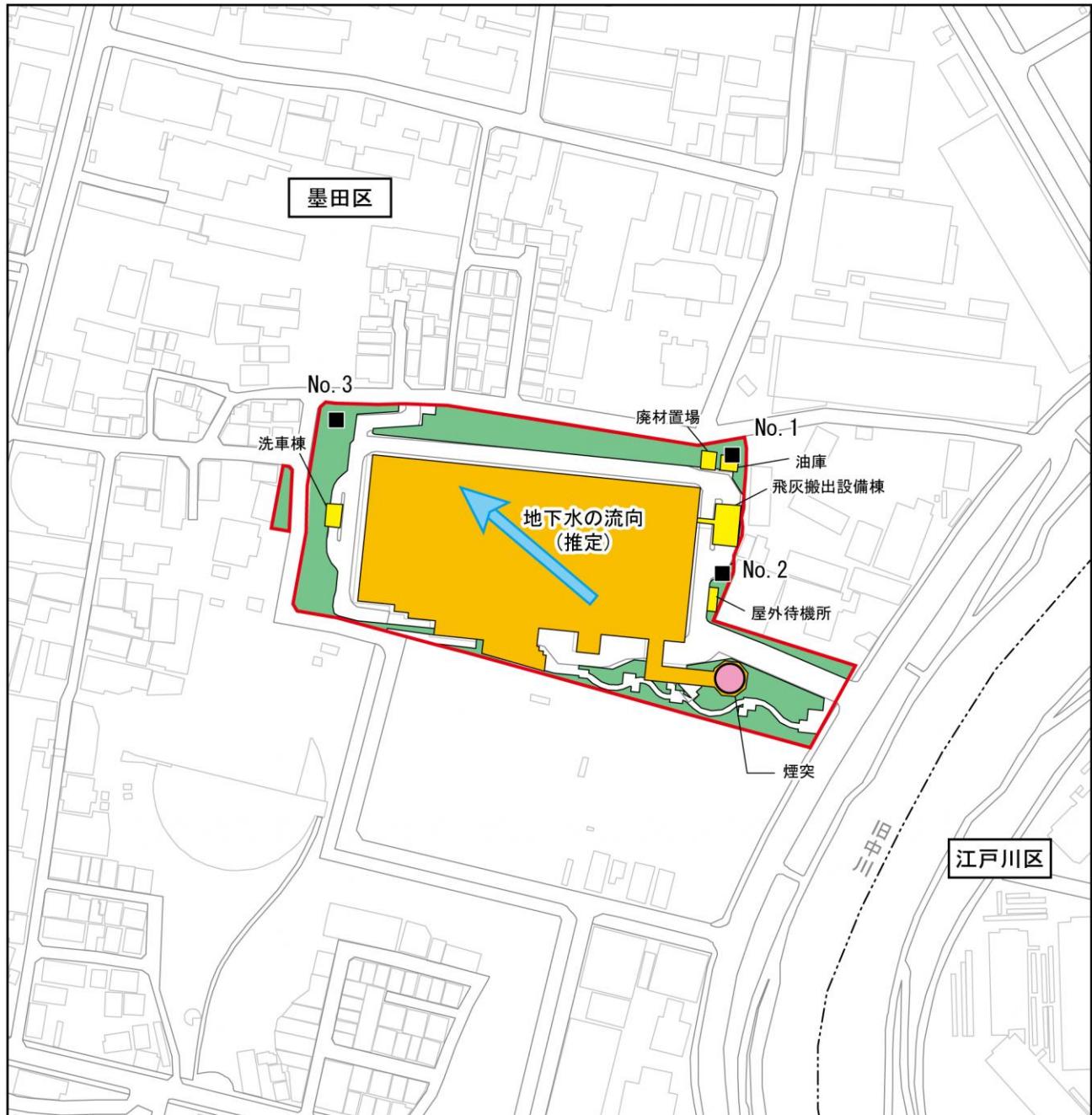
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-20、現地調査方法は表 8-21、現地調査地点は図 8-5 に示すとおりである。

表 8-20 調査方法（既存資料調査）：地盤

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地盤の状況	計画地周辺	・「東京都総合地盤図」（東京都） ・「環境影響評価書 - 墨田清掃工場建替事業 - 」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②地下水の状況		・「東京都地下水揚水量調査報告書」（東京都）	
③地盤沈下又は地盤の変形の状況		・「水準基標測量成果報告書」（東京都）	
④土地利用の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤法令による基準等		・「工業用水法」 ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-21 調査方法（現地調査）：地盤

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地盤の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内の 3 地点とする。 調査位置は図 8-5 に示すとおりである。	計画地の地盤状況を把握できる時期とする。	ボーリング調査及び土質試験による方法とする。
②地下水の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内 3 地点とする。 調査位置は図 8-5 に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる 1 年間とする。	不圧地下水用の観測井 3 地点での地下水位観測による方法とする。



## 凡例

- |   |                    |   |                             |
|---|--------------------|---|-----------------------------|
| <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>        | : 計画地              | <span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 工場棟                       |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border-top: 1px dashed black;"></span> | : 行政界              | <span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 飛灰搬出設備棟、洗車棟、屋外待機所、油庫、廃材置場 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: black;"></span>      | : 地盤調査地点及び地下水位調査地点 | <span style="background-color: pink; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>   | : 煙突                        |
|   |                    | <span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>  | : 緑地                        |



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 8-5 現地調査地点位置図(地盤)

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-22 に示すとおりである。

表 8-22 予測及び評価の方法：地盤

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施工中	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	掘削工事が実施される時点とする。	計画地及びその周辺とする。	工事施工計画や現地調査結果を基に、地盤に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形を定性的に予測する方法とする。  現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
工事の完了後	地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	地下構造物が完成し、地盤の状況が安定した時点とする。		

## 8.2.6 水循環

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-23 に示すとおりである。

表 8-23 調査事項及びその選択理由：水循環

調査事項	選択理由
①水域の状況	工事の施行中において、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化が考えられる。
②気象の状況	
③地形・地質、土質等の状況	工事の完了後において、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の影響が考えられる。
④水利用の状況	
⑤植生の状況	以上のことから、計画地周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。
⑥土地利用の状況	
⑦法令による基準等	

### (2) 調査方法

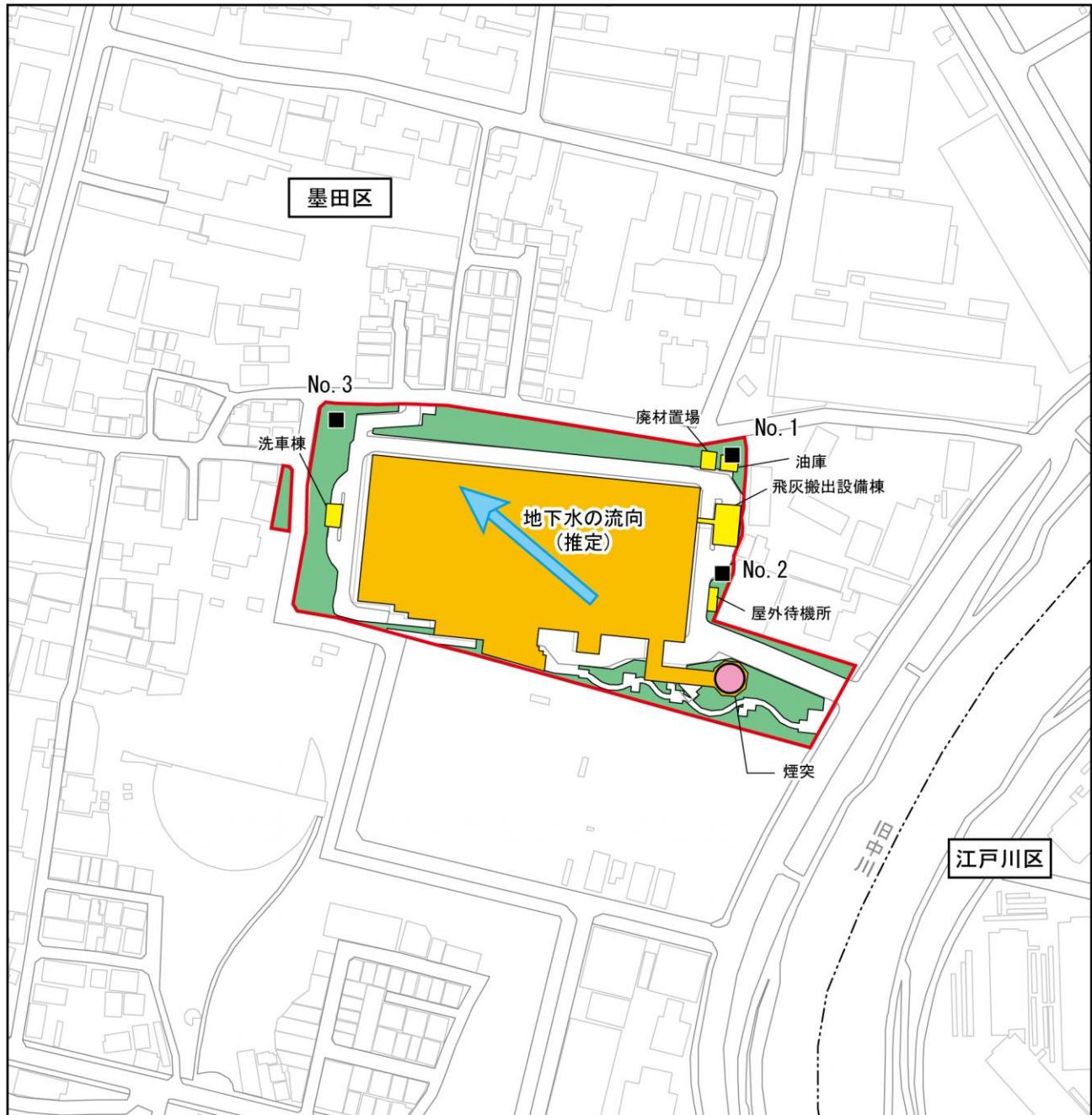
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-24、現地調査方法は表 8-25、現地調査地点は図 8-6 に示すとおりである。

表 8-24 調査方法(既存資料調査)：水循環

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①水域の状況	計画地及び その周辺	・「地下水表面図」 ・「被圧地下水位等高線図」	最新の資料を 参考とする。
②気象の状況		・「過去の気象データ」(気象庁ホームページ)	
③地形・地質、土質等の状況		・「地形面区分図」(東京都)	
④水利用の状況		・「都内の地下水揚水の実態」(東京都)	
⑤植生の状況		・「自然環境保全基礎調査」(環境省) ・「東京都現存植生図」(東京都)	
⑥土地利用の状況		・「土地利用現況調査 GIS データ」(東京都) ・「都市計画図」	
⑦法令による基準等		・「東京都環境確保条例」(東京都)	

表 8-25 調査方法(現地調査)：水循環

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①水域の状況	建設工事(掘削工事)及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内の 3 地点とする。 調査位置は図 8-6 に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる 1 年間とする。	不圧地下水用の観測井 3 地点での地下水位観測による方法とする。



## 凡例

- |   |            |   |                             |
|---|------------|---|-----------------------------|
| <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>        | : 計画地      | <span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 工場棟                       |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border-top: 1px dashed black;"></span> | : 行政界      | <span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 飛灰搬出設備棟、洗車棟、屋外待機所、油庫、廃材置場 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: black;"></span>      | : 地下水位調査地点 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: pink;"></span>   | : 煙突                        |
|   |            | <span style="background-color: green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>  | : 緑地                        |



この地図は、基盤地図情報ダウンロードサービスの基本情報を編集・加工して使用している。

図 8-6 現地調査地点位置図（水循環）

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-26 に示すとおりである。

表 8-26 予測及び評価の方法：水循環

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度	建設工事（掘削工事）に伴い山留壁が設置された時点とする。	計画地及びその周辺とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・掘削工事及び山留壁の設置により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。
工事の完了後	地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度	地下構造物が完成し、地下水位の状況が安定した時点とする。		・地下構造物の存在により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。

## 8.2.7 廃棄物

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-27 に示すとおりである。

表 8-27 調査事項及びその選択理由：廃棄物

調査事項	選択理由
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中においては、飛灰搬出設備棟等の解体、プラント施設の設備・機器の撤去、飛灰処理設備棟等の建設等に伴う廃棄物が発生する。 工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生する。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は、表 8-28 に示すとおりである。

表 8-28 調査方法(既存資料調査)：廃棄物

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況	計画地内	・事業概要(東京二十三区清掃一部事務組合)等 ・既存施設設計図書等	最新の資料を参考とする。
②建設発生土の状況			
③特別管理廃棄物の状況			
④廃棄物処理の状況			
⑤法令による基準等		・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「東京都廃棄物条例」(東京都) ・「東京都建設リサイクル推進計画」(東京都) 等	

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-29 に示すとおりである。

表 8-29 予測及び評価の方法：廃棄物

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	既存設備等の撤去及び建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の発生量、再利用量及び処理・処分方法	建設廃棄物が排出される時点、又は排出される期間とする。	計画地内とする。  飛灰搬出設備棟等の解体、プラント施設の設設・機器の撤去、飛灰処理設備棟等の建設等に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。  <評価の指標> <ul style="list-style-type: none"><li>・「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)に定める事業者の責務</li><li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に定める事業者の責務</li><li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)に定める事業者の責務</li><li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)</li><li>・「東京都廃棄物条例」(平成 4 年東京都条例第 140 号)に定める事業者の基本的責務</li><li>・「東京都建設リサイクル推進計画」(令和 6 年東京都)に定める事業者の責務</li><li>・「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」(平成 11 年墨田区条例第 38 号)に定める事業者の責務</li></ul>
工事の完了後	施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	施設の稼働が通常状態に達した時点とする。		

## 8.2.8 温室効果ガス

### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-30 に示すとおりである。

表 8-30 調査事項及びその選択理由：温室効果ガス

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は、表 8-31 に示すとおりである。

表 8-31 調査方法(既存資料調査)：温室効果ガス

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及び その周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(東京都)</li> <li>・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省) 等</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「清掃事業年報」(東京都二十三区清掃一部事務組合) 等</li> </ul>	
③地域内エネルギー資源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「清掃事業年報」(東京都二十三区清掃一部事務組合) 等</li> </ul>	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者資料等</li> </ul>	
⑤法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」</li> <li>・「東京都環境確保条例」(東京都)</li> <li>・「地球温暖化対策指針」(東京都)</li> </ul>	

### (3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-32 に示すとおりである。

表 8-32 予測及び評価の方法：温室効果ガス

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	工事が完了し、施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	<p>計画地内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。</li> <li>ごみ発電及び場外への余熱供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。</li> </ul>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>＜評価の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める基本方針</li> <li>「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に定める基準</li> <li>「東京都地球温暖化対策指針」（平成 21 年東京都告示第 989 号）に基づき定める目標等</li> </ul>

## 9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名

本事業の実施により環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図 9-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすと予想される範囲が最も広くなる大気汚染推定範囲(半径 1.6km)とした。

当該地域を管轄する特別区の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区の名称及び町名

特別区の名称		町名
東京都	墨田区	業平五丁目の一部、向島四丁目の一部、東向島一丁目の一部、東向島二丁目、東向島三丁目の一部、東向島四丁目の一部、東向島五丁目、東向島六丁目、墨田一丁目の一部、墨田三丁目の一部、墨田四丁目の一部、押上一丁目の一部、押上二丁目の一部、押上三丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花一丁目、文花二丁目、文花三丁目、八広一丁目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁目、八広五丁目、八広六丁目、立花一丁目、立花二丁目、立花三丁目、立花四丁目、立花五丁目、立花六丁目、東墨田一丁目、東墨田二丁目、東墨田三丁目
	江戸川区	平井三丁目の一部、平井四丁目の一部、平井五丁目の一部、平井六丁目、平井七丁目
	江東区	亀戸三丁目の一部、亀戸四丁目の一部、亀戸八丁目の一部
	葛飾区	西新小岩一丁目の一部、西新小岩二丁目の一部、西新小岩三丁目の一部、西新小岩五丁目の一部、東四つ木一丁目の一部、東四つ木二丁目の一部、東四つ木三丁目の一部、四つ木一丁目の一部



凡例

- [ ] : 計画地
  - : 区境界
  - : 町丁界
  - (○) : 環境に影響を及ぼすと予想される地域  
(半径1.6km)



この地図は、電子地形図25000(国土地理院)を編集・加工して使用している。

図 9-1 環境に影響を及ぼすと予想される地域

## 10 その他

### 10.1 対象事業に必要な許認可及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条
水銀排出施設の設置届出	大気汚染防止法第18条の28

### 10.2 調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合  代表者 : 管理者 吉住 健一  所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 株式会社P C E R  代表者 : 代表取締役 笠井 瞳  所在地 : 千葉県流山市鰐ヶ崎474番地

### 10.3 調査計画書を作成するにあたって参考とした資料の目録

- ・「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」  
(令和7年5月閲覧、東京都総務局ホームページ)
- ・「人口の動き(令和6年中)」(令和7年5月閲覧、東京都総務局ホームページ)
- ・「墨田区町丁別・年齢別人口1月分」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「町丁目別世帯と人口・年齢別人口報告」(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)
- ・「令和3年経済センサス活動調査」(令和7年5月閲覧、政府統計の総合窓口(e-Stat))
- ・「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(令和7年5月閲覧、国土交通省ホームページ)
- ・「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」  
(令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ)
- ・「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」  
(令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ)
- ・「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査結果」  
(令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ)
- ・「東京都第五建設事務所管内図」(令和3年4月、東京都建設局)
- ・「東京都統計年鑑」(令和7年5月閲覧、東京都総務局ホームページ)
- ・「国土数値情報 鉄道データ」(令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)
- ・「行政基礎資料集(令和6年度版)」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「土地利用現況調査 令和3年区部(シェープファイル)」  
(令和7年5月閲覧、東京都オープンデータカタログサイト)
- ・「都市計画決定情報 GIS データ(用途地域)」  
(令和7年5月閲覧、東京都オープンデータカタログサイト)
- ・「学校コード一覧」(令和7年5月閲覧、文部科学省ホームページ)
- ・「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」  
(令和7年5月閲覧、文部科学省ホームページ)
- ・「令和7年度都立高等学校等一覧」(令和7年5月閲覧、東京都教育委員会ホームページ)
- ・「私立専修各種学校」(令和7年5月閲覧、東京都生活文化スポーツ局ホームページ)
- ・「施設情報」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「学校・教育施設一覧」(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)
- ・「こども・教育」(令和7年5月閲覧、江東区ホームページ)
- ・「子育て・教育施設」(令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ)
- ・「その他認可外保育施設」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「子どもを預ける(保育園・保育ママ・幼稚園・一時保育など)」  
(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)
- ・「令和5年(2023年) 報告 東京都における医療機能ごとの病床の状況(許可病床)」  
(令和7年5月閲覧、東京都保健医療局)
- ・「施設一覧」(令和7年5月閲覧、東京都福祉局ホームページ)
- ・「都内公立図書館一覧」(令和7年5月閲覧、東京都立図書館)
- ・「公園」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「すみだまちづくりマップ」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)

- ・「えどがわマップ」(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)
- ・「公園」(令和7年5月閲覧、江東区ホームページ)
- ・「公園・児童遊園一覧表」(令和7年5月閲覧、葛飾区ホームページ)
- ・「公園」(令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ)
- ・「すみだウォーキングマップ第8弾 すみだウォーキングマップ 2024年版」  
(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「おすすめウォーキングコース」(令和7年5月閲覧、江戸川区ホームページ)
- ・「江東区ウォーキングマップ」(令和4年8月、江東区保健所健康推進課)
- ・「かつしかウォーキングマップ」(令和元年9月、葛飾区健康部地域保健課)
- ・「関東の一級河川」(令和7年5月閲覧、国土交通省ホームページ)
- ・「東京都管内河川一覧表」(平成27年8月、東京都建設局)
- ・「荒川水系 隅田川流域河川整備計画」(令和4年12月、東京都)
- ・「旧中川」(令和7年5月閲覧、東京都建設局ホームページ)
- ・「荒川水系 江東内部河川整備計画」(平成28年6月、東京都)
- ・「国土数値情報 河川データ」(令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)
- ・「荒川水系利用状況」(令和7年5月閲覧、荒川上流事務所ホームページ)
- ・「漁業権について」(令和7年5月閲覧、水産庁ホームページ)
- ・「東京都下水道局事業概要(令和6年度)」  
(令和7年5月閲覧、東京都下水道局ホームページ)
- ・「地域気象観測所一覧」(令和7年3月、気象庁)
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「過去の気象データ検索」(令和7年5月閲覧、気象庁ホームページ)
- ・「「未来の東京」戦略 version up 2024」(令和6年1月、東京都)
- ・「都市づくりのグランドデザイン-東京の未来を創ろう-」(平成29年9月、東京都)
- ・「東京の都市づくりビジョン(改定)-魅力とぎわいを備えた環境先進都市の創造-」  
(平成21年7月、東京都)
- ・「東京都環境基本計画」(令和4年9月、東京都)
- ・「ゼロエミッショントリニティ Beyond カーボンハーフ」(令和7年3月、東京都)
- ・「ヒートアイランド対策ガイドライン」(平成17年7月、東京都)
- ・「ヒートアイランド対策取り組み方針～環境都市東京の実現に向けて～」  
(平成15年3月、東京都)
- ・「東京都気候変動適応計画」(令和6年3月、東京都)
- ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(令和3年9月、東京都)
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」(令和6年4月、東京都)
- ・「東京都建設リサイクルガイドライン」(適用日：令和7年4月1日、東京都)
- ・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」  
(令和6年4月、東京都)
- ・「東京が新たに進めるみどりの取組」(令和元年5月、東京都)
- ・「東京都生物多様性地域戦略」(令和5年4月、東京都)
- ・「東京都景観計画-美しく風格ある東京の再生-」(平成30年8月改定、東京都)

- ・「墨田区基本構想」(令和7年9月、墨田区)
- ・「墨田区基本計画」(令和4年7月、墨田区)
- ・「第二次すみだ環境の共創プラン(中間改定)」(令和4年3月、墨田区)
- ・「第二次墨田区緑の基本計画～墨田区生物多様性地域戦略～」(令和4年3月、墨田区)
- ・「墨田区都市計画マスターplan」(平成31年3月、墨田区)
- ・「墨田区景観基本計画」(平成20年3月、墨田区)
- ・「墨田区景観計画」(平成29年6月改定、墨田区)
- ・「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」(令和4年8月、江戸川区)
- ・「2030年の江戸川区（SDGs ビジョン）」(令和4年8月、江戸川区)
- ・「第2次エコタウンえどがわ推進計画」(平成30年3月、江戸川区)
- ・「江戸川区都市計画マスターplan」(平成31年3月、江戸川区)
- ・「江戸川区景観計画」(令和5年4月改定、江戸川区)
- ・「江戸川区みどりの基本計画 水・緑・農、ともに生きる豊かな暮らし  
～えどがわ ecological plan～」(令和6年4月、江戸川区)
- ・「Edogawaごみダイエットプラン（江戸川区一般廃棄物処理基本計画）」  
(令和4年3月、江戸川区)
- ・「公害苦情統計調査」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「有害大気汚染物質モニタリング調査」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「ダイオキシン類調査結果」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「大気常時監視測定」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「年度別 自動車交通騒音調査結果」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「公共用水域水質測定結果について」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「東京の地下水質調査結果」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「要措置区域等の指定状況」(令和7年5月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「令和5年 地盤沈下調査報告書」  
(令和6年10月、東京都土木技術支援・人材育成センター)
- ・「数値地図25000(土地条件)」(令和7年5月閲覧、国土地理院ホームページ)
- ・「土地分類基本調査(垂直調査)」(令和7年5月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)
- ・「環境影響評価書 - 東京都墨田地区清掃工場建設事業 - 」(平成6年2月、東京都)
- ・「東京都の地盤沈下と地下水の再検証について」(平成23年5月、東京都環境局)
- ・「東京の湧水マップ 令和5年度調査」(令和6年3月、東京都環境局)
- ・「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成31年3月、墨田区)
- ・「自然環境保全基礎調査植生図 1/25,000 植生図（東京首部）」  
(令和7年5月閲覧、環境省生物多様性センター)
- ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月条例第63号)
- ・「日影規制の制限」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「墨田区指定文化財」(令和7年5月閲覧、墨田区ホームページ)
- ・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」  
(令和7年5月閲覧、東京都教育委員会)

- ・「清掃工場施設一覧」（令和7年5月閲覧、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ）
  - ・「一般廃棄物処理基本計画」（令和3年2月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「事業概要 令和7年版」（令和7年7月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「清掃事業年報 令和元年度」（令和2年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「清掃事業年報 令和2年度」（令和3年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「清掃事業年報 令和3年度」（令和4年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「清掃事業年報 令和4年度」（令和5年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「清掃事業年報 令和5年度」（令和6年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量(2022(令和4)年度実績)」  
（令和7年6月、東京都環境局）
- ・「令和元年度 清掃工場等作業年報【資料編】」  
（令和2年9月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「令和2年度 清掃工場等作業年報【資料編】」  
（令和3年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「令和3年度 清掃工場等作業年報【資料編】」  
（令和4年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「令和4年度 清掃工場等作業年報【資料編】」  
（令和5年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）
  - ・「令和5年度 清掃工場等作業年報【資料編】」  
（令和6年8月、東京二十三区清掃一部事務組合）

以上

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/25,000 「電子地形図 25000」（国土地理院）

1/75,000、1/10,000、1/2,500（国土数値情報ダウンロードサイト）

空中写真：「地理院タイル」（国土地理院）



令和7年12月発行

印 刷 物 登 錄

令和7年度 第75号

## 環境影響評価調査計画書

### —墨田清掃工場リニューアル事業—

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部  
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階  
電話番号 03(6238)0915

印 刷 有限公司 多摩綜合企画  
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷505番地  
電話番号 042(556)4050

再生紙を使用しています。